

——ニへの項下を見よ。  
出(神樂)小前張)こもまくら 高瀬の淀にや 誰がニへ人ぞ しぎつ  
きのぼる 網おろし さでさし上る

(播風) 到攝津高瀬之濟一詩欲度此河一度子紀伊國人小玉申曰我  
爲天皇贖人否爾時敕云朕公雖然尙不度  
不度は可度の誤であらう。此一章の文脈を案するに小玉が渡しまる  
らせることを拒んだのを「さういはずに渡せ」といはれたので、其拒ん  
だ理由は自分は天皇の贖人即ち御召使ではないというたのであらう。  
栗田氏の訓のやうに「贖人ニナシタマハンヤ」としては渡す代りに贖人  
にしてくれといふことに聞えるが、贖人は望んでなるほど名譽の位置  
ともおはれぬ。

ニヘモツコ(贄持之子、苞直擔之子)

訓 紀に苞直擔此云ニ珥倍毛蒐と訓註してある。之の字に捉はれてニヘ  
モツノコと訓するは誤である。——訓註参照。

モチは擔當をも意味するから、ニヘモツコは供饌擔任の男子の意で  
あらう。

神武天皇吉野巡幸の際出現した人物(紀、記)。筌(梁)を作つて魚を  
捕つて居たとあり、阿太の鵜養部の始祖とある。天皇の御製に「サカヒ  
がとも今すけに來れ」とある所を見ると、配下の漁民を率ゐて天皇に隨  
身したものと思はれる。

ニホ(鳩)鳥

和名抄に鴝鳩、野鳥、小而好沒水中一者也和名ニホとある。俗にかい  
つぶりといふ鳥である。音便によつてミホともいふ。語原不明。

ニホ(仁番)「人」

原 字音ニホンを約めてニホと稱へたのであらう。

應神朝の歸化人(記)。造酒の術に長じ、又の名をスズコリといふと  
ある。仁番が本名で、スズコリは其職に因む稱號であらう(スズコリ  
の項下参照)。

ニホス(令丹)

ニホは丹(赭土)の秀の意であるが、色澤の義に轉用せられ、之に使  
動語尾シを添へたニホシ、ニホスは「色をつける」といふ意味に用ひら  
れる。

平山を令丹もみち葉手折り來て今宵かざしつ散らばちるとも  
(萬六) 墨の江の 遠里小野の 眞はりもち ニホシシ衣に(三五九)

ニホツヒメ(爾保都比賣)の命

播磨國造石坂比賣に託いて神功皇后に誨へまゐらせた神(風)。國堅  
大神の子とある。ニホは或はミホの轉呼で、三種神を名に負うたので  
あるかも知れぬ。

ニホトリ(鳩鳥)「枕」

カツギ(潜)、オキナガ(息長)、ナツ(狎)及フタリナラビの枕詞。いづ  
れも此鳥に縁のある語である。例

(應神天皇御製) ミホドリの カツギいきづき(記)  
(萬二四) ニホトリのカツシカ早稻をにへすとも其悲しきをとなたて  
めやも

(萬二〇) ニホトリの息長河の絶えぬとも君に語らむことつきめやも  
息長にかゝるのは長時間水中に潛入するから息が長いといふ縁による  
とも説明せられるが、或はオキはウキ(浮)に通じ、鳩鳥の浮くといひ  
かけたのかも知れぬ。

(萬二三) おもふにし餘りにしかばニホトリのなづさび來しを人見け  
むかも  
これはナツ(狎)にいひかけたので、此鳥が鴛鴦のやうに雌雄相伴ふ習  
性のあることによつて枕としたのであらう。次の「二人ならび居」も亦  
同様である。

(萬五) ニホトリの 二人ならび居 語らひし(七五四)  
忍熊王の歌に「ニホトリの淡海の海にカツギせなわ(記)、又は「ニホト  
リのカツギせな(紀」とあるのは「ニホトリのやうに」といふ意で枕詞  
ではない。

ニホヒ(匂)

ニ(丹)ホ(秀)即ち色澤を意味する語の活用形で、色澤を放つといふ  
意である。——芳香を放つといふことをニホフといふのは本来「香に  
ニホフ」の畧語であるが、更に轉じて香を「ニホヒ」といふやうになつた  
のである。

萬葉集の用例によれば色澤に染まることをもニホヒといふた。恐ら  
くはニホへと轉用すべきを音便によつてニホヒと稱へたものと思はれ  
る。例

(萬六) 白波の千重に來よする住吉の岸の黄土粉にニホヒテ行かな  
(九三)  
(萬二〇) 我が待ちし秋萩咲きぬ今だにもニホヒて行かな遠方人に

第六卷の歌の黄土粉はマナコの假字で愛子にいひかけたのである。  
ハニフと訓むことの誤なるは其項下に述べる。

ニマ(爾磨)の郷

備中國下道郡の郷名(和名抄)。——今二萬村といふ——三善清行封  
事に引いた備中風土記に天智天皇東宮のとき百濟救援の爲に兵を此郷  
に徴して二萬人を得られたから郷名とせられたとあるが、當時一郡の  
壯丁を擧つても其數には達しなかつた筈である。他の意義があるので  
あらうが尙明にし得ぬ。

ニモ(丹裳)の小野

日向國兒湯縣地名(紀)。語義、所在共に不明であるが、今の兒湯郡三  
宅村は古の都府の跡であるといふから、其附近の地であらうと思はれ  
る(地名辭書)。

ニヨブ(呻)

靈異記中卷第二十二に呻はニヨブと訓してある。

ニ呼ぶといふ意。ニはネの轉呼でア三(兄)など、用ひられ、長者に  
對する呼稱である。心の苦悶を聲に發する場合には恃みとする人をよ  
ぶものであるから、ニヨブといふ語を生じたのであらう。——モヨヨ  
アの項下参照。

ニラ(葦)

圓ミラの轉。——其項下を見よ。

ニレ(楡)



原 ニラから分化したのであらう。  
 釋 ニラ(蕪)と同様に薬味に用ひられる木をニレと稱へた。楡の皮が其用に充てられることは萬葉集十六卷乞食者の歌にも「モムニレを五百枝剥きたり天照や日のけにほしさひづるやから白につき云々」とあり、内膳式にも楡皮年中雜御菜並糞等料とある。

### ぬ

#### 又(沼)

原 ヌマの原語。韓語<sup>ヌマ</sup>沼も同源から出たのであらう。  
 釋 沼澤地の意。後世多く地域を意味するマ(間)といふ語をそへてヌマとして用ひられるが、古はヌとのみ稱へたやうで、沼は多くヌの假名に用ひられる。天の沼矛<sup>ヌホコ</sup>の如きが其例である。

#### 又(野)の郎女

釋 繼體天皇の皇女〔記〕。生母は坂田の黒比賣。——紀には此名は見えず、茨田の關媛の出として北野(一本小野)稚郎皇女をあげて居るが、同一皇女をいふものと断定することは出来ぬ——ヌ(野)は地名。或は滋賀郡眞野(和名抄)の事であるかも知れぬ。一音を厭うてマ(接頭語)を冠した例は少くはないのである。  
 附 延佳本には紀によつて小野郎女と改記し、記傳も之に従うたが、紀の傳承が常に正確であるとはいへぬのみならず、此章の如きは寧ろ紀

の誤傳と見られる點が歴々たるものがある。延佳が猥に古書を改作したことは宣長も常に非難して居る所で典據とするに足らぬ。

#### 又(野)氏スクナマロ(宿奈麻呂)

釋 萬葉作家。大宰府の大令史とある。野は小野又は野上又は野實などの畧稱であらう。

#### 又(怒)のイロヒメ(伊呂比賣)

釋 建内宿禰の女〔記〕。イロ比賣はイリ比賣の轉呼で、葛木のヌ(野)比の入姫となつたのであらう。

#### 又(野)のイロメ(伊呂賣)——カツラキのヌのイロメの項下を見よ。

#### 又イカツチ(野雷)

釋 イザナミの命の遺體に宿つた八色雷公中の一〔紀一書〕。足に居たとある。——記には右足のもの伏雷、左足ものを鳴雷としてある。

#### 又エ(鵪、鵪)鳥

釋 和名抄に鵪(怪鳥也、漢語抄云沼江とあり、字鏡にも鵪及鵪に此訓を與へて居る。夜間奇聲を發する鳥と了解せられて居るが、歌にも屢々詠まれて居る所を見ると、人家に近く徘徊したもので、必しも怪鳥ではなかつたと思はれる。或は夜鳴く禽鳥を一般にヌエ(又はヌエトリ)と稱へたのではあるまいか。語義不明。  
 附 (八千矛神の歌) 我立たせれば 青山に ヌエは鳴きさ野つ鳥き

ぎしはとよむ〔記〕

#### 又エクス(努延久佐)〔枕〕

原 ヌエはナヨ(弱)の轉か。  
 釋 弱草の意であらう。  
 釋 古事記沼河日賣の歌に「ヌエ草の女にしあれば」とある。メ(芽)にいひかけて枕詞に用ひたので、「弱竹のトナヨル皇子」萬言など、あると申し着想である。  
 附 原歌はナヨ草又はナエ草であつたのを八千矛神の歌に「青山にヌエは鳴き」とあるので、之と對應する爲にヌエ草とあらためられたのであるかも知れぬ。

#### 又エコ(奴要子)鳥〔枕〕

釋 ヌエ(鵪)に子をそへたので、カ(鹿)をカコともいふやうに義に於ては變りがない。  
 釋 ウラナキ(裏啼)の枕詞。——ヌエトリの項下参照。——例  
 (萬) むら肝の 心をいたみ ヌエコ鳥 うらなき居れば〔五〕

#### 又エトリ(鵜鳥)〔枕〕

釋 ウラナキ(裏啼)、ノドヨビ(嗚咽)の枕詞。ヌエの聲が忍ぶが如く訴ふるが如く聞えるからであらう。例  
 (萬) 久方の天の河原にヌエトリの裏嘆ましつともしきまてに  
 (同) よしゑやし直ならずともヌエトリのうら嘆居ると告げむ子も  
 かも  
 (萬) 飯炊ぐ 事も忘れて ヌエトリの のどよび居るに〔六五〕

第二卷にヌエトリの片戀嬌とあるのは、泣く音からおもひ寄せて鵜鳥の如く片こひするといふことの譬喩に用ひたのであらう。

#### 又カ〔語尾〕

釋 萬葉集に「常にアラヌカ」卷三「雨も降らヌカ」〔卷四〕、「今も鳴かヌカ」〔卷八、卷六〕の如く希望の意に用ひられたヌカはネカの音便で、アラネカモ、降ラネカモ、鳴カネカモといふことである。

#### 又カ(額)

原 ヌク(抜)と同語。  
 釋 額面の抜出た所即ち額をいふ。

#### 又カ(糠)

釋 和名抄には見えぬが、字鏡に奴かとあり、神代紀に天の抜戸<sup>ヌカト</sup>を糠戸とかき、萬葉集にもヌカの假字に之を用ひて居る。語原不明。例のないうことではあるが、或はヌケカラの約か。釋紀には糠をカラと訓した例もある。

#### 又カ(糠)のワクコ(若子)の郎女

釋 仁賢天皇の妃、丸邇日爪臣の女〔記〕。紀に糠君娘とあると同人であらう。  
 附 欽明天皇の妃の中にも春日の日爪臣の女糠子郎女といふ名が見えるが〔記〕、此女性を誤り傳へたもの、やうである。

#### 又ガ(努賀)毗古、又ガ(努賀)毗賣



常陸國那賀郡の土曾兄妹「風」。茨城里に居住したとある。マガはナガと同語であらう。マガ媛については蛇體の子を生んだといふ傳説があるが、其結末が他の神胎説話とは頗る趣を異にして居ることを注意すべきである。

又カキミ(糠君)の娘

舊訓アラキミ、釋紀にカラキミとあるが、神代紀に天抜戸を糠戸ともかいた例により、尙マガキミと訓むべきであらう。

仁賢天皇の妃「紀」。和珥臣日爪の女とある。——記に和邇日爪臣の女糠若子郎女とあるに相當する。——紀の分註に一本云として和珥臣日觸女大糠娘とあるが、應神天皇の妃宅媛(又は矢河江比賣)の父も日觸といふとあるから、誤傳にあらずとすれば世襲名であらねばならぬ。マガは野處の意で和珥の一地名と思はれる。

敏達天皇の妃春日臣仲君の女老女君夫人を記に春日臣中若子の老女子の郎女とし、雄略天皇の寵人春日和珥臣深目女童女君と同人と思はれるものを記に丸邇之佐都紀臣の女袁杼比賣(ナトは少の意)と記されて居る所を見ると、少くとも春日(和珥)氏では子、若子又は比賣と同義の敬語として君といふ語を用いたもの、やうに思はれる。或は君と書いてキ又はコと訓み、又は女君をヒメと訓したのであるかも知れぬ。——キミはキ(子)、ミ(女)の複合語で、アキ、アミの意から出た敬稱である。

又カゲ(抜氣)のオホヒト(大首)

萬葉集作家。筑紫に在任中豊前國の女組兒と契つたとある。抜氣といふ氏名は考へ得ぬ。

又カサキ(糠前) [地]

播磨國安栗郡の地名「風」。稻を春いた糠が飛で来た地なるが故に名づくともある。

又カタ(額田) [地]

仁賢紀に山邊郡額田邑とあり、和名抄平群郡に額田をあげて居る。今生駒郡平城村(山邊郡の境にある)内に額田部といふ地がある。額田部が住して居たから、此名を負うたのであらう。——マガタへの項下参照。

右の外額田といふ地は河内、伊勢、美濃、三河、上總、越前、加賀、備後、筑前等にもあり(和名抄)、近江にも此地名が存したらしと思はれることは次項に述べる通りである。

又カタ(額田)の王(姫王)

天武天皇の御子十市皇女の生母「紀」。鏡王の女とある。正式に妃とせられたのではなかつたらしく、天皇初娶三鏡王女額田姫王とあるのみで、妃とも夫人とも記されて居らぬ。萬葉集に収録せられた歌詠によると、天智天皇とも情交があつたやうである。皇極(齊明)天皇の近侍で、才色双美の佳人として當時貴族間にもはやされたものと思はれる。近江國に所縁があつたやうであるから、其國の地名を名に負うたのであらう。

萬葉集第二卷の題詞に鏡王女又曰額田姫王也とあるので、種々の説を生じたが、其は兩者同人といふ意味ではなく、歌主が鏡王女とも、額田姫王とも傳へられたといふことであらう。

又カタ(額田)の國

國造本紀に淡海國と三野國との中間に額田國造をあげて居る。和名抄美濃國池田郡(今の揖斐郡南部)額田郷といふ地が序列からいへば最も之に近いが、マガタは極めてありふれた地名であり、同書記述の順序も往々誤まつて居るから、此だけの根據を以て断定することは出来ぬ。延佳は額田を坂田の誤なるべしといひ、或は坂田、額田は異名同地とする説もあるが、其はサマガタを額田と同義なりとする誤解に基くものであるから(サマガタの項下参照)、問題にならぬ。若し近江の國に額田といふ地方があつたとすれば、蒲生郡鏡庄界隈ではあるまいか。マガタは鏡の縁語であり(マガタ部の項下参照)、齊明——天武朝に名のあらはれた鏡王と額田王とは極めて近い血縁で、鏡は近江の地名である。

又カタ(額田)の國造

和邇臣の祖彦訓服命の孫大眞侶宇命が成務朝に任命せられたとある(舊)。嵯峨、淳和朝の人名にも外從五位下國造額田宿禰今足(類國)、額田國造今足(令義解)といふものが見えるが、姓氏録には擧げられて居らぬ。

又カタ(額田)のオホナカツヒコ(大中日子、大仲彦)の命(皇子)

應神天皇の皇子、御母は高木入日實(記、紀)。大和の額田に居住せられたから、稱號とせられたのであらう。大は美稱で、仲子といふことである。

又カタへ(額田部)

ニ(土)カタ(型)の轉呼。

此部の設定は史書には見えぬが、額田部連、額田部湯座連を始め、姓氏録にも額田部宿禰、額田部の珉玉、額田部河田連等の氏名があるから廣くマガタ部と稱せられた部民が存した事は疑はない。マガタの語義については姓氏録に、允恭朝此氏の祖先が獻じた馬の額が田の形をして居たので額田の姓を給はつたとあるが、マガタといふ語は應神天皇の御子の名にも見え、大國主系譜にも日名照額田毘道男伊許知邇といふ神があるから、其以前から存したものとせねばならぬ。案ずるに土器又は鑄物製作に用ひる土の型をいふのであらう。上記日名照額田毘道男は日の照土型泥男の意味とも解せられ、鏡作の祖を天のマガタ(其項下を見よ)と稱するのマガタの轉呼で、鏡の鑄型によつて名を負うたものと思はれる。

又カタへ(額田部)の皇女

豐御食炊屋姫(推古天皇)の御通稱「紀」。額田部連が奉仕したので名に負はれたのであらう。

又カタへ(額田部)の連

天津彦根命の裔「紀一書」。天武十三年宿禰に昇格「紀」。姓氏録によれば、額田部宿禰は明日名門命三世の孫天村雲命の後又は六世の孫天申久富命の後とあり、外に天津彦根命の孫意富伊我部命の後と稱する額田部(カバネ缺)をあげて居る。アスナトの命は他書に見えぬ名であるが、恐らくは天津彦根系の神であらう。



又カタベ(額田部)の連 (逸名)

欽明朝の人(紀)。諸蕃掌客の吏員に任ぜられたとある。

又カタベ(額田部)の連イセ(伊勢)

播磨國揖保郡太田村の人(風)。神人の腹太と闘うたとある。次項久等の後であらう。

又カタベ(額田部)の連クト(久等)

播磨國揖保郡枚方里の荒神鎮祭に下向した人(風)。クトは籠の意で又カタ部と縁のある語である。恐らくは鑄造工業普及の爲め移住したのであらう。

又カタベ(額田部)の連ヒラフ(比羅夫)

推古朝隋使應接役(紀)。北史倭人傳に大禮哥多毗とあるのは此人の誤傳であらう。名の義はヒラフの項下に述べる。

又カタベ(額田部)の連ヲヒ(甥)

孝徳朝の人(紀)。法頭に任ぜられたとある。——ヲヒの項下参照。

又カタベ(額田部)のツキモト(槻本)の首

武蔵國の人千熊長彦の後(神功紀)。武蔵國に額田部の存したことは文献には所見がないが、隣國常陸に額田部の湯坐連が居住したと風土記にも明記せられ、和名抄には上總國周准郡に額田郷をあげて居るから、あり得ぬことではない。ツキモトは字の義の地名か、或は千熊長彦

彦のチクマの訛でもあらう。——チクマのナガヒコの項下参照。

又カタベ(額田部)のユエ(湯坐)の連

天津日子根命の裔(記)。舊事紀には饒速日命供奉三十二將の一人天斗麻禰命の後裔とあり、姓氏録には天津彦根命の子明立天御影命の後(左京)又は五世の孫乎田部連の後(河内)とある。ユエは鑄物坐といふことで、——其項下を見よ。——又カタ(土型)部と關聯のある職業であるから、額田部の湯坐と稱する工業部員が古來存在したのであらう。天津彦根命の裔は其部長に任じたのである。

允恭朝此氏人が貢獻した馬の額に町形の廻毛があつた(或は田町に似て居た)から額田部といふ姓を賜はつたとある。姓氏録の所説の信すべからざるところは既に述べた通りである。

又カタベ(額田部)のユエ(湯坐)の連 (逸名)

孝徳朝の人(紀)。蘇我の石川麻呂に連坐して斬殺せられたとある。

又カテ(糠代、糠手)比賣(姫皇女)

敏達天皇の皇女、生母は伊勢の小熊子(記)又は菟名子(紀)。田村王(皇女)ともいひ、異母兄彦人大兄皇子の配となつて舒明天皇を生まれた。——記には御本名を寶王といふとある。——又カテの語義不明。

又カミ(野上) (地)

天武天皇行在の地(紀)。和名抄美濃國不破郡野上郷で、現在岩手村に野上といふ小字が残つて居る。天皇は桑名から進出せられて此地に行宮を起し滞在せられた。

又カチカ(糠岡) (地)

播磨國神崎郡及加茂郡の地名(風)。前者は伊和大神と天日杵命と對陣のとき、大神の軍の稻を春(糠)の聚つた地、又は其籾に糠を置いた場所とあり、後者は大汝命が春かせた稻の糠が飛び到つた地とせられて居る。

又キ(野城)の大神

出雲國意宇郡野城驛家に鎮座する神(風)。野城といふ地名が此神から出たとあるは本末顛倒であらう。

又キカハ(貫川)

ヌキは經緯の緯で本流と畧々直角に交る支流をいふのであらう。(催馬樂「貫川」)ぬき川の せぜの小管の やはら手枕 やはらかに 寝るよはなくて おやさくるつま

おやさくるつまは ましてはしも しかしあらば 矢矧の市に

くつかひにかん くつかはゞ せんがいの ほそしきをかへ さ

しはきて うはもとりはきて みやち通はむ

三河國の地名。矢矧橋の川上一里の所にあるといふ(行囊抄)。

此歌の第二段「ましてはしも」までは男の語、其次の三句は女の語、三段は男の言である。從來之を逆に解して居たやうである。歌の意は男。親の目をさけるので、柔い手枕をして和やかに寝る夜のない妻は特にうつくしい。

女。さうであるならば矢矧の市に沓かひに行かう(男が度々來るやうに)

男。沓を買ふなら線鞋の細いのをかへ、之を穿き、襪をつけてミヤチ通はう。

といふことである。ミヤチも亦矢矧と遠からざる土地の名であるが、こゝでは宮路に女の家があるとも、女の家を御家路といふたのも解し得られる。——センガイの項下を見よ。

又キヌ(貫簀)

糸で貫いた簀で、水屋等の什器に用ひられるものである。萬葉集四卷に「古の人の食させる吉備の酒やめばすべなしキヌ給らむ」とあるから、病室の用にも供したのであらうが、酢(又は温酢)にいひかけたのである。

又サ(幣)

ヌ(野)サ(麻)の意で、上古神に供進したから幣の字をあてられたのである。——ユフ(木綿)が幣帛と同義に用ひられることがあるのと趣を同じうする(ユフの項下参照)。

ヌ、アサの約ともいひ得られるが、麻の原語はサで、アは接頭語である。記傳(三)に禱布佐の約としたのは無理である。恐らくはフサが生麻(即ち圍麻)の意であることに氣がつかなくつたのであらう。

又サカ(野坂)の浦

萬葉集に葦北の野坂浦とある。和名抄に葦北郡野行郷とある行は誤字で、サカではあるまいか。今の葦北郡田浦村であらうといはれる(地名辭書)。

葦北のサカの浦ゆ船出して水島に行かむ波立つなゆめ



ヌジ(虹)

原 ニシと同語。いづれを原語とするか不明。——ニジの項下参照。

釋 天武紀十一年七月殿内に大虹があらはれたとあり、虹はヌジと訓してある。東歌にも次の如くヌジと用ひた例がある。

(萬四) 伊香保るのやさかのゐでに立つヌジのあらはるまでもさ寝をさ寝てば

ヌシ(主)

原 ノ、ウシの約。——ウシの項を見よ。

釋 本來「何某の大人」と他語につけて用ひる語であつたが、獨立して「主」の意にも用ひられるやうになつた。神代紀一書に齋主神號曰齋之大人とあり、丹波の美知能宇斯王(記)を紀に丹波道主命と記したのは、ウシとヌシとが同義に用ひられたことの明證である。

ヌシマ(野島) [地]

釋 淡路國三原郡灘の地先の島。今も沼島と稱する。履中紀に野島の海人とあるのは此地に住居したアマ種族のことである。

田 (萬) 吾が欲りしヌシマはみせつ底深き阿胡根の浦の珠ぞひりはぬ(萬) 朝なきにかちの音聞こゆみけつ國ヌシマの海子の船にしあるらし

右の外にも「淡路の野島」とよまれた例(六卷)がある。

ヌシマ(野島、奴島)の崎

釋 攝津風土記に刀我野の牡鹿が妾の牝鹿を淡路國野嶋に置いて屢々通

うたとある。野島は今も淡路の石屋の西にある村名であるが、野嶋の崎とある所を見ると、兩地の中間の松尾崎を上古野島崎とも稱へたのであらう。

田 (萬三) 珠藻かる敏馬を過ぎて夏草の野島之崎に舟近づきぬ(同) 淡路の野島之前的濱風に妹が結びし紐吹きかへす

ヌシロ(淳代) [地]

釋 陸奥の地名(齊明紀)。——今も羽後國に能代町、能代川の名をとめて居る。——阿倍の比羅夫北蝦夷討伐の際、此地及齋田(秋田)の蝦夷が風を臨んで降を乞うたので、淳代、津輕二郡の郡領を定められたとある。和名抄には見えぬが、山本郡の舊名である。ヌシロは沼後の意を以て大和人のつけた名であらう。

ヌシロ(沼代)の郎女

訓 記傳にはヌシロと訓してあるが、語義からいうても、用字例から見てもノは蛇足である。

釋 景行天皇の皇女(記)。一妾の出とある。紀に八坂入姫の所生停尉斗皇女とあると似通うた名であるが、同一皇女と断定することは出来ぬ——其項下参照。——恐らくは葛木のヌ(地名)のシリ(尻)即ち背後に所領があつて名に負はれたのであらう。

ヌスマヒ(動)

釋 ヌスマヒ(盜)の進行格。ヌスマヒの原義によつて「何ひ」の意にも用ひられる。——次項参照。

ヒシ (同) こころさへ奉れる君になにかもいはず言ひしと我がヌスマハム

ヌスマ(盜)

原 ヌスマはノソミ(望)の語幹ノソと同語であらうが、語原を詳にせぬ。ヌス(ノソ)の原義は借の意であるらしく、借見の意を以て覗見ることをヌスマと稱へたのが、轉じて窃盜の義となつたものと思はれる。ヌスマヒといふ語を派成して「何ひ」の意に用ひたことは前項の通りである。

田 (和邇坂の少女の歌) おのがてな 死せんと ヌスマク知らに(紀) ——記には山代之幣羅坂の少女の歌として、「おのがををヌスマ死せんと」とある。

ヌタ(淳田) [地]

釋 仁徳朝兎野の鹿を殺した佐伯を移された安藝の地名(紀)。此今淳田佐伯部之祖也とある。和名抄安藝國沼田(奴太)郡沼田とあり、現在の竹原を中心として豊田、加茂二郡に跨る地方をいふ。同國には佐伯といふ郡名もある。

ヌタ(沼田) [地]

釋 出雲國楯縫郡の地名(風)。宇乃治の命が此地で乾飯をニタに食したから名を負はせたのを訛つて努多と稱へたとあるが、ヌタ(沼田)が本義で、ヌタ、ニタ(軟)音相通するが故に、右の傳説が生まれたものと思はれる。

ヌタ(淳田)の門

釋 神功皇后角賀から豊浦に御廻航の途次御經由の地(紀)。若狹國三方郡の海面とする説があるが(信友)、確實でない。

ヌタラシワケ(沼帯別)の命 ——ヌマタラシワケの項下参照。

ヌタリ(停足)の柵

釋 孝徳朝に設けられた邊塞(紀)。ヌタリは和名抄越後國沼垂(奴多利)郡とある地。今の北蒲原郡、中蒲原郡に跨る沿岸の地であらうが、柵の遺跡は判明せぬ。或は信濃川を以て蝦夷との境とし、其河西に柵を設けたのではあるまいか。

ヌツチ(野椎、野槌)の神

釋 野の靈神の意。野の神鹿屋野比賣(記)又は草の祖草野ノ姫(紀)の一名。——字鏡に蛇をヌツチを訓してあるのは野の靈が蛇に姿を現はすと信ぜられた爲であらう。水チ(蛟)、峯るチ(蛇)、田チ(鰻)、山赫チの如く蛇を靈物とした例證は語の上に多く残つてゐる。

ヌツヒメ(弩都比賣)

釋 播磨の大汝神(伊和大神)の妻(風)。野ッ姫の義であらうが命名の所由を明にせぬ。

ヌテ(野手、鐸)



原 ヌはネ(音)の轉音、テは物を意味する接尾語トの轉呼。

譯 ネ(音)のするものといふ意。鐸はあて字である。

出 (記國土生成の段) 次生ニ小豆島亦名謂ニ大野手比賣一

(古語拾遺) 又令ニ天鈿女命……手持ニ着ニ鐸之矛一

(顯宗天皇の御製) あさち原を谷を過ぎて百つたふヌテゆらぐも

置女來らしも(記、紀)

小豆島に大ヌテ媛といふ名を與へた所を見ると、中空の器に豆狀の粒塊をいた今のガラ／＼のやうな樂器が上代に於ても用ひられたものらしく、本初は土器であつたと思はれる。金で製するやうになつてから、スズ(鈴)とのみ稱へられたが、尙大鈴即ち鐸に其名が残つたのであらう。

又テシワケ(鐸石別)の命

垂仁天皇の皇子、御母はヌバタの入媛(紀)。記の沼帶別命に相當するので、其轉呼とするものがあるが、沼帶はヌマタラシと訓むもの、やうであるから、ヌテシと通ずるとは思はれぬ。案するに故あつて鳴物に用ひる石を名に負はれたのであらう。——前項参照。

又ナカ(野中)のカハラ(川原)の史ミツ(滿)

孝徳朝の人(紀)。皇太子(後の天智天皇)の妃造媛の愾死を愴んで歌を献じたとある。川原史は姓氏錄に魏陳志王植の後とある川原連と同氏であらう。野中は和名抄に河中國丹比郡野中(乃奈加)とある地で、此史の本質とおもはれる。

又ナカハ(沼河)比賣

大國主神が通婚したと稱せられる女性(記)。高志國の人とある。越後國頸城郡奴奈川神社(神名帳)は此神を祭り、其地は和名抄にも沼川(奴乃加波)郷とあるのであるが、此女性が此地に居住したものと思はれぬ。當時出雲の版圖の東方は盡く高志之國と總稱せられ、出雲國內にも高志郷があつた(風土記)のである。

八千矛神の歌に「八千矛の神の命は八島國妻まきかれて遠々し高志の國」とあるが、此歌は八千矛神(大國主)の事蹟を詠じた歌曲で大國主自身の作ではないから、證據にはならぬ。

又ナキ(沼名木、淳名城)の郎女(皇女)

大和の葛木のヌ(野)といふ地に居住した紀族をヌのキ、即ちヌナキと稱へたもの、やうである。——カツラキのヌのイロメの項下参照。  
景行天皇の皇女(記、紀)。一妾の出(記)、或は八坂入姫の所生(紀)とある。ヌ(地名)の紀族の姫君といふことで、ヌシロ(又はヌノシ)皇女と同一地に居住せられたものと思はれる。

又ナキ(沼名木、淳名城)のイリヒメ(入日賣、入姫)の命

崇神天皇の皇女、生母は大海媛(紀、記)。故あつてヌナキ氏の入姫となられたのであらう。——垂仁記には淳名城稚姫命とある。

又ナキツヒメ(淳名城津媛)

孝昭天皇の后(紀一傳)。磯城縣主葉延の女とある。ヌナキと名乗つた理由を詳にせぬ。——安寧天皇の后淳名底仲媛又は淳名襲(紀)は一傳によれば磯城縣主葉延の女川津媛とあるから、いづれかに訛誤があつたものとおもはれる。

又ナクラフトタマシキ(沼名倉太玉敷)の命

敏達天皇の尊號(記)。——紀には譯語田淳中倉太珠敷尊とある——  
欽明天皇の皇子、御母は石比賣命。ヌナクラは瓊の座の義である。

又ナリ(淳名襲)媛

淳名底仲媛命の一名(紀)——次項参照。

又ナリコナカツヒメ(淳名底仲媛)の命

安寧天皇の皇后(紀)。亦の名は淳名襲媛。——異傳には磯城縣主葉延の女川津媛又は大間宿禰の女糸井媛とあり、記には師木縣主殿延の女阿久斗比賣とある——懿德紀によれば事代主神の孫鴨玉女也とあり、舊事紀には事代主神の神胎の子天日方奇日方命の女とあるから、賀茂氏の出身とせられたのであらう。ヌナリコ又はヌナリは石之栖處(石之栖)の義ではあるまいか。

又ナタ(淳浪田)——ヌナミタの項下を見よ。

又ナトモモユラニ(奴那登母母由良爾)

ヌはネ(音)の轉呼で、ナル(鳴)の語幹ナと同語である。  
ヌナトはネ(音)のオト(聲)即ち「鳴る音」の意。モユラはマ搖(ユラ)の義で——其項下参照——振響の形容である。  
天安河の誓に天照大御神はスサノヲの命の十拳劍を、スサノヲの命は天照大御神の御統の珠を請ひ受けて、ヌナトモモユラに嚙み摧いて務のやうに吹き出されたとある。紀の二書に之を瓊音瑠々(ヌナトモ

モユラニと訓めと註してある)と譯し、劍響では都合が悪いので、天照大御神の場合には嚙み摧く云々と故意に省筆したのは古語に通ぜざる記者の誤譯とせねばならぬ。  
十握劍も石劍であつたので、ニ(石)の音というたと解し得られぬことはなく、又此句は劍、珠を嚙んで吐き出す形容ではなく、其動作の爲に頸腕等につけた御統の珠がなることを描寫したものと見ることも出来るが、尙瓊(石)は鳴物ではないから、ニノトというては物足らぬ心ちがする。

又ナハ(蕁)

ヌ(沼)ノ(助語)ハ(菜)の轉呼。

沼の蔬菜の意。——沼の繩とするは非——専ら蕁菜をいふに用ひられ、和名抄水菜類にも蕁和名ヌナハとある。

(應神天皇御製) ヌナハくり、延へけく知らに(記、紀)

(萬世) 吾が心ゆたにたゆたに浮蕁へにもおきにもよしかつましじ

又ナミ(淳浪)田

ヌナタと訓み淳之田とするは非。浪を助語ノ(ナ)の假字に用ひた例がない。

ニフナミ(新嘗)の約であらう。

神代紀の一書に淳浪田の稻を飯として天孫の御子に嘗したとある。サナ田(種田)の稻で甜酒を造つて差上げたとあると同様に、普通の水田の稻ではなく、特別の田の米を奉つたので、天孫に献げる新嘗田といふことであらう。  
纂疏に水田也としたのは推測に過ぎず、水の淳の田即ち沼田の義と



解するのは字についての憶説で、沼田の米は珍重すべきものではない。

**又ナミ(良波)之國**——ラハのクニの項下を見よ。

**又ノオシホトリナルミ(布忍富鳥鳴海)の神**

原 ヌノシトミとする記傳の訓は意をなさぬ。

鳥鳴海神(大國主の子)の六世の孫(記)。生母は青沼馬沼押比賣とある。トリナルミ(其項下を見よ)は祖先の名を襲うたので、ヌは母の出身地青沼をいひ、オシホは大秀の義で美稱である。

**又ノシ(布師)の首イハ(磐)**

天智朝唐から歸朝した人(紀)。姓氏録には左京、河内、和泉に布師(又は布忍)の首をあげ、いづれも葛城襲津彦の後としてある。ヌノシは地名であらう。攝津皇別と同じく葛城襲津彦の裔と稱する布敷首がある所を見ると、ヌノシキに通じ、和名抄攝津國菟原郡布敷(今の神戸市布引)とある地ではあるまいか。

**又ノシ(停尉斗)の皇女**

景行天皇の皇女、御母は八坂入媛(紀)。——記に一妾の出沼代(ヌシロ)の女とあるに於たるやうである。——御妹を淳名城皇女といふ所を見ると、葛木のヌ(野)の主といふ意味を以て稱號とせられたのであらう。

**又ノシ(布忍)のイリヒメ(入姫)の命**

日本武尊の女、御母は兩道入姫命(紀)。記には此皇の名が見えぬ。或は上記ヌノシ皇女の異傳であるかも知れぬ。

**又ノシキ(布敷)の臣(首)**

攝津國菟原郡布敷郷(和名抄)。——今訛つて布引といひ、布引の瀧を以て有名である。ヌノシキ、ヌノビキ共に瀧によつて名を得たのであらう。——此地の民長を布敷の首といひ、姓氏録によれば葛城襲津彦の後とある。靈異記(中巻第二十五條)に讃岐國山田郡の人布敷臣女とあるのも其族人が同地に移住したのであらう。

**又ノシロ(沼代)の郎女**——ヌシロの郎女の項下を見よ。

**又バタのイリヒメ(沼羽田之入毘賣)の命**

原 ヌバタはヌマタ(沼田)の轉呼。

垂仁天皇の妃(記)。——記には淳葉田瓊入媛とある——丹波の道主王の女でヒバス媛皇后の妹である。ヌバタ(ヌマタ)は地名で、其地の主長の氏族に入籍せられたが故に、此名を負はれたのであらう。

古事記開化天皇の御系譜中にはヒバス媛の御妹はマトノ媛と弟媛との二柱とあり、垂仁天皇の章下にはヌバタ、アザミの兩入媛となつて居り、同じ天皇の他の條下にはマトノ媛、弟媛の外にウタコリ媛が加へられて居る。又紀にはヒバス媛皇后の御妹をヌバタニ入媛、マトノ媛、アサミニ入媛、タカヌ媛の四柱とし、竹野媛の外は皆垂仁天皇の後宮に入れられたとある。右の如く傳承は區々であるが、マトノ媛に關する紀の記事を除き、左の點に於て一致して居る。

(一) 丹波の三女王が後宮に召されたこと  
(二) 第一柱はヒバス媛皇后、二柱はヌバタ、アザミ兩入媛であること  
(三) 兩入媛の所生の皇子女の御名が畧々一致して居ること

上代の名は稱號であるから、一人にいくつも名のあつたことは怪しむべきではない。ことに弟媛は固有名詞ではないから、其が二柱を意味し、ヌバタ、アザミ兩入媛をさしたことも有り得べきである。マトノ媛は紀には後宮に容れられたとあるが、所生があげられて居らぬ——實際子がなかつたのかも知れぬが、無産の妃妾は記録に上らぬのが例である——所を見ると誤傳と思はれる。恐らくは竹野媛(又はウタコリ媛)と同じく採納せられなかつたのであらう。此のやうに觀察すると、右の諸傳承はよく了解せられる。

記の垂仁天皇の章下には沙本姫が天皇の繼室として彦タタス道の大入王の女「兄比賣弟比賣妹二女王」を推薦したと記してあるにも拘はらず、上記三女王(又は四女王)の名をあげたのは矛盾のやうであるが、兄弟は總稱であつたとすれば不可解ではない。恐らくは妹二女王は後人の記入であらう。

**又バタニイリヒメ(淳葉田瓊入媛)**

前項ヌバタのイリヒメと同一女王。ノが次の母韻イに類化せられてことなつたのであらう。

**又バタマ(黒玉、烏玉、野干玉) (枕)**

原 バタマはマタマ(眞魂)の轉呼。ヌについては次に私考を述べる。

釋 黒、夜、夕、夢、月、髮等の枕詞。ウバタマ、ムバタマともいふ。語義については定説がないが、幽魂を意味するらしく、夜間暗黒に出現するが故に、夜、夕、黒、夢の枕詞となり、轉じて月(夜の月)、髮(黒髮)にも冠せられるやうになつたのであらう。

釋 紀以來射干即ち烏扇の實とする説が多きを占めて居るが、射干又

は烏扇は和名抄にもカラスアフリギと訓せられ、ヌバ(又はウバ、ムバ)と稱へられた形跡はない。假に或人の説のやうに其葉が羽に似て居るので上古野干と稱へたことがあつたにしても、ヌ(野)をウ又はムと轉呼することはあり得ぬ。案するに此ヌはンに近く發音したが故に、ムともウとも轉寫せられたのであらう。恐らくはオニの原語アマ(幽鬼)から出たので、ヌ即ちアマ(アは接頭語)のマママ(御靈)は幽魂の意となるのである。

**又ヒ(縫)**

原 ヌ(布)の派成語であらう。韓語でも布帛を刺縫ふことをヌヒ(ナヒ)と稱へる。

紀には工女をヌヒメと訓ませ、繡にもヌヒの訓を與へ、縫衣は特にキヌヌヒといふ語を以て表示せられた。案するに原義は布に細工を加へることであらう。

**又ヒのトモ(縫伴)の造**

靈異記上卷第八條に小治田宮朝縫伴造義通といふものゝことを記して居る。縫伴は他書に見えぬが、衣縫部のことをいふのであらう。

**又ヒル(野蒜)**

野生の蒜の意。

釋 (應神天皇御製) いさ子ども ヌビル摘みに 蒜つみに(記)

**又ホコ(沼矛、瓊矛)**

訓 紀に瓊玉也此云努と訓註してある。



義 又はニ(石)の轉呼で、石(玉)尖をつけた矛といふ意。  
 釋 イザナギ、イザナミ二神が天つ神から天の沼(瓊)矛を給はつたとある。瓊は玉也とある註に捉はれて寶玉を飾つた矛とするのは誤りで、其意ならばヤサカニといはねばならぬ(其項下參照)。悠久の昔のことであるから、石造兵器が用ひられたとしても少しも怪しむに足らぬ。  
 出 大威力を備へた神なるが故に後代と同一の文化を有せざるべからずとするが如きは傳説の曲解である。事の眞否は別として我々は忠實に語義通りに解釋すべきである。

又マ(沼)(要、要害)

義 又は沼の古語で(其項下を見よ)沼のあるマ(地域)を又マと稱へた。  
 紀 紀に要害又は要を又マとも又ミともしたのには此語の轉義で、徒涉し得ざる地といふ意味であるかも知れぬが、記、萬葉等には用例がない。尙攷究を要する。

又マ(努麻)の國造

義 又マの國は和名抄伊豫國野間郡(今越智郡に屬する)とある地で、要害の意を以て名を負うたのであらう。神功朝阿岐國造飽速玉命三世の孫若彌尾命が國造に任ぜられたとある(舊)。

又マ(野間)の連

義 物部氏十三世金連の後(舊)。此姓は他に所見がない。

又マタラシワケ(沼帶別)の命

義 文字からいへば又マタラシワケと訓む方がよいが、母氏をつがれたも

のと思はれるから、沼は又マと訓むべきであらう。

義 垂仁天皇の皇子、御母はヌバタの入媛(記)。——紀には鐸石別命とある——母氏をついで又マタ足別と稱へられたのであらう。タラシは美稱である。

又マヲ(沼尾)の池

義 常陸國香島郡香島の南に存在した池(風)。神世自天流來水沼ナリとあるが其跡はない。又マヲは和名抄鹿島郡瀨尾(刊本諸尾に作る)とある地で、現在豊郷村の大字に其名を止めて居る。

又マヲ(沼尾)の社

義 常陸國香島郡の古祠(風)。天之大神の社と坂戸社とを合せて香島之大神と總稱すとある。今も豊郷村字沼尾に残存し、經津主神を祭つて居る。

又ミ(要、要害)

義 紀には要又は要害に又ミ又は又マと訓してあるが語原を詳にせぬ。沼の轉義とも解し得られるが、或は後記ノミと同原から出た語であるかも知れぬ。——又マ及ノミの項下參照。

又ミ(野見)の地

義 出雲國飯石郡の山名(風)。郡家の南西四十里にありとある。要害の地なるによつて名を負うたのであらう。

又ミ(野見)の宿禰

義 垂仁朝の人(紀)。出雲から召されて當麻の驅逐と力を角し之を斃して朝廷に仕へた。後埴輪を奉つた功により土師臣の姓を賜はつたとある(ハニシの臣及連の項下參照)。又ミは上記出雲の地名で、其地の住民の宗家なるが故に、スクネ(直系)と稱へたのであらう。されば此姓を名乗るものは後記の如く此人一人ではなかつたやうである。姓氏錄によれば天穗日命十四世の孫とある。

又ミ(努美)の宿禰

義 播磨風土記揖保郡日下部里の條下に昔土師努美宿禰といふものが出雲に來往中此地で病歿したとある。時代は明記せられて居らぬが、垂仁朝に此街道が開けて居たと考へられぬことであるから、上記野見宿禰とは別人とせねばならぬ。恐らくは其一族で土師臣と改稱した後も尙舊姓を名乗つて居たのであらう。

義 姓氏錄左京未定雜姓の中にも大穴牟遲命の後と稱する野實の連がある。思ふに野見、努美、野實は一族で、大國主の後裔であつたが、崇神朝に出雲振根が朝敵となつたので、朝廷を憚り、姻藉の縁によつて天穗日命の裔と名乗るものを生じたのであらう。

又リテ(白膠木)

義 崇峻紀に白膠木を此云農利涅(刊本豐とあるは誤)と訓註してあるが、和名抄には沼天とある。塗料の意であらう。其葉に附着する贅生物は五倍子といひ染料に用ひられる。

又リノミ(奴理能美)の(人)

義 仁德皇女石之比賣が寄寓せられた韓人(記)。山代の筒木に在住した

とある。姓氏錄に見える應神朝の歸化百濟人努理使主(調連、民首、水海連、伊等連等の祖)と同人であらう。

又リ(漆部)

義 漆の字に誤なしとすれば既記の如くウルシヤと訓む方が正しいのであるが、姑く舊訓に従ふ。

漆工部民の意

義 此民部を設置せられた記録はないが、後記のやうに造又は連といふカバネ所有者がある所を見ると、實在したものと思はれる。和名抄に見える大和國宇陀郡漆部(奴利倍)は其居住地なるが故に名を負うたのであらう。

義 又リは塗の意でウルシ(潤爲)即ち「光澤出し」とは多少意味を異にするから、懸漆工を意味するならば寧ろウルシヤと稱すべきであるが、又リヤと訓み慣はした所を見ると、漆は借字で、塗部の意に用ひたのであるかも知れぬ。

又リ(漆部)の造アニ(兄)

義 兄は或はセと訓むのかも知れぬ。

義 用明朝の人(紀)。物部の守屋の使として蘇我の馬子の許に派遣せられたとある。後記漆部の連と同じく物部系であつたと思はれる。靈異記に大和國宇陀郡の人漆部造麻呂といふ名が見えるから、同郡漆部郷に居住したのであらうが、造とある所を見ると、尙漆部といふ民部の長と解すべきであらう。

又リ(漆部)の連



物部氏四世三見宿禰の後(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。恐らくは後記漆部友背の功によるものであらう。

ヌリベ(漆部)のトモセ(友背)

天武朝の人(紀)。壬申亂の際大津皇子を奉じて鈴鹿に參候したとある。漆部連の氏人であらう。

ヌルヤ(潤和、潤八)河——ウルヤの項下を見よ。

ね

ネ(根)

根の意の原語であるが、轉義により系統の意となり、ナ、ニ、ヌと傳音しては敬稱にも用ひられた。ナ(名)といふ語も恐らく之から轉義したのであらう。例

- (一) 系統の意のネ
  - スクネ(宿禰、足尼)——直系
  - オホネ(大根、大禰)——大系
  - フルネ(振根)——舊系
- (二) 敬稱を意味するネ(ナ、ニ、ヌ)
  - カシコネ(惶根)の神
  - サゲナ(少童)、オキナ(老翁)

ネ(根)の臣(使主)

安康朝大日下皇子を中傷した人(記紀)。坂本臣の祖とある。雄略朝其罪狀が暴露して其子小根使主と共に誅戮せられた。坂本臣は木の角宿禰の裔で(記)、姓氏録によれば角宿禰の子白城宿禰の後とあり、和泉の日根を本貫としたもの、やうであるから、紀氏の嫡流の故を以て根臣と稱へたのであらう。

ネ(根)の國

スサノヲの命の追ひやられた國(紀)。一書には底ツ根國とあり、記には根堅洲國とある。——祝詞に根國、底之國とあるのは底ツ根國をいひかへたのであらう。——ネの國はウキシマ(浮島、浮渚)に對立する語で、根のある國即ち根の深い國又は根の堅い國といふ意味を以て大陸を意味するもの、やうであるが、高天原及葦原中國以外の國土の義にも用ひられた。

紀の一書に我欲從母於根國とあり、記にも僕者欲罷妣國根之堅洲國とあるので、母をイザナミの命のことと解し、其から敷衍して根國は黄泉なりとする説が日本紀私記以來唱道せられて居るが、右の二傳承に於てはスサノヲの命はイザナギの命の右の眼を洗つた時に化生した神とあつて、イザナミの命の子ではない。又地下黄泉は後世傳來した支那思想で、イザナミの命の逝かれたヨミの國は其語義によつて明なるが如く毫も地下を意味して居らぬ。案するにハハの國は今代語の母國(祖國)と同じく本郷を意味し、スサノヲの命が大陸(韓地)出身なることを暗示するものであらう。紀の一書には此神は新羅國に赴かれたと明記せられて居る。

ウヒチニ(涅土煮)の尊  
トヨクモヌ(豐雲野)の尊

ネ [接尾]

上記ネ(根)から分化したもので、多くは一音の語の發音を便にする爲に添付せられる。例

- カ(羽)ネ、ヤ(屋)ネ、キ(杵)ネ
- フネ(船)——フは(容器)の轉呼
- ムネ(胸)——ムは(身)と同語
- イハネ(磐根)、カキネ(垣根)のネも根の意は甚輕いから、寧ろ接尾語に屬するものと見るべきである。

ネ(寢) [動]

上記ネ(根)から分化したもので本義は「横はる」といふ意である。其故に就眠の意に用ひる場合にはヨ(夜)の轉音イを冠してイネ(ヌル)をいひ、イネ(寢)といふ語を生じた。後世専ら下二段に活用せられるが、古は四段活にも用ひたもの、やうである。例

- (沼河日賣の歌)眞たま手の 玉手さしまき もも長に イはナさむを(記)
- (萬(四)おく山の真木のいた戸をとどとして我が開かむに入り來てナされ

ネ(根)の王

繼體天皇の妃廣媛の父(紀)。出自は示されて居らぬが、近江の王族の一人であつたと思はれる。

ネ(根)の連カナミ(金身)

天武朝の人(紀)。大津皇子を奉じて鈴鹿に參會したとある。姓氏録和泉皇別に此姓をあげ、天足彦國押人命の後と記して居る。同國日根に居住したから此名を負つたのであらう。

ネ(根)のカタス(堅洲)國

カタスはカタシの轉呼。

スサノヲの命が此國土及高天原から放逐せられた後の住國(記)。根の堅シ國の意で、前項根の國と同義である。——洲は借字であるが、或はシと訓むのかも知れぬ。

妣國根之堅洲國とあるが、妣がイザナミの命を意味せぬことは上記の通りである。

ネカバナ(根可婆禰)

ネはナ(名)の原語。——ナの項下參照。

名、榮稱の意。

(續紀詔三) 丈部姉女ヲハ内奴ト爲テ冠位舉給ヒ根可婆禰改給ヒ治給キカバナもカバナの轉呼なることは其項下に述べた通りで、ナとネとは相通じて用ひられたのである。

ネギ(禱、願)

ネは希望の意の助語(ナとも轉用せられる)。キは活用語尾。

ネガヒ(願)の古語。——ネガヒは本來ネギの進行格である。——次項參照。



ネキ(禰宜)(犒)

○ 上述のネギ(願)の轉義で、人の爲に祝福を祈るといふ意から、ネギラヒ(犒)の意にも用ひられる。神職をネギといふのも同じ意味から出たのである。

○ (萬六) かき撫でぞ ネギ賜はむ 打ち撫でぞ ネギ賜はむ(九三)

ネキ(禰疑)(野)(山)

○ 豊後國直入郡の地名(景行紀)。風土記によれば柏原郷(今も柏原村といふ)の南に位し、景行天皇巡狩の際、勅して兵衆を勞はれたによつて名を得たとある。或は禰事(ネキ)する祭場を設けられた地であつたかも知れぬ。

ネコマ(猫、家狸)

○ (寝)コ(小)マ(獸)の意。——マの項下参照。

○ 和名抄に猫和名ネコマ、似レ虎而小、能捕鼠爲糧とあり、和名本草には家狸一名猫として同じ訓を與へて居る。ネコは其略語である。

○ 靈異記上卷第三十條に、白髮部の廣國の父が狸となつて子の家に來り、供養の飯肉等に飽いたといふ譚をあげ、狸をネコと訓してある。狸は家狸の略であらうが、其頃既にネコマを畧してネコといふたものと思はれる。

ネコジ(根許志)——コジの項下を見よ。

ネサク(根折、根裂)の神

○ (原) ネタリ(強請)といふ語もあるから、ネタは語幹で、恐らくは希望の意のネから分化したのであらう。

○ (記) 紀に嫉妬、憤慨、猜等をネタミと訓し、靈異記には惻に此訓を與へて居る。熱望の意から思ふやうにならぬのを憤慨するにも用ひられたのであらう。

○ (萬一八) 郭公いとネタケくは橋の花ちるときに來鳴きとよむる

ネチケ(倭)

○ (原) ネチ(疾)、ケ(形容接尾語)。

○ (義) ネチ(疾)の形容詞で、歪の意。

○ (萬一三) 奈良山のこのて柏のふたおもてにもかくにもネチケ人のとも

ネトコ(根都古)草

○ (訓) ネツコ草と訓したものがあつたが意をなまぬ。

○ (義) 寢床草の意。

○ (萬一四) 芝付の御浦崎なるネトコ草逢見すあらば吾こひめやも

○ (義) ネトコ草が或る種の草の名に用ひられたかは疑問である。或はネはネトコにきかせる爲に添へたので、トコ草といふものであつたのかもしれぬ。トコロ(野老)といふ蔓草の名があることを思ひ合はすべきである。

ネトリ(根鳥)の命(皇子)

○ (義) 應神天皇の皇子、御母は中比賣皇后(記、紀)。ネトリはナトリ(食用鳥)の音便か、又は音鳥即ち鳴禽の意であらう。

○ (義) カケツチの神を斬つた十握劍の血滴から化生した神(記及紀一書)。石折神と併舉せられて居るから、ネは此場合岩根を意味するものと思はれる。イハのハはホ(秀)の轉音であるから——イハの項下参照——之に對してネともいうたのであらう。

ねしくをしもぞ [歌詞]

○ (釋) 大雀命(後の仁徳天皇)の細歌に

道の後こはた少女をあらそはずネシクをしもぞうるはしみ思ふとある(記、紀)。ネシクのクは「者」を意味する助語で、「寢たもの(人)を美はしいと思ふ」といふ意である。——語法要録参照。

ネズミ(鼠)

○ (原) ネはアナ(穴)のナと同語。

○ (釋) 和名抄に鼠和名ネズミ穴居小獸種類多者也とあり、説文にも鼠穴之總名也とある。穴に住む故にネ(アナ)、ズミ(住)と稱へられたのであらう。大國主傳説にも鼠が穴の中から出て來て内はホラホラ外はスブスブといふたのである。

ネズミのイハヤ(鼠石窟)

○ (釋) 豊後國速見郡に占據した土蜘蛛の石窟(景行紀)。鼠は借字で穴住即ち穴居の義であらう。

ネタシ(妬)、ネタミ(嫉妬)

○ (訓) ウハナリネタミと訓するは非、嫉にウハナリといふ意はない。——其項下参照。

ネバ [語尾]——語法要録参照。

ネヒメ(根日女)

○ (釋) 播磨國賀茂郡の國造許麻の女(風)。於矣、袁奚二王に聘せられたが、奉仕するに至らずして歿したとある。ネヒメは嫡女の義であらう。

ネフ、ネム(合歡木)

○ (釋) 後記ネムリ(眠)の語幹で、小葉の夜間閉合するのを睡眠に譬へて命名したのであらう。

○ (釋) 和名抄に楢は合歡木其葉朝舒、暮斂者也和名ネフリの木とあり、和名本草にも合歡に此訓をあたへて居る。字鏡には楸及合歡をネフリと訓した。現代語でもネムといふ。

○ (萬一〇) 晝はさき夜はこひ寝る合歡の花我のみ見むやわけさへに見よ(萬一〇) 吾妹子のかたみの合歡木は花のみにさきて蓋しく實にならぬかも

ネムリ(眠)

○ (原) ネムはネ(寝)ミ(見)の轉。リは活用語尾。

○ (釋) 夢(夜見の轉)の國に遊ぶといふ意でネミ(寢見)と稱へ、之にリを添へて活用したのであらう。ネフリといふのは其音便である。

ネモコロ(禰毛己呂)

○ (釋) ネは系、モコロは庶兄弟姉妹の意である。——男子のみならばモコロナといふ(其項下参照)——ネモコロは親近なものであるから、懇切、



懇勲等の意に轉用せられたのであるが、次の歌のネモコロの如きは尙原義によつて用ひられて居る。

〔萬三〕伊香保のソヒのハリ原ネモコロに奥をばかれそまさかしよかば

〔釋〕上二句は地名を序に用ひたもので「同族同志末の約束すな現實さへよければ」といふことである。先學之を解しかれて、クダクダシク又はヒツコクの意としたのはこの場合の爲に特に設けた御都合主義の語釋で、萬葉集中屢々用ひられて居るネモコロのいづれにも適應せぬ。

ネラヒ(狙)、ネラハリ(狙)

〔釋〕ネラはネリ(練)の轉で、練熟の義であるから、之に行爲を意味する語尾ヒをそへて狙の意を生じたのであらう。東語ではネラハリとも用ひられた。

〔田〕萬三 山邊にはさつ男のネラヒかしこけど牡鹿なくなり妻の眼を欲り

〔萬三〕とやの野に英ネラハリなさをさも寝なへ千ゆゑに母にころばえ

ネリのムラへ(練乃村戸)

〔訓〕村戸をムラトと訓したものがあつて意が通ぜぬ。

〔釋〕萬葉集四卷大伴の家持の歌に「言とはぬ木尙あぢさゐもろち等がネリのムラへにあぢむかれけり」とある(七言)。ネリは捏の意で虚構をいひ、ムラへは叢生の約である。此歌はモロト(庶弟)の虚の叢生にすらも詐かれたといふ意で、紫陽花の叢にモロト、ムラハへをいひかけ、坂上の大耶女(家持の従妹)に購まされたを怨じたのである。

ねりをさみを [歌詞]

〔釋〕練緒、サ編緒の意。

〔釋〕催馬樂「高砂」に

たかさこの さいさこの 高砂の  
尾上になてる 白玉つばき 玉つばき(多くの本に「玉柳」とあるが、「玉つばき」を可とする)

それがかと きん ましもがと ましもがと  
ネリチサミチの みぞかけにせむ 玉柳

とある。「練緒、編緒の如く、御衣かけにせむ玉柳」といふ意。——愚案抄に「織たる衣をいふべし」とあり、守部が練緒染緒としたのは共に従はれぬ。

ネヲナク(哭泣)

〔釋〕ナク(鳴泣)の原義は音を立てることであるが、廣い意味に用ひられるので、慟哭を意味する場合には更にネ(音)を重ねてネヲナク、ネニナク(ナ、ニは助語である)というた。萬葉集にはネノミヅ吾ナク(三卷)、「吾チネシナク(四卷)とも用ひた例がある。——ナキイサチ及アチネシナクの項下参照。

ねををへなくに [歌詞]

〔釋〕「寝を終へぬのに」即ち「寝とげぬ」といふ意。

〔釋〕萬葉集十四卷に「紫は根をかもチフル人の兒のうらかなしけをネチチヘナクニ」とある。歌の意は紫といふ草は根を用ひ終へるのによそ娘の可愛いのを抱き寝し終へぬことといふので、根をチフを「寝を

フ」にいひかけたのである。

の

ノ [語幹]

〔原〕ネ(根)から分化したのであらう。

〔釋〕延伸の意で、ノヒ(伸)、ノシ(展)の如く活用せられ、×と轉音しては布、野等の意を生じた。ナガ(長)、タナ(棚引のタナ)、ニハ(庭)のナ、ニも亦此語から分化したのであらう。

ノ(筥)(笑)

〔原〕ネ(根)の轉。

〔釋〕和名抄竹類に筥は箭竹名也としてノと訓してある。筥は竹の種名であるが、古語にチノリ(千箭)、イホノリ(五百箭)とあり(記、紀)、「ノ深に射立つ」など用ひたのは材料をいふものではなく、矢の部分名であらねばならぬ。案するにヤはエ(柄)の轉音でヤカラ(箆)を意味し、其の弦を受ける所をヤハズ(筈)と稱へるから、ノは矢の根即ちヤジリ(鏃)であらねばならぬ。ヤが矢の義となつたやうにノが箭の意に轉用せられたことは勿論である。

ノオ(濃於)寺

〔釋〕播磨國飾磨郡の寺の名(靈異記)。ノオは野を伸して發音したので野

の郷の寺といふことであらう。——野といふ地名は姫路市の一部野里の名に残つて居る。四郷村の見野も之に含まれ、三野郷(和名抄)とも稱へられたものやうである。——今國分寺といふ村名のある地は古の國分寺の跡で、野の里であるから濃於寺は恐らくは國分寺のことであらう。

ノギ(芒、鯁)

〔原〕ノ(筥)ケ(毛)の轉呼か。

〔釋〕上記矢鏃と形相類するを以て米麥の穂の剛毛をノギ(ノケ)と稱へ、轉じてトゲ(刺)と同義に用ひられる。山幸海幸彦傳説に頃者赤鯽魚於喉鯁とあるのは鯁に通はせて用ひたので説文に鯁食骨留咽中一也とある。鯁は魚骨で、鯁骨などと用ひられ別義である。和名抄に鯁はノギ魚刺在喉又骨鯁也としたのは鯁、鯁兩者を混同したのであらう〔箋註〕。

ノコ(能許)の浦(島)(泊)

〔釋〕福岡灣の中央志賀島の南にある一島で、今も殘島と稱へる。

〔田〕萬三 からどまりノコの浦波立たぬ日はあれども家にこひぬ日はなし  
〔同〕風吹けば津津白波かしこみとノコの泊にあまた夜ぞぬる

ノサキ(荷前)

〔釋〕ノはニ(荷)の原語。——ノリ(乘)、ノセ(載)の語幹。——サキは先の意で、最先に出す荷の意を以て貢物をノサキと稱へた。

〔田〕萬三 東人の荷向の箱の荷のなにも妹が心にのりにけるかも



ノス (助)

原ノ(助語)シ(其)の轉。

助語ノに形容語尾シの轉音スを添へたもので、ノの轉義によりコトシ(如)と同意となる。——ナスの項下參照——大和語ではナスと轉呼するを例としたが、東國では主としてノスの形が用ひられた。例

(萬一四) 利根川の河瀬もしらす唯わたり波に逢ふノス逢へる君かも  
(萬一四) 下つ毛野みこもの山の小槽ノスまぐはし子るは誰がけかも  
たむ

ノゾミ(望、臨)

原ノゾはヌスミ(盜)の語幹ヌスと同語であるが、語原を詳にせぬ。

ノゾキ(視)とも用ひられるから、ノゾに視ふ意味があるものと思はれる。「紐鏡ノトカノ山」(萬二〇)といふ用例によれば、ノゾの原語はノトとも發音せられたのであらう。尙可考。

ノチセ(後瀬)の山

若狭國遠敷郡小濱町の南西方の小山の名。語義を明にし得ぬ。

(萬四) かにかくに入はいふとも若狭道のノチセの山の後も逢はむ君  
(同) ノチセ山後も逢はむと思へこそ死ぬべきものを今日までも生  
けれ

ノチのアスカのチカモト(後飛鳥岡本)の宮

齊明天皇の宮(「紀」)。舒明天皇の舊宮跡に皇居を建築せられたから

後飛鳥岡本宮と稱へる。田身(多武)峯の頂まで取入れられたとあるから、壯大なものであつたのであらう。

ノト(能登)の臣

ノトは國郡名、川名等に用ひられた語であるが、其義を詳にせぬ。能登の郡(國)は半島の咽喉の意を以て名づくといふ説もあるが、尙一考を要する。

崇神天皇の皇子大入杵命の裔(「記」)。後記國造と同家であらう。

ノト(能登)の臣オトミ(乙美)

萬葉作家。越中國羽咋郡の擬主張とある。

ノト(能登)の臣マムタツ(馬身龍)

齊明朝の人(「紀」)。肅慎遠征の際戦死したとある。

ノト(能登)川

大和國添上郡にあり、春日山に源を發し、三笠山の麓を流る、細流である。或はイザ川ともよばれる。

(萬二〇) ノト川の水底さへに光るまでに三笠の山は咲きにけるかも  
(萬二〇) ノト川の後には逢はむしましくも別るといへば悲しくもあ  
るか

ノト(能等)の國造

成務朝大入來命の孫彦狹島命が拜任した(「舊」)。但し大入來命を活目(垂仁)天皇の御子としたのは崇神天皇の誤であらねばならぬ。ノトの

國は和名抄能登國能登郡(今鹿島郡)とある地方の稱呼であつたのであらう。

ノトカ(能登香)の山

萬葉集十一卷に「紐鏡ノトカノ山も誰が故に君來ませるに紐とかすれむ」とある。ノトカは地名には相違はないが、所在を明にせぬ。莫解と音が近いからいひかけたので、歌の意は「莫解と名によばれる山さへもいかに君來ませるに紐解かず寝むや」といふにある。從來「誰が故」のタといふ語に捉はれて解き憚んだが、タはド(ドレ、ドナラ、ドノのド)とも轉じ、何、いかにと同義に用ひられる語で、此場合には何か故といふことである。——ヒモカガミの項下參照。

ノトセ(能登湍)河

萬葉集にノトセ川を詠じた次の如き歌がある。

(卷三) 小波の磯越路なるノトセ川音のさやけさたぎつ瀬毎

(卷三) 高瀬なるノトセの川の後に逢はむ妹には吾は今ならずとも  
コセは大和國高市郡の郷名(和名抄)であるから、ノトセ川も其附近を流れる川であつたのであらうが之を詳にし得ぬ。

又案するに近江國坂田郡能登瀬(息長村の大字)を流る川(息長川、今は天の川といふ)をノトセ川ともよび、其附近にコセといふ地があつたのかも知れぬ。コセはコツ、コシに通じ、種族名であるから(其項下參照)大和以外にコセといふ地があつたとしても少しも不思議はない。第三卷の歌の磯越路はイソコシチともよみ得られる。古の古志國は主として越前地方のことであるから、近江のノトセをコシチといふたこともあり得るが、十二卷の歌にコセナルとあるから、尙コセといふ地

名とせねばならぬ。待後考。

ノトヨビ (動)

咽呼びの意。口語のノトを鳴らすといふに同じい。萬葉集五卷貧窮問答の歌に「ヌエトリのノトヨビ居れば」とある。ヌエトリは枕詞である。——其項下參照。

ノトリタ(荷持田)村

羽白熊鷹といふ土酋の占據地(「神功紀」)。筑前國朝倉郡秋月野鳥谷といふ地が之に擬定せられて居る(「地辭」)。ノはニ(荷)の古語でトリは取持ことを意味するから持の字をあてたのであらう。

ノノシリ(罵詈) (動)

ノノシはナシ(鳴)の覺頭語ナナシの轉呼であらう。リは活用語尾。——ナシの項下參照。

「ナラナラ」鳴し鳴し「在り」の意から叱咤の義を生じたもので、ナリ(鳴)がノリと轉音し、宣の義から罵詈の意に轉用せられたのと同じ趣である。

ノハラ(笑原)の連

物部氏十二世麻作連の後(「舊」)。ノハラは讃岐國香川郡笑原郷(和名抄)又は神名帳淡路國三原郡笑原神社とある地であらう。

ノボ(能頰、能褒)野

ノボはノボリ(登)の語幹。伊勢國鈴鹿郡の地名。今もノボ野といふ。倭建命薨去の地である。



語義は「登り野」であらう。

ノミ(家)

語原を明にせぬが、住居を意味するノミといふ語が存したやうである。或は要害の意のヌミの轉義であるかもしれぬ。

紀に新家をニヒノミと訓し、和名抄讃岐國阿野郡新居は爾比乃美と註せられて居る。伊勢國一志郡桃園村大字新家は今もニノミと稱へられ、其外安藝國安藝郡多家神社は神名帳にはオホイへと旁訓してあるが、オホノミを正しとし其祠官は大吞氏といふ。

ノミ(祈、請) [動]

原ノはノビ(伸)の語幹。——其項下參照。

ノ(伸)ミ(身)の義で、ヒレフシ(平伏)と同じく、懇請祈願するときの姿勢を表現し、祈請の義に轉用せられたのであらう。叩頭稽首の字をあてたのは義譯である。

ノミ(能美)の郷

肥前國藤津郡の郷名「風」。——和名抄にも見えるが、今所在を詳にせぬ。——景行朝此里の土蜘蛛大白、中白、小白が皇命に抗拒したが、紀直祖禪日子に討伐せられ、叩頭て罪を乞うたので能美郷といふとある。——若彦は國造本紀にも葛津の國造とある。

ノミ(野見)の宿禰——ヌミの宿禰の項下を見よ。

ノミのキヤシリ(能美之御幣物)

原 キヤシリ(野見)の條下を見よ。

雄略朝河内の志幾の大縣主が管上の罪を問はれ、ノミのキヤシリのものを奉つて恩赦を請うたとある「記」。語義は「平身の禮をする代り」のものといふことであるが、ハラヘツ物と同じ意義を以て上納したのであらう。——ハラヘツモノの項下參照。

ノリ(海苔)

常陸風土記に海苔俗曰ニ乃理とある。

原ノはナ(食物)の轉呼であらう。リについては次に考證する。

海苔の總名である。和名抄にはアヲノリ(陸厘)、アマノリ(神仙菜)、ムラサキノリ(紫菜)、フノリ(海蘿)、トリサカノリ(鶏冠菜)等をあげて居るが、海苔には訓を施して居らぬ。出雲風土記備後郡紫菜島はノリシマと訓ませたのであらう。

陸厘は陸釐ともかき、和名本草には河中側梨なりとあつて、厘、釐、梨には義なく、此種藻類を意味するリといふ音を表示したものである。案するにノリの原語で、邦語では單語音を厭ひ、食用とするといふ意味を以てナを冠したものであらう。

ノリ(宣)(法)(罵)

原 ナリの轉呼。

ナリ(鳴)即ち發聲の意から轉じて揚言、宣言の意に用ひられ、再轉して宣告、法定の義となつた。罵詈をノリといふのも怒聲を發するからであらう。宣の義からノリト(祝詞)、ミコトノリ(勅)などいふ語を派生し、祝をナロとも稱へたやうである。——イモナロの項下參照——沖繩語で女祝をノロとよぶのも同義から出たものと思はれる。

ノリコト(詔琴)

詔を沼とあらためて、ヌコトと讀むのは誤りである。

ノリの原義は上述の如くナリ(鳴)で、コトは言と同じく聲音を意味するから、鳴響の義を以て樂器をノリコトと稱へたので、コト(琴)は其畧稱であらう。——詔言所の義とする宣長説は從はれぬ。

(記大國主神の章) 取持其大神之生太刀與ニ生弓矢及其天詔琴一而

ノリト(祝詞)、ノリトコト(詔戸言)

ノリは宣の意、トは動詞から抽象名詞をつくる接尾語であるから、トの項下參照——ノリトの原義は「宣る事」の意で、之にコト(言)をそへると「宣ることの言葉」即ち祝詞の義となるのであるが、ノリコト(事)の意を以てノリトともいひ得られるから、通例はノリトとのみ稱へる。

(記) 天兒屋命布刀詔戸言<sup>ホキヤシ</sup>白而

ノリハマ(乘濱)

常陸國信太郡の地名「風」。倭武天皇海邊巡幸の際此濱に多くの海苔が乾してあつたからノリ濱と名づくところある。和名抄信太郡の條トにも見えた地名で、今の稻敷郡阿波村宇神宮寺附近であらう。昔は此附近まで海水が達したと思はれる。

常陸の人根本潔君の説によれば、大正五年稻敷郡高田村諏訪神社から發見せられた弘和元年(室町時代初期)の靈牌に藤原卿の召募に應じた爲め乘濱で斬罪に處せられた十三名士を申ふといふ意味が記され、右の十三士の墓は十三塚と稱し、今も神宮寺村附近同地から高田村に

ノロヒ(詛)

通ずる縣道の旁に残つて居る(一家缺)から、乘濱はこの十三塚の所在地の舊名であらねばならぬといふことである。

ハアカルタマ(羽明玉) [神]

スサノハの命上天の際玉を獻した神「紀一書」。——舊事紀及古語拾遺には之を極明玉命とし、玉作の祖とある——天窟戸の章下に玉作遠祖天明玉とある「紀一書」と同一神である。ハはホ(秀)の轉で映の語幹であるが、「天」と同じく美稱で、明玉を神格化したものである。天明玉(極明玉)はイザナギの命の子とせられて居る。

は

ハイヤキ(灰焼)

大嘗會奉仕者の一人(貞觀儀式、中臣壽詞)。延喜式には焼灰とあるが(男子)、凡造酒司酒部一人率燒灰一人、驅使五人入ニト食山ニ先祭ニ山神ニ燒得藥灰一斛とあるから、灰は灰の誤寫で、同じくハイヤキと訓むのであらう。造酒式に熟後以ニ久佐木灰三升ニ和ニ合ニ燒とある。



久佐木は馬鞭草科の一灌木で(海州常山又は臭挽桐とかく)、之を焼いて灰を作るものをハイヤキと稱へたのであらう。  
灰を混和する理由は詳でない。貞觀式には白黒二酒ともに混すとあり、延喜式には黒酒のみに混じ、其之を和せざるものを白酒といふとある。着色の爲ならば灰にも及ばぬから、——中原康富記には聊振<sup>クロ</sup>鳥麻粉<sup>ゴマ</sup>とある——恐らくは上代酵母に代用せられたのであらう。尙攷究を要する。

ハエ(南、南風)

原 ハヤ(疾)の轉呼。  
ハヤチと同じく疾風を意味する語であるが、本州及四國九州では南の風が最強烈であるので、「南風」の意に用ひられ、更に轉じて「南」の義となつた。——九州及沖繩の地名に南風と書いてハエと訓むのは之によるもので、先島群島ではハイ、フエイ、ペイと轉呼して「南」の意に用ひて居る。

ハエ(生)(黃)

訓 顯宗紀に黃此云波曳と訓してある。  
原 ハ(葉)・エ(活用語尾)。  
葉の義から分化して草木の發生の意に用ひられたのであらう。黃は字書に草木初生貌とある。  
田(萬二) 打橋に 生ひをなれる 川藻もぞ 枯るれば波由流(二六)  
ハエ(蝕)

原 アエの轉呼か。  
推古天皇三十六年及舒明天皇八年の紀に日蝕の蝕をハエと訓してある。日月の蝕を果花のアエルに譬へたものであらう。——アエの項下参照。

ハエ(葉江、葉延) (人)

安寧天皇の妃川津媛、孝昭天皇の妃停名城媛、孝安天皇の妃長媛の父(紀一傳)。磯城縣主とある。懿德天皇の妃泉媛も亦葉江の男弟猪手の女とせられて居る。いづれも本傳ではないから、訛誤があつたとも考へられるが、磯城縣主の初世はクロハヤ(黒速)とよばれ(紀)、安寧天皇の后は記によればトノハエ(殿延)の女阿久斗比賣とあるから、磯城氏はハエを以て通稱としたのかも知れぬ。名の所由は不明であるが、ハヤとも轉呼する所を見ると「南」を意味したのであらう。

ハエ(黃)媛

市邊押磐皇子の妃(紀)。諸弟曰として蟻臣女と分註せられ、舊事紀には其蟻臣葦田宿禰の子也とある。——アシタの宿禰の項下参照——顯宗、仁賢二帝の御母であるが、押磐皇子御遭難後の消息は傳へられて居らぬ。

ハエ(黃、波延)媛(比賣)

繼體天皇の妃、和珥臣河内の女とある(紀)。——記には阿倍之波延比賣とせられて居る——上記市邊押磐皇子の妃とは同名異人である。  
ハエイロト(緬某弟、蠅伊呂杵) (人)

緬(緬)と通し繩を互すといふ意であるから、ハヘ(延)の假字に用ひられたもので、蠅は和名抄にハヘと訓してあるが、語義上ハエと發音したと思はれるのみならず、緬某姉には次項の如くハエイロネといふ訓もあるから、姑くハエと訓して置く。  
孝靈天皇の妃(紀、記)。記によれば、安寧天皇の御孫和知都美命の御子で、後記ハエイロネの御妹とある。御父王が淡路の御井宮に居られたとあるから、ハエ(南)家の弟姫の意を以てハエイロトと呼ばれたのであらう。——イロト、イラツコの項下参照。

ハエイロネ(緬某姉、蠅伊呂泥) (人)

ハエイロネ又はハエイロネと訓したのもあるが、義に基いてハエイロネと訓むを可とする。——前項参照。  
孝靈天皇の妃(紀、記)。一名を倭國香媛(紀)、又は意富夜麻登久邇阿禮比賣命(記)といふとある。記によれば安寧天皇の御孫和知都美命の御子で、上記ハエイロトの御姉である。名の義はハエ(南)家の姉姫といふことであらう。——イロネ及イラツコの項下参照。

ハエヲ(葉江男) (人)

舊訓ハエヲとあるが、或は「男」の字は其下の「弟」につけて訓み、名はハエだけであるかも知れぬ。  
懿德紀に一云として皇后は磯城縣主葉江男弟猪手の女泉媛とある。男弟の間に句讀を切り「葉江男の弟」と訓むべきものとしても、ハエとハエヲとは同人であらう。——其項下を見よ。

ハカ(墓、陵)

原 ヲカの轉呼であらう。  
ヲの原義は圍であるが、槨の意にも用ひられるから、カは槨處即ち墓地の義となるのである。之をハカと轉呼し墓の意に用ひる外に、原義により區劃した場所をもハカと稱へた。——沖繩語では今も此意に用ひられる。——例  
(萬二) 天なるやささちの小野に茅草<sup>チカヤ</sup>苜<sup>カヤ</sup>草かりハカにうつらを立て

ハカ(波加)村

播磨國宍粟郡雲箇<sup>ウルクカ</sup>里の地名(風)。天日槍命が此地に先着したので、伊和大神が先に到らむとは度らざりきといふたからハカ村と號けたとあるが甚疑はしい。ハカ(陵)によつて名を得たのであらう。手足を洗はずして村に入るものがあると、必ず雨が降ると傳へられたのも聖地なるが故と了解せられる。

ハカタ(博多)山の陵

孝昭天皇の陵(紀、記)、掖上と冠稱せられて居る。南葛城郡御所町の西南三室村にある。ハカタは區劃田<sup>ハカ</sup>の意であらう。

ハカヒ(羽我比)

カヒはカヒナ(腕)の原語であるから、——其項下参照——羽支即ち翅をハカヒと稱へたのであらう。  
(萬二) 葦邊行鴨のハカヒに霜ふりて寒き夕は大和しおもほゆ

ハガヒ(羽易、羽買)の山



大和の山名。所在は明確にし得ぬが、春日連丘の一であらう。  
〔萬三〕大鳥の ハカヒの山に 汝が戀ふる 妹はいますと〔二三〕  
〔萬二〕春日なる羽買の山ゆ佐保の内へ鳴き行くなるは誰よぶ子鳥

ハカマ(禪)

原 ハキ(穿)モ(裳)の轉呼。

釋 裳を二つにわけ左右の足を一本づゝ容れるやうにしたものをハキモ(ハカマ)と稱へた。今いふ猿股又は股引状のものであらう。袴は其進化したもので、禪は借字である。

ハカリ(葉刈)

原 カリはキリ(切)と同語。

釋 双物の種類の名。アヂスキ高彦根命の劔を大ハカリ(大葉刈、大量)と稱へたとあり〔記、紀〕、手置帆負、彦狭知の二神は天の御量を以て大峽、小峽の材を伐つて瑞の殿を作つたとある〔古語拾遺〕。ツム(尖)カリに對する語で、刀身が尖鋭ではなく、葉のやうな形をしたものをハカリと稱へたのであらう。

古語拾遺に御量の下に大小斤雜器等之名也と分註してある。斤は鉞又は斧の略字で、此場合は刀劍ではなく、大小の斧(又は鉞)の如き雜器を意味するといふことである。——斤量の義とするは俗説である。出雲風土記楯縫郡の條下にも天御量といふ字が用ひてある。此一節は錯簡があつて讀みにくい、やはり鈍の類を意味するもの、やうである。

ハカリ(計、謀)

上記區劃の意のハカに語尾りを添へて活用したもので、度量の義から轉じて策謀の義にも用ひられるやうになつたのである。  
〔大祓祝詞〕八百萬神等ヲ神集賜<sup>カミ</sup>ヲ神議<sup>カミカハ</sup>賜<sup>カミ</sup>ヲ  
古語ではオモヒ(思)といふ語のみを用ひたらしく「思兼命をして思はしめた」とあるが、ハカリといふた用例はない。紀、記には謀、計、策等をハカリ又はハカリゴチと訓してあるが、假字書せられたのではないから、證とすることは出来ぬ。

バカリ (助語)

上記計の意のハカリから分化したもので、程度を意味する。後世の語であるが、萬葉集にも次の用例がある。  
〔卷三〕久ならば 今七日バカリ 早からば 今二日バカリ〔三二六〕

ハギ(萩、芽、芽子)

原 ハ(齒)キ(木)

釋 小さい葉が齒牙に似て居からハギと稱へたのであらう。芽の字を用ひたのも艸に从ひ、牙(齒)に从ふ會意字と解すべきである。

ハギ(脛)

和名抄に説文云脛、和名波岐、脛也、釋名云脛ハ莖也言似<sup>クキ</sup>物莖也とある。語原を詳にせぬが、或は穿の意から轉じたのであるかも知れぬ。古典にも此語の用例は見えず、唯ヤツカハギといふ人名が脛の長い人といふ意によつて名づけられたもの、やうに解せられて居るのみである。——ヤツカハギの項下参照——但しイナセハギ、アサハギ、七ツカハギのハギは別語と思はれることは次項に述べる通りである。

ハギ(剝、脛)

原 ホコ(秀子)の轉呼で、ヒコ(彦)と同義であらう。

釋 稻背脛(神代紀)、麻剝及七拳脛(景行紀)の如き人名に見える語である。之を脛の意と解する事は困難であるから、各其項下参照——一種の稱號とせればならぬ。恐らくは八千矛、日槍等のホコの轉呼であらう。但しヤツカハギは脛の長い人の意に用ひられたらしく思はれることは上記の通りである。

ハギ(作、剝)

原 ハ(双)、キ(活用語尾)。

釋 キは行爲を意味する活用語尾であるから、双物を以て工作することをハギと稱へたのであらう。木竹を削つて箭を作ることやハギといひ、木の皮を剝ぐにも双物を用ひるのでハギ(剝)と稱へた。後者から廣く剝脱の意に通用せられるやうになつたのである。

ハクキ(波區藝、波久岐)の國

吉備の一國名。應神朝鴨別といふものが此地の縣主に封ぜられたとあり〔紀〕、後記の如く豐玉根命が此國の造を拜任したとあるが〔舊〕、夙に此名を失うたので所在を詳にし得ぬ。ハハキと音が近いから、備後の北部内郡と總稱せられる地方を以て之に擬するものもあるが、〔地名辭書〕、確證がない。語義も亦不明であるが、キ〔紀〕族の一支の名から出た地名ではあるまいか。

波久岐を與之岐の誤として周防の吉敷郡と推定するものがあるが、鴨別は吉備の人で、其子孫も亦吉備の笠臣と稱するから、安藝を越え

て周防國に封ぜられたものとはおもはれぬ。

ハクキ(波久岐)の國造

阿岐國造同祖金波佐彦の孫豐玉根命が拜任した〔舊〕。但し崇神朝のこと、あるのは疑とせればならぬ。此方面の國造はいづれも成務朝より古いものはなく、阿岐國も同朝天湯津彦五世の孫が任命せられたとあるから、其支流とすれば其より早いことはあり得ぬ。

ハククミ(羽褰)

ククミはククモリとも用ひられ、クミ(コミ)、クモリ(コモリ)の疊頭語である。羽で褰ひ褰ひするといふ意を以てハククミと稱へたのであらう。後世をハククミと訓むのは轉義である。

〔萬〕旅人の宿りせむ野に霜降らば告が子ハククメ天のたつむら(萬五) 武庫の浦の入江の渚鳥ハククモル君にはなれてこひに死ぬべし  
〔同〕大ふれに妹のるものにあらませばハククミもちて行かましもの

ハクツウ(博通)法師

萬葉作家。傳不明。

ハクヒ(羽咋)の海

能登國羽咋郡、和名抄の海をいふ。——ハクヒの語義不明。  
〔萬七〕しほ路からただ越えくればハクヒの海朝なざしたり船楫もがも



ハクヒ(羽咋)の君

石衝別王(垂仁皇子)の裔(記)。後記羽咋國造と同氏であらう。

ハクヒ(羽咋)の國造

雄略朝三尾君の祖石撞別命の兒石城別王が拜命したとある(舊)。甚しく世代が相違するから、石城別王は上記の如く羽咋の君と稱へたので、國造に任ぜられたものは其四五代後の子孫であらう。

ハグリ(羽栗)〔氏〕

萬葉作家。天平八年新羅派遣使節隨員(缺名)。光仁朝に山城乙訓郡の人羽栗の翼といふものが臣のカバネを給はつたとあるから、其先代であらう。寶字五年藤原清河朝臣を迎の爲め入唐して其ま、清河と共に彼地に留まつた羽栗の翔といふものがある(續紀)。或は此羽栗同人ではあるまいか。羽栗は山城國久世郡の地名であらう(和名抄)。

ハグリ(羽栗)の臣

天押帶日子命(孝昭皇子)の裔(記)。ハグリは和名抄尾張國葉栗(波久利)郡とある地で、木曾川南岸であつたが、中世水路變更し、郡中を貫流するやうになつたので、河北は美濃國に轉屬して羽栗郡と稱へ、近年中島郡と合併して羽島郡と改稱した。

ハクリ(葉栗)の郡カハシマ(川島)の社

葉栗は上記の如く、もと尾張國の一郡で、川島は木曾川の川中島であつたが、今美濃に屬し川島村の名を存して居る。尾張風土記(萬葉抄

所引)によれば、聖武朝此社の神が白鹿となつて出現したことを凡海人部忍人といふものが奏上したとある。

ハコ(莒)

原ハケ(葉筍)の轉呼。

上古食物就中飯は木の葉に盛り、之をハケ(ハコ)と稱へたが、轉じて木其他の原料を以て製した簞、筍の類をもハコと稱へるやうになつた。さりながら古書にハコとあるのは多くは食器を意味するやうである。例

(仲哀記) 限没利島阿閉島爲御宮割柴島爲御殿

(播磨風土記) 信深貝遊上於御飯筍(美藝郡條下)

ハコ(莒)丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の舟が難破した時、箱の落ちた所を箱丘と稱へたとある。然るに同郡枚野里の條下には日女道丘の神が大汝命と會見のとき、食物及宮器を備へたによつて號くと説かれて居る。兩者同一地をいふものとおもはれる。

ハコクニヌ(葉木國野)の尊

豐國主尊の一名(紀)。ハコはトヨに相當する語と思はれるが、語原を詳にせぬ。——トヨクニヌシの項下参照。

ハコネ(箱根、莒根)

足柄山脈南部の山地をいふ。葦の湖を圍んで山嶺莒の形をなすが故にハコ嶺の名を負うたのであらう。

出(萬七)あしがらのハコネとび越え行く鶴のともしき見れば日本しお

もほゆ

(萬四)あしがらのハコネの山に粟まきて實とはなれるをあはなく

もあやし

(萬四)あしがりのハコネの嶺ろのに草の花つまなれや紐とかす

寝む

ハコヤ(藐姑射)の山

莊子に見えた神仙郷である。天皇御讓位後の居所をハコヤの山といひ、或は之によつて仙洞御所とも稱へる。

出(萬六)ころろをし無何有の里におきてあらば藐孤歎の山を見まく

近む

ハサ(羽狭)

原 後記ハサマの項下を見よ。

履中紀五年の條下に大空から「羽田の汝妹はハサに葬立往」といふ聲が聞えたとあり、輕太子の御歌にも「ハサの山の鳩の下泣になく」とある。後記ハサマと同語で、峡谷の意であるが、兩例ともに墓地の義に用ひられたものやうである。上古の墓地はこのやうな地點に選ばれたのであらう。

ハサマ(谷)

原 ハサはホツ(細)と同源。

細間の意で「間」と同義であるが、峡谷の意にも轉用せられた。——略してハサ又はサマとも稱へられる(各其項下参照)。

ハサマ(谷)の直シホテ(鹽手)

弘文天皇の將(天武紀)。粟津市に斬られたとある。姓氏錄によれば谷直は漢師建王の後也とあり、坂上大宿禰と同祖といふ谷宿禰がある。續紀及三代實錄に見える文部谷忌寸及文部谷直といふ氏も之と關係があるやうに思はれる。漢直の一族でハサマ(谷)といふ地に居住したから此名を負うたのであらう。

ハサマ(谷)の直ネマロ(根麻呂)

天武朝の人(紀)。大伴の吹負連の配下。

ハシ(箸)(椅)(橋)

クシ(串)と同じく桿材を意味する語。ヲを添へてハシラ(柱)とも用ひられる。箸(筋)、椅(梯)、橋等は次に釋明するが如く其轉義である。ハシ(箸)が桿條を以て製られるが故に此名を得たのは當然で、昇降の用に供せられる桿材をもハシ(椅)とよび、之に刻を設けて足がかりとしたものはキサハシとよばれ、二本の桿材即ちハシタテ(梯經)に架したコ(横木)をハシゴといひ、轉じてハシ(梯)と同義に用ひるやうになり、或る二點に架け渡すが故にカケハシとも稱へられるのである。



水を渡る爲に使用せられる桿材もまたハシで、橋の字をあてたが、水に浮べるものをウキハシ(浮橋)と稱へ、船舟の義に用ひた。後世の語に解をハシケといふのも橋木の意である。水上高く架するものはタカハシ(高橋)と稱へられ、舟橋はウツハシとよばれた。桿材の代りに飛石を設けて川を渡る用に供したものをイハハシ(石橋)といふのもハシの轉義である。——各其項下参照。

ハシ(好)

原 ハはホ(秀)の轉。シは形容語尾。  
秀といふ意の形容詞で、好、美、愛の義にも轉用せられる。

ハシ(土師)の臣(連)

原 ハジはハニシの連濁で、訛つてハセともいふ。  
釋 ハニシの臣(連)に同じい。——其項下を見よ。

ハシ(箸)の墓

釋 崇神紀に倭迹々百襲姫(又は倭迹々姫)命を大市に葬り、其陵を箸墓といふとある。今磯城郡織田村大字箸中(ハシナカ)に遺跡がある。箸と稱する所以は此皇女が箸で陰部をついて薨去せられた故と説明せられて居るが勿論信するに足らぬ。神人合力して作つたといひ、大阪山の石を運んで山から墓まで人民和踵いたとある所を見ると、大規模の石槨を構築せられたので、ハシはワ(柳)シ(石)の意であらう。——ワの項下参照。

ハシカ(端鹿)の里

釋 播磨國賀毛郡の地名(風)。——今も加東郡上東條村に端鹿谷といふ

字がある。昔神が菓子(ユク)を村々に配られた時、此村で不足したので(間)有哉(ナルカモ)といはれたから、ハシカと名づく(と説明せられて居るが、神崎郡にもハジカ(波自加)といふ村があり、他の國にもある地名であるから、恐らくは土師處即ちハニシの居住地の意であらう。

ハジカ(波自賀)村

釋 播磨國神前郡の地名(風)。——今も粟賀村(宇福本の南に初鹿野といふ名が残つて居る。——大汝命の尿を小竹が(マツ)弾き上げて其衣を汚したからハシカヌといふとあるが、上記のハシカの里と同義によつて名を負つたものであらう。此郷をハニ岡と稱へたのも土師と縁があるやうに思はれる。

ハジカミ(薑)

釋 ハシ(好)カ(香)ミ(實、芽)の意。芳香のある實(芽)の總稱である。  
釋 和名抄に生薑はクレ(吳)のハジカミ(字鏡にも干薑に同じ訓を興へて居る)、蜀椒をテルハジカミ又はフサハシカミ、薑椒をイダチハジカミ、辛夷をコアシハジカミ、吳茱萸をカハハジカミと訓してあるのを見ても、其頃まで胡椒、薑類は盡くハジカミと稱へられたことが明である。されば神武天皇の御製に「植ふしハジカミ口ひやく」(記、紀)とあるハジカミも薑にかぎるものと断定するのは早計である。

ハシキヤシ

釋 ヤシは感動詞で、「ハシ(好)きかな」といふ意。——ハシキヨシ、ハシケヤシとも用ひられる。  
釋 原義を離れ一個の感動詞として雜詞的に歌詠に挿入した場合が多

い。——雜詞を句中によみ込むことは古歌にも其例があり、神樂、催馬樂に於ては屢見る所である。——例

(萬三) 御名にかゝせる 飛鳥川 萬代までに 早敷屋師 我大君の  
かたみにこゝを(九六)

(萬三) 石ばしる垂水の水の早敷八師君に請ふらく我が心から  
ヨシ(良)と同じく、ハシ(好)も亦「縦」の義に轉することが出来るので、ハシキヤシはヨシエヤシと同様に、「さもあらばあれ」の意に用ひられることがある。例

(萬二) 早敷哉逢はぬ子故に徒に此川の瀬に裳の裾ぬれぬ  
(同) 級子八師吹かぬ風故玉くしげ開きてさ寢し吾ぞ悔しき  
此等の例を「愛しき子」「好しき風」と解するのは無理である。

ハシキヨシ

原 ハシキヤシの音便。  
釋 ハシキヤシと同義で次の如き用例がある。

(景行天皇御製) ハシキヤシ我家の方ゆ雲のたち來も(紀)  
(萬三) ハシキヨシ今日のあるじはいそ松の常にいまされ今も見る  
こと

(萬二) ハシキヨシ妹が姿を見ず久に夷にし住めば我こひにけり  
後の歌は家持が久し振りに上京したとき人に呈する爲に豫め作つて置いたもので、原歌は頭二句「朝夢の君がすがたを」であるが、美人に逢うたときには右の如く改める筈であつたとある。

(萬二) ハシキヨシかくのみからに暮ひ來し妹がこゝろのすべもす  
べなき  
此歌のハシキヨシは「さもあらばあれ」と解せればならぬ。

ハシケヤシ

原 ハシケはハシキの古語。  
釋 ハシキヤシと同義。例

(倭建命の御歌) ハシケヤシ我家のかたよ雲のたちくも(記)  
(萬四) ハシケヤシ間近き里を雲のにや戀ひつつ居らむ月もへなくに  
此後の歌のハシケヤシも亦「さもあらばあれ」の意である。

ハシタテ(樹梯)

釋 梯經の意で梯の親柱をいふのであるが、ハシゴ即ち横木が梯そのものの、義に轉用せられたやうに、——ハシの項下参照——ハシタテも亦梯の義に用ひられたのである。

釋 垂仁紀に神庫雖(高我能爲)神庫(造)梯(梯)登(登)庫(庫)乎、故諺曰神之神庫(神庫)梯(梯)之とある。樹梯は借字でハシタテと訓み、梯と同義に解し、「神の秀倉も梯子から」と譯すればよく意が通ずる。準別皇子の歌に「ハシタテのさかしき山も」(紀)ともあるのも「梯のやうに峻しい山」といふ意である。丹後風土記にイザナギの命が天に昇降せられる爲に用ひられた大石があるので其地を天梯立といふとあるハシタテも同義である。

釋 從來タテを動詞と解釋して居るが、其場合にはタテハシといふべきである。——雲のカケハシをハシカケとはいひ得ぬ。——タテは盾の意にも用ひられ、直立又は縦行するものを意味する名詞であるから、イトタテ(麻糸を經とした蓆)の如くも用ひられるのである。

ハシタテ(椅立、塔楯)

釋



【クラ(倉)及クマキ(熊木)の枕詞。クラはタナを設けて其上に物品を收藏することを例とし、之に梯を立て昇降するからで、クマキは組木に通ずるが故に梯の棧を組むことにいひかけたのであらう。例(速總王の歌)ハシタテの倉橋山をさかしみと岩かきかれて我が手とらずも(記)】

【(萬七)ハシタテの倉橋川の川のしづ菅余が刈りて笠にもあます川のしづ菅  
(萬六)ハシタテの熊木のやらに新羅斧おとし入れわし、かもてかもてな泣かしそれ浮き出づるやと見むわし  
右の外にも例が多い。】

ハシヒト(間人)の宿禰オホウラ(大浦)

【ハシヒトは走卒の意である。——ハシヒトの連の項下を見よ。】

【萬葉作家。單に間人宿禰ともある。此姓は後記間人連の項下に見える如く、神別、皇別の二系があるが、此人はいづれに屬するか判明せぬ。刊本に大浦ハ紀氏見三帖とあるのは後人の追記であらうが、紀氏といふのが事實であるとすれば、全然別系とせねばならぬ。ハシヒトは大氏族に分屬したから、紀間人もあり得ぬことではないが、他に所見がない。】

ハシヒト(間人)の皇女

【舒明天皇の御子、御母は寶皇女(孝極天皇)。孝德天皇(御叔父)の皇后である。間人連が奉仕したから名を負はれたのであらう。】

ハシヒト(渥部)の造

【舊訓ハセツカベとある。ハセツカベはハシヒトと同職掌であるが、丈部といふ字を充當することを例とするのみならず、渥部穴穂皇女(欽明紀)は用明紀に穴穂部間人皇女とあるから、渥部は間人に通じ、ハシヒトと稱へられたものとせねばならぬ。】

【天武十二年連に昇格(紀)。十三年宿禰に昇格した後記間人連と區別する爲に特に渥部の字を用ひたものと思はれる。姓氏録山城神別に西渥部は鴨縣主同祖鴨建玉依彥命之後也とあるが、此造(連)家が之と同系であるか否かは判明せぬ。】

ハシヒト(間人)の連(宿禰)

【原 ハシはハセ(走)の原語。  
【走人即ち使丁の部長の意。】

【饒速日命供奉三十二將の一人玉櫛彥命の後(舊)。天武十三年宿禰に昇格(紀)。姓氏録には神別と皇別とに間人宿禰をあげ(左京)。神別は神魂命五世の孫玉櫛比古命之後也としてある。其外穴穂部の間人(用明紀)、中臣間人連(孝德紀)及山城間人造、姓氏録等がある。ハシヒトといふ民部を設定せられたといふ記録はないが、ハセツカベ(丈部)と同じく、上代から存立し獨立民部の外に他氏族に分屬したのもあつたのであらう。】

【穴穂部間人皇女は欽明紀に渥部穴穂部皇女とある。渥部はハシヒトの借字である。——ハニシ(土師)をハシともいひ、部はヒトとも訓み得るからである。——然るに文字に捉はれてハシヒトを土師人の義と解するのは大なる誤で、如此誤解ならんが爲に舊訓には義によつてハセツカベと點してあるのである。ハセツカベ(丈部)は走使部の意でハシヒト(走人)と意を同する。】

ハシヒト(間人)の連オホフタ(大蓋)

【天智朝新羅討伐軍の裨將(紀)。天武朝廣瀨大忌神祭祀に任じた間人蓋も同人であらう。釋紀には此人をも間人連大蓋としてある。】

ハシヒト(間人)の連シホフタ(鹽蓋)

【推古朝の人(紀)。任那の使人接待に任じたとある。】

ハシヒト(間人)の連ミウマヤ(御臈)

【齊明朝の人(紀)。新羅の導引によつて渡唐せんとして異さなかつたとある。】

ハシヒト(渥部、間人)のアナホベ(穴穂部、穴太部)の皇女(王)

【渥部は舊訓ハセツカベとあるが、ハシヒトと訓むべきことはハシヒト(渥部)造の項下に述べた通りである。】

【欽明天皇の皇女。生母は蘇我の小姉君(小兄比賣)で、用明天皇の皇后、聖德太子の御母である(紀、記)。用明紀には穴穂部間人皇女とある所を見ると、アナホベは部名又は地名で其間人連が奉仕したが故に名を負はれたのであらう。紀によれば御弟皇子も同一稱號を用ひられた(次項を見よ)。】

ハシヒト(渥部)のアナホベ(穴穂部)の皇子

【欽明天皇の御子、生母は蘇我の小姉君(紀)。——記には三枝部の穴太部王とある——天香子皇子とも住迹皇子とも稱へられた(紀)。御姉

皇女と同じ稱號を用ひられたのである(前項参照)。

ハシヒト(渥部)のフキ(賦枳)

【賦枳は釋紀に賦枳としてシキと訓してある。いづれを正しとすべきか不明。】

【天武朝の人(紀)。大津皇子を奉じて天皇に鈴鹿に參候したとある。上記渥部造家の人であらう。】

ハシムカフ(箸向) [枕]

【オト(弟)の枕詞。ハシはハシラ(柱)の原語で、坐序を標識する爲に柱を建て若くは家屋の柱を家人の坐席に配當する古習が存し、——これは南方民族にも例のあることである——兄弟の柱は對向して居る所からハシ向ふオト(弟)とつゞげたのであらう。神及貴人をハシラ(柱)を以て數へるのも之によるものである(ハシラの項下参照)。

ハシユミ(波士弓、梶弓)

【原 ハシ(彈)、ユミ(弓)】  
【ユミは射器の總稱で、其様式によつて色々の名がある。——ユミの項下参照——ハシユミも其一で彈弓の義であるが、其制式を詳にせぬ。紀に梶弓(梶此云波士革)と訓註してあるといふ字をあててあるの、字によつて説をなすものがあるが、梶にもあれ、櫛にもあれ、弓材となるべきものではないから、梶は借字とせねばならぬ。】

ハシラ(柱)



原 ハシ(柱)ヲ(接尾語)。

釋 榑材の意から「柱」をいふに用ひ、柱を以て坐席の標識としたが故に神及貴人の數稱にも用ひられたのである。—ハシムカフの項下參照。

出 (記上) 此三柱神者並獨神成坐而隱身也  
(記上) 見三立天之御柱  
(神代紀) 以三殿馭羅鳥爲三國中之柱  
(記、紀、祝詞) 底津石根ニ宮柱太シク

ハシリデ(走出)

義 走出の義で今のことばでいへば「押出し」といふにあたる。—ワシリデともいふ(其項下を身よ)。

出 (萬三) 忍坂の山は 走出の よろしき山の いでたちの くはしき山ぞ(三三二)

ハシリミツ(走水)の海

釋 相模國の地名(記、紀)。弟橘姫入水の地で、今も三浦郡に此名が残つて居る。語義は字の如く水流の走るが如きをいうたのであらう。

ハシロクマワシ(羽白熊鷲) (人)

釋 神功朝筑紫の荷持田に占據した土豪(紀)。身に翼があつてよく高翔すところがあるが、其はワシといふ名から案出せられた譬喩であらう。羽白熊鷲は宛字で、別に意義があるのであらうが、尙之を明にし得ぬ。

ハスハ(波須波)の社

釋 出雲國神門郡の神社「風」。何等説明を與へられて居らぬが、ハスハ

(右京)をあげて居るが、必しも同一氏ではあるまい。

ハセツカベ(丈部)のイナマロ(稻麿)

釋 萬葉作家。駿河國の人。

ハセツカベ(丈部)のカハヒ(川相)

釋 萬葉作家。遠江國山名郡の人。

ハセツカベ(丈部)のクロマサ(黒當)

釋 萬葉作家。遠江國佐夜郡の人。

ハセツカベ(丈部)のタツマロ(龍麻呂)

釋 萬葉集三卷に天平元年攝津國班田史生丈部龍麻呂が自經したのを悲しむ歌がある。傳不明。

ハセツカベ(丈部)のタリヒト(足人)

釋 萬葉作家。下野鹽屋郡の上丁。

ハセツカベ(丈部)のタリマロ(足麿)

釋 萬葉作家。駿河國の人。

ハセツカベ(丈部)のトリ(鳥)

釋 萬葉作家。上總國天羽郡の上丁。

ハセツカベ(丈部)のマロ(麻呂)

はアスハと同じく、スハから出た語で、スハ族の祖神を祭るものと思はれる。—アスハの項下參照——郡中高岸里がアチスキ高彦命の由縁の地とあるから、此附近に存したのであらう。此神は宗像女神の出で、ムナカタはスハと同族である(各其項下參照)。

ハセツカヒ(駄使)、ハセツカヒベ(丈部)

釋 ハセ(走)、ツカヒ(使)、即ち急使の意である。

釋 八千矛神の歌にもアマハセツカヒといふ語があり、ハセツカヒベ(丈部)といふ部民があつた。後世の飛脚である。丈部又は杖部の字をあてるのは杖を所持した故であらうが(丈は杖の略字)、之はつく爲のものではなく、使者の標識であつたのであらう。即ち使節の節にあたるものと思はれる。—ハセツカヒベは約してハセツカベともいふ。

釋 驛遞の制度の出來たのは稍、後の世のことであるから、上代の記事に驛使とあるのは恐らくはハセツカヒのことであらう。

ハセツカベ(丈部)の直オホトシ(大歲)

原 ハセツカヒベといふべきを約してハセツカベといひ慣はした。

釋 萬葉作家。下總國印旛郡の人。姓氏錄によれば、丈部に造、首及無姓のもの二氏があるが、直家は見えぬ。案するにハセツカベは其性質上諸國に置かれたのであるから、部長は必しも二、三系統に限られなかつた筈で、部人中の名門といふ意味で直と稱するものもあり得たと思はれる。

ハセツカベ(丈部)の造ヒトマロ(人麿)

釋 萬葉作家。相模國の助丁。姓氏錄には大彦命の後裔と稱する丈部造

釋 萬葉作家。遠江國山名郡の人。

ハセツカベ(丈部)のヤマシロ(山城)

釋 萬葉作家。上總國武射郡の上丁。

ハセツカベ(丈部)のヨロマロ(與呂麻呂)

釋 萬葉作家。上總國長狹郡の上丁。

ハタ(鰭)(布)(旗)(織機)

原 ハ(葉、羽)、タ(接尾語)。

釋 木の葉、鳥の羽のやうに薄くひらひらしたものの意で、魚の鰭をハタといひ、魚類を鰭廣物、鰭狭物(記、祝詞)とも稱へる。布(又は服、絹)をハタと訓するのも同義で轉じて幡、旗の義となり、布を織る機構をも意味するやうになつた。

釋 帆もまた古はハタと稱へたのではないかと思はれる。—ホは帆の字音の約である——鳩舟はハタフネ即ち帆船の轉呼であらう(其項下參照)。

ハタ(陸田、白田)

釋 ハ(葉)タ(田)の意。

釋 水田(佃)に對する語として陸田又は白田の二字をあて、白田を合はせて島といふ字が生まれた。火田は和名抄にヤキハタと訓せられて居るが、之を一字に合はせた畑も今ではハタと稱へられる。神代紀にも陸田種子をハタツモノと訓してある。ハタの作物はハタケといひ、後世島の意にも轉用した。和名抄には此語を白田(陸田)及曠にあて、上



記陸田種子をも波多介豆毛乃と訓してあるが、此二項は箋註にも論じ  
たやうに後人の加筆があるやうである。

仁賢紀に嘖を波陀詠と訓註したのは、人名なるが故に敬語としてエ  
(兄)をそへて呼稱したので、(耕)を麥之田也と註してある(そのものが  
ハタエと稱へられたわけではあるまい。和名抄は上記のやうに白田と  
同じく八太介と訓し、一本にも詠を諺にあらためてハタケとしたもの  
があるが、仁賢朝時代にハタケがハタの同義語として用ひられたとは  
考へられぬ。

ハタ(羽田、波多)

和名抄大和國高市郡波多郷、式に波多神社及波多毘開神社をあげて  
居る。今の高取村、舟倉村地方。菜田(畑)から出た地名であらう。

ハタ(爲當)(當)

原ハ(助語)、タ(接尾語)。

モとハとが對立するやうに、ハタも亦マタ(モタ)と對立し、略々同  
様の場合に用ひられるが、絶體と相對との相違がある。——語法要録  
参照。

田(萬二)みよし野の山のあらしの寒けくにハタや今宵も吾が一人れむ  
(萬二)瘠々も生けらばあらむをハタヤハタむなぎを取ると川に流  
るな

(萬二)さむしかの鳴くなる山を越え行かむ日だにや君にハタ逢は  
ざらむ  
右の外例が多い。

ハタに當(爲當)、將の字をあてるのは之に相當する漢字がない爲で、

字とは義を異にするから、當て嵌らぬ場合があるのである。

ハタ(癩)、ハタケ(痲癩)

原 韓語叶等(バトク)と同源か。

和名抄に白癩をシラハタと訓し、推古紀には癩にもハタと點してあ  
る。箋註には白癩を大祓の白人と同一視し、白癩の意としてあるが、  
癩は斑に通じ、膚全體が白い意ではあるまい。恐らくはハダラ(斑)と  
同語で、——推古紀には右の癩を斑皮とも白斑とも記して居るのであ  
る——韓語で基を叶等、黒白の紋を叶等と稱へるバトクと同源の語  
であらう。豊後風土記には痲癩に謂(胖太氣)と訓註してある。口語で  
もハタケと稱へるのである。

ハタ(波多)の朝臣ヲタリ(小足)

萬葉作家、傳不明。——ハタの臣の項下を見よ。

ハタ(羽田)の朝臣ムコヘ(齊)

齊此云(牟五閉)と訓註してある。

持統朝の人(紀)。嘉言選集を命ぜられたとある。ムコへの語義及齊  
の字をあてた理由は説明せられて居らぬ。

案するにムコヘは庶子家の義、即ち子弟の合宿所を意味し、齊は書  
齊などいふ齋の意を以て之に充てられたのであらう。

ハタ(秦)の忌寸イハカツ(石勝)

天武朝の人(紀)。朱鳥元年土左神奉幣使に任ぜられたとある。——  
ハタの造の項下を見よ。

ハタ(秦)の伊美吉イハタケ(石竹)

萬葉作家。稱徳、光仁朝に飛騨守、播磨介等に歴任した(續紀)。

伊美吉は天武朝制定の八色姓中忌寸にあたるもので、實字三年の制  
により常に忌寸とかに定められたが、尙後世まで此字を用ひた  
ものゝやうである。——イミキの項下参照。

ハタ(秦)の忌寸朝元

萬葉集十七卷に天平十八年正月太上皇から雪の歌を召されたが詠み  
得なかつたとある。醫術に長じ漢語を能くしたので重用せられ、圖書  
頭、主計頭を歴任、養老三年忌寸の姓を賜はつた(續紀)。懷風藻によれ  
ば父を辨正法師といひ、大寶中二子を伴うて入唐したが、長子と共に  
彼地に歿し、二子朝元のみが歸朝し、天平中遣唐使判官として再び入  
唐したとある。

ハタ(秦)の忌寸ヤソシマ(八十島)

萬葉作家。越中國の大目とある。

ハタ(波多)の臣(朝臣)

波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。天武十三年朝臣に昇格し  
た(紀)。——舊事紀には日本武尊の御子武養靈命を波多臣の祖として  
居るが、此氏は他書に所見がない。

ハタ(羽田)の臣(缺名)

孝徳朝の無能官吏(紀)。

ハタ(波多)の臣ヒロニハ(廣庭)

推古朝の人(紀)。新羅征討軍副將。

ハタ(波多、羽田)の君(真人)

大ホド王(應神天皇の御孫、若沼毛二俣王の子)の裔(記)。天武十三  
年真人に昇格(紀)。大ホド王の子孫は多く近江、越前地方に占據した  
から、此ハタも亦其方面の一地名と思はれるが、所在を明にせぬ。

ハタ(秦)の公

應神朝に歸化した弓月の後(拾)。弓月(融通王)は秦始皇十三世の孫  
と自稱したので秦君と呼ばれたのであらうが、秦をハタと訓むのは部  
下の民に機械の伎人が多かつた故と思はれる。ハタは布の意で、所貢  
絹綿軟於(肌膚)故訓(秦字)謂(之波陀)とある古語拾遺の註記には從  
はれぬ。其子孫數系にわかれて勝、造(伴造)、連、忌寸、宿禰等のカバネ  
を用ひ、大秦、秦大藏、秦井手、秦長藏、秦原、葛野秦、朴市秦等の氏名を  
名乗つた。

ハタ(羽田)の公ヤクニ(矢國、八國)

弘文朝の人。其子大人を率ゐて天武天皇に歸服したとある(紀)。十  
二年諸國境界限分の爲に派出せられた。

ハタ(波多)の國造

和名抄土佐國幡多郡(現存)とある地、古は一國をなし、崇神朝天韓  
襲命依(三神教)云(國造)と定められたとある(舊)。



ハタ(波多)の郷

出雲國飯名郡の地名(風)。和名抄にも此名が見え、今も波多村と稱へる。波多都美命が天降した地なるが故に名を負うたとある風土記の説明は本末顛倒で、ハタは陸田を意味するのであらう。

ハタ(秦)の伴造

欽明朝秦大津父に賜はつた稱號(紀)。秦人戸數惣七千五百三十三戸以大藏椽(爲秦伴造)とある。大藏椽は大津父をいひ、秦の民全部の長とせられたといふので、トモの造は單に造といふと同義である。ハタの造の項下参照。

ハタ(旗)野

和名抄大和國高市郡波多とある地の野をいふのであらう。

ハタ(秦)の造(忌寸)

雄略朝分散した秦民を聚めて秦酒公に隸屬せしめられた。酒公は百八十種の勝部を統率して絹織を貢納したとある(紀)。ウツマサの項下参照。造のカバネを給はつたとは明記せられて居らぬが、其章に秦造酒とも記されて居る所を見ると、爾來此民部の長として秦のミヤツコと名乗つたものと思はれる。上記秦の大津父が欽明朝に伴造に任ぜられたのは、酒君の子孫に事實上統率権がなくなつて居たからであらう。兩者の子孫はいづれも秦造と稱し、天武十二年連に昇格、十四年更に忌寸のカバネを給はつた(紀)。

ハタ(秦)の造カハカツ(河勝)

推古一皇極朝の人(紀)。蠱道を抑壓したことによつて有名である。

ハタ(秦)の造クマ(熊)

天智朝大和留守司の小吏(紀)。壬申亂に大伴の吹負連に談はれ、贗鼻をつけ馬に跨つて高市皇子來攻の虚報を飛鳥の西營に觸れあるいとある。

ハタ(秦)の造サケ(酒)

秦の酒公と同八。其項下を見よ。

ハタ(秦)の造タクツ(田來津)

天智朝百濟守護に派遣せられた人(紀)。唐軍と戦つて敗れ奮闘して斃れたとある。次章に朴市の田來津とあるから、孝徳朝に古人皇子の謀叛に黨した朴井の秦造田來津と同人であらう。其項下参照。

ハタ(秦)の造ツナテ(綱手)

天武朝の人(紀)。九年卒去。壬申亂の功により大錦上を贈位せられたとある。持統紀十年に忌寸の姓を給ふとあるのは追賜であらう。

ハタ(波多)岡

常陸と下野との境(風)。新治郡の西境とある。所在不明。

ハタ(葉田)のアシモリ(葦守)の宮

應神天皇吉備行幸の際の行宮(紀)。和名抄に備前國上道郡幡多郷とあり、今も幡多といふ村名がある。葦守は其一地點であらうが遺跡を詳にせぬ。

ハタ(秦)のアテラ(吾寺)

孝徳朝の人(紀)。蘇我の山田石川麻呂に連坐して殺されたとある。

ハタ(秦)のオホクラ(大藏)の造マリ(萬里)

萬里は舊訓ヨロツサトとあるが、マロ(麻呂)の轉呼で、マリと訓むのであらう。

齊明朝の人(紀)。大藏の管理に任じた秦造であるので複姓となつたのであらう。後記大藏椽大津父の後ではあるまいか。

ハタ(秦)のオホツチ(大津父)

欽明朝の人(紀)。山城國紀伊郡深草里の商賈であるが、陰徳により天皇東宮におはしますと召し出され寵遇を得、御即位後大藏椽に任じ、秦の民七千五百三十三戸を聚めて隸屬せしめられ、秦伴造となつたとある。大津といふ地に居住したことがあるので大津主とよばれたのであらう。チは此當時檀那といふほどの軽い意味に用ひられた稱號である。

ハタ(秦)のコベマロ(許遍麻呂)

萬葉作家。傳不明。

ハタ(秦)のサケ(酒)の公

ハタ(波多)の郷

出雲國飯名郡の地名(風)。和名抄にも此名が見え、今も波多村と稱へる。波多都美命が天降した地なるが故に名を負うたとある風土記の説明は本末顛倒で、ハタは陸田を意味するのであらう。

ハタ(秦)の伴造

欽明朝秦大津父に賜はつた稱號(紀)。秦人戸數惣七千五百三十三戸以大藏椽(爲秦伴造)とある。大藏椽は大津父をいひ、秦の民全部の長とせられたといふので、トモの造は單に造といふと同義である。ハタの造の項下参照。

ハタ(旗)野

和名抄大和國高市郡波多とある地の野をいふのであらう。

ハタ(秦)の造(忌寸)

雄略朝分散した秦民を聚めて秦酒公に隸屬せしめられた。酒公は百八十種の勝部を統率して絹織を貢納したとある(紀)。ウツマサの項下参照。造のカバネを給はつたとは明記せられて居らぬが、其章に秦造酒とも記されて居る所を見ると、爾來此民部の長として秦のミヤツコと名乗つたものと思はれる。上記秦の大津父が欽明朝に伴造に任ぜられたのは、酒君の子孫に事實上統率権がなくなつて居たからであらう。兩者の子孫はいづれも秦造と稱し、天武十二年連に昇格、十四年更に忌寸のカバネを給はつた(紀)。

ハタ(秦)の造カハカツ(河勝)

推古一皇極朝の人(紀)。蠱道を抑壓したことによつて有名である。

ハタ(秦)の造クマ(熊)

天智朝大和留守司の小吏(紀)。壬申亂に大伴の吹負連に談はれ、贗鼻をつけ馬に跨つて高市皇子來攻の虚報を飛鳥の西營に觸れあるいとある。

ハタ(秦)の造サケ(酒)

秦の酒公と同八。其項下を見よ。

ハタ(秦)の造タクツ(田來津)

天智朝百濟守護に派遣せられた人(紀)。唐軍と戦つて敗れ奮闘して斃れたとある。次章に朴市の田來津とあるから、孝徳朝に古人皇子の謀叛に黨した朴井の秦造田來津と同人であらう。其項下参照。

ハタ(秦)の造ツナテ(綱手)

天武朝の人(紀)。九年卒去。壬申亂の功により大錦上を贈位せられたとある。持統紀十年に忌寸の姓を給ふとあるのは追賜であらう。

ハタ(波多)岡

常陸と下野との境(風)。新治郡の西境とある。所在不明。

ハタ(葉田)のアシモリ(葦守)の宮

雄略天皇の侍臣(紀)。秦民の分散を歎き統一を奏請して勅許を得、百八十種勝部を統轄して絹織を貢納した功によつてウツマサといふ姓を賜はつた。姓氏録によれば弓月王の孫で、普洞王の子とある。ウツマサの項下参照。

ハタ(秦)のトモタリ(友足)

近江朝の將(天武紀)。近江の鳥籠山で敗戦し斬殺せられたとある。

ハタ(秦)のハシマロ(間滿)

萬葉作家。傳不明。

ハタ(波多、羽田)のヤシロ(八代、矢代)の宿禰

建内宿禰の子(記)。波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部君等の祖とある。應神紀によれば他の三兄弟と共に百濟に出征したとある。ハタは高市郡波多郷(和名抄)で、ヤシロは社によつて負うた名であらう。

ハタ(波多)のチカサキ(丘岬)

大和の層宮(添)縣の地名(紀)。新城戸岬といふものが之に占據したとある。此岬の所在は明確ではないが、生駒郡都跡村唐招提寺の西にある赤膚山が其であらうといはれて居る(通説)。

ハタクモ(旗雲)

ハタは翻翻たるものを意味する語で(其項下参照)、布片状の雲をハタクモと稱へた。今の専門語でいへば積雲で、青天にあらはれる白雲



である。

〔萬二〕わたつみの豊旗雲に入日さし今夜の月夜キヨツケ清明コソ〔二五〕

ハタサヲ(槁機)

〔訓〕古訓サヲとあるが、サヲは槁カウ機キだけの訓で、機キの字があまり。案ずるに機キ槁カウの轉置で、機キはハタの假字であらう。

〔釋〕帆は古ハタとよばれたと思はれるから(ハタの項下参照)、帆柱又は帆桁はハタサヲと稱へられた筈である。神武天皇の御舟が槁機をさし度して槁根津彦を引入れた〔記〕——紀には授ニ機キ末マ——とあるのも水竿ミツササと解しては實情にあはぬ。速吸門航海中に棹を用ひられたとおもはれず、之に反して帆走せられたものとすれば一旦帆を下された筈であるから、其處に有り合はせた帆柱又は帆桁をさしたことはあり得るのである。

ハタススキ(旗薄)

〔原〕ススキの項下参照。

〔釋〕ハタは布、旗等を意味し、野生の禾草が一方に靡くさまを形容してハタススキというたので、決して種名ではない。其故にシヌ(篠)ともつづけて用ひられるのである。

〔出〕(萬一)阿騎の大野に ハタススキ 篠をおしなへ〔四五〕  
(萬二)ハタススキ尾花さか葺き黒木もち造れる家は萬代まで

はたすすき (枕)

〔ホ(穗)にかゝる枕詞。例 (神功紀) ハタススキ穗にいづる我や

〔出風〕ハタススキ穗ふり別けて

萬葉には穗にはささいです〔卷二〇〕、ホに出し君〔卷四〕、ホには出でじ〔卷二六〕、ホに出る秋〔卷二七〕にかけた例がある。右の外異例は

〔萬三〕ハタススキ久米のわく子がいましけむ三穗の岩屋は荒れにけるかも

〔萬四〕彼の子ろと寝すやなりなむハタススキうら野のやまにつくキ

〔月〕かたよるも  
とある。前者は句を距て、三穗にかゝり、後者はツヲ(梢末)にかゝるのであらう。

はたたきも (枕)

〔原〕ハタタはハタの疊尾語、ハタハタに同じい。

〔義〕ハタは翻々たるもの、稱呼(ハタの項下参照)、ハタハタした肝の意でハタタ肝と稱へたので、恐らくは肺臓の類をいふのであらう。

〔釋〕コ(心)の枕詞。上代人はコ即ちココロ(心)は臟腑に取こまれて居ると考へたので、「肝向ふ」または「ムラ肝の」心とつづけて、同じ意味を以てハタタ肝をもコ(心)の枕に用ひたのであらう。——内臓にムラ肝、ハタタ肝などの區別があるのは禽獸を屠ることによつて早く知られてゐたものと思はれる。

〔出〕(八千矛神の歌) ハタタキモ。これはふさばす……ハタタギモ。こしよろし〔記〕

ハタツミ(波多都美)の神

〔出〕出雲國飯石郡波多郷に鎮座する神(風)。此郷が神の名を負うたとする風土記の説明は本末顛倒で、波多郷の首長であつたが故に、ハタツ

オミ(大身)と呼ばれたのであらう。

ハタツモノ(陸田種子)

〔釋〕鳥ツ物の意、鳥の作物といふことである。

〔出〕(神代紀)乃以粟稗麥豆爲陸田種子

〔釋〕陸田種子はハタツモノと訓せられて居るが、保食神の遺體に生じた上記のものが鳥作物の種子となつたといふ意ならば、ハタツモノノタネといはれば意が通ぜぬ。

ハタテ

〔原〕ハタはハテ(果)、ハシ(端)と同語、テは方位を意味する接尾語。——

語法要録参照。

〔義〕端の方といふ意。

〔出〕(哀詠王の御歌) 鮪がハタテに 妻たてり見ゆ〔記〕——紀には武烈天皇東宮の時の御歌とある。

(志毘臣歌) 大宮の チトツハタテ すみ傾けり〔記〕

(萬六)しきませる 國のハタテに 吹きにける 櫻の花の 匂はもあなに〔二四九〕

ハタネ(齒田根)の命

〔釋〕雄略朝の人(紀)。狭穂彦の玄孫とある。河内の餌香に居住したもののやうであるから、ハタも亦其一地の字であらう。ネは敬稱。

ハタノヒロモノ(鰭廣物)、ハタノサモノ(鰭狹物)

〔釋〕魚類には皆大小の鰭がある。此特兆によつて之をハタモノ(鰭物)と

いひ、——獸をケモノと云ふに對し——大小魚の意でハタノヒロモノ、ハタノサモノと稱へたのである。

〔出〕(記上)於是送援田彦神二而還到乃悉追聚鰭廣物鰭狹物一〔新年祭祝詞〕青海原住物者鰭、廣物鰭、狹物

ハタビ(波多毘)の大郎子

〔釋〕仁德天皇の皇子(記)。又の名は大日下王とある。——紀には大草香皇子とあるのみで、ハタビといふ御名をあげて居らぬ——或は御妹の名がうつたのであるかも知れぬ(次項参照)。

ハタビ(波多毘、幡梭)の若郎女(皇女)

〔釋〕仁德天皇の皇女、生母は日向髮長媛(記、紀)。雄略天皇の皇后となられた。記によれば亦の名を長日比賣とも、若日下部命ともいふとある。——若日下王又は若日下部王とも記されて居る——後記の如く應神天皇にも同名の皇女があらせられるが、此御子の御一名が長日比賣とある所を見ると、ハタはハツの轉呼でフト(太)とも通じ、長と同義に用ひられたものと思はれる。ヒ(ホ)は(秀)の意で、御兄皇子もイザ(ホ)別、ミツ(ハ)別などと命名せられたのである。

ハタビ(幡日、幡梭)の若郎女(皇女)

〔釋〕應神天皇の御子、生母は日向の泉長比賣(記)。紀には此宮嬪の所生中にはあげられて居らぬが、履中天皇の妃とある。ハタビの語義は前項に述べた通りである。

〔釋〕世代は違ふが履中天皇の御妹にもハタビの若郎女(皇女)と名乗られた方があつたことは上記の通りで、兩者共に若郎女では區別がつかぬ



から、御叔母にあたらせられる此皇女は大耶女と呼ばれたのが、混同したのではあるまいか。

ハタヒメ(幡姫)

廬城部連根菅喩の女。安閑朝に偷盜の罪によつて采女の丁に貶せられたとある〔紀〕。

ハタホコ(幡杵、幟幢)

旗竿の意。

靈異記に小子部の栖輕が赤の鬘をつけ、赤幡の杵を持つて救命を雷神に傳へる爲に輕に赴いたとある。ホコを携へたのは使節の標識と思はれる。ハセツカヒの項下参照。令の集解に古記を引いて公船以朱漆之とあり、赤色は官の徽章とせられたことがあつたのであらう。矛に赤幡をつけ赤鬘をしたのも同じ趣意とせればならぬ。和名抄に華嚴經の偈を引いて寶幢をハタホコと訓したのは幢に其意があるからで、實には關係はなく、旗竿はみなハタホコというたのである。(萬二) 婆羅門がつくれる小田を喰む鳥まなぶた腫れてハタホコに居り

ハタヤス(果安)〔人〕

天武紀に蘇我の臣果安と大野君果安といふ異人同名が見える。名の所由は判明せぬが、語義は鳥を以てあらう。居在地の地形によつて名を負うたものではあるまいか。

ハダラ(斑)

原 ハタ(癩)、ラ(接尾語)。ハタの項を見よ。

釋 斑の意。ハダレ、ホドロとも轉呼せられた。

歌 (萬二〇) 夜を寒みあき戸をひらき出で見れば庭も薄太良にみ雪ふりたり

ハダレ(波太禮)

原 前項ハダラの轉呼。

釋 斑の意。雪のまだらなることをいふに用ひられる。

出 (萬三) 矢釣山木立も見えずちりまがふ雪のハダレの朝たのしも

(萬六) 泡雪かハダレに降ると見るまでに流らへ散るは何の花ぞも

(萬九) 御食むかふ南湖山の巖には落れるハダレかきえ残りたる

(萬二〇) 天雲の外にかりがけ聞きしよりハダレ霜ふり寒し此夜は

ハチ(耻、辱)

原 ホツの轉呼か。

釋 黄泉傳説に令見辱吾〔記〕、耻恨之曰〔紀〕とある外、耻、羞、辱等の字が屢々古典に見えるが、假字書した例がないから原語であると断定することは出来ぬ。或は差色がホに出るといふ意味から出た第二次生の語ではあるまいか。

出 (萬三) 山守のありける知らに其山に標結ひ立て、結びのハチしつ

(萬六) 辱を忍び辱をもだりて事もなく物言はぬ先に我はよりなむ

(續紀宣命) 辱、愧、所思坐

ハチコ(蜂子)の皇子

釋 崇峻天皇の皇子、生母は大伴の小手子〔紀〕。蜂子は御幼名であらう。

ハチス(蓮)

原 ハチ(蜂)ス(巢)。

釋 實が蜂の巢状であるから名を負うたのである。其故に葉はハチスバといひ、花をいふにはハナバチスといふ語が用ひられた。ハナハチスの項下参照。

出 (萬二) 勝間田の池は我知るハチスなししかいふ君が髻なきが如し

(萬三) みはかしを 劍の池の ハチス葉の たまれる水の 行方な

み〔三九〕

(萬六) ハチス葉はかくこそあるもの意吉麻呂が家なるものは芋の葉にあらし

ハツカシ(羽束)〔地〕

原 ヲ(標)、ツカ(家)、イシ(石)の約轉。ハ、ツ相通(語法要録參照)。

釋 椰家用の石をハツカシと稱へたので、管墓のハシ、羽若石なども同義である(各其項下を見よ)。

和名抄山城國乙訓郡羽束(波豆賀之)。神名帳に羽束師坐高御産日神社とある地。今も同郡羽束師村に其名を止め、其森は中世の歌にも詠まれて有名である。ハツカ石を産するが故に此名を得たのであらう。

ハツカシ(泊櫃)部

五十瓊敷命(垂仁皇子)に給はつた民部〔紀一云〕。ハツカシは上記山城の地名で、物部の占據地であつた(次項參照)。されば此部も亦兵戦に従事する隊伍を意味したのであらう。朝賀部、大刀佩部、矢作部及楯部等と併せて給はつたとあるのも之によるものであらう。

ハツカシ(羽束)の造

原 上記ハツカシ部の部長。天武十二年連に昇格〔紀〕。姓氏録には彦姪津命の後と稱する羽束首及天佐鬼利命三世の孫斯鬼乃命の後といふ羽束(無姓)をあげて居るが、必しも同氏ではあるまい。

ハツカシ(羽束)の物部

釋 饒速日命供奉二十五物部の一〔舊〕。山城國羽束郷に定着した物部であらう。

ハツクニシラス(始馭天下、所知初國、御肇國) 天皇

原 ハツはフト(太)と同じく、ホ(秀)から分化した語である。

釋 神武天皇及崇神天皇を奉頌する稱呼〔紀、記〕。ハツは「初」を意味すると同時に、フト(太)とも通ずるから、神武天皇の場合には初國を知り賜ふ事を意味し、崇神天皇には此御世に四道將軍等を派出せられ、版圖が大に擴張したので、大國を統制したまふ天皇と申上げたのであらう。されば初國及肇國は借字と見るべきである。

ハツセ(長谷、初瀬、泊瀬)〔地〕

原 ハツはフト(太)に通ずる。

釋 大い河の瀬の意で初瀬は借字、長谷とかくのは其義譯である。

和名抄城上郡長谷(波都瀬)郷、今の磯城郡初瀬町及朝倉村。初瀬川の谿谷によつて名を負うたのである。此川は佐保川の支流で長さ十里に過ぎぬ谿流であるが、コモリク(隱處)といふ枕詞を用ひられるほどの幽谷であつたのである。古は此地方一帯の



呼稱でハツセの國ともハツセの小國とも稱へられ、歌にも多く詠まれて居る。例

(萬三) こもりくのハツセ少女が手にまける玉は亂れてありといはずやも

(萬二) こもりくの 初瀬の國に さよばひに 吾か来れば(三二〇)  
(萬三) こもりくのハツセ小國に妻しあれば石はふめども尙ぞ來にける  
右の外初瀬、初瀬山、初瀬川を詠じたものは極めて多い。

ハツセ(泊瀬)の王

天武、持統紀に此王の名が見えるが出自を詳にせぬ。

ハツセ(泊瀬)の仲王(王)

舒明天皇策立前、蘇我の馬子の處置に憤慨して薨去せられたとある(紀)。明記せられて居らぬが、聖德太子の御子なることは明である。法王帝説には膳臣加多夫古の女の所生とあるが、紀には此王の語として我等父子並自蘇我一出とある。境部の麻理勢(馬子の弟)が特に此王と親しい所を見ると、或は生母はマリセの女であつたかも知れぬ。

ハツセ(泊瀬、長谷)のアサクラ(朝倉)の宮

雄略天皇の宮號(記、紀)。此天皇は御名を大長谷皇子とよびまゐらせ、長谷に居住せられたので、皇居をも此地に設けられたのである。倉は借字でクラ(座)の意、朝座は朝廷と同義である。アサクラを地名とするは非、姓氏錄秦忌寸の條下に八丈の大藏を宮の側に設け、貢物を納められたから朝倉宮といふとあるのも附會である。今の朝

倉村は此宮號をうつしたもので、其大字黒崎と岩坂との間が此宮の遺跡であるといはれる。

ハツセ(泊瀬)のイムミヤ(齋宮)

天武紀二年欲遣使侍大來皇女子天照大神宮而令居泊瀬齋宮一是先潔身稍近神之所也とある。是は後世の野宮にあたる。物忌せられる御座所なるが故にイムミヤと稱へたのである。

ハツセ(泊瀬)のシバガキ(柴垣)の宮

欽明天皇の行宮(紀)。遺跡不明。柴垣を用ひられたから此名を負はせたのであらう。

ハツセ(泊瀬、長谷)のナミキ(列城、列木)の宮

武烈天皇の宮號(紀、記)。ナミキは紀の譯字が正義で、並城の意であらう。宮殿が城をならべたるが如きを形容したものとおもはれる。今の長谷村大字出雲が其遺跡といはれる(通説)。

ハツセ(長谷部)の君

波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。ハツセ部といふ民部を設定せられた記録は見えぬが、崇峻天皇の御名を泊瀬部皇子と申上げるから、此部の存在したことは疑はなく、恐らくは雄略天皇又は武烈天皇に因んで設けられたのであらう。或は後記のハツセの舍人を畧してハツセと稱へたのかも知れぬ。

ハツセ(長谷部)の舍人

雄略天皇の御世に定められた親衛部(記)。トネリ部の項下を見よ。ハツセは天皇の御居住地に因んで名づけたのである。

ハツセ(泊瀬部)の皇女

天武天皇の御子、生母は夫人の擬媛(紀)。萬葉集によれば河島皇子(天智天皇の御子)の妃とある。

ハツセ(泊瀬部)の皇子(天皇)

崇峻天皇の御名(紀)。欽明天皇の御子、生母は蘇我の小姉君。記には長谷部の若雀命とある(次項を見よ)——上記長谷部君が奉仕したから此名を負はれたのであらう。

ハツセ(長谷部)のワカササギ(若雀)の命

崇峻天皇の御名、生母は蘇我の小兄比賣(記)。紀には前項の如く單に泊瀬部皇子とある。恐らくは武烈天皇の御名小長谷の若雀命とまぎれたので、紀の傳を正しとすべきであらう。

ハツハツ(波都波都)

ハツ(始)の疊語。  
ハツカ(ワツカ)のハツで、カは接尾語——「初」の義から轉じて「僅に」又は「辛うじて」の意に用ひられた。俗語のカツガツはハツハツの訛とおもはれる。  
(萬四) ハツハツに人を相見ていかにあらむ何れの日にかまたよそに見む  
(萬二) くへ越しに夢はむ胸のハツハツに逢ひ見し子らしあやにかなしも

ハツム(波都武)之野

常陸國行方郡田里の地名(風)。倭武命が此地で弓弭を修理せられたからハツムといふとある風土記の説明はもの足らぬが、尙語義を明にし得ぬ。此野の北、海邊に香島の神子の社がある。

ハツチ(波都乎)

ハツは秀ツから轉じた音で、フト(太)とも通ずる。チは尾又は緒でハツチには秀ツ尾と太緒との二義がある。

(萬四) やま鳥の尾のハツチに鏡かけとなふへみこそ汝によそりけめ

山鳥の尾(口は接尾語)はハツ尾(秀ツ尾)の序で、太緒にいひかけたものである。歌の意は「太い緒に鏡をかけて汝を意に従へようとおもへばこそ寄り添うたのであらう」といふことで、女の歡心を得る爲に「ことごとく装うた男を其女の情夫が嘲つて詠じたのである。當時の東人は姿を寫す以外に裝飾にも鏡を用ひたものと思はれる。

山鳥と鏡との關係については劉敬叔の異苑といふ書に「代匠記所引」  
山鷄愛其毛羽映水則舞、魏武帝時南方獻之、帝欲其鳴舞而無由、公子蒼舒令置天鏡其前、鷄變形而舞不知止遂死

とあり、山鳥が水鏡を見るといふことは普く俗間にも信ぜられて居るので、契沖は之と結びつけて説いたが、先學も論じたやうに右の古事が東人に知られて居たとはおもはれず、又山鳥に鏡をかけたとすることは、縦ひ尾が首の誤りであるにしても有り得ぬ事である。其故に「山鳥の尾」は序に用ひられたものとせればならぬ。但し山鳥の水鏡の俚談を思ひよせて之を用ひたことはあり得る。カガミをカケアミ(掛網)



の約、トナフをトラフの訛として「上の尾に網を引かけ捉へ得られると思つて汝に近づいたのであらう」と説明したのもあるが、假にカケアミといふ語、又は其實物が存し、且東國に限つて良と同様に網を投げかけて鳥を捕へることが行はれたとしても、尻尾に引かけるやうな器用な藝當は出来ぬ筈である。——鶏の尻尾を細引で縛つても抜けることは必定である。

ハトリ(織部)の縣

服部はハトリを意味するのであるが、べを略してハトリといひ慣はして居る。

ハトリはハタオリ(服織)の約、其工人が居住したので地名となつたのであらう。

應神天皇が妃兄媛に給はつた地(紀)。和名抄に備前國邑久郡服部、備中國賀夜郡服部、備後國邑治郡服部郷とあるが、其いづれにあたるかを明にせぬ。

ハトリ(服部)のアダメ(皆女)

皆は和名抄備中國英賀郡皆部(安多)、參河國碧海郡皆見などとあるからアダと訓むのであらう。

萬葉作家。武藏國都筑郡の上丁服部の於由の妻。アダはアザとも通じ、他「似而非」の意である。

ハトリ(服部)のオユ(於田)

刊本とあるのは恐らくは由の誤であらう。  
萬葉作家。武藏國都筑郡の上丁。

ハトリ(服部)のミソ(彌蘇)の連

播磨風土記讃容郡彌加郡岐原の條下に見える人名。仁徳朝の執政大臣とあるが、中書には此名は見えぬ。ミソ(御衣)は名で服部の縁語。ハトリの連は姓氏録に天御中主命十一世の孫天御杵命の後と、熈之速日命十二世孫麻羅宿禰の後との二氏をあげて居るが、ミソが何れの系に屬するかは不明である。

ハナカ(花鹿)の山

尾張風土記(釋紀所引)丹波郡吾縵郷下に見える美濃國の地名。神名帳に大野郡花長神社とある地であらう。今揖斐郡谷汲村七社明神といひ、猿田彦を祀つて居る。——アツラの項下參照。

ハナカツミ(花勝見)

花のさくカツミ(其項下參照)といふことで、陸奥に多く産すといはれて居る。萬葉集四卷には左記の如くカツテといはんが爲の序に用ひられた。

をみなへし咲澤におふる花カツミかつてもしらぬ戀もするかも

はなくはし(枕)

花精美の意。サク(咲)の枕詞。

(尤恭天皇御製) 花くはし さくらのため(紀)

ハナタチバナ(花橘)

タチバナの項下參照。

花のさく橘といふ意。タチバナは本来其果實に與へた名であるが、

其項下參照——移植後退化して主として花を觀賞するやうになつたから、ハナタチバナと稱へたのである。之を芸香科の一種名としたのは後世のことである。

(應神天皇御製) 我が行く道の かぐはし ハナタチバナ(記、紀)

(萬八) 吾がやどの花橘のいっしかも珠にぬくべく其實なりなむ

(萬二) を里なるハナタチバナをひきよちて折らむとすれどうら若みこそ

ハナツマ(花孀)

萬葉集十四卷に「あしがりの箱根の嶺ののこくさのハナツマなれや紐とかす寝む」とある。今も新婦を花嫁といふが、たとひ新婚または初會であつても、實の妻ならばヒモをトカヌといふ法はないから、此は妻とは名のみで實がないといふ意で、花妻と稱へたとせればならぬ。或は隣即ち姉妹共婚の遺風が言葉にだけ残つて居たのかもしれない。

ハナナミ(花波)の神

播磨國多可郡法太の里花波山に鎮座する神(風)。近江國の神とせられ、其妻を淡海神といふとあるが、アフミは明石郡オフミ(邑美)の郷をいふのであらう。

ハナタリ(鼻垂) [人]

豊前國筭狹川上に占據した土豪(景行紀)。鼻垂は借字でハナはホネ(秀根)の轉呼、タリ(足)は美稱である。紀の文に妄假二名號とあるのも、此名の尊大なることをいふのであらう。異俗の土豪と思はれる。

ハナナミ(花波)山

播磨國多可郡の地名(風)。近江國花波神が此山に鎮座するから、名を負うたとある。——前項參照。

ハナハダ(甚)

ハタハタの轉呼。——尾張國海東郡の甚目寺、伊勢國一志郡の甚目村の甚はハタと訓んで居る。

ハタの疊語で殊絶を意味する。今非常といふ意味に用ひられるのは其轉義である。

(萬二) 甚多毛降らぬ雪ゆゑこたくも天つみ空はくもらひにつゝ、(同) ハナハタも夜ふけてな行き道の邊の齋世の上に霜のふる夜を

ハナハチス(花蓮)

ハチスは實の名稱であるから、花をいふ場合にはハナハチスと稱へる。恰もタチバナ(橘)の花をハナタチバナといふと同様である。

(引田の赤種子の歌) 日下江の入江のハチス花ハチス身のさかり人ともしきろかも(記)

ハナヒシビシ(鼻毗之毗之)

ヒはヒリ(放)の語幹、シは形容語尾。——(排)の項下を見よ。

ヒシは鼻液を垂れる事の形容であるが、嚏をいふにも用ひられた。

(萬五) 咳かひ 鼻ヒシビシに しかとあらぬ 鬚かきなでて(八五二) ハナリ(放)



【義】語幹ハナは(ハ排)から出たもので、離、放の意を以てハナリとも、ハナチ(ハナシ)とも活用せられたのであらう。——への項下参照。

【釋】放の義から散髪をいふに用ひられた。上代は頭髪を剃り又は剪ることはなく、——剪剃の器もなかつたやうである。——兒童は男女ともにツラハ(其項下参照)即ち今いふカッパであつたが、長ずるに及び男子は揚卷(總角)、ミヅラ(髻)に結び、婦女子は垂髪とした。其肩に達するほどをウナキ(項居)といひ、其よりも伸びたものをハナリと稱へたので、端末を結んで折かへすこともあつた。ウナキハナリ、ウハナリ、チハナリ等も其から出た語である(各其項下参照)。

【出】(萬七)少女等がハナリの髪をゆふの山雲な棚びき家のあたり見む(萬四)橋のこぼのハナリが思ふなむ心うつくしいで吾は行かな

ハニ(埴)

原 ハはへの轉呼。

【義】へ(容器)にする土の意、粘土をいふ。

【釋】上代土器を製するに必要缺くべからざるものとせられたので、櫛ハ玉神は櫛となつて海底からハニを咋ひ出して八十毘良迦を作つたとあり(記)、神武天皇も丹生川上の祭事に用ひる爲に天香山の土を取らしめられたとある(紀)。ハニには有色のものが多いので、古事記、萬葉集には赤土又は黄土の字を之にあてた例がある。ハニを産する所をハニフ(埴生)といふ。

ハニ(土)氏モモムラ(百村)

【釋】萬葉作家。大宰の少監とある。ハニ(土)は土師連の略稱であらう。

ハニイホ(埴廬)〔地〕

【釋】攝津國三島郡の地名(欽明記)。新羅人の居住地とある。今の阿武野の舊名土室が之に擬せられて居る。

ハニシ(土師)、ハニシベ(土師部、土部)

原 ハニ(粘土)、シ(爲)。

【釋】粘土を加工することをハニシといひ、其工人の部をハニシベと稱へた。——ハニシは約してハジともいひ、又ハトリベを單にハトリといふやうに、ハニシ部の意にも用ひられる。

【釋】此部民を定められたことは史書に見えぬが、垂仁朝野見宿禰が埴輪を献じたとき、出雲の土部壹百人を召し寄せたとあるから古來存在したのであらう。和名抄には河内、和泉、上野、下野、丹波、因幡、備前、阿波、筑前、筑後等に土師郷をあげ、其他諸國にハニシ、ハジ(又はハセ)、ハジカなどいふ地名があるのは此需要の多き工業が諸國に存したことを物語るものである。——ニへのハニシの項下参照。

ハニシ(土師)〔人〕

【釋】萬葉作家。越中の國府の遊行女婦とある。

ハニシ(土師)の臣

【釋】垂仁朝野見宿禰に給はつた姓(紀)。埴輪を献上した功により土部の職に任ぜられ、且改姓せしめられたとある。後日土師連と改めた。——次項参照。

ハニシ(土師)の宿禰ネマロ(根麻呂)

【釋】持統朝の判事(紀)。ハニシの連の項下参照。

ハニシ(土師)の宿禰ミチヨシ(道良)

【釋】萬葉集十七卷に越中國史生とある。

ハニシ(土師)の宿禰ミミチ(水通)

【釋】萬葉作家。第十六卷の註記に大舍人土師宿禰水通字曰志婢麻呂とある。

ハニシ(土師)の宿禰ヲヒ(甥)

【釋】天武朝の遣唐學生(紀)。十三年新羅を経て歸朝したとある。

ハニシ(土師、土部)の連

【釋】上記ハニシ部民の長。野見宿禰の後とあるが(紀)、同人は土部臣の姓を給はつたのであるから、其後連と改稱したものと思はれる。——菅家傳記によれば仁徳朝に三世の孫身が連のカバネを授けられたとある。——始祖野見宿禰が埴輪を献上した功によつて此連家は皇室の喪葬を管掌し、天武十三年宿禰に昇格した(紀)。娑婆、菅原、秋篠、大枝氏等は其の支流である。

ハニシ(土師)の連アケ(吾笥)

【釋】雄略朝の人(紀)。土師連の祖とある。贊土師部設定の爲め攝津國來狹狹村、山背國内村、俯見村、伊勢國藤形村及丹波、但馬、因幡の私民部

を献じた。恐らくは贊土師連の祖といふ意であらう。アケはアギと同じく本來は敬稱である。——アギの項下参照。

ハニシ(土師)の連イハムラ(磐村)

【釋】崇峻朝の人(紀)。穴穗皇子の捕手に差向けられたとある。イハムラは名で字の通りの意であらう。

ハニシ(土師)の連ウサギ(菟)

【釋】推古朝の人(紀)。新羅使人接伴を命ぜられたとある。

ハニシ(土師)の連ウマテ(馬手)

【釋】天武朝の人(紀)。屯田司の舍人とある。天皇蒙塵の際菟田の吾城(アキ)で御伴人に食を供した。

ハニシ(土師)の連コトリ(子鳥)

【釋】雄略朝の人(紀)。勅命により紀の小弓宿禰の陵墓の構築に任じたとある。

ハニシ(土師)の連シマ(千島)

【釋】近江朝の人(天武紀)。安河の戦に村國連男依に敗られ、虜となつたとある。

ハニシ(土師)の連ホド(富杼)

【釋】天智朝唐國に留學中旅費缺乏し、大伴部の博麻に救はれて歸朝した人(持統紀)。



ハニシ(土師)の連マシキ(眞敷)

釋 天武十一年卒去(紀)。壬申の年の功により大錦上の位を追贈せられたとある。

ハニシ(土師)の連ム(身)

釋 孝徳朝の人(紀)。蘇我の山田石川麻呂の自盡を報告したとある。

ハニシ(土師)の連ヤツテ(入手)

釋 孝徳朝の人(紀)。遣唐使一行の護送に任じたとある。

ハニシ(土師)の連中テ(猪手)

釋 娑婆連の祖(紀)。推古朝筑紫で薨去せられた來目皇子の殮葬を管理する爲に周防國娑婆に派遣せられた人。皇極朝皇祖母命の喪事にも任じたとある。

ハニシ(土師)のイナタリ(稻足)

釋 萬葉作家。天平八年遣新羅使隨員とある。土師宿禰又は連家の人であらう。

ハニシ(土師)のサバ(娑婆)の連中テ(猪手)

釋 上記のハニシの連キテと同人。

ハニシ(土師)のヤシマ(八島)の連

釋 欽明朝の人(紀)。蘇我の馬子の黨與。八島は名で、土師連の族員であらう。

ハニシナ(埴科)のイシキ(石井)

釋 信濃國の地名。ハニシナは和名抄にも見えた郡名で今も其名を存するが、石井の所在は判明せぬ。清泉によつて名を負うたのであらう。

釋 (萬)人みな言は絶ゆとも埴科の石井の手兒が言な絶えぬ

歎 シナはヒナ(夷)から轉化した語で此國名をはじめ此地方の稱呼に數多く用ひられる。ハニ(粘土)を産するシナ野といふ意であらう。——シナヌの項下参照。

ハニフ(波邇賦)坂

釋 河内から大和に越える坂で、河内國丹比郡(今の南河内郡埴生)にある。其附近をタチヒ野と稱へた。

釋 (履中天皇御製) ハニフ坂我が立ち見ればかぎろひの燃ゆる家むら妻が家のあたり(記)

ハニフ(埴生)のサカモト(坂本)の陵

釋 仁賢天皇の御陵(紀)。河内國南河内郡埴生村にある。

ハニヤス(埴安) [地]

原 ハニ(埴)ヤツ(谷)の轉呼。

釋 大和の地名。今其名は残つて居らぬが、神武紀に天皇親祭の爲に天香山の埴土を取らしめられた地點を埴安と曰ふとあり、神名帳の畝尾坐健土安神社は今磯城郡香山村大字下八釣にある。武埴安彦の妻吾田媛が香山の土を取つて是は倭國之物實と祝したとある(崇神紀)のも其

夫が此地を名に負うたからであらう。古はこゝに池塘があつてハニヤスの池とよばれた。

ハニヤス(埴安)の神

釋 ハニ(粘土)を産する谷の神の意。

イザナギ、イザナミの命所生諸神の一(紀一書)

土神とある。——此の一書には埴山姫とあり、記には昆古、昆賣二神に分たれて居る。神名帳に大和國高市郡畝尾坐健土安神社とあるのは此神を祀つたもので、此地は上記の如くハニヤスと稱へられ、粘土採掘地であつたやうであるが、地名から神の名が出たと考へるのは誤りで、埴生なるが故にハニヤスといふ名を負ひ、埴安神を祀つたのである。

ハニヤス(埴安、波邇夜須)媛(昆賣)

釋 孝元天皇の妃(紀、記)。河内の青玉繫(又は青玉)の女で、武埴安彦の生母である。河内の人であるが、故あつて大和の埴安に居住し其名を負うたのであらう。——ハニヤスの項下参照。

ハニヤスピコ(波邇夜須昆古)の神

釋 イザナミの命の尿から化生した神(記)。——紀に埴安神又は埴山姫とあると同一神で、男女二柱に分たれただけである。——金山昆古、金山毘賣神と對立するのであるから、ヤスは上記のやうに地形を表示

ハニワ(埴輪)

原 ハニ(粘土)ワ(輪廓)。

釋 垂仁紀に野見の宿禰が出雲土部等をして埴を以て人馬及種々の物の形を作らしめて献上した。此土物を埴輪亦名立物といふとある。釋紀に師説として山陵の廻に埴人形を作り立つること車輪の如し故に云ふとあるが、語義上からは粘土の輪又は擲と解する外はない。案するに人馬は立物とよばれ、陵擲をハニワと稱へたのが、二者同義と解せられたのであらう。——ワの項下参照。

ハニワカ(埴岡)の里

釋 播磨國神前郡の地名(風)。和名抄にも見えた郷名で、今の粟賀以北生野に至る地方の總稱である。風土記には名の所由として小比古尼命が大汝命とかけ事をした時、聖を棄てた岡とも、應神天皇が此岡に宮を作られたとき此土はハニとならうといはれた故とも説明してある。要する粘土の産地なるが故に名を負うたのであらう。



同書安栗郡の條下に黒士志爾嵩とある黒土も塋丘の誤寫で此地をいふものと思はれる。

ハネカツラ(波瀾瀾)

羽根鬘の意とも葉鬘又は花鬘の轉呼とも解し得られる。

萬葉集に見えたハネカツラは花鬘の意で、女子の元服に用いたものやうである。例

(萬四) ハネカツラ今する妹を夢に見て心のうちにこひわたるかな  
(萬七) ハネカツラ今する妹をうらわかみいざいざ川の音のさやけき  
(萬〇) ハネカツラ今する妹がうらわかみいざいざいかり見つけし紐

源平盛衰記鬼界島の條下に「さるほどに島の住人と覺しくて木の皮をハネカツラとして額に巻き裸にむつきをかき云々」とある。ハネカツラは之とは異なるもので、恐らくは木の皮の鉢巻に羽をつけたものをいふのであらう。

ハネキル(翼霧)

萬葉集九卷に「前玉の小崎の沼に鴨を翼霧、おのが尾にふりかける霜を拂ふとならし」とある。ハネキルは羽バタキのことであるらしいが、他に用例は見えぬ。

ハネズ(朱華、唐棣花)

天武紀十四年淨位已上は並着朱華として此云ハネズと訓註してある。萬葉集八卷には「夏まけて咲たるハネズ」とあり、同十一卷には「粟酢色の赤裳」と詠み、後記の如く「うつるひ安き」の枕詞に用ひられ

た所を見ると、初夏に咲く花で、淡赤色のものやうであるが、其實物を詳にせず、語義も亦判明せぬ。或はハナ(花)、ウズ(綱)の約で、廣くウズに挿す赤色の華を意味したのであるまいか。朱華の字を用ひたのは之に因るものであらう。唐棣は詩經にも見え、陸機の註には與李也とあるが、此植物が色の代名詞になるほど普及して居たとは思はれぬから、漢めかして此字を用ひたので、或は今いふ桃のことであつたかも知れぬ。

はねずいろ(枕)

ウツロヒヤスキの枕詞。——前項参照。——例

(萬四) 思はじといひてしものをハネズ色のうつろひ易き我が心かな  
(萬三) ハネズ色の移るひ易き心あれば年をぞ來ふる言は絶えず

ハバ(蛇)

大蛇の古語(拾)。蛇はヘミ、ヘビ、ハミ、ハメ、ハブ(琉球諸島の毒蛇)などと稱へられ、之に形の類したものにハム又はハモ(鱧)がある。いづれを原語とするか、又語原は那邊にあるか詳にせぬが、ハビともハバとも稱へたことは極めて有り得べきである。古語拾遺にスサノヲの命が八岐大蛇を斬つた十握の劍が此故を以てハバキリ(羽々斬)と稱へられたとあるのは據のあることであらう。

ハハカ(波波迦)

古事記天石屋戸の章下に天香山の天波波迦を卜占の料に用ひたとある。和名抄櫻桃一名朱櫻ハハカ一云ニハサクラと訓し、本草和名にはハハカ(の實)、カニハサクラ(の實)とあるが、箋註の考證によればハ

ハカとカニハサクラとは異物で、ハハカは和名抄木具類に樺木皮名可ニ以爲炬也とあるもの、即ち今いふ白樺のことである。和名抄は之とカニハサクラとを混同してカニハと訓し、今櫻皮有之と註したが、櫻の皮は炬にならず、樺は纏織の用に供せられるものではない。現在カマ(又はカンバ)といふのはカニハの約濁らしいが、——流布本和名抄には加波又云加仁波とある——尙樹皮の用途の廣いものであるから、カハ(皮)の轉訛とも考へて見る必要がある(カニハの項下参照)。

ハハカの用法は明記せられて居らぬ。後世の龜卜法に葉若木と稱へてカニハサクラの木を以て長さ四五寸ばかりの引火木を作つて龜甲を灼くに用ひるので、之から類推してハハカの皮で、天香山の眞男鹿の肩骨を焼いてトウたといふのが通説であるが、其の信すべからざることはウラへの項下に述べた通りで、鹿の肩は神饌の料であつてト占とは關係がないものやうである。案するにハハカは其皮を剥いで其斑點により、若くは占葉と同様に兆をやいて吉凶を判じたことがあつたのであらう。白樺は高山植物であるから、高天原に實在したか否やは疑はしいけれども、ハハカが白樺の稱になつたのは寧ろ後世の事で、本來ハカ(割)の疊頭語であるからハカリ(謀)の意を含み、廣く此目的に供する材料に與へられた名であつたと思はれる。延文元年鹿島宮司注進狀に同社内にある靈木天葉若木が枯れたとあり、木犀を植ふついだといふ口碑が残つて居る(正卜考)所を見ると、「本朝中當社に限る」といはれた右靈木は白樺であつたかも知れぬ。即ち此木がトに用ひられたのも可なり古いことであつたのであらう。

ハハカリ(憚)

ハカリ(計)の疊頭語。

ハカとカニハサクラとは異物で、ハハカは和名抄木具類に樺木皮名可ニ以爲炬也とあるもの、即ち今いふ白樺のことである。和名抄は之とカニハサクラとを混同してカニハと訓し、今櫻皮有之と註したが、櫻の皮は炬にならず、樺は纏織の用に供せられるものではない。現在カマ(又はカンバ)といふのはカニハの約濁らしいが、——流布本和名抄には加波又云加仁波とある——尙樹皮の用途の廣いものであるから、カハ(皮)の轉訛とも考へて見る必要がある(カニハの項下参照)。

ハハキ(掃)

ハハキはハキ(穿)の疊頭語。

天武紀經卷ハハキと訓し、和名抄にも脛巾俗曰波々伎とある。ハハキの意であらう。ハハキモといふ訓もあるが、モ(裳)といふ語をそへただけで意味に於ては變りはない。

ハハキ(掃)

ハキ(掃)の疊頭語。

ハキ(掃)ハク(掃)といふ意から掃具を呼稱するやうになつたのであらう。

ハハキ(伯伎、伯耆)

和名抄に波々岐と訓せられて居るが、字についてよめばハキであらねばならぬ。或は上古ハキと稱へられたのかもしれない。長門國にもハギ(萩)といふ地がある。

大國主神話に伯伎の手間の山本といふ地が見え、古い國名である。恐らくはキ(紀)族の一支の占居地として其名を負つたので、ハハ(又はハ)は母の意であらう。——或は此國と出雲との境にあるといふ比婆之山(記)のヒハと關係があるかも知れぬ。

ハハキ(波伯)の國造

成務朝牟邪志國造同祖兄多毛比命の兄大八木足尼が拜任したとある



〔舊〕。兄多毛比命は出雲族であるから、東國發向以前に此國に一子を  
残したのであらう。

ハハキ(伯耆)の造

〔天武十二年連に昇格(紀)。ワカサベ(其項下参照)の如くハハキ部と  
いふ民部があつて、其長をハハキの造というたものと思はれる。國造  
と同一系であらう。〕

ハハキ(伯耆)のカクロ(加久漏)

〔仁徳朝の人。富に驕つて清酒で手足を洗つたので朝譴を得たとある  
〔播風〕。身分を詳にせぬが土豪であらう。名の義不明。〕

ハハコ(嬢子)山——ナトメ山の項下を見よ。

ハハソ(母蘇、柞)〔植〕

〔和名抄に四聲字苑云柞、木名也。作梳、和名ユシ、漢語抄云ハハソと  
あり、字鏡には檜及柳の字に此訓をあて、居る。狩谷氏箋註によれば  
柞につくる柞は黄楊木即ちツゲで、ハハソといふ柞は櫟のことである  
といふ。語義は不明であるが種名ではなく、若干種の總名であらう。  
ハセ(櫟)とも関係があるかも知れぬ。〕

ハハソバ(柞葉)〔枕〕

〔ハハ(母)の枕詞。ハハの音をかされたのである。  
〔萬九)ちのみの 父の命 ハハツ葉の 母の命(四三四)〕

(萬三) ハハツ葉の 母の命は 御裳の裾 つみあげかきなで(四〇八)

ハハトヒ(波波刀比)

〔母問ひの意、アギトヒが見語を意味すると同様に(其項下を見よ)、  
母のやうに言問ふことをいひ、懇懃の意に轉用せられたのであらう。  
〔續紀詔〕夜半曉時、休息無ク淨心ヲ持テ波波刀比供奉テ  
之は藤原不比等が反正天皇に奉侍した事をいうたので、ハハトヒと  
いふ語は他に用例がないが、「夜半曉ト休息コト無ク」とあるによつても、  
母問の意とするのが適切なやうに思はれる。〕

ハハノクニ(妣國)

〔母國又は祖國の意。  
〔記上〕僕者欲レ罷ニ妣國根之堅洲國一  
命の國即ち黄泉國なりとするものがあるが、其誤なるは根の國の項下  
に述べた通りで、こゝはスサノチの命が本國にかへりたいと言はれた  
ことを意味する。〕

ハハヤ(波波矢)

〔ハ(羽)ヤ(矢)の疊頭語であらう。  
〔羽をはいだ矢である。ハハと音を疊んだのは複数を意味するので、  
關東語では今でも菜の葉などをハツパといふのである。〕

ハヒ(延)(匍匐)(蔓)〔動〕〔接尾〕

〔ハヒ(延)、ヒ(活用語尾)の轉呼か。——フ(經)の項下参照。  
とある。和名抄に蘇敬云又有二拾花二變ニ於木葉作レ之並入二染用二今按  
俗所謂椿灰等是也とある。紫の染料をつくるに椿の灰をいれることを  
詠じたのである。〕

ハヒツキ(延槻)川

〔ハヒはハエの音便であらう。  
〔越中立山の北麓に源を發し、北流海に注ぐ川で、今早月川といふ。  
〔萬二七)立山の雪とくらしもハヒツキの河のわたり瀧鏡つかすも〕

ハヒモトホリ(匍匐透蛇)

〔紀の舊訓にハヒモトヨビとあり、記傳も之に従うて居るが、モトヨ  
ビには委(透)蛇の意はない。透蛇は斜行の形容であるが「漢書」、恐ら  
くは俗語のウネリの意を以て用ひられたので、モトホリと訓むのであ  
らう。  
〔豐玉姫が産屋に於て八尋鰐となつて匍匐委(透)蛇したとある。爬ひ  
廻つて居られたといふことであらう。神武御製に「伊勢の海の大石に  
ハヒモトホロフ細螺の」とあるが如く、はひ廻ることを古語ではハヒ  
モトホリといふたのである。——モトホリの項下を見よ。〕

はふくず〔枕〕

〔タエ(絶)、トホナガ(遠長)、シタ(下)、ユク(行方)、ヒク(引)、ノチ  
モアハム等の枕詞。いづれも延ふ葛の縁語である。例  
〔萬二〇)ハフカズの絶えずしねばむ大君のめしし野邊には標結ふべ  
しよ  
〔萬三)ハフカズの 彌遠永く 萬代に 絶えじと念ひて(四三三)〕

〔經過の意フ(又はへ)の派成語で、經て行くといふ意から延、匍匐等  
の意を生じたのであらう。  
〔此語は獨立した單語としての外に、動詞の進行格をつくる接尾語と  
しても用ひられ、多くは主語との間に音の約縮を生じ、例へばカタリ  
(語)ーカタラヒ、ツギ(續)ーツガヒの如く變形する。之を口調の爲に  
音を伸べたものと見て伸言又は延言など、呼稱するものがあるが、上  
例に於てもカタリとカタラヒとは意味に於て多少の相違があるのであ  
る。——語法要録参照。〕

ハヒ〔接尾〕

〔原ヒ(活用語尾)の派成語。——語法要録参照。〕

ハヒキ(波比岐)の神

〔大年神の子(記)。同腹のアスハの神と同じくハヒキといふ氏族の祖  
神であらう。ハヒキの語義は判明せぬが、キ(紀)族の一支と思はれる。  
或はハヤキの訛で、舊紀族といふことではあるまいか。此神を大年神  
の子とした理由はアスハの神及カラ神の項下に述べた通りである。〕

ハヒグリ(波比具利)の岡

〔攝津國雄伴郡の地名(風)。——所在不明——此岡の西に歌垣山があ  
るとある。〕

ハヒサス(灰指)

〔萬葉集十二卷に  
むらさきは灰さすものぞつば市の八十のちまたに逢へる見やたれ〕



〔萬三〕ふち波の咲ける春野にハフクズの下よし戀ひば久しくも在らむ

〔萬三〕大崎の有磯の渡ハフクズの往方をなみやこひ渡りなむ

〔萬四〕足柄の箱根の山にハフクズの引かばより來れ下なほなほに

〔萬六〕梨なつめ君に粟つきハフクズの後も逢はむと葵花さく

### ハフタ(法太)の里

〔釋〕播磨國多可郡の地名(風)。讃伎日子命が敗戦して手で匂うて遁げたから畠田と號けたとある。流布本和名抄に蔓々とある一郷は、高山寺本には蔓田(波布太、國用這田)とあるが如く此地をいひ、今の加西郡芳田村附近である。

### ハフツタ(延葛)〔枕〕

〔釋〕ワカレ(別)の枕詞。葛の蔓ひわかれる形状によつて枕に用ひたのであらう。例

〔萬三〕ハフツタの 別れし來れば 肝向ふ 心をいたみ〔三五〕

〔萬七〕ハフツタの 行きはわかれず〔元九〕

〔萬九〕ハフツタの 別れにしより〔四三〇〕

「ハフツタの各が向々」萬とあるのも同じ意によるものであるが、枕詞ではない。

### ハフト(羽太)玉

〔釋〕天日槍將來の神寶(紀)。ハは羽明玉、葉細玉の如く、寶玉の形容に用ひられる語で、ホ(秀)の義から轉じて、ハエ(映)の語幹となつたものと思はれる。光輝のある太玉の意でハフト玉と稱へたのであらう。

### ハフムシ(匍虫、昆虫)

〔釋〕爬ふ蟲の意。——ムシの項下を見よ。

〔註〕(記下) 太后幸行所以者、奴理能美之所、養虫、一度爲三匍虫、二度爲殼、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫よ

(大赦祝詞) 國津罪ト…昆虫ノ災、高津神ノ災

(大殿祭祝詞) 下津綱根波府虫ノ福無ク

〔釋〕宣長はハフムシは單にムシといふと同義であると説いたが、ムシの原義は必しも昆虫にかきらぬ。——支那でも虫は足のある動物を意味し、虎を大虫といふ。——其故にハフムシは爬行する動物の總稱であるが、狹義により昆虫と解せられるやうになつたのである。

### ハフリ(放)〔動〕

〔釋〕原アフレ(溢)と同語で、或はハヒ(延)から分化したものかとも思はれるが、尙之を詳にせぬ。

〔釋〕放の意の自動詞であるが、放出の意から轉じて葬送の義にも用ひられるやうになつた。

〔註〕(輕太子の御歌) 大君を 島にハフラば ふなあまり い歸り來むぞ 我が覺ゆめ〔記〕

〔釋〕此御歌は伊余の湯に流されたまふときとの作とあるから、ハフリは放(他動詞)のやうにも解せられるが、次句にフナ(樞)餘りとある所を見ても、葬送の意であつたと思はれる。

〔註〕此御歌から拜察するに、恐らくは太子は殺害せられたまひ、上古の俗に従つて御遺骸は椀に入れて流されたのであらう。其に先ちて大君(御自分のこと)を島に葬つても椀に餘つて魂はかへつて來るから、我

敷物を犯すことなかれと詠まれたので、敷物(坐席)が其主の標識とせられたのは古俗である。で——伊余の湯に流されたとある記の傳は紀と一致せぬ。

### ハフリ(羽振)

〔釋〕ハヤ(捷)、フヨ(奮)の約か。

〔釋〕神武天皇大和平定の當時ヲニに巨勢の祝、臍見の長柄に猪祝といふものが居たとあり、神功紀に見える天野祝、小竹祝なども祠官のやうには思はれぬ。景行紀には大羽振邊といふ蝦夷の名が見える。此等を考へあはせるにハフリはハヤフリ(千速振のハヤフリ)の義で猛勇を意味し、酋長の稱號に用ひられたものと思はれる。イツのチハバリの神のハバリも此語の轉呼で、速吸門で國つ神が龜の甲に乗り、打羽振來て神武天皇を御迎へ申上げたとある〔記〕のも、勇ましく漕ぎ寄せたことなふのであらう。

### ハフリ(祝)

〔釋〕ヒ(靈能)フリ(降)の轉呼。——ヒの項下を見よ。

〔釋〕靈力の宿つた人といふ意で、神靈と交通する職にあるもの即ち祝を意味する語となつた。ヒフリといふ形に於ては和珥のオミ(忌)の名に用ひられ、日觸といふ字があてられて居る(應神紀、仁賢紀)。——記にヒフレと假字書したのは音便によるものであらう。——ハフリと轉訛したのは上記葬及羽振と混同した爲ではないかと思はれる。

(記、中) 近淡海之御上祝ガ以伊都玖天之御影神

### ハフリ(祝)部

### ハフムシ(匍虫、昆虫)

〔釋〕爬ふ蟲の意。——ムシの項下を見よ。

〔註〕(記下) 太后幸行所以者、奴理能美之所、養虫、一度爲三匍虫、二度爲殼、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫よ

(大赦祝詞) 國津罪ト…昆虫ノ災、高津神ノ災

(大殿祭祝詞) 下津綱根波府虫ノ福無ク

〔釋〕宣長はハフムシは單にムシといふと同義であると説いたが、ムシの原義は必しも昆虫にかきらぬ。——支那でも虫は足のある動物を意味し、虎を大虫といふ。——其故にハフムシは爬行する動物の總稱であるが、狹義により昆虫と解せられるやうになつたのである。

### ハフリ(放)〔動〕

〔釋〕原アフレ(溢)と同語で、或はハヒ(延)から分化したものかとも思はれるが、尙之を詳にせぬ。

〔釋〕放の意の自動詞であるが、放出の意から轉じて葬送の義にも用ひられるやうになつた。

〔註〕(輕太子の御歌) 大君を 島にハフラば ふなあまり い歸り來むぞ 我が覺ゆめ〔記〕

〔釋〕此御歌は伊余の湯に流されたまふときとの作とあるから、ハフリは放(他動詞)のやうにも解せられるが、次句にフナ(樞)餘りとある所を見ても、葬送の意であつたと思はれる。

〔註〕此御歌から拜察するに、恐らくは太子は殺害せられたまひ、上古の俗に従つて御遺骸は椀に入れて流されたのであらう。其に先ちて大君(御自分のこと)を島に葬つても椀に餘つて魂はかへつて來るから、我

〔釋〕持統八年紀に神祇官頭ヨリ至祝部等二百六十四人に絶布を賜うたとあるから、祝部は同官の神部(職員令)をいふものやうであるが、イムベ(忌部)と同じく、ハフリベ(祝部)といふ職業的稱があつたものとせねばならぬ。イムベとハフリベとの職掌上の區別については尙確説がないが、ハフリの語原から察するに、下部に對立するもので、本來託宣を本業としたのであらう。但し後の世に於ては一般に神職をいふに用ひられたことは勿論である。

### ハフリソノ(羽振苑、波布理會能)〔地〕

〔釋〕山城國の地名(崇神紀、記)。和名抄に相樂郡祝園(波布會乃)とある。武埴安彦の軍兵の屍が多く溢れたが故に、若くは之を切ハフリたるにより、ハフリソノと名づくところある紀、記の説明は地名に附會したものとせねばならぬ。其はハフリだけの説明でソノといふ理由にならぬ。——今も其名を存するが所由を詳にせぬ。

### ハフリツ(祝津)の宮

〔釋〕ナニハのイハヒツの宮の項下を見よ。

### ハフリモノ(賻物)

〔釋〕ハフリ(葬)の項下を見よ。

〔釋〕葬具の意から轉じて、喪資即ち賻をもハフリモノと稱へたのであらう。

ハヘイロト(蠅伊呂杼、緇某弟)、ハヘイロネ(蠅伊呂泥、緇某姉)

〔釋〕孝靈天皇の妃(記、紀)。ハエイロト、ハエイロネの項下を見よ。



ハヘキ(椽椽)

和名抄によれば椽も椽も共に椽の一名でタルキ又はハヘキである。ハヘキは延木で、屋蓋の下を延ぶ木といふ意であらう。

ハホソタマ(葉細珠)

天日槍將來の神寶の一(紀一云)。ハはハフトタマのハと同じく映の意。ホソタマは字の如く細玉であらう。——ハフトタマの項下参照。

ハマ(濱)の里

常陸國鹿島郡の地名(風)。郡家の南二十里で、其東にサムタ(寒田)の池があるといふから、今の高濱村邊であらう。

ハマコ(濱子) [人]

住吉中皇子に黨して腹中天皇を捕りまらせむとした人(紀)。阿曇連とある。應神紀に見えた阿曇連の祖大濱宿禰の子孫であらう。濱子は大濱に對する區別稱呼で、ハマはハ(秀)アマ(海人)の約、即ち秀れた海人の意とおもはれる。——オホハマの宿禰の項下参照。

ハマユフ(濱木綿)

海岸に生ふる纖維植物といふ意。今ハマオモト(石蒜科)と稱へるものであらう(古義)。

三熊野の浦の濱ユフ百重なす心は念へど直に逢はぬかも  
ハマオモトは葦の皮が幾重にも重なりあうて居るものであるから、「百重なす」の譬に用ひられたのである。此草は暖地原産であるが、土

のである。

ハヤイロネ(榎某姉)——ハエイロネの項下を見よ。

榎の字をハへと改訓したのは理由のないことで、ハヤはハエに通ずるのである。

ハヤキ(速來)村

舊訓ハヤクとあるが、ハヤキとよむのであらう。今も早岐と稱へる。今來に對する早來か。若くはソノキ(彼岸)のキと同じく紀族の一區別稱呼であらう。

肥前國彼杵郡の郷名(風)。——今東彼杵郡早岐村——速來津姫の居村とある。景行朝土蜘蛛征討の爲め神代の直を此地に派遣せられた。

ハヤキツ(速來津)姫

肥前國彼杵郡速來村の人(風)。景行朝土蜘蛛神代直が討伐の爲に來着した時、自分の弟が美玉を藏して居ることを密告したとある。此女性自身も土蜘蛛であつたのであらう。

ハヤキト(速來門)

上記速來村の海峡(肥風)。今も早岐の瀬戸といふ。急潮を以て有名な所である。風土記には此地に杉の木が生ひ、本は地につけども枝は海に沈むとある。

ハヤサカリ(速狹騰)の尊

舊訓ハヤサノボリとあるが狹騰は借字でサカリと訓むべきである。

貢の島のミツナ柏(其項下参照)と同じく、紀伊の海岸には亞熱帶植物が多かつたのであらう。

ハミ(波美)の臣

波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。ハミは神名帳に近江國伊香郡波彌神社とある地、同郡の興志漏神社もヤシロと關係があるやうである。ハミの語義は蛇であらう。

ハヤアキツヒ(速秋津日)の命

アキはハキ(吐)に通じ、ハヤアキは急吐を意味する。ヒは彦、姫のヒで、水路の潮流の吞吐急なることを人格化したものと思はれる。

イザナギ、イザナミ二神所生の神の一(紀一書)。水門の神とある。記には之を毘古、毘賣二神に分け(次項参照)、大祓の祝詞には姫神一柱のみをあげて居る。

(大祓) 荒鹽之鹽ノ八百道ノ八鹽道之鹽ノ八百會ニ座ニ速開都比咩ト云 神持可吞テム

ハヤアキツヒコ(速秋津日子)、ハヤアキツヒメ(速秋津比賣)の神

イザナギ、イザナミ二神所生水戸の神(記)。河海に持ち別けてアラナギ、アラナミ、ツラナギ、ツラナミ、天のミクマリ、國のミクマリ、天のクヒザモチ、國のクヒザモチの八神を生んだとある。——上記の如く紀にはハヤアキツヒの神一柱とし、大祓の祝詞には比賣神のみをあげてある。男神又は女神一柱であつても、偶神であつても意味に於ては變りはない。ミト又はミナト即ち水路の神で、大海の神に對立するも

神功皇后に託宣した神の一柱(紀一傳)。向匱男聞襲大屋五ノ御魂と冠稱せられて居る(其項下参照)。天皇が此名を聞き召して聞惡事之言坐婦人乎と仰せられたとあるから、早避の意で、サカリは崩御の義に通ずるものとせられたのであらう。天皇は神宣の如く其夜崩御せられたのである。

ハヤサスラ(速佐須良)比咩

サスラはサスリの轉呼。サスラヒロメの約とするは非。

サスリは促進を意味するササの派成語で、誘導の義(サスヒ及サスラヒの項下参照)、ハヤ(捷)は美稱である。速に誘導する女神といふ意。

(大祓祝詞) 根國底之國ニ坐速佐須良比咩ト云神持佐須良比咩テム

ハヤサメ(波夜佐雨) [枕]

早雨即ち驟雨の意でクタミ(降水)の枕詞に用ひられた。出雲風土記楯縫郡玖潭郷の條下に所造天下二大神が此地を巡行せられてハヤサメ久多美の山といはれたとある。

ハヤシ(波夜詩、拜志)

ハヤシ(榮)爲の意。光彩をそへるものをいふ。神の森をハヤシ(林)と唱へ、歌樂の拍子をハヤシといふのも其から出たのである。

(萬六) 吾角は 御笠のハヤシ……吾毛等は 御筆のハヤシ……我穴は 御なますハヤシ 我肝も 御なますハヤシ 我美義は 御鹽のハヤシ(三八五)

ハヤシ(林)の王



萬葉集十七卷に歌を召されたとある(歌逸す)。三島王の子で、寶龜二年山邊真人の姓を給はつた人(續紀)。姓氏錄によれば山於の真人は大原真人と同祖、敏達天皇の御孫百濟王の後とある。

ハヤシ(林)の臣

波多の八代宿禰(建内宿禰の子)の裔(記)。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。和名抄河内國志紀郡拜志郷(今南河内郡道明寺村大字林)を本貫としたのであらうが、ハヤシは祖先の名ヤシロ(社)の縁語である。

ハヤシ(林)の臣

蘇我入鹿の一名(皇極紀)。ハヤシは居住地地名であらう。

ハヤシ(拜志)の郷

出雲國意宇郡の地名(風)。——和名抄にも見え、今の八束郡玉湯村大字林村である。——大國主神が越の八口征討に出發するとき、此の地の樹木茂盛を見て「吾御心之波夜志」といはれたので名を得たと風土記に説明せられて居るが、恐らくは神の林によつて命名せられたのであらう。此名を負うた地は諸國に極めて多い。

ハヤシ(速石、拜師)の里

丹後國與謝郡の郷名(風、和)。天梯立の所在地。——今の吉津岩瀧、府中界隈である。

ハヤシタ(林田)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。——和名抄にも見え、今も林田町といふ。

——本名談奈志とあるが、其がハヤシタと訛つたのではなく、神の林がある田所といふ意で命名せられたのであらう。

ハヤスサノヲ(速素淺鳴、速須佐之男)の尊(命)

ハヤ(捷)は美稱。スサノヲの尊のことである。——其項下參照。

ハヤスヒナト(速吸名門) [地]

ハヤスヒナトと同語。

ト(門)はミト(水門)の意で潮流の吞吐の急なるによつて命名せられたのである。神代紀一書にイザナギの命が此地で禊せられようとしたが、餘り潮が早いので取やめられて橋の小門に赴かれたとある。必しも實在地と見ることを要せぬが、次項のハヤスヒナトと同地としても差支はない。

ハヤスヒノト(速吸之門、速吸門)

ハヤスヒナトと同語。

椎根津彦(楢根津彦)が神武天皇に參候した地(紀、記)。神名帳豊後國海部郡早吸日女神社とあり、今の佐賀關海峽をいふもの、やうである。上記の如く此語は急流の水門を意味する普通名詞であるが、日向を御發程、豊後に赴かる途中のこととすれば、——記には吉備御到着の記事の後に掲記せられて居るが、事件は其以前に起つたのである。——佐賀關と見るのが適はしいやうである。

ハヤセ(速湍)の里

播磨國讚容郡の地名(風)。——和名抄には速瀨郷とあり、今西莊村

に早瀨といふ大字が残つて居る。——川の湍が速いから此名を與へたとある。

ハヤタマのヲ(速玉之男)

ハヤは捷の意、タマは靈で、健捷なる男性の靈といふ事であらう。

ヨミ(冥界)の神の一(紀)。イザナギの命がイザナミの命に對し、コトサカ(絶辭)を渡し、唾を吐かれたとき化生したとある。——神名帳には出雲國意宇郡に速玉神社及紀伊國牟婁郡に熊野早玉神社をあげて居るが、必しも之と同一神ではあるまい。——唾を珠に見たて、此名を負はせたものと思はれる。

唾を吐くのは何か信仰的意義のあることで、コトサカに必要な行爲とせられたのであらう。神代紀の一書に磐長姫が唾を吐いて咀うたところあり、又鈎の咒文を唱へる際三度唾を吐きたまへと海神が誨へまゐらせたとある。

ハヤチ(疾風)

チは風の意。——其項下參照。——特に勢の猛烈なものなハヤチと稱へたので、今もハヤチといふ。

(神代紀)是時天國玉閉其哭聲一則知天稚彦已死一乃遣疾風一舉尸致天

ハヤチ(速飄)の神

飄はツムジとも訓み得るが、こゝは前項の例にならうてハヤチと訓する方がよい。

饒速日命の動靜偵察の爲め天から派出せられた神(舊)。命により遣

骸を天上に持運んだとある。疾風を神格化したのであらう。

ハヤツヒメ(速津媛)

景行朝豊後國速見邑に居住した女性(紀)。天皇を御迎へ申上げて土蜘蛛の動靜を報告したとある。ハヤは隼人のハヤと同じく種族名で、其居邑ハヤミも同語から出たものであらう。——ハヤヒト及ハヤミの項下參照。

ハヤツトリ(速津鳥)の命

穴門國造(舊)。櫻井田部と同祖邇伎都美命四世の孫とあるから、紀族の人であらう。——一本には建津鳥命とある。タケ、ハヤいづれも美稱で、トリはタリ(足)の轉呼と思はれる。

ハヤト(隼人)

ハヤヒト(隼人)の約。——其項下を見よ。

ハヤノチアガリ(速後上)の命

正訓不明。姑く舊訓による。  
伊余國造(舊)。神八井耳命の裔、數栴彦命の後とあるが、名の義を明にせぬ。或は詳記があるのであるまいか。

ハヤヒ(速日)別

舊事本紀一本(延佳本及前田本)に肥國の號とある。記に建日向日豐久十比泥別とあり(其項下參照)、一本(寛永刊本、紅葉山文庫本)に建日別とあるが、建日別は古事記にも舊事紀にもクマンの國の名としてあ



るのみならず、筑紫のシラヒ別に對しても肥國はハヤヒ別を正しとすべきであらう。ヒは族名で、ハヤは早又は南とも解せられる。速と建とはまぎれ易い字で、誤記又は混同せられた例は他にもある。即ち土佐の國號 速依別〔舊〕を 建依別〔記〕 水戸の神 速秋津日子 建秋津彦 〔舊、刊本〕 速秋津比賣 〔記〕を 建秋津姫 〔舊、刊本〕 とある。いづれも上段を正しとすべきである。

ハヤヒト(隼人)

南人の意。——ハエの項下参照。  
火闌降命の裔〔紀〕。——記には火照命を隼人阿多君の祖としてある。——ホスセリの命が其族長になられたといふので、隼人といふ民族が盡く此命の後胤といふ意味ではない。此民族は九州南部に住し中世まで異俗と見なされて居たが、早く大和朝廷に歸順し、天武紀にも大隅隼人と阿多隼人とが入朝して相模を取つたことが見える。此民族の系統は不明であるが、肥前風土記 備嘉島の項下に、此島の白水郎は容貌隼人に似て居るとあるから、恐らくはアマ(海人)族の一支であらう。

ハヤヒト(隼人)の瀨門

隼人の薩摩の瀨戸に同じい。サツマの瀨戸の項下を見よ。

ハヤフサ(隼、速總)

和名抄に鶴は和名ハヤフサ、鷹屬也、隼同訓鷲鳥とある。之によらぬもハヤフサは一種名ではなく若干種類を包括するものとせねばならぬ。案するにハヤは疾速の意で、フサはムサの音便、ミサゴ(ムサ子)と同

じく鴨屬の名(和名抄)をいひ、其疾速なるものをハヤムサ即ちハヤフサと稱へたのであらう。——ムサ及ミサゴの項下参照。

ハヤフサワケ(速總別、隼總別、隼別)の命(皇子)

應神天皇の皇子、生母は糸井比賣、記又は糸媛〔紀〕。異母妹女鳥王と通じた故を以て殺害せられたとある。

ハヤブワケ(速經和氣)の命

原 ハヤブはハヤビの轉呼。  
常陸國久慈郡松澤村に天降つた神の名〔風〕。神立速日命ともいふとある。ワケは稱號で、名の義はハヤビ(捷健)である。

ハヤマ(葉山)媛

神功朝撰津の廣田に天照大御神の荒魂を奉齋した人〔紀〕。山背根子の女とある。葉山は端山の義で、恐らくは地名であらう。

ハヤマチ(速待)〔人〕

仁徳朝の人〔紀〕。播磨國造の祖とある。景行天皇の皇子稻首入彦命の後胤であらう。ハヤは捷、マチは眞主で敬稱である。——ハヤマの國及國造の項下参照。

ハヤマツミ(羽山津見、麓山祇)の神

斬殺せられた迦具土神の遺體から化生した神〔記、紀〕。端山の神といふ意であるが、ツミはツチの訛誤であらねばならぬ。——ヤマツミの項下参照。

ハヤマト(羽山戸)の神

大年神の子〔記〕。端山處の神の意。

ハヤミ(早見)〔地〕

原 ハヤマの轉呼。

萬葉集一卷長皇子が難波行幸供奉の歌に「吾妹子を早見濱風倭なる吾まつ椿吹かされなゆめ」とある。ハヤミは吾妹子を早く見たいといふ意味を以てハヤミといふ地名をいひかけたものとせねばならぬが、攝津には早見といふ地名は見えぬ。——豊後に速見郡、近江國淺井郡に速水郷(和名抄)があるが勿論其ではない。——案するにハヤミはハヤマ(早馬)の音便で、和名抄攝津國西成郡驛馬の郷とある地であらう。

ハヤミ(速見)邑(郡)

景行朝速津媛といふ女曾が占據した豊後の地名〔紀〕。風土記、和名抄には速見郡とあり、今も此名を存する。風土記には此女曾の名によつて速見郡と稱へたとあるが、ハヤツをハヤミと訛る筈はない。案するにハヤは隼人の意で、ミはマ(地區)の轉呼であらう。

ハヤミカ(速甕)のタケサハヤチヌミ(多氣佐波夜遲奴美)の神

ヌミはノ、ガミ(大身)の約。  
大國主神三世の孫〔記〕。速水處は居住地に因む冠稱で、サハヤチの勇武なる大身といふ意、サハヤチは地名と思はれるが、語義及其所在を詳にせぬ。

ハヤミカタマ(速甕玉)の命

阿蘇國造〔舊〕。神八井耳命の孫とある。ハヤ(捷)は美稱、ミカタマは御嚴靈の意で、死後の諡であらう。

ハヤヨリワケ(速依別)

土左國の一名〔舊〕。記には建依別とある(其項下参照)。速を正しとすれば「南」を意味するので、四國の最南の國とも又は隼人即ち南人の占據した國なるが故とも解せられる。ヨリワケは稱號である。——其項下を見よ。

ハユマ(驛、驛馬)、ハユマウマヤ(驛舍)

舊事紀の國土生成傳説は大體古事記の傳承と同様であるが、尙二、三相違の點がある。恣に改作したものと思はれぬから、他に據があつたものとせねばならぬ。少くとも此名號の如きは記の建依別よりは合理的のやうに考へられる。古事記が常に正傳で、少しも誤寫のないものであるとは断定し得られぬことである。建と速とがまぎれた例のあることは既にハヤヒ別の項下に述べた。

ハユマ(驛、驛馬)、ハユマウマヤ(驛舍)

紀の訓にハイマとあるは音便である。  
原 ハヤ(早)、ウマ(馬)の約。  
厩牧令に凡諸置驛馬大路廿四、中路十四、小路五匹とあり、其以前から要路に配置せられたものである。ハユマは早馬の意であるが、驛の訓にも用ひられ、驛舍をハユマウマヤといひ、水驛をもハユマと稱へたもの、やうである。水驛は厩牧令に凡水驛不配馬處量二園繁一驛別置三船四隻以下二隻以上二隨船配丁とある。



出(萬二八)さぶる子がいつきしとのに鈴かけぬハユマ下れり里もとゞるに

(萬二四)鈴が音のハユマツマヤのつゝみ井の水をたまへな妹がたゞ手ゆ

(萬二)驛路に引舟渡し直乗に妹が心にのりにけるかも

ハユマツカヒ(驛使)

驛馬を以て急派する使の意。紀には單にハユマ(ハイマ)と訓した例もあるが、尙ハユマツカヒといふを正しとする。

古事記崇神、垂仁及景行天皇の章下にも驛使といふ字が用ひてあるが、此時代に驛馬の制はなかつたことは勿論、到所馬匹を求め得られなかつたことすら疑問である。——魏志倭人傳には其地無平馬と記されて居る。——恐らくは驛使はあて字で、急使即ちハセツカヒと訓むのであらう。——ハセツカヒの項下参照。

ハラ(大角)

原 ホラの轉呼。

天武紀十四年詔大角、小角……不應存私家とある。和名抄には大角はハラハラのフエと訓せられ、號角の大なるものをいふのであるが、此國土には牛の外之に適する角を有する動物はないから、上代大號角が用ひられたとは考へられぬことである。恐らくは角は借字でホラの貝をいふのであらう。——其項下参照。

ハラカラ(同母)

ハラは此で母體を意味し、カラはウカラ、ヤカラのカラの如く幹カラの意

である。同一母から出た團體即ち同胞の意でハラカラと稱へたのであらうが、後には専ら兄弟の意に用ひられた。——ウカラの項下参照。

ハラサキ(腹辟)沼

播磨國賀毛郡の地名(風)。花波神の妻淡海神が夫に追はれて腹を割いて入水したからハラサキ沼といひ、此沼の鮒には五臟がないといふことである。

ハラヒ(拂)(祓)

ハラはハロ(遙)、ハレ(晴)と同語で、ハララカシの如くも用ひられる。ヒは行爲を意味する活用語尾。

晴朗にするといふ意から拂攘の義に用ひられ、更に轉じて罪穢を拂ふことといひ、祓といふ字をあてた。

ハラヒと次項ハラヘとの間に區別のあることを知らねばならぬ。ハラヒは抽象的に心身の穢を拂ふことを意味するが、ハラヘといへば之が爲に行はれる神事の意となるのである。

ハラヘ(解除、祓)、ハラヘツモノ(祓具)

上記四段活のハラヒを下二段活に轉用したので、意味に於ては變りはないが、他動詞たることが明瞭になる。——ハラハセの約で、令レ祓の義とするは非。——抽象的の意味ではなく、祓の神事を表現する爲に此語が用ひられたのである。

上代罪穢解除の方法として幣物を供して神を祭ることをハラヘといひ、其幣物をハラヘツモノと稱へた。

(萬七)中臣の太のりとこといひハラヘハラヘ購ふいのちも誰が爲になれ

ハラヤマツミ(原山津見)の神

斬殺せられた迦具土神の左の足から化生した神(記)。原山の精といふ意であるが、ツミはツチの訛とせねばならぬ。——ヤマツミの項下参照。

ハララカシ(散)

ハララはハラハラの疊尾語で、キをそへてハララキと活用する。ハララカシは其使動詞形である。

ハラハラはハララと同義。ハラハラさせること即ち放散をハララカシといふのである。

(神代紀)若ニ沫雪ニ以蹴散——蹴散此云ニ俱穢穢々箇須一

ハリ(張)

原 ハは双、葉、齒のハで、ホ(秀)から分化した語、リは活用語尾。

伸張を意味する語で、轉義により梁、刺(整)、針等の意にも用ひられる。ハル(春)も亦木の芽の張るといふ意から出たのであらう。

ハリ(梁)

梁は建築用材中柱頭を連結し、之を固定するものであるから、ハリ(張)の意を以て名を負はせたのであらう。更に之と平行に空間に架し内屈を支へるものをウツハリと稱へる。——其項下参照。

ハリ(刺)(整)(針)(榛)(萩)

張の意から植物の刺をハリと稱へ、更に整、針の義にも轉じ、又刺の

ある植物をもハリと總稱したのである。

上古ハリと稱へられた植物は榛、萩ばかりではない。バラ(薔薇)、イバラ又はウバラ(薊)——イ、ウは接頭語——も亦ハリの轉訛である。榛は今ハンノキ又はハシバミとも呼ばれるもので、其皮は染色の原料となる。

ハリに萩の字を興へたことによつてハギをもハリと稱へたとする説は近世の學者によつて否定せられたが、榛の外にツチバリ(ヌハリカサ)、サヌハリなどといふ色摺に用ひられる草が單にハリとも呼ばれることがあつたとせねばならぬ。萩の字は本初此等の秋草を表示する爲に作られたので、ハギ(芽子)に萩の字をあてるのも同じ意味によるものであらう。

ハリ(墾)(治)

原 ホリ(掘)の轉呼。

掘の意から轉じて堀井、開墾をハリといふのである。

原野を開墾するには岩石株根を掘起す必要があるから、ハリ(ホリ)と稱へられたので、堀井をハリと稱へる事によつても證とせられる。上代に於ては井を穿ることはなく、自然の泉を治めて汲水場としたので、穿井の行はれるやうになつてからも、尙「治」の字をあて、ハリと訓ませたのであらう。

ハリタ(墾田)

齊明紀七年分註に百濟から貢進して唐俘一百六口を近江の墾田に居らしめたとある。墾田は和名抄近江國栗本郡治田(發田)郷とある地であらう。



ハリナネ(針名根)の連

尾張氏十四世尾治弟彦連の弟(舊)。姓氏録に檜前舍人連の租波利那乃連公とあると同人であらう。ハリナは地名と思はれるが所在を詳にせむ。

ハリハラ(榛原)の君(公)

大山守皇子の裔(記、紀)。ハリハラは地名で、和名抄には遠江の榛原(波伊波良)郡葦原郷及丹波國多紀郡榛原郷が擧げられてある。——姓氏録に息長真人と同祖大山守命之後也とあるは誤傳であらう。

ハリハラ(萩原)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。神功皇后凱旋御寄泊の際、此地に一夜の間一丈許の萩を生じたからハリハラといふとある。——今も揖保村に字萩原といふ地がある。

ハリマ(針間、播磨) [國]

古事記孝靈天皇の章下にも見えた古い國名であるが、名の所由は説明せられて居らぬ。マは間で地區を意味し、此國にはシカマなどいふ地名もあるのであるが、ハリは壘とも榛(萩)とも解釋せられる。仁徳朝此國造の祖速待といふものゝ歌に「ミカシホハリマハママチ」とあるのは苦鹽(ニミ相通)漲り間の意を以ていひかけたものゝやうであるから、或は海水の漲る地區といふ意で名づけられたのかも知れぬ。今も製鹽地として有名である。——播磨の字をあてたのは、ニ相通するからでスルガを駿河とかくと同一例である。

ハリマ(播磨)の直 (逸名)

欽明朝の人(紀)。百濟王子を護送して同國に赴いたとある。播磨國造又は別氏の族人であらう。

ハリマ(針間、播磨)の國造

稻背入彦命(景行皇子)の孫伊許自別命が成務朝に拜任(舊)。——ハリマの別の項下参照——仁徳紀に播磨國造祖速待といふ名が見え、風土記には應神朝の人として豊忍別といふものを擧げて居る。

ハリマ(播磨)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。播磨に居住したから氏名を負うたのであらう。

ハリマ(播磨、針間)の別

景行天皇の御子稻背入彦皇子の後(紀)。姓氏録佐伯直の條下には此皇子の子御諸別命が成務朝に針間國を中分して給はつたので針間別と號したとある。上記播磨國造と同氏であらう。

ハリマ(針間)のアリ(阿宗)の君

神功皇后の同母弟息長日子命の後(記)。アツは神名帳に揖保郡阿宗神社とある地かとも思はれるが、此氏については他書に所見がない。

ハリマ(針間)のカモ(鴨)の國造

鴨は播磨風土記に賀毛郡鴨、和名抄に賀茂郡とある地で、今も加東、

加西二郡にわかれて居る。古は一國をなしたと見えて國造本紀には上毛野同祖御穂別命の兒市入別命が成務朝に此國造を拜任したとある。風土記賀茂郡檜原坂の條下に見える國造黒田別(應神朝の人)及國造許麻(顯宗、仁賢朝の人)も或は同氏であらう。

ハリマ(播磨)のミキ(御井) [地]

雄略朝隈人文石の小麻呂の居住した地(紀)。風土記によれば播磨には御井と稱される地が所々にあるが、こゝには商客の糞射を斷つたところから海邊の地であらう。揖保郡萩原里の御井は針間井とも稱へられたところから、或は之をいふのではあるまいか。

播磨御井隈人文石とあるによつて御井隈といふ地名とするは誤で、隈人は種族名である。アヤシの項下参照。

ハリマトメ(播磨刀賣)

播磨風土記託賀郡麻里の項下に見える女神。丹波刀賣と國を分つたとあるから、播磨といふ國を人格化したのであらう。

ハリマキ(針間井)

播磨國揖保郡萩原里の井泉(風)。即爾御井二故云針間井とあるから、ハリ(萩)間の井といふ意であらう。其處不墾、又櫛水溢成井、故號三韓清水とある。墾は治と同じくハリ(ホリ)の假字で、穿らすとも水が溢れ出るので、一名をカラ(自)清水と呼稱したといふのである。

ハルカスミ(春霞) [枕]

カスカ(春)、キノ(井上)の枕詞。春霞カスミ、春霞キ(居)ルといふ

縁によるものであらう。例

(萬三) ハルカスミ春日の里のうゑ子なき苗なりといひし枝はさしにけむ

(萬七) ハルカスミ井上ゆただに道はあれど君に逢はむとたとほり來も

第十卷に「卷向の檜原に立てる春霞おほにしおもへば名づみこめやも」とあるのは譬喩で、枕詞ではない。

ハルサリ(春去)

ハルサ、アリの約。

サは頃間の意であるから(其項下参照)、春サは春邊と同義で、ハルサリというても意に於て變りはないのである。秋サリ、夕サリ等同一語法で、夕サリは俗にヨサリともいひ、ユフベと同様に用ひられるのである。

ハルサラバ、ハルサレバとも活用し、又春サリクレバの如くも用ひられる。——去は借字である。

ハルトリ(春鳥)

「さまよひぬれば(萬二)聲のさまよひ(萬三)れのみ鳴きつゝ」 「萬九」などとつゞけて用ひられた例があるが、いづれも「春鳥のやうに」いふ意で、枕詞ではない。

「ノといふ助語が、コトと同じく(如)の意に用ひられ、ノス(ナス)がコトシ(如)と同義語であることはナス(ノス)の項下に述べた通りで、此ハルトリノの如き用法は極めて多い。之を枕詞とするは未だ考の至らざるものである。



ハルハナ(春花) [枕]

釋 ウツロヒ(移)の枕詞。例

(萬六) 皇の 引のまにまに ハルハナの うつろひ易り〔二〇七〕  
(萬七) あらたまの 年行きかへり ハルハナの うつろふまでに  
〔三七九〕

右の外「春花の貴からむ」と「萬二」、「春花のいやめづらしき」〔萬一〇〕、「春花のにはひ榮え」〔萬二九〕など、あるのは「春花のやうに」といふ意で、譬喩に用ひられたのである。

ハルヒ、ハルノヒ(春日) [枕]

釋 カサガ(地名)の枕詞。恐らくは霞むといふことにいひかけたのであ

らう。春日とかいてカサガとよむやうになつたのもこの枕詞が移つたものと思はれる。例

(武烈紀) ハルヒの かすがを過ぎ

(繼體紀) ハルヒの かすがの國に

(萬三) ハルノヒチ 春日の山の 高座の 三笠の山に〔三七〕

後の歌のチはヨと通ずる感動詞である。

ハルヤナキ(春楊) [枕]

釋 カツラ(鬘)の枕詞。

(萬二) ハルヤナキかつらぎ山になつ雲のたちても居ても妹をしぞおもふ

ハルヤマ(春山)のカスミヲトコ(霞壯夫)

釋 古事記應神天皇の卷イヅシ少女神話中に見える人名。兄を秋山のシタビ壯夫といひ、兄弟イヅシ少女を争うたとある。春山の霞を人格化したのである。

ハレタダヘリ(脹滿太高)

釋 タダヘリの項を見よ。

神代紀一書黄泉の章下に伊弉册脹滿太高とあるのを古來ハレタダヘリと訓してある。脹れ爛れといふ意である。

タダヘリを湛へ溜ると解するは非。更に之によりてりは無用としてハレタダへと訓するは妄である。

ハワカ(葉稚)の屯倉

釋 安閑朝備後國に新設せられた屯倉〔紀〕。所在不明。——備中國小田郡大江村波良加とする説は従はれぬ。——ハワカ石を産するが故に名を得たのであらう(次項参照)。

ハワカイシ(羽若石)

釋 ハは(容器)の轉呼。ワカはハカ(墓)の原語。

神功皇后が讃岐國でさがし求められ播磨國で發見せられたとある石〔播風〕。ハワカイシはハツカシと同義で、陵を築く石の意であらう。——ハツカシの項下参照。

讃岐國とあるので、ハワカを同國阿野郡羽床(和名抄)の郷に産する石と説くものがあるが、其地の石ならば播磨に渡られた理由がわからなくなる。ハワカは上記の如く備後國の地名にも見え、ハイカの訛と斷することは困難である。

ひ

ヒ(火)(日) [原語]

釋 火の意がp又はf音を以て表現せられる言語圏は極めて廣く、同一語原から出たものと思はれるが、最も國語に近いのはマレー・ポリネシア語のアヒ(アヒ)で、アイヌ語ではアヒ又はアベと稱へる。アは接頭語であるから、原語はヒ又はフイであつたと思はれる。

釋 原義はヒ(火)で、極めて古い昔に於て之から晝、日の義を生じたのであらう。太陽は古語ではツクヒとも稱へられたのではないかと思はれることはアサクヒの項下に述べた通りである。フジ(富士)は火主の山の義とおもはれるから、ヒはまたフイとも發音せられたことがあり得る。

釋 大陸系の語即ち固有日本語では火、日はカと稱へられたやうである。——其項下参照。——邦語に屢々全然系統を異にする同義語を見るのは、大陸系と南方系の語が混同したからであらう。

ヒ(水)(氷) [原語]

釋 韓語ヒ(雨水)と同源。アイヌ語のペト(川)も亦ヒ(水)から出たのであらう。

釋 水を意味する原語。轉じて氷の意に用ひられた。  
釋 水はミといふ語があるので、古來主として此語を用ひ、ヒは廢用の

姿になつたが、尙マヒ(眞水)の轉モヒ並に樹水の意のクヒ(ヒコ)の形に於て古語に残つて居る。——各其項下を見よ。

ヒ [原語]

釋 芽胎を意味する原語。アイヌ語ヒ(種)と同語。

釋 原義により原形を用ひた例はないが、左の如く結合語として、又は轉義して殘存して居る。

(一) 結合語。カヒ(芽、穎、微)、イヒ(飯)——ツプ(粒)も亦之から出たものであらう。

(二) 轉義。ヒ(秀)。——ホ、ハとも轉呼せられる。——ヒコ(彦)、ヒメ(姫)のヒは日の意とするのが通説であるが、ホコ、ハギとも稱へられた所を見ると、秀子、秀女であらう。

(三) 轉義。ヒ(鮮、胤)。——例 メヒ(姪)、ヲヒ(甥)、ヒコ(孫)、ヒヒコ(曾孫)、アタヒ(カバネ「直」とかく、貴胤の意)

ヒ [原語]

釋 ヒといふ音は「能」又は靈能の意をも表現したらしい。其故に次の如く用ひられる。

(一) 靈能。——例 クシヒ(靈驗)、ヒフリ(降靈)、ヒメ(神秘)

(二) 能、即ち行為實現を意味する活用語尾。——例 玉ヒ(賜)、歌ヒ(唱歌)、坂ヒ(境界)

釋 宣長は此ヒを「靈」の義としたが、寧ろ靈能と解すべきで、「靈」そのものをいふのではないやうである。

ヒ [族]



語原は不明であるが、上代ヒといふ種族名が存したらしい。其族人をヒ人といひ、居住地をヒ(肥)の國と稱へた。此語は單獨では餘り用ひられなかつたが、韻を伸ばしてヒイとし、若くは接頭語イを冠してはイヒとして地名、神名等に残り、接尾語ヲをへてヒヲとよび、更にヒナ、ヒダと轉呼し、音便によつてシラ、シナ、シダとも稱へたやうである。——各其項下参照。——此種族は大陸系でキ(紀)族に先ちて此國土に來住し、全國到る所に蕃殖したが、後の來住者のために壓迫せられて一部分は同化し、一部分は東北に移り、今では僅に北海道に名残を止めて居る。蝦夷又はアイヌと稱するものが其である。

ヒ(梭)

原へ(經、絲)の轉音。  
 褌布の經線タツイトの間に緯線ヨコイトを通す爲に用ひる器。

ヒ(槓、槌)——シタビの項下を見よ。

ヒ(干)、ホシ(乾)

原日(火)の意のヒから分岐したのであらう。ホシはヒ(干)、シ(爲)の轉呼。

釋日(火)の意から乾燥の義に轉じ、他動詞としてホシといふ語を分派したのである。

ヒ(氷)河

播磨國の河の名。孝靈朝大吉備津日子命と若建吉備津日子命が、此河の前に忌免を据ふ針間を道口として吉備を平定したとある〔記〕。風

土記には此河名が見えず、現今の稱呼にも殘つて居らぬけれども、後記の如く揖保郡にはヒ(氷)山といふ地もあるから、ヒ河もあり得たと思はれる。いづれにしても吉備國境に近い河流であらねばならぬ。

案するに揖保郡の西隣赤穂郡は風土記には見えぬから、以前吉備に屬し、今の揖保川を以て國境としたこともあり得べきである。イヒホはイヒのホ(秀)の意で、イヒは上記の如く族名ヒに接頭語イを冠したものであるから、古は此地を單にヒの郷といひ、之を貫流する川をヒの河と稱へたのであらう。若し然りとすればヒ河の前は揖保川の河口東岸の岬をいふのであるが、歲月の間に河流の變遷は免かれなかつた筈であるから、現在の地點を以て之を指示することの出來ぬのは勿論である。——ヒ山の項下参照。

ヒ(肥、簸)の河

出雲の河名〔記、紀〕。スサノヲの命は此川上に於て、奇稻田姫の家族と遭逢せられたとある。風土記には斐伊の大河とあり、今も此名を以て稱へ、安道湖に注ぐが、古は大海に流出したものと思はれる。大原郡斐伊郷は風土記に穗速日子命の鎮坐地なるが故に號けられたとあるが、ヒといふ地名は諸國に多いから、其所由を他に求めねばならぬ。恐らくは上記ヒ族の居住地であつたが故に名を得たのであらう。

ヒ(火)の君

神武天皇の皇子神八井耳命の裔〔記〕。肥前風土記によれば景行朝肥後國益城郡朝來名アサキの土蜘蛛を討伐した建緒組なるものが火君の姓を賜はつたとある。恐らくは此人が神八井耳命の裔であつたのであらう。播磨風土記にも筑紫火君の祖が飾磨郡美濃里ミノに來たとあり、欽明紀に

も火君といふ名が見える。

ヒ(火)の君の祖タケケラクミ(建緒組)——タケケラクミの項下を見よ。

ヒ(火)の君 (逸名)——ツクシのヒの君の項下を見よ。

ヒ(肥、火)の國

諸册二神所生國土なる筑紫四面中の一〔記〕。其名を建日向日豊久士比泥別といふとある。——舊事紀には建日別とした本と速日別とした本とがある(各其項下参照)。——ヒ族の占據地であつたから此名を貢うたのであらう。

火の國の意とするのが古來の通説であるが、其根據は次の二説にあるもの、やうである。

(一)景行天皇が葦北から八代縣に御渡海するとき、暗夜に神火の影を見られて、之を目あてに豊村に安着せられたから、其國を火國とよぶ〔紀〕。——肥前風土記の一説も略々同様であるが、火國、火邑の稱呼は以前から存し、天皇はこの事件によつて始めて其名の所由を知られたとある。

(二)崇神朝肥後國益城郡朝來名の土蜘蛛を討伐した健雄組が國內巡察中、八代郡白髮山に天空から火が降りついたので、大に驚き怪しんで之を奏上したので、火國と名づくべしと勅掟せられた〔兩肥風土記〕。

八代海灣に不知火と稱する怪火が燃えるといふことは今も信ぜられて居るが、景行天皇の御目にとまり、健緒組が見たといふものとも趣が

違ふやうに了解せられて居り、且シラマヒは筑紫の枕詞にも用ひられるから、之が此地方の固有名詞になつたとは受取れぬことである。記、紀、風土記の地名所由傳説が必しも信すべからざることは人のよく知る所で、此國名のみは決して誤りがないと斷定することは出來ぬ。恐らくはヒ(族名)とヒ(火)と音相通するから、右の如き傳説を生じたのであらう。

ヒ(火)の國造

國造本義に崇神朝大分國造同祖志貴多奈彦命の兒運男江命が拜任したとある〔舊〕。大分國造は同書に擧げられて居らぬが、阿蘇國造は火國造同祖神八井耳命の孫速磨玉命とあり、記によれば神八井耳命は火君及大分君の祖とある。恐らくは國造も火君も同氏であらう。景行朝熊襲梟帥の女市鹿文イチカを火國造に給はつたとある〔紀〕。

運男江をチチエと訓したのは誤りで、ワカチエと訓むのであらう。崇神朝とあるから、上記火君の祖健男組と同人または近い親族であらねばならぬ。或は江は誤字で健男組のことであるかも知れぬ。タケ、ワカは共に美稱又は區別稱である。

ヒ(火)の國の別

豐戸別皇子(景行皇子)の裔〔紀〕。——舊事紀には筑紫火別君とある。

ヒ(氷)の連

物部氏十一世大前宿禰の後〔舊〕。天武十三年宿禰に昇格〔紀〕。——姓氏錄には十世伊已灯宿禰の後とある。——伊已灯は本紀の九世五十琴連で大前の祖父である。



ヒ(氷)の連オユ(老)又はオキナ(老人)

孝徳朝の遣唐留學生(紀)。眞玉の子とある。持統紀によれば天智天皇三年唐人の謀計を上奏する爲に歸朝しようとしたが、路用がなかつたので、百濟の役に唐人の捕虜となつた大伴部の博麻といふものが身を賣つて之を調達し、歸ることを得しめたとある。

ヒ(氷)山

播磨國揖保郡邑智驛家の地名(風)。此山の東の流井の水を汲んで氷らしめたからヒ山と稱へたとある。コホルをヒルといはぬから此傳説は附會で、ヒ(氷)川と同じく種族名から出たのであらう。——ヒ(氷)河の項下参照。

此地名は殘つて居らぬが、今の龍野町の大字に日山がある。此地は風土記に見える拉岡にあたるから、イヒホを單にヒとも稱へた一證とすることが出来る。

ヒ(肥)のナガヒメ(長比賣)

原 ヒナガと訓むは非。

本牟智和氣命(垂仁皇子)の寵を受けた出雲の貴婦人(記)。蛇身を現はしたが故に皇子に棄てられたとある。ヒは河名又は郷名、ナガの語義は字の通りで、蛇身であつたといふのも此名から案出せられた俗傳であらうが、——今も蛇を長蟲といふ——古語ではナガ(長)は大の意にも用ひられたから、斐伊郷又は肥の川邊に居住するの大貴女といふ意で、ヒのナガヒメと名乗つたのであらう。或は後記ヒのハヤヒコ命の後であつたかも知れぬ。

ヒエタ(稗田) [地]

ヒタとも訓み得るが、尙舊訓の如くヒエタを可とする。

壬申亂に東軍の將大伴の吹負が飛鳥から乃樂に向ふ途中經由した地(紀)。今も添上郡平和村の大字に殘つて居る。稗田の阿禮も恐らくは此地の出身であらう。

ヒエダ(稗田)のアレ(阿禮)

古傳説を暗誦して古事記編纂者太朝臣安萬侶に口授した舍人。同書の序文によれば、天武朝史書編輯の勅令の下つたとき(十三年のことであらう)には年二十八で、爲人聰明、度日誦口、拂耳勤心とある。弘私記及齋部氏家牒には天鈿女命の後と記されて居るから、媛女氏の人で、ヒエタは其居住地名であらう。アレは名、アラ(顯)の義と思はれる。

媛女氏であるから此人も亦女性であらうと云ふものがあるが、媛女の女は借字でサル部といふ部族の名であることは其項下に述べる通りである。又命婦をヒメトネと稱へることはあるが、此時代のトネリ(舍人)に女性が任命せられたことは絶無である。——トネリの項下参照。

ヒオキ(日置)——ヒキの項を見よ。

和名抄に伊勢國壹志郡、但馬國氣多郡、周防國佐波郡の日置郷並に薩摩國日置郡は比於支、比於岐又は比於木と訓註してあるのみならず、現に日置と書いてヒオキと稱へて居る地名も少くはないのであるが、上代の發音法によれば、オキが他語の後に結合せられる場合にはオ音を約するのが例で、須勢理毘賣の歌に「ナチキテ(汝を置きて)の意)男は

ヒ(樋)のハヤヒコ(速日子)の命

出雲國大原郡斐伊郷に鎮坐する神(風)。出自は明示せられて居らぬが、恐らくはヒノハヤヒの命と同一神で(其項下参照)、スサノチの命の子と稱せられたのであらう。名の義はヒ(斐伊)の捷彦といふことである。

ヒイ(斐伊)の大河——ヒ(肥)の河の項下を見よ。

ヒイ(樋伊)のキチマロ(支知麻呂)

出雲國大原郡斐伊郷新造院建立者(風)。キチマロは名で(吉麻呂?)郷名を負うてヒイと名乗つたのであらう。

ヒウガ(日向) [地]

西海道(九州)の國名。和名抄に比宇加と訓してある。景行紀に天皇が子湯の縣(今の日向國兒湯郡)から東望せられて、此國は日出方に直而して居ると仰せられたから、日向と名づけたとある。此傳説にして誤なしとすれば、ヒムカであらねばならぬが、天孫降臨地の筑紫の日向と區別する爲に、ヒウカと呼び慣はしたのであらう。——ヒムカの項下参照。

ヒウチ(火打、燧)

倭建命が野火の難にあはれたとき火打を以て火を打出し、向火をつけて免かれ給ふとある(記)。——紀に以て燧出火とある。——金石をうち合せ火を出すことが、此當時既に行はれて居たものと思はれる。

なし(記)とあり、神樂「殖規」にも「ソレチキテ(我を置きて)二妻とるや」とある。稻置はイナキと訓み、玉置は今でも常にタマキといふてタマオキと稱へる事はなく、和名抄にも能登國珠洲郡日置郷は比岐と訓せられて居る。案するに日置はヒキの假字に用ひられたので、ヒオキ、ヘキと稱へるのは後代の訛であらう。——戸を置くといふ意味でヘオキと訓むべしとするが如きは牽強論するに足らぬ。

ヒカ(避箇) [地]

仁徳天皇の御製(紀)に

朝妻のヒカの小板をかた泣きに道行くものもたぐひてぞよきとある。通證に朝妻山は葛上郡にあり、朝妻村の上方山路をヒカの小坂といふとある。朝妻村は今の葛城村の大字である。

ヒカガ(比香賀)の君

物部氏十世伊弉弗連の妻玉彦媛の父(舊)。

女を玉彦といふのは聞えぬから、或は玉彦の女比香賀媛とあつたのが誤り傳へられたのであるかも知れぬ。ヒカガ(秀耀)は女性には適はしい名である。

ヒカゲ(蘿、日影)

ヒ(乾)、コケ(苔)の轉呼。

天岩屋の祭に天のウスマの命が手次に用ひた物質(記)。——天之日影とある天は美稱である——紀には蘿、捨遣には蘿葛の字をあて、いづれもヒカゲと訓めと註してある。蘿は和名抄にマツのコケ又はサルチカセと訓した薜苔類の一種であるが、濕潤の地に生ずるコケ(苔)と異



リ、乾燥して居るから、ヒコケ(乾苦)というたのであらう。コケは木毛の意である。  
〔原〕紀及拾遺にはタスキに手織の字をあて、居るが、ヒカゲ(サルチカセ)は織になるべきものではない。記に手次タスキとあるのが正譯で、上代のソ(衣)には袖がなかつたから、肩から之を兩腕に垂下して、衣手の代りに用ひたのであらう。

### ヒカゲ(日影)の皇女

〔原〕欽明天皇の妃「紀」。石姫皇后の弟とある。然るに紀記ともに宣化天皇の御子中に此名を擧げて居らぬのは分註にも之を不審とした所である。恐らくは倉稚綾(又は若江)皇女の別名であらう。其所生皇子が倉皇子と稱へられたことを以て證とすべきである。

〔案〕案するに宣化天皇の三皇女は皆欽明天皇に聘せられたので、記には石比賣と小石比賣とのみを擧げ、紀は小石姫を稚綾姫に、倉稚綾姫を日影皇女と誤り傳へたのであらう。

### ヒカサ(日笠)の浦

〔義〕カサ及ワカサの項下を見よ。ヒは區別稱呼であらう。

〔釋〕萬葉集七卷に「印南野は行過ぬらし天傳日笠の浦に波たてり見ゆ」とある。日笠浦は所在不明であるが、次の檜笠の丘と同じく明石郡の地名であらう。

### ヒカサ(檜笠)の丘

〔釋〕推古紀に舍人姫王が夫當麻皇子に從うて出征の途次、赤石で薨去せられたので其地の檜笠岡上に葬つたとある。遺跡不明。

### ヒガシ(東)

〔原〕ヒカは干枯の語幹、シはチ(風)の轉呼。

〔義〕乾いた風といふ意で、ニシ(濡れた風)に對する語である。——今コチと稱へるのは其訛であらう。——中國の氣象では東風は概ね乾燥であるから、東方の義に轉用せられたので、ニシを西、ハエ(南風)を南に轉義したのと軌を一にする。——音便によつてヒムカシといふこともある。

〔原〕和名抄攝津國東生郡を比牟我志奈里と訓し、中世の歌に東をヒムカシと詠じて居るので、ヒムカシを原語、ヒガシを其訛とするのは語義的根據のない説である。「日向シ」の意と説くものがあるが、其ならばヒムカだけで意が通じ、シは全く餘分になる。假にムカヒと同義でムカシといふ語が用ひられたものとするも(其例はないけれども)、朝暉に對向するのは西方であらねばならぬ筈である。

### ヒガシ(東)のアハ(淡)の水門

〔釋〕景行朝に東之淡水門を定められたとある(「記」)。——紀によれば天皇御自身此地方に巡幸あらせられ、淡水門を渡られたと記されて居る。——アハといふ國は安房と阿波とがあるので、安房は東のアハとよばれたのであらう。ミナトは航門の意で今の東京灣にあたる。此通航路が開けたことを水門を定むといふたものと思はれる。

### ヒガシ(東)のエミシ(蝦夷)

〔釋〕齊明朝に始めて蝦夷を北と東とにわけられた(「紀」)。東は陸奥と註せられて居る。

### ヒカタ(干潟)

〔原〕ヒ(干)カタ(其項下を見よ)。

〔義〕斥鹵即ち干出地の意。——畧してカタとのみも稱へられる。

### ヒカタ(日方)

〔原〕ヒカチの轉。——ヒカシの項下參照。

〔釋〕風の名。乾風の義である。和名抄には巽(東南)の風とあり、袖中抄には坤(西南)の風なりとある。アイヌ語でも南西の風をヒカタといひ、土佐の方言では六月頃日中に吹く南風をヒカタと稱へるさうであるが(古義)、方位を意味する語ではないから、地方によつて異なるであらう。但し其轉呼のヒカシが夙に東方の義に轉用せられたことは上記の通りであるから、少くとも西國では偏東風を意味したものとと思はれる。

〔原〕(萬七)天ぎらひ日方吹くらし水ぐきの崗の水門に波立ちわたる

### ヒカトメ(氷香戸邊)

〔原〕ヒカガトメとも訓み得るが、尙舊訓を可とする。

〔釋〕崇神朝丹波の氷川の人(「紀」)。其幼兒が神性な辭を口走つたとある。ヒカは氷川邑と畧々同義で、トベは女性の敬稱であるから、此地の女酋を意味するのであらう。——ヒカミの項下を見よ。

### ヒカハ(日河)比賣

〔釋〕スサノヲの命の孫布波能母遲久奴須奴神の配(「記」)。淤迦美神の女とある。出雲の肥河を以て稱呼としたので、父のオカミ(大神の意)も亦

肥河の大神であつたのであらう。

〔原〕肥河はヒノカハと訓み慣はして居るが、之をヒカハと稱へても義に於ては變りはない。出雲に限つた地名ではないが、——播磨にも氷川がある——宣長説の如くわざ／＼武藏の氷川神社を引合に出さずともよからう。

### ヒカミ(氷上)〔地〕

〔釋〕和名抄に丹波國氷上(比加三)郡氷上(比加美)郷があり、崇神紀に氷上人氷香戸邊の名が擧げられて居る。ヒカミの語義はクマカミ、ヒタカミと同じく、ヒ族の神(又は首長)といふ意であらう。

〔原〕熱田縁起によれば、尾張の宮酢姫の郷里氷上邑は倭武命の御歌には「鳴海らを見れば遠し比多加知邇」と詠まれて居る。即ちヒカミがヒタカと通じたことの一證とすべきである。ヒタカのヒタはヒ(族)と同義で、——ヒ(族)の項下參照——カは處の意であるから、ヒカミの郷(邑)が族名から出たことは疑がない。丹波氷上の女酋がヒカトベと呼ばれたのも此地をヒカミの郷とも、單にヒカ(カは「處」の意)とも稱へたからであらう。

### ヒカミ(氷上)の娘

〔釋〕天武天皇の夫人(「紀」)。藤原大臣(鎌足)の女とある。其所生を但馬皇女といふから、丹波の氷川郡に縁があつて名に負つたのであらう。

### ヒカミ(氷上)刀賣

〔釋〕播磨風土記記賀郡麻里の條下に見える神名。讃岐日子に挑まれたが之に應ぜず、建石命を頼んで追ひ散らしたとある。隣郡丹波國氷上



出身の故を以て地名を負うたか、若しくは水上ヒカミ即ち水源地の女君といふ意であらう。

### ヒギ(氷椽、氷木)

ヒ(秀)キ(木)、即ち秀出した木の意。

チギとも稱へられ(其項下参照)、屋根の骨格として合掌に組み合せた椽材即ちタリキ(タルキ)中、其上端が穂のやうに上空に突起して居るものをいふ。今も神社の屋根に其名残をとめて居るもので、和名抄には樽風の二字に此訓をあて、居る。氷は訓をかりたので椽はタルキ又はハヘキといふ字である。——チギ及天のチタリの項下参照。

### ヒキ(日置)〔族〕

訓 ヒオキ又はヘキが訛であることはヒオキの項下に述べた通りで、置はキの假字に用ひられたのである。

地名、氏名、民部名として用ひられる稱呼で、キ(族)の一支のタから出たもの、やうに思はれる。ヒは秀の意の區別稱呼であらう。

日置は和名抄によるに大和、伊勢、尾張、安房、能登、丹波、丹後、但馬、因幡、出雲、周防、肥後、薩摩等にある郡名、郷名で、其外他語と結合した地名も少くはない。此やうに分布の廣い稱呼は多くは族名から出たもの、やうである。天平五年出雲風土記編纂に與つた出雲郡の大領正八位下置部臣は正倉院文書計會帳に「天平五年……出雲郡大領正八位日置臣佐提麻呂」とあると同人なること疑なく、ガキの臣をヒキの臣とも稱へたのは、オ、ヒがいづれも接頭語で、キの臣といふ意であつたかと思はれる。

### ヒキ(日置)の臣シビ(志毘)

出雲國意宇郡舍人郷の住人(風)。倉の舍人君の祖とある。ヒキ氏は前項のやうにオキ又はオキベとも稱へたらしく、出雲在住の一族名である。——姓氏録に高麗國人伊利須意彌之後とある日置造(ヘキの假字かも知れぬ)とは全然別系とせればならぬ。

### ヒキ(日置)の郷

丹後國與謝郡の郷名(風)。郷内筒川村から筒川嶼子(浦島子)が出たとある。——和名抄にも見えた郷名でヒオキと訓し、今も日置村がある。筒川の名も其大字として残つて居る。

### ヒキ(日置)姫の命

孝昭天皇の皇后世襲足姫命の一名(舊)。日置は葛上郡の郷名である(和名抄)。

### ヒキ(日置)部

五十瓊敷皇子(垂仁皇子)に賜はつた部民(紀一云)。ヒキは此皇子に縁故のある地名であらうが、所在を明にせぬ。大和國葛上郡に日置郷(和名抄)、河内國南河内郡に日置莊村があるが、此皇子の御名のニシキ(西紀)に因があるやうであるから、泉南郡又は海草郡地方の舊地名であるかも知れぬ。姓氏録和泉未定雜姓中に天櫛玉命の男天櫛耳命の裔とある日置部は恐らくは此部民であらう。

### ヒキ(日置)部等が祖タケチカ(建岡)の君

垂仁朝多具國の神阿麻乃彌加都比女の祝に任ぜられた人(尾張風土記)。神の所在地を尾張國に求めて社を建て、奉仕したとある。——タケチカの君の項下参照。——此女神は出雲風土記に赤衾イヌオホスミ彦神の后とあり、タケも同國に多い地名であるから、ヒキ部は出雲のヒキ氏族を意味するものであらねばならぬ。

### ヒキ(日置)のコオユ(少老)

少老は或はワカオユと訓むのかもしれない。チオユと訓することは發音上あり得ぬ。

萬葉作家。傳不明。ヒキ部の人であらう(其項下参照)。

### ヒキ(日置)のナガエ(長枝)の娘子

萬葉作家。ナガエは名であらう。

### ヒキタ(引板)

萬葉集八卷に「衣手に水濺つくまで殖ふし田を引板我がはへまもれる苦し」とある。引板はヒキタと訓み、鳥を追ふ爲の鳴子状のものをいふのであるか、低田にいひかけたことは勿論である。

### ヒキツ(引津)〔地〕

ヒキ(日置)といふ地の津の意であるから、一ヶ所には限らぬが、萬葉集十五卷に筑前國志摩郡韓亭泊の次にあつてある引津亭泊は今の糸島郡小富士村の一小灣である。右の外にもヒキツを詠じた次の二首がある。  
(萬七) 梓弓ヒキツの邊なるなのりその花、摘むまてに逢はざらめや

ものりその花

(萬二) 梓弓ヒキツの邊なるなのりその花咲くまてに逢はぬ君かも右のヒキツは或は紀伊國日置河口の津(今の西牟婁郡日置町)のことであるかも知れぬ。

### ヒキテ(引手)の山

ヒキテは俱方、即ち低い方の山といふ意。

萬葉集二卷柿本朝臣丸が亡妻を悼む歌に

衾路をヒキテの山に妹をおきて山路を行けば(又は「山路おもふに」)生けりともなし

とある。本歌に羽易山に葬つたやうに詠ぜられて居るから、其附近であらうと思ふが、今之を詳にせぬ。山邊郡衾田の東の山なりとする説もある(地名辭書)。——フスマヤの項下参照。

### ヒキリウス(燧白)、ヒキリキネ(燧杵)

大國主神祭祀の爲に櫛八玉神が海布の柄で燧白を作り、海尊の柄で燧杵を作り、火を鑽り出したとある(記)。最古の發火法で、今もなほ伊勢神宮、出雲大社をはじめ、舊社の忌火は此方法によつて作られる。燧石、燧刀が用ひられるやうになつたのは稍後代のことであるとせればならぬ。

### ヒクマ(引馬、曳馬)野

ヒク(低)マ(地區)の意であらう。  
萬葉集一卷大寶二年持統上皇三河行幸の際長忌寸奥麻呂の歌に  
ヒクマ野に匂ふは原入りみだれ衣にははせ旅のしるしに



とある。遠江國濱松市は阿佛尼の「いさよひ日記」に引馬の驛と記されて居るので、ヒクマ野は此地に限るものとして、此歌も三河行幸の序に遠江に来て作つたものと説くものがあるが、語義からいへば三河にも同名の地があり得た筈である。

ヒケ(引)島

伊親縣主が仲哀天皇を出て迎へた穴門の地點「紀」。今の彦島のことであらう。

ヒケタ(引田)

比氣多と假名書してあるから、ヒケタと發音したのであらう。

原ヒキ(低)タ(田)の轉呼。

和名抄大和國城上郡辟田とある地。今初瀬村に乘田神社がある。後記引田部の赤猪子の居村。

雄略天皇御製「ヒケタの若くるす原若く邊にゐれてましも老いにけるかも」(記)

ヒケタ(引田)の朝臣スクナマロ(少麻呂)

持統朝の人「紀」。阿倍の引田臣比羅夫の子で、慶雲元年阿倍朝臣の姓を給ひ、養老二年大納言に昇任、同四年薨去した(公卿補任)。

ヒケタ(引田)の朝臣ヒロメ(廣目)

持統朝の人「紀」。直廣肆を授けられたとある。

ヒケタ(引田部)のアカキコ(赤猪子)

雄略朝の人「紀」。三輪河の邊で衣を洗うて居た時、天皇が行幸せられて寵名を待てといはれたから、空しく年を過したとある。ヒケタは辟田村といふことで、其地の住民の女子であらう。

ヒケトリ(比氣登理)

原ヒキ(曳)トリ(鳥)の音便。

曳鳥即ち渡り鳥の意であらう。ヒカレ鳥の約又はヒキキ鳥の義とする説は従はれぬ。

八千矛神の歌「むら鳥の 我がむれいなば ヒケトリの 我がひけいなば」(記)

群鳥の如く群れ去なば、曳鳥(渡鳥)の如く引き去なばといふ意であらう。

ヒコ(孫)

ヒ(胤)コ(子)の意。——ヒの項下参照。

和名抄に爾雅云子之子爲孫和名無萬古云比古とあり、古書に吾孫はアヒコと訓ませである。原義は一般に後裔をいふのであるが、慣用上二等親卑屬を指稱する語となつたのであらう。之に對して曾孫をヒヒコといふのであるが、現代語でヒコといへば曾孫の義と了解せられる。——ヒヒコの項下参照。

ヒコ(彦、比古、日子、毘古)、ヒメ(姫、媛、日女、日賣、比賣、毘賣、比陞)

ヒ(秀)ナ、ヒ(秀)女の意であらう。  
貴族名門の男女の呼稱である。日子、日女の義と説くものがあるが、

天つ神の裔ならぬものも此稱號を用ひ、且ホコといふ敬稱のある所を見ると、ヒ(秀)ナ(女)の意と解すべきであらう。

ヒコアルジ(彦主人)王——ヒコウシ王の項下を見よ。

ヒコイサセリヒコ(彦五十狹芹彦、日子伊佐勢理毘古)の命

イサセリヒコはイササ、イリヒコの約轉であらう。

冠稱のヒコは美稱に用ひられたので、イササ(イザ)の入彦の意と思はれる。

孝靈天皇の御子、御母はハエイロネ(紀、記)。——舊事紀には彦五十狹彦とある——イササ(又はイザ)の原義は神聖であるが、大和の靈地の呼稱に用ひられたやうであるから、——イザ川の項下参照——其地に居住する氏族の入彦といふ意であらう。吉備津彦命(紀)又は大吉備津日子命(記)ともよばれ、記によれば吉備上道臣の祖とある。

ヒコイツセ(彦五瀬)の命

神武天皇の御兄皇子(紀)。——イツセの命の項下参照。

ヒコイナコシワケ(比古伊那許志別)の命

大毘古命(孝元皇子)の子(記)。膳臣の祖とある。姓氏録には大稻與命又は彦背(瀨)立大稻與(載)命と記し、阿閉臣、伊賀直、穴人朝臣、高橋朝臣も其後裔とせられて居る。名の義不明。

ヒコイナヒ(彦稻飯)の命

神武天皇の御弟皇子(紀一書)。他の傳に御兄皇子とせられたイナヒの命の異傳であらう。

ヒコイマス(彦坐、日子坐)の王

開化天皇の皇子。御母は和珥のオケツ媛(紀、記)。記によれば御子孫極めて多く、諸氏族に分れて繁榮した。名の義は字の通りで御子に彦タス、彦オスなどいふ名がある所を見ると、此一家で起居動作を以て命名する例があつたのであらう。

ヒコウシ(彦大人)の王

大人はアルジといふ訓もあるが、尙ウシを可とすべきであらう。

繼體天皇の御父(紀)。釋紀に引用せられた上宮記によれば應神天皇の御孫大ホドの王の子宇非王が牟婁國造伊自牟良君の女久留比賣命を娶つて生ませた子とある。——釋紀の系譜に宇非王の御弟としたのは譽田天皇五世の孫とある紀の本文の記事と抵觸する。

ヒコオシヒト(彦忍人)の命

武社(上總)國造(舊)。和邇臣祖彦意都命の孫で成務朝に拜任したとある。

意都都命は舊刊本には立人部都命とあり、一本には六人部都命とあるが、延佳本の如く、立人、六人は彦の誤、部は都の誤寫とすべきであらう。

ヒコオス(比古意須)の王

日子坐王(開化皇子)の子、生母は和邇の袁都都比賣命(記)。御父を



彦坐、御兄を彦立といふ所を見るとオスは押の意であるかも知れぬ。

ヒコクニオケツ(日子國意祚津)の命

開化天皇の妃意祚都比賣の兄(記)。丸瀨臣の祖とある。——紀には単に姥津命とし、姓氏録には彦國押入命の子彦姥津命(羽束首の項)又は同皇子の孫比古意祚豆命(丈部の項)と記されて居る。——ヒコは美稱、クニは父皇子以來此氏の通稱であつたらしく、クニブクといふ名もある。オケは太箭の意であらう。——オケツの命の項下参照。

ヒコクニオシヒト(彦國押人)の命

孝昭天皇の皇子(舊)。紀に天足彦國人命——記に天押帶日子命——とあると同皇子であるが、姓氏録なども多く天足といふ美稱を省いて居る。御子孫にも彦國オケツの命、彦國ブク(命)といふ名があるから、彦國押人を以て通稱とせられたのであらう。

ヒコクニブク(彦國貴、日子國夫玖)の命

崇神朝武埴安彦を討伐した人(紀記)。和珥臣の遠祖とある。垂仁朝の五大夫中にも列して居る(紀)。姓氏録に彦國押人命三世の孫とあるから、恐らくは上掲彦國意祚都命の子であらう。彦國は此氏の通稱で、ブクの語義は不明であるが、其名であることは疑がない。

ヒココソネ(彦己蘇根)の命、ヒココソホリ(彦己蘇保理)の命

原 コソはコセ(巨勢)と同語、ホリはハフリの約であらう。  
神武朝の凡河内國造(舊)。彦己蘇根とも彦己蘇保理ともあるが、ネ

及ホリは共に敬稱であるから、同一人であらねばならぬ。ヒコは美稱、コソは族名と思はれる。當時大和にも巨勢(ハフリ)と稱する土酋が居たことが傳へられて居る。其地の土豪を其ま、國造に任命せられたのであらう。

ヒココモス(彦蔭實)の命

開化天皇の皇子彦湯産隅命の一名(紀)。名の所由を詳にせぬ。

ヒコサシカタワケ(日子刺肩別)の命

孝靈天皇の御子、生母は大倭國阿禮比賣(記)。——紀には此皇子は見えぬ——高志之利波臣、豐國之國前臣、五百原君、角賀海直の祖とある。名の義を詳にせぬ。

ヒコサシマ(彦狹島)の王

豐城入彦命(崇神皇子)の御孫。景行朝に東山道十五國の都督に任ぜられたとある。——國造本紀には彦狹島命とし、上毛野國造を拜任したとあるが、之を崇神朝の事としたのは誤傳であらねばならぬ。——東國御發向前に病歿せられたとあるが、御名のサシマは猿島郡(今下總國)に負はれたものらしく、東國の百姓が之を悲んで屍を盗み出して上野國に葬つたとあるから、御祖父皇子以來東國に在住せられ、上京中薨去せられたものと思はれる。

ヒコサシマ(彦狹島)の命

孝靈天皇の御子、生母は(祖某弟(紀))。記には日子寤間命とある。サシマは地名又は地形稱呼であらう。

ヒコサシマ(彦狹島)の命

能登國造(舊)。活目(垂仁)天皇の御子大入來命の孫とあるが、記によれば大入杵命は崇神天皇の御子で、ヒコサシマの命(王)も同じ天皇の御曾孫(記)、又は孝靈天皇の御子であるから、何か訛誤があつたのであらう。國造本紀(加宜國造)の條下には能登國造もまたソトのナミ氏とせられて居る。

ヒコサシリ(彦狹知)——ヒコサチの項下を見よ。

ヒコサチ(彦狹知)の神

舊訓ヒコサシリとあるが、知はチの假字に用ひられたものとすべきである。

工作の神(紀、拾)。紀伊國忌部の遠祖とある。紀には此神を作盾者(タテシヒ)としたとあり、拾遺には手置帆負神と共に瑞殿(ミツノミヤカ)構造並に御笠及矛盾作製に任じたとある。手工の天稟を有したが故に、サチヒコ(幸彦)と名づけられたので、彦を倒置することは極めて多い例である。——物サシを掌るといふ意でサシ(度量)シリ(知)と名づけたといふ説はヒコサシリとある舊訓によつて牽強したもので、物サシをサシといふのは極めて近代の俗語である。

ヒコサメマ(日子寤間)の命

原 サは接頭語、メマはミマ(水間)の轉呼か。

孝靈天皇の皇子、生母は(祖伊呂舒(記))。——紀には彦狹島命とある——針間牛鹿臣の祖。サメマは地名又は地形名であらう。

ヒコタツ(彦多都)の命

稻葉國造(舊)。彦坐王の子で成務朝に拜任したとある。丹波の比古多須美知能宇斯王(記)のことであらうが、此王子が稻葉國造になられたことは他書に見えぬのみならず、世代も相違するから誤傳であらう。或は道主王の子孫が任命せられたのではあるまいか。

ヒコチ(比古遲、彦舅、日子遲)

上記のヒコ(彦)にチ(主)をそへたものである。

ウマシアシカビヒコチの神といふ神名があり、スセリ姫に對して大國主をヒコチ神と稱へた例もある(記)。男君の意で之に對してヒメチといふ語も用ひられたのであらうが、地名(播磨國姫路)の外には用例がない。——ヒメチの丘の項下参照。

ヒコチ(日子道)の丘

原本(谷森本)に日子遂とあるのは道の誤とすべきである。

播磨國飾磨郡の地名(風)。伊和里の丘の名であるから、姫路市附近であらうが所在を明にせぬ。彦神を祀つた地をヒコチの丘、姫神を祭つた地をヒメチの丘と稱へたのであらう。大汝命遭難のとき靈の落ちた地を日女道丘といふとあるも日子道の誤であらう。

ヒメチが後世邑名となり、十五萬石の城下として有名になつたので、ヒコチの名が忘れられ、カヒコ(靈)の落ちた所を日女道と誤寫したのであらうが、カヒコが日子に通ずるから名を負うたので、ヒメチとしては意をなさぬ。此誤文から推して上古カヒコをヒメ又ヒメコと稱へたと説くのは幻想である。



ヒコツラヒ(引豆良比)

原 ツラヒはツラ(連)の活用形。

【釋】ツラヒは自他兩用で、今の語でいへばツラナリともツラネともなるから、ヒコツラヒも「連引」又は「引きつられ」の意と解せられる。

【釋】(八千矛神の歌)をとめの なすや板戸を おそぶらひ 我が立たせれば ヒコツラヒ 我が立たせれば(記)

(萬三) そげ舟に 綱とりかけ ヒコツラヒ 有なみすれど 言ひつらひ 有なみすれど 有りなみ得ずそ 言はえにし我が身(三宮)

【釋】前の歌は「板戸を引つられ」の意、後のヒコツラヒは「人なみに連り引く」ことであらう。

ヒコナキサタケウガヤフキアヘズ(彦波瀲武鷓鴣草茸)

不合)の尊

【釋】彦火火出見尊の御子(紀)。御母は海神の女豊玉姫、神武天皇の御父である。御名の義はアマツヒモカヒコナキサタケウガヤフキアヘズの命の項下に述べた通りであるが、紀には御母が草を以て此皇子を襲み海邊に棄てられたから、名を負はれたと説明してある。

ヒコナト(比古汝弟) (人)

【釋】汝弟は沙茅の誤記とする説があるが、其非なる事は次に攷證する通りである。ナ、オトは古の發音法によればナと約せられた筈である。

【釋】成務朝國界制定の爲め播磨國に派遣せられた人(風)。丸部臣の始祖とある。ナト(汝弟)といふ名の所由は判明せぬが、ヒコを冠して美稱とすることはワニ(丸邇)氏に共通である。此人は印南の吉備比賣を娶

ヒコヒトのオホエ(彦人大兄)の皇子

【釋】敏達天皇の皇子(紀)。御母は息長の廣姫。——記には忍坂日子人太子とある。——舒明天皇の御父で、更の名を麻呂子皇子と呼ばれた。御名の義は前項に述べた通りである。

ヒコフツオシのマコト(比古布都押之信、彦太忍信)の命

【釋】孝元天皇の皇子、御母はイカガシヨメの命(記、紀)。建内宿禰の父(又は祖父)である。フツオシは大きく大きいといふ意、マコトは字の如く信の義とも解せられぬことはないが、フツオシの如き語を以て修飾するには不適當であるから、或はミコトの音便であるかも知れぬ。されば重ねて「命」といふことは有り得ぬのであるが、マコトが「信」の意に誤解せられてから、マコトのミコトと呼ばれるやうになつたのであらう。

ヒコフト(彦太)の尊

【釋】繼體天皇の御一名(紀)。チホトの尊とも申上げるから、フトはホトの説であるかも知れぬ。

ヒコホ(日子番、彦火)

【釋】ヒコ(彦)に更にホ(秀)をそへたので、ヒコの秀なるものといふ意を以て美稱として用ひられる。例 天津日高日子番邇々岐尊(記) 天津彦彦火瓊々杵尊(紀)

つて別 嬢を生んだとあるから、其子孫中に父の姓を名乗り、丸部臣と稱へたものがあつて、此人を始祖としたのであらう。ワケ(別)の郎女は貴女を呼ぶ通稱で、之を景行天皇の皇后と同一人なりとする風土記の記事は誤傳とせればならぬ。

ヒコヒ(引帯)

原 ヒキオビの約。

【釋】和名抄に陸詞曰衿小帶也、釋名云衿禁也、禁不得開散也、和名ヒキオビとあり、上代のソ(上衣)の襟をかき合はす爲に胸の邊につけた紐である。約してヒコビとも稱へられたやうである。——ヒモ及カロビの項下参照。

【釋】(萬三) 水はなだの 絹の帯を 引帯なす 韓帶にとりなし(毛三)

ヒコヒトのオホエ(日子人之大兄、彦人大兄)の王

【釋】景行天皇の御子(記)。生母は伊那思能若郎女とある。景行紀には此名は見えぬが、仲哀天皇の妃大中姫は天皇の御叔父彦人大兄の女と記されて居る(紀)。ヒコヒトは彦とよばれる人即ち貴人の意で、オホエは其うちの長兄といふことである。

天津日高日子穗穗手見命(記)

彦火火出見尊(紀)

【釋】ヒコホは略してホともいひ、天津彦根火瓊々杵尊、天の火の明命の如くも用ひられるが、ヒコホを二つに切つて、ヒコホと訓むことは出来ぬ。右の例によるも天津ヒコヒコ、ホのニニギの尊と稱へてはヒコが蛇足になるのである。

ヒコホホデミ(彦火火出見、日子穗々手見)の尊(命)

【釋】ヒコホは美稱、ホデミは秀出身の意。

【釋】ニニギ尊の御子(紀、記)、生母は鹿葦津姫(木花開耶姫)。一名を火折尊といふ(記、紀一書)。記には天津日高日子穗々手見命、紀の一書には火折彦火火出見尊とある。

【釋】神武天皇の御名も彦火火出見尊又は神日本磐余彦火火出見尊とよばれた。御祖父と御同名であるのは此語が尊號であるからである。

ヒコヤキ(彦八井)の命又はヒコヤキミ(彦八井耳)の命

【釋】神武天皇の皇子(記)。茨田連及手島連の祖とある。記には神八井耳命及綏靖天皇の御兄と記されて居るが、紀には此皇子をあげず、舊事紀には御弟とし、姓氏録には神八井耳の御子とある。ヒコは美稱で、御名の義は神八井耳命と同一であり、タギシ耳命の處分にも參與せられなかつた所を見ると、紀及姓氏録の所傳を正しとすべきであらう。

ヒコユキ(彦湯支)の命

【釋】ウマシマチの命の子、母は活目邑の師長姫(舊)。一名を木開足尼と



いひ、綏靖朝の申食國政大夫兼石上神宮齋主とある。ヒコは美稱、ユキは齋子の意であらう。

ヒコムスミ(比古由牟須美、彦湯産隅)の命

原 ムスミはムスビ(魂)の轉呼。

釋 開化天皇の皇子、生母は丹波の竹野媛(紀、記)。亦の名を彦蔭齋命といふとある(記)。故あつて湯の神と祀られたのでユムスビと稱へたのであらう。外祖父が丹波大縣主ユゴリ(由基理)と稱へたのも(記)、湯に縁のある名である(コリは敬稱)。

ヒコヨソ(彦與曾)の命

釋 尾張氏九世倭系(舊)。斐陀の國造(舊刊本甲斐とあるは誤であらう)大八橋命の父とある。同列に置部與曾命があり、五世の先代に瀛津世襲命といふ人もあるから、ヨソは地名であらうが所在を詳にせぬ。

釋 尾張氏系譜には此人は第八世倭得玉彦の子であるかのやうに記されて居るが、大和の尾張家(葛木氏)は武内宿禰の子が相續したもので、やうであるから(尾張連の項下参照)、八世以下の世次は頗る疑とすべきで、或は傍系を盡く之に列れたものであるかも知れぬ。

ヒザ(膝)

釋 和名抄に膝脛頭也比佐とある。ヒチ(臂)と同じく關節を意味する語で、ヒダ(褶)から出たのであらう。

ヒサカタ(久方、久堅)〔枕〕

原 サはサシ(差、刺)の語幹。

釋 日サス方の意。アメ(天)の枕詞であるが、轉じてはアメ(雨)、ツキ(月)にも冠して用ひられた。「ヒサカタの天」とつづけた例は極めて多く、人の周知する處であるが、左に異例のみをあげる。

(萬四) ヒサカタの雨も降らぬか雨つゝみ君にたぐひて此日くらさむ

(同) 雨つゝみ常せず君はヒサカタの昨夜の雨にこりにけむかも

(萬六) ヒサカタの月夜を清み梅の花心にさきて吾が念へる君

(萬七) 霜くもりすにかあらむヒサカタの夜わたる月の見えぬおもへば

(萬二〇) 誰が苑の梅の花ぞもヒサカタの清き月夜にこゝだ散り來る萬葉集十三卷に「ヒサカタのみやこをおきて草枕旅行く君をいつとか待たむ」とあるのは天の都又は月の都(月宮殿)の意でいひかけたのであらう。

ヒサキ(久木)〔植〕

釋 和名抄に楸はヒサキとある。今キササゲと稱へる紫葳科植物で、河邊等に多く自生するものである。夏日淡黄色の花を開き長さ一尺餘のササゲの莢に似た實を結ぶ。萬葉集に久木とあるのも此であらう。

釋 (萬六) ねばたまの夜は深け行けばヒサキ生ふる清き河原に千鳥しばなく

(萬二〇) 去年咲きしヒサキ今さく徒に土にやおちむ見る人なしに

ヒサゴ(瓠、匏)

原 ヒ(水)サ(差)ケ(筍)の轉呼。サはサシの語幹である。

釋 水差に用ひる器といふ意から葫蘆科植物の莢實をいふに轉用したのである。——俗語ヒサクは此語の訛である。

日田郡が此神の名を負ひ、ヒサツヒメの郡といふべきをヒダの郡と訛つたとあるのは本末轉倒で、ヒダの神なるが故にヒダツ姫と呼ばれたのであらう。

ヒサメ(霏霖、大雨)

原 ヒサ(久)、アメ(雨)の約。

釋 霏霖の意。ヒタメと音相通するが故に、霏即ち大雨をもいふにも用ひられた。——次項の氷雨とは同音別語である。

釋 垂仁紀の大雨といふ字にはヒタメ及ヒサメの二訓が與へられて居るが、其外甚雨(武烈紀)、番雨(孝徳記)、大雨(崇峻紀)等はみなヒサメと訓してある。記の允恭天皇の章下に大氷雨零るとあるのも、歌には「雨たちやめむ」と詠まれた所を見ると氷雨は借字で、霏の意のヒサメであるかも知れぬ。萬葉集第二卷の次の歌には霏霖の二字をあて、ヒサメとよませてある。

(三〇三) 玉梓の 道來る人の なく涙 霖沛に降れば

ヒサメ(氷雨、大雨)

原 ヒ(水)サ(接頭語)、アメ(雨)の約。

釋 雨は春雨、村雨の如くサメとも稱へられるから、ヒ(水)の降ることをヒサメと稱したので、電、霰、雪を總稱するのであらう。

釋 神武紀に十二月癸巳……天陰而雨水とあるをヒサメフルと訓してある。記に倭建命が伊吹山で大氷雨に打感されたとあるのも此意味のヒサメであらう。天武紀に氷零大如「桃子」といふ記事が見える。推古紀天智紀に火雨とかいたのは借字であらう。——雨水はミヅレとも訓せられてゐる。

釋 和名抄には杓をヒサゴと訓し、匏はナリヒサゴと訓ませている。其はヒサゴだけでは匏の意があらはれぬから、自然生のもを表示する爲に、ナリといふ語を冠したので、後世匏、瓠をヒサゴと稱へるのは略稱である。ヒサゴは日常の重要器具であるから、イザナミの命によつて生まれたといふ傳説もあり(鎮火祭祀詞)、神樂の採物中にも杓があるのである。

釋 神樂歌入文に杓を次の採物葛とあはせて一物とし、匏は蔓草なるが故にヒサゴカツラと稱へられたと説いたのは甚しい誤解である。ヒサゴの原義上ヒサゴカツラといひ得ぬことは勿論、カツラがとりもの、一つであることは古今の大歌所の歌の中にも見え、梁塵秘抄にも葛の曲の歌二首をあげて居る。嘉禎本に有「曲名二耳無其歌曲」とあるは其頃既に逸して居たので、之を根據として延喜時代の敕選集を誤なりとするは妄斷である。

ヒサゴハナシ(束髮於額)

釋 崇峻紀に古俗年少兒年十五六間束髮於額とあり、束髮於額をヒサゴハナシと訓してある。ヒサゴの花が効果の頂に残つて居るやうに、未だ總角に結ぶほどの長さに達せぬ額髪を左右にわけて結んだことをいふのであらう。

ヒサシ(比佐志)の比女の命——スサシヒメの項下参照。

ヒサツ(久津)媛

原 ヒサはヒダの訛であらう。  
釋 豐後國日田郡の神風。人に化して景行天皇を出て迎へたとある。



ヒサメ(日狭女)——ヨモツヒサメの項を見よ。

ヒシ(菱)

和名抄に菱子を比之と訓し、字鏡には菱、蔭等に此訓を與へて居る。今も此名を以てよばれる水藻で、ヒシシとも稱へた所を見ると、或はヒシラキと同じく、菱角があるが故に名を負はせたのであるかも知れぬ。例

(應神天皇御製) ヒシがらの さしげく知らに〔記〕——紀には大鷦鷯尊の御歌に此句がある。

(萬七) 君が爲淨めの池にヒシ摘むと我が染めし袖ぬれにけるかも

(萬六) 豊國の企救の池なるヒシの末を摘むとや妹が御袖ぬれけむ

(應神天皇御製) 花實好し ヒシシなす いちひ井の わにさの土を〔記〕——延佳本にヒシと改めたのはさかしらである(ヒシシナスの項下参照)。

ヒシ(必志)の里

大隅國の地名(風)。所在不明。隼人の俗語に海中の洲をヒシといひ此村が海の洲に在るから必志と名づけられたとある。——案するにヒシはヒシの音便で、ヒ(水)チ(土)即ち泥土のことであらう。——ヒジニツクサマテの項下参照。

ヒシキ(菱城)〔地〕

和泉國泉南郡(舊大島郡)鶴田村大字菱木。仁賢紀に菱城邑人鹿父といふ名が見える。

ヒシキオボノイヒ(青飯)

オボはオモの轉、イボともあるから、オ、イは接頭語であらねばならぬ。

持統紀に殯宮に嘗する爲に奉つたとある青飯にヒシキオボノ飯及アチキイボノ飯の二訓が施してある。オボはオモ、即ち喪の義で(オモの項下参照)、喪飯なるが故に、意によつて飯字に此訓を與へたのであらう。青をヒシキと訓む理由はないが、或は菱形ものを用ひたのかもしれぬ。今も青菱餅を供物とすることがある。鹿尾菜又は伊賀の比自支和氣に因るとする説は従はれぬ。

ヒシキテ(天陰而)

神武紀に長髓彦を討つとき天陰而雨水とあるをヒシキテヒサメフルと訓してある。ヒシキテは雲が目を覆ひ重てといふ意であらう。今の語にも荒天をシケといふのは此シキの訛と思はれる。シケレもまたシキ、ケレ(重、暗)の意である。

ヒジニツクサマテ(比自爾都久佐麻提)〔歌詞〕

萬葉集十四卷に「花散らふ此向つ峯の峯の尾のヒジにつくさまで君が世もがも」とある。ヒジはヒシ(泥)に通じ、原義は水土である。仙覺抄所引大隅國風土記に必志里昔者此村之中有海之洲因曰必志里海中之洲者隼人俗語云必志とあり、チをシに訛るのは方言に多い例である。ツクサのサはサマ(シタ)のサで「時」の意。即ち向つ峯の峯の尾が水中の泥土につく時まで、換言すれば桑田變じて海となるまで、君が世は長かれと祈つたのである。

元曆校本には左の字がない。「ヒシにつくまで」というても十分意は通ずるのであるが、尙ツクサマテとの間に多少の差があるから、必しも衍字と断定することは出来ぬ。

ヒジリ(日知)

天つ日嗣を知らすといふ意味で、至尊をヒジリと申上げたのであらう。天武天皇崩後持統天皇が高御座につかせられたが、皇太子草壁皇子も政を與り聞かれたので、日並知皇子命と稱へまゐらせた(續紀)のを見て證とせられる。

(萬) 玉たすき 敵火の山の 檣原の ヒジリの御世ゆ〔元〕

ヒシリ(聖)神

ヒ(日)シリ(知)の意であらう。

大年神の子(記)。ヒジリは歳時を明にするといふ意で、上代の農民に取つては最も大切なことであつた。其故に此術に長ずるものは至大の尊敬を受け、其祖神をヒシリ神と稱へたのであらう。年穀を掌る大年神の兒とせられたのも理由のあることである。

ヒシロ(日代)の宮

景行天皇の宮號(紀)。——記には纏向之日代宮とあり、大和の纏向を宮處とせられたのである。——ヒシロは上記ヒジリ(日知)の轉呼で、ヒシロの宮は即ち皇居を意味する。

ヒスミ(日隅、日栖)の宮

舊訓による。ヒスと訓んでも妨はない。

大國主の爲に造營せられた神宮(紀)。出雲風土記楯縫郡の條下にも神魂命が大國主神の爲に五十足天日栖宮を造り奉れと命せられたとある(此條には多少の錯簡がある)。ヒ(秀)スミ(住)即ち秀れた住居の意であらう。

ヒスラ(比須良)比賣——イツモの臣ヒスラ比賣の項下を見よ。

ヒタ(稗田)——ヒエタの項下参照。

ヒタ(日田、日高)〔地〕

ヒナ(夷)の轉呼。——其項下を見よ。

豊後國の郡名(風)。——和名抄には日高(比多)郡日田郷をあげ、今も日田郡と稱へて居る。——久津姫といふ神が人間の姿となつて景行天皇を日向へたので、久津媛の郡と稱へたのは日田郡と訛つたとあるが、恐らくはヒタが原で、ヒナ(夷)族の占據地であつたが故にヒタと稱へたのであらう。古は一國をなし國造を置かれた。

ヒタ(日田)川

豊後國日田郡の水流(風)。阿蘇川と玖珠川とが會流して日田川となる。筑後川の上流である。

ヒタ(飛彈)の國

ヒナ(夷)の轉呼。

東山道の一國。和名抄には比太と訓註せられて居る。山間の地で久しく夷旅が占據したから、ヒタ(ヒナ)の國と呼ばれたのであらう。仁



德朝難波の根子武振熊將軍を遣して土豪宿難を討伐せしめられたとある〔紀〕。

ヒタ(斐陀)の國造

飛騨國の造で國造本紀には尾張連の祖瀛津世襲命の裔大八崎命が成務朝に拜任したとある〔舊〕。同書尾張氏系譜に九世傍系彦與會命の子大八崎命の後として擧げた甲斐國造も亦斐陀の誤記で、一異傳と思はれる。——上記の如く此國には仁德朝まで土豪が跋扈して居たのであるから、成務朝に朝廷から國造を派出せられたといふことは疑問であるが、後の國造は尾張氏族の出であつたのであらう。

ヒタ(比多)の國造

上記豐後の日高(日多)の國造で、國造本紀には成務朝葛城國造止波足尼が任命せられたとある〔舊〕。

葛城國造の下に「同祖云々」の数字を脱したものであらう。されば止波といふのが其全名であつたかどうか不明であるが、攻證すべき道がない。

ヒタ(斐太)の細江

萬葉集十二卷に「白まゆみヒタの細江の菅鳥の妹にこふれやいなれかれつる」とあるが、所在は判明せぬ。紀伊國の日高はヒダとも稱へられたかとも思はれるから、——豐後の比多は上記の如く日高ともかく——或は日高川流域の細江のことかも知れぬ。

ヒタカ(日高)〔地〕

原 ヒタ(夷の轉)カ(處)。

神功皇后が太子と會見せられたとある紀國の一地〔紀〕。今の日高郡ではなく、今少し北によつた地であらうと思はれるが、其所在を明にせぬ。語義はヒタ(夷)族の居所といふことであらう。

ヒタカ(日鷹)の吉士

雄略—仁賢朝に屢々韓地に使した人〔紀〕。難波日鷹吉士とも記されて居る。難波吉士の族人で、ヒタカは名であらうが、其所由を詳にせぬ。或は地名を負つたのかも知れぬ。

雄略天皇七年の紀に遣日鷹吉士堅磐固安錢とあるので、堅磐を日鷹吉士の名とし、難波日鷹吉士といふ複姓であるかのやうに説くものがあるが、カタシハは河内の地名で、歸化人固安錢の居住地をいふもの、やうである。

ヒタカ(日高)の皇女

元正天皇の御名〔紀〕。草壁太子の御子で、御母は元明天皇である。更の御名を新家皇女といひ〔紀〕、帝王編年紀によれば飯高皇女とも申上げたやうである。

ヒタガタ(比多我多)〔地〕

萬葉集十四卷國土未勸の東歌に

ヒタガタの磯のわかめの立ちみだれ我をかまつなもきても今夜もとある。尾張の大高は古火高と稱へたから、其地先の干湯をヒタカカタ即ちヒタガタといふこともあり得る。又常陸國多賀郡平湯—今平湯町—を説つたのであるかも知れぬ。

ヒタカミ(日高見)の國

原 ヒダはヒナ(夷)と同語。

ヒナ(夷)カミ(會)の國の意。

古典に日高見國の名が見えて居るのは景行紀二十七年及四十年の條下と常陸風土記のみで、其外には六月大祓の祝詞に「大倭日高見之國ヲ安國ト定奉テ」とあるが、これは大和の美稱として用ひられたもので、語義は字の通りと思はれるから、紀及風土記に見えたヒタカミの國とは關係がない。こゝにいふのは東國の呼稱に用ひられたヒタカミの國である。

常陸風土記によれば同國信太郎は本日高見國也とあり、黒坂命は多珂郡で病歿後、日高見國に歸葬したとあるが、日本武尊が進出せられた日高見國は常陸より東北に當ると明記せられて居る。案するにヒタカミの國は局地的稱呼ではなく、ヒタ即ちヒナ(夷)族の酋長の占據地をさした一般的稱呼であらう。神名帳に陸奥國桃生郡日高見神社とあるは、ヒタ(夷)神を祭つた社であらうが、之によつてヒタカミが此地(又は地方)に限られた呼稱であるかのやうに説くのは未だ考の至らざるものである。

ヒタシ(日足)〔動〕

日は借字。ヒは靈能といふ意の原語(其項下參照)であるから、其能力を足し加へるといふ意でヒタシといふ語が生まれたのであらう。記紀には養、治養、子養、長養、持養、視養、膝養等にヒタシといふ訓を與へて居る。口語に産後病後の恢復をヒタチ(肥立)といふのも此語の訛とおもはれる。

ヒタチ(常陸)〔國〕

孝德朝に創定せられた國名〔風〕。名の義については往來道路不隔三江海之津濟郡郷境相續三山海之峰谷取三近通之義二以爲二名稱一と記して直路と説明し、又一説として倭建命が流泉で手をあらはれたとき衣の袖がぬれたから、依三濟三袖之義一といひ、衣袖瀆國といふ俚諺をあげて居る。

案するに道路不隔三江海之津濟一といふのは大に事實に反して居る。國境には毛野川が流れ、那珂川久慈川其他河流が極めて多く、霞が浦は流海と稱へられ、現在よりも遙に灣入して居た筈である。之をしも江海の津濟を隔てずといひ得べくば、日本國中ヒタチの國ならざるはあるまい。ヒタス(瀆)の義とするのは衣手といふ枕詞から案出せられた附會説で勿論信するに足らぬ。案するにヒタチはヒナ(夷)の轉呼で夷國に通ずる陸なるが故にヒタチと稱へ、常はヒタの假字として用ひられたのであらう。此風土記には關東を東夷國とも記してあるから、上古東北をヒタカミの國、又はヒタ國と稱へたことはあり得る。——顯昭がヒタカミチの義としたのは稍々近いが、尙カは蛇足である。

ヒタチ(常陸)の娘

天智天皇の妃〔紀〕。蘇我赤兄の女とある。常陸國に所縁があつて名を負つたのであらう。

ヒタチ(常陸)の娘子

萬葉作家。藤原の宇合が常陸守兼安房、上總、下總三國の按察使在任



中其地の土豪の女に生せた子であらう。娘子はイラツメと訓むべきである。

**ヒタチ(常陸)のナカ(仲)の國造**——ナカの國造の項下参照。

**ヒタツカヒ(頓使)**

ヒタは直の義で、行きてかへらぬ使、即ち片使の意でヒタツカヒといたのであらう。

〔記、國護〕今諺曰雉頓使本是也

**ヒタヒ(額)**

原 韓語(稱)と同源であらう。

和名抄には額はヒタヒと訓してあるが、古はヌカといふ語の方が多く用ひられて居たらしい。

〔萬二〕肥人が額髪結へる染木綿のしみにし心我忘れめや〔四六〕

此歌の額髪はマカカミ(和名抄鬢額前髪也云ニ奴加加美)とも訓み得るが、同書容飾具に蔽髪ハ釋名云蔽髪前二爲飾和名比多飛とある通り此場合には飾に鉢巻したとおはれるから、ヒタヒカミと訓む方がよいやうである。

**ヒタメ(大雨)**

原 ヒタ(直)、アメ(雨)の約。

ヒタヒタと降る雨といふ意味から、大雨の義に轉じたのであらう。

ヒサメの項下参照。

此語は景行紀の大雨といふ字の訓に見えるのみであるが、其音便ヒ

サメは甚雨、大雨の訓に用ひられて居る。

**ヒタリ(左)**

原 ヘダリ(隔在)の轉呼か。其理由は次に述べる。

ミギ又はミギリ(右)に對立して二者の一方を表示する語。記紀の神代卷を始め、左右といふ文字は古典に屢々現はれて居るが、假字書した例がないから、ヒダリ、ミギ(ミギリ)が原語であるとは確言し得られぬ。否上古は寧ろオキ、ヘといふ語が此場合に用ひられたのではないかと思はれる。さりながら左記の歌によれば少くとも飛鳥、奈良朝には既にヒダリといふ語が行はれて居たものと見ればならぬ。

〔萬九〕吾妹子は久志呂にあらなむ左手の吾が奥の手にまきていなま

した

邦語には三語音から成立する原語は絶無といつてもよいから、ヒダリも亦第二次生の語と思はれる。此歌によつても明なるが如く、左手はオキの手ともいふたので、既記の語例によればオキツ權、ヘツ權、オキツ鏡、ヘツ鏡、オキツ渚、ヘツ渚のやうに左右の意はオキ及ヘを以て表現せられたのであるが、オキは沖、奥をも意味するので、隔在の義を以てヘダリ(音便によりヘナリとして用ひられた)ともいひ、其がヒダリと轉呼せられて専ら「左」の意に用ひられ、沖、奥と區別せられるやうになつたのではあるまいか。同様にミギリ(ミギは其略語であらう)も水限の意で、ヘ(邊)の同義語であると説明し得られる。——ミギの項下参照——從來ヒダリに日足、日垂の字をあて、若くはヒタ(直)の派成語と説いたが、語原論からは肯定の出來ぬことで、「直」に對してミギリをマガリ(曲)の轉呼とし、或はニギリ(握)の意とするに至つては頗る無理な考へ方であるといはねばならぬ。

**ヒチ(肱、臂)**

和名抄にヒチ臂節也とある。膝關節をヒサと稱へると同言で、ヒダ(稱)と語原を同うし屈折する部分をいふのであらう。

**ヒチ(比地、泥土)**

原 ヒ(水)チ(土)。

水氣のあるツチ(土)の意から泥の義に轉じたのであらう。——ヒチ(道)の項下参照——音便によりヒツとも用ひられる(其項下を見よ)。

**ヒチ(比智)島**

天智朝唐の使郭務愷の一行二千人この島に着し、多人數なることを憚つて對馬國司を介して來朝の趣旨を申告したとある〔紀〕。對馬の管内の一地であらう。どの島をいふか判明せぬ。

**ヒチ(比治)のマナ井(眞井)**

丹後國丹波郡比治里の井泉〔風〕。——延喜式神名帳に比治麻奈爲神社とある。今中郡五箇村字躰留に藤社大明神として祭られて居るのが其で〔神祇志料〕、フチはヒチの訛らしく、菱山といふ山もある。——元々集及萬葉鈔所引丹後風土記には次の如き傳説をあげて居る。

昔此里の比治山の頂に眞井があつた。——今は既に沼となつて居るが——或日八人の天女が此井で水浴して居るのを和奈佐老夫、和奈佐老婦といふ老夫婦が発見して竊に其一人の衣裳をかしたので、他のものは天に上つたが、其少女のみは水から出ることが出來ず困つて居るのを、強て我家に伴ひかへつて子とした。此天女はよく酒

ヒダリを直の義とする説は我國に於ては左を上位とするといふ事實から思ひついたものやうであるが、此上下は相對關係をいふので、

曲直の問題でないことは勿論である。左を上位とする思想についても亦、南面したとき、日出方位にあたるが故と説かれて居るが、南面が方位を見る基準であつたといふことの證據はないやうである。唯橋の小門のアハギが原の禊にイザナギの命が左の目を洗はれた時、天照大御神がお生れになり(一傳には左の手に白銅鏡を持たれた時とある)、月讀命は右の目から出生せられたとあるのは注意すべきことで、女性に左側、男性は右側に位置するといふやうな古習が存したのであるまいか。上に引いた萬葉集の歌を始め、後世の俚諺にも之を旁證するものは少くはない。上代に於ては系統上女性が上位であつたから、其意味に於て左を上位としたことはあり得る。——女神右旋、男神左旋の古傳は之を裏切るものやうであるが、此話に於ては男尊、女卑が主張せられたのであるから、例外と見てもよい。——偶然かも知れぬが、中央カロリンでは左をベイギ(側)・ショボト(女)、右をベイギ(側)・ムアン(男)といふ。若し之が南方民族の原始思想であるとすれば男の子は右胎み、女の子は左胎み(現在俗信と反對)と信ぜられたのかも知れぬ。方位を男女性に配することはキタ、ミナ(ミ)といふ語にもあらはれて居る。——キタの項下参照。

**ヒタヲ(頓丘)**

此云三毗陀鳥と訓註してある。

ヒタは直で、一筋のことをいひ、起伏の少い丘陵地をヒタヲと稱へたのであらう。頓は意譯である。

〔神代紀〕自頓丘覓國行去



を醸することを知り、之を飲めば萬病が治癒するので、價が高く購はれ、十餘年の間に大なる財を積み、土形に富んだので土形の里と稱へたのが、後に比治の里と訛つた。老夫婦はもはや天女を養ふ必要がなくなつたので之を追ひ出した。天女は身を寄せる所がないのを悲しんで

天の原ふりさけ見れば霞たち家路まどひて行方知らずも  
といふ歌を詠み、或る村に至つて我心荒鹽に異らすといひ、其地を比沼の荒鹽村とよぶ、丹波の里の槻の木に倚つて泣いた(之によつて其地を哭木村といふ)。其から竹野郡船木の里に出て我心なぐしくなりぬといつて(此地を奈具村といふ)、此處に留まつた。同村の奈具社に坐す豊宇賀能賣命といふのは此女性である。

ヒチといふ地名の説明も甚曖昧であるが、土形は借字でヒチカ(泥處)田の意であらう。之を比沼と稱するは井泉が濁沼になつたからではあるまいか。

倭姫世記に豊受大神の稱號を丹波國與謝之小見比沼之魚井原坐道主八乎止女の齋ひ奉る御饌津神といふとある所を見ると、八少女が此神を祭つて眞井の水で酒を醸したといふ傳説があつたことは疑はれぬ。之に前半の羽衣傳説をつぎあはせたものと思はれる。少女が奈具に落つたことあるのも其地に豊受神が祭られてあつたからで、少女自身が豊宇賀神となつたといふのは訛傳であらう。

ヒチ(比治)の里

播磨國安栗郡の地名(風)。——和名抄にも比地郷とあり、今の城下村、戸原村にあたる。——孝徳朝安栗郡設置のとき、山部比治といふものが里長であつたから其名を負はせたといふ。

た歌がある。土形君の女であらう。

ヒチカタ(土形)の君

大山守皇子の後裔(記、紀)。ヒチカタは土方ともかき、諸國にある地名であるが、同じく此皇子の裔と稱せられる榛原君は遠江の地名に因むもの、やうであるから、ヒチカタも亦同國城飼郡土形(形和名抄)であらう(記傳)。語義は泥型で鑿工と關係があるものと思はれる。

ヒチキ(比治奇)の灘

萬葉集十七卷に「昨日こそ船出はせしかいさなとりヒチキの灘を今日見つるかも」とあるが、ヒチキ灘といふ名は傳はらぬ。顯昭の袖中抄に播磨の響灘はヒチキ灘を訛つたものであるとあるが、ヒビキ灘の所在も亦不明である。

ヒチハ(土齒)の池

ヒツ(千出)、イハ(岩)の意。——風土記に俗言岸爲三比遲波」とあるは聊傳へ誤つたのであらう。

肥前國高來郡の池の名(風)。——所在不明。——西の海の波が洗うたとあり、又池の東の海邊に高さ百丈の岸があつたからヒチハといふ名を負うたとある所を見ると、斥瀨に泉があつて水をたへたものと思はれる。今は陸地となり千千石村と稱へる。

ヒチマ(土間)村

播磨國安栗郡の地名(風)。和名抄流布本に土方村とあるが、高山寺本には土方(比知末)とあり、今も土間村といふ名がある。風土記には

ヒチウラヨミ(眩巫)

ヒチカムナキと訓しては意が通ぜぬ。巫の字はウラヨミに宛てられた借字と思はれる。

ヒチ(泥土)ウラ(占)ヨミ(判)の意。

古語拾遺に大地主の神が片巫、眩巫をして出示の由來を占はしめたとあり、眩巫の註に今俗竈輪及米占也とある。占法は傳はらぬが、竈輪は竈の輪廓、米占は米を以てする占で、此書編纂の頃(大同年間)に行はれて居たのであらう。其が古の泥土を以てする占に類して居たものと思はれる。

ひぢかさ [歌詞]

催馬樂「妹が門」に

いもがかどや せなが門 行き過ぎかれてや 我が行かば ひぢかさの ひぢかさの 雨もや降らなむ してたをさ あまやどりかさやどり 宿りてまからむ してたをさ

とある。愚案抄には「ひぢかさの雨は俄に俄にふる雨の笠もとりあへずして袖をおほふ雨なり」とあり、守部も袖を笠に着るには脇をはることゝ要するから、袖笠の意と説いて居るが、強ひて袖を云々せずとも、両手で正面から頭をかへることを脇笠といふたと解し得られる。それは俄雨の場合によく人のすることであるから、俄雨をヒチカサ雨と稱へたので、源語須磨巻にも出て居る。

ヒチカタ(土形)の娘子

萬葉集三卷に此女を泊瀬山に火葬したとき柿本の人麻呂朝臣が詠じ

神の衣に土がついたから土間と名づく」と説明せられて居るが、同郡中に他にもヒチといふ里名のあることに注意せねばならぬ。

ヒチマキ(劍)

從來銀と混同してクシロと訓したのは誤で、ヒチマキであらねばならぬ。

和名抄服玩具に在「臂上二者名之爲劍」とし、比知萬岐と註してある。臂纏の意で、手纏に對する語である。仁徳朝に將軍山部連大楯が女鳥皇女の手を巻いた劍を横領して妻に與へ、同女が己の手につけて豊樂に參列したので舊惡が露顯したとあるのもヒチマキの事である。之をクシロと訓むものがあるが、クシロは銀で頭髮の飾である。——クシロの項下參照。

ヒツギ(棺)

ヒト(人)ケ(筭)の轉呼。

人體を収蔵する筭といふ意味を以てヒトケといひ、轉じてヒツギとなつた。單にキとも稱へることがある(其項下參照)。

ヒデ(秀)

ホアの轉。

ホ(穗)デ(出)の義で、轉じて卓出の意となつたが、左記は尙原義を以て用いたものである。ワサタヒデネドモ(萬)石の上ふるの早田を雖不秀繩だに延へよしめつゝ居らむ

ヒトカキ(人垣)



釋 古事記崇神天皇の卷倭日子命の下に、此王之時始而於陵立三人垣と分註してある。大神宮儀式帳にも人垣仕奉男女等ニ太玉串令持捧上ニテ云々とあり、今の堵列兵の如く儀仗の爲に人を並列したことをいふのであらう。

歎 垂仁紀によれば此皇子を葬るとき近習者を陵域に生理にした所が、數日の間晝夜泣き叫び、遂に死んで腐れ爛れ、犬鳥が聚り喰うたので、天皇が哀に思召して殉死を止められたとある。記の記事と齟齬する所があるのだから、議論があるが、強て兩書の記事の一致を求めざる所はなく、二つの異傳があつたと見てもよいのである。記の此一行為の記事から殉死又は生理を想像することは不可能で、紀には一言も人垣を立てられたと記されて居らぬのである。

ヒトクサ(人草)

釋 クサは衆の義であるから、ヒトクサは民衆といふ意になる。——クサの項下参照。

田 (記、黄泉傳説) 汝國之人草一日殺二殺千頭

歎 貴人を柱に譬へ、賤民を草にたとへたといふ私記の説のところに足らぬことは勿論であるが、人間を草の彌生ひに生ひ茂るに譬へたものとする宣長説ももの足らぬこゝちがせられる。クサクサ(種々)などといひ、人間には限らず數の多いものをクサといふのである。

ヒトクニヤマ(人國山)

釋 萬葉集七卷に「人國山の木葉」「人國山のおきつ野」とある。大和の山名であるらしいが、所在を明にせぬ。或は人國に特別の訓があつたのが不明になつたのではあるまいか。

ヒトコト又シ(一言主、一事主)の神(大神)(尊)

釋 雄略天皇葛城山行幸の時出現した神(記、紀)。惡事も一言、善事も一言、言離の神、葛城の一言主の大神と名乗つたとある(記)。葛城の國つ神なることは疑なく、神名帳にも葛上郡に葛木坐一言主神社(名神大)をあげて居る。スサノハの命の兒なりとする舊事紀の傳承は據を詳にせぬが、高鴨のアヂスキタカヒコネの神と關係があるものゝやうである。土左風土記によれば同名高賀茂の大神は一言主尊を祭り、一説にはアヂスキ高彦根尊を祭神とする。靈異記に葛木坐の一言主の大神が役優婆塞を持統天皇に譏奏したとあるのも、賀茂の役の公の出なる優婆塞と、宗家の高賀茂氏との確執を意味するものと解せられるのである。

一言主といふ名は惡事も一言、善事も一言の意で、コトサカ(拒否の誓言)を掌る靈驗のある神とせられたのであらう。——コトサカの項下参照。

ヒトゴノカミ(首長)

釋 日本紀には首、長、首帥、魁帥、梟帥、首渠者、渠帥者、賊首等をヒトゴノカミと訓してある。語義は人子の上といふ意に過ぎぬ。ゴノカミが長子の意味するに對しヒトゴノカミは民衆の長ないふのである。

ヒトツケ(一木)

釋 日本紀私記に木はケと訓めとある。恐らくは古訓であらう。ツケはコ(子)の音便で、ヒトツケは一子の意である。

田 (記上) 爾伊邪那岐命詔之、愛我汝遊妹命乎謂易三子之一木一哉

釋 ネは敬稱、ロは接尾語。「人様」といふ意。

田 (萬一) ヒトネロにはいふものから青峯ろにいざよふ雲のよそりづまはも

釋 「人様の口の端にかゝるので、青山に去來する雲のやうに躊躇する嫁はよ」といふ意。ヒトネロを一峯の意とし又はヒトミナノ誤記なりとする説は論ずるに足らぬ。——ヨソリツマの項下参照。

ヒトリ(獨)

原 ヒト(一)、アリ(在)の約。

釋 一人又は單獨を意味する。

田 (記上) 此三柱神者並獨神成坐而隱身也

歎 此一條はヒトリ、神ナリマシテ隠リ身ニマシキと訓むべきことは訓話の條下に述べる通りで、偶生神に對する獨生神を意味するものである。ヒトリカミといふ複合名詞とするは誤で、原義上一在神といふ語はなく、其場合にはヒトツカミといはればならぬ。

ヒトリカミ(獨神)——前項を見よ。

ヒトリナリマセル(獨化)天ツ神

釋 舊事本紀には紀記と異つた排列を以て天神七代が序せられて居るのみならず、第二代以下には獨化天神と稱する別系の神を添へ、別の字を冠して區別してある。——カミヨナナヨの項下参照——其名は次の通りである。

- 神世二代 天八下尊 (二世)
- 同三代 天三降尊 (二世)

ひつてらふ [歌詞]

原 テリ(光)、ハフ(活用語尾)の約。——語法要録参照。

釋 光りの意から轉じて人に「街ふ」即ち人にホコル(誇)意になつた。

田 (雄略紀) 山の邊の小島子故にヒトテラフ馬のやつげは惜しげくもなし

ひととおたはふ [歌詞]

原 ヒトトはヒトヒトの約。オタハフはウタハフ(歌)の轉呼。

釋 萬葉集十四卷上野歌に「いかほろに天雲い就きカママつくヒトトオタハフいざれしめとら」とある。第四句は「人々歌ひ合ふ」といふ意で、「神の沼を齋く人々が合唱する聲が聞える。夜も更けたのでいざ寝よといふことであらう」と詠じたのである。

ヒトネ(比止禰)の命

釋 阿尺國造(舊)。阿岐(安藝)國造と同祖、天湯津彦十世の孫とある。ヒトネは一根の意であらう。

ヒトネロ(比登禰呂)



- 同 四代 天 合 尊 (三世)
- 同 五代 天 八 百 日 尊 (四世)
- 同 六代 天 八 十 萬 魂 尊 (五世)
- 同 七代 高 皇 產 靈 尊 (六世)

【原】右の内高皇產靈尊(亦名高魂尊亦名高木命)の外は紀、記、拾遺には見えぬ神であるのみならず、其名からいうても古傳とはおぼはれぬ。舊事紀が偽書であると非難せられるのは開卷第一に此の如き記事があるからであるが、其とても蘇我馬子の名を借した編者が案出したのではなく、編者(物部氏であらう)の家に一つの異傳が存したのを玉石同架したものと見るべきであらう。

ヒナ(夷)(鄙)

【原】ヒ(族名)ヲ(接尾語)の轉呼。ヒの項下参照——ヒナがヒラの音便であるのは建比良鳥命を建夷鳥ともいふことによつて證とせられる。【義】族名から轉じて一般に異俗をいふに用ひられ、更に鄙の義もを生じたのである。

【釋】此種族はキ(紀)、アマ(海人)よりも先に此國土に渡來し、原住民コシ(高志)を征服したが、自己もまた新來者によつて驅逐せられた。其故にシナ(ヒナの轉呼)サカル(避)コシ(越)といふ諺が出来たのである。其遺跡は各地に存するが、九州及對馬、壹岐にはヒヌモリ又はヒナモリ(夷の守護の意)といふ稱號又は地名が存したとあり(魏志倭人傳及景行紀)、ヒナコ(日奈子、日名子)といふ地名もある。神名帳に見ゆる出雲國神門郡の比那神社、隱岐國の比奈麻知(夷御主の意)神社は此族の神を祭つたものらしく、神名にもヒナトリ(夷捕)、ヒナラシ(夷馴)等がある。其酋長はヒダカミとよばれ、エミシ(蝦夷)もまた夷の別稱であ

ることは各其項下に述べた通りである。

ヒナガ(肥長)比賣——ヒのナガヒメの項下を見よ。

ヒナガル(火流)浦

【釋】肥後國葦北の地名(肥前風土記)。景行天皇球磨贈於誅伐後筑紫國御巡視の爲め此地から御發航、火國へ渡られたとある。紀には單に葦北から火國に御渡航と記されて居る。——或は固有名詞ではなく火の流るる浦といふことも知れぬ。

【原】葦北郡北端日奈久を以て之に擬するものがあるが、火流をヒナクと訓むことは出来ぬ。ヒナクはヒナコ(日奈子、日名子)と同語であらう。

ヒナクモリ(比奈久母理)

【釋】萬葉集二十卷に「ヒナクモリうすひの坂をこえしだにいもがこひしく忘れぬかも」とある。ヒナクモリはウスヒ(薄日)の枕詞に用ひられたので、「日の曇り」の意であらう。或はヒナクモリの訛であるといふ説もある。

ヒナサカル(夷離)國

【釋】「夷に遠ざかる」といふ意。

【釋】シナサカルと轉じてコシの枕詞に用ひられたが(ヒナの項下参照)、ヒナサカル國といひ得るかは疑問である。次の例も一傳には「天疎夷治爾等」とあるのである。  
(萬三)天皇の遺のまにまに 夷離 國治めにと 群鳥の 朝立ち 行け(三三二)

ヒナツメ(避奈菟謎)

【釋】神代紀下照媛の歌に「あまさかるヒナツメのい渡らすせと」とある。夷ツメの意であるが、こゝでは鄙女の意に用ひたのであらう。

ヒナテリ・ヌカタヒチヲ・イコチニ(日名照額田毘道男伊許知邇)の命

【釋】大國主神の子鳥鳴海神の配(記)。國忍富神を生んだとあるが、女神の名とは思はれぬから、脱字があつたと見るべきことは記傳の説の通りである。試にいはいはヒチチの下に「女」の字を脱したので、イコチニはイツ(生)チ(主)ネ(敬稱)の轉呼であらう。アマのツトヘチネ、遠津マチネ(各其項下参照)といふ女神もあるから、之を女性の名と解することには困難ではない。

ヌカタヒチチは土型泥男で男神の名、ヒナテリはヒナトリ(夷捕)の轉呼で、ヒナ(夷)族を征討したことを表彰する冠稱と思はれる。——タケヒナテリの項下参照——恐らくは出雲の土豪であらう。

ヒナフリ(夷振、夷曲)

【釋】夷風の意。フリといふ語は今も此意味に用ひられるのである。

【釋】高比賣命、一名下照媛の歌をヒナフリといふとある(記、紀)。樂曲の名で、ヒナ(夷)族の調に模したものをいふのであらう。其中に上歌及片下といふ區別があることは次に記する通りである。

ヒナフリ(夷振)のアゲウタ(上歌)

【釋】輕太子の作「笹葉にうつやあられのたしだし」といふ歌は夷振之上

歌也とある(記)。上記ヒナフリの上調子といふことであらう。

ヒナフリ(夷振)のカタオロシ(片下)

【釋】輕太子の詠と稱する「大君を鳥にはふらば云々」の歌を夷振の片下といふとある(記)。上記ヒナフリ中調子の一方を下げて奏する樂といふ意であらう。

ヒナミ(日並)の皇子の尊

【釋】草壁皇太子の尊號(萬葉)。續紀天平寶字二年の詔には日並知皇子命ともある。此皇子は父天皇(天武)崩後兩三年母后(持統天皇)と政を共にせられたが、夭折せられたので大后が始めて正式に即位せられたことは史書に明記した通りであるから、日の御位を並び知り賜ふといふ意味を以てヒナミ又はヒナミシラス皇子と稱へたのであらう。——ヒナミといふ語をヒツギ(日嗣)と同一視するのは誤である。——ヒジリの項下参照。

ヒナモリ(夷守) [地]

【釋】モリは守の意であるが、國守、大守の守と同じく、管領の意にも、統轄の義にも用ひられるから、ヒナモリはヒナ(夷)族の支配者か意味し其所在地の稱呼にも轉用せられたものと思はれる。——魏史倭人傳に對馬、壹岐及九州諸邦の官名としてあげた卑奴母離も此語の訛傳であらう。

【釋】筑前國の舊地名。景行天皇が巡幸せられたとあり、萬葉集四卷には家持等相送夷守驛家とある。延喜式にも席打と美野との中間に序せられた驛であるが、今所在を詳にせぬ。



ヒナラシ(比那良志)毘賣

大國主神の四世の孫、主日子神の配(記)。淤加美神の女とある。ヒ(族)ナラシ(馴)の意で、夷族を懐柔したことによつて名を負うたものと思はれる。父神のオカミは大神即ち有名な神といふ意に過ぎず、大國主の高祖母の父も同名である所を見ると、別に本名があつたのを逸したのであらう。

ヒナラタマ(毗奈良珠)の命

常陸國開拓者(風)。新治國造の祖で、崇神朝東夷征討の爲に派出せられた人とも、倭武天皇巡狩東夷國(幸過新治之縣)所遣國造とも記されて居る。次項の新治國造比奈羅布命と同人であらうが、年代が一致せぬ。名の義はヒ(族)ナラ(平)タマ(靈)で夷族平定者の靈といふ意であらう。

ヒナラフ(比奈羅布)の命

新治國造(舊)。美都呂岐命(安房國造の祖)の兒で成務朝に任命せられたとある。上記ヒナラタマの命と同人であらうが年代が一致せぬ。恐らくは上總から倭建命に隨身して功を建て新治の國造となつたのであらう。

ひなをおへり [歌詞]

夷を覆へりの意。  
上枝は 天をおへり 中つ枝は あつまをおへり  
下枝は ヒナチオヘリ(記)

アメ(天)、アツマ(族)と對立して、皇徳天下四民を覆ふといふことにとへたのである。——アツマチオヘリの項下参照。

ヒニケニ(日異)

原ケはカ(日)の轉呼。  
日ニケニの意。異は借字である。  
吾が命のまたけむ限り忘れめやいや日異者おもひますとも  
あさ風のヒニケニ吹けば水ぐきの岡の木の葉もいろ附きにけり

ヒネ(日根) [地]

紀氏の嫡流根臣の本貫地。和名抄和泉國日根(比禮)郡とあり、今も泉南郡日根野村に其名を留めて居る。根臣の占據なるが故にヒネの名を負うたのであらう。

ヒネ(日根)野

允恭天皇の御獵場(紀)。上記日根郡の野をいふのであらう。

ヒネ(比尼)のカツラ(縹)の連

物部氏九世棟垣連の後(舊)。所在地を冠して他の縹連と區別したのであらう。

ヒネモス(終日)

ネは接尾語で、ヒネはヒルと同じく日といふことである。スはシの轉でシミ(密)の意。其故にヒネモスはヒルもシミラと同じく、日中際

なきこと、即ち終日の意となるのである。

出(萬七)橘の花を居散らし ヒネモスニ 鳴けど聞きよし(七五)

ヒノオミ(日臣)の命

神武天皇に供奉した武將(紀)。大伴氏の遠祖で大來目を引率したとある。後に道臣といふ名を給はつた(其項下参照)。ヒは秀の意で拔群の臣といふことであらう。

ヒノカガヒコ(火之炫毘古)の神

後記火のヤギハヤチの神即ち火のカグツチの一名(記)。火の炫く男神の意である。

ヒのカカミ(日鏡)

天日槍將來神寶の一(紀)。日輪のやうな燿く鏡といふ義であらう。

ヒノカグツチ(火之迦具土)の神

カグツチの項下を見よ。

ヒノクマ(檜隈、檜前、檜堀) [地]

原 ヒノキ(檜木)マ(間)の轉呼。  
宣化天皇皇居の地(紀)。和名抄に高市郡檜前(比乃久萬)郷とあり、サヒのクマともいふ(其項下参照)。今の坂合村である。檜の生ひた地區といふ意で名を得たのであらう。

ヒノクマ(檜隈)の女王

萬葉作家。系不明。天平九年從四位上を授けられたとある(續紀)。

ヒノクマ(檜隈)川

上記の檜隈を流れる小川。  
上記の檜隈を流れる小川。  
萬七)さ檜のくまヒノクマ川の瀬をはやみ君が手とらばこと寄せむ

ヒノクマ(日前)の神

原 ヒノサキ又はヒノマへと訓むは非。今ニチセンと稱へるが勿論古語ではない。  
紀伊國名草郡日前神社(神名帳)の祭神。——今も海草郡宮村字秋月にある官幣大社である。——紀の書には探天香山之金二以作三日矛一又全三剝眞名鹿之皮二以作天羽鞆二用此奉造之神、是即紀伊國所坐日前神也とあり、古語拾遺には鑄日像之鏡二初度所鑄少不令合意、是紀伊國日前神也とある。紀の神の字はミカタと訓せられて居るから、御像即ち鏡の意なる事は明で(神をカタと訓むよしはないが、神像の意によるものか、或は像の字を脱したのであらう)、拾遺の記事と一致する。大御神の御像代たる神鏡を、にも奉安したといふ古傳説が存したので、此鏡は國懸の大神と稱へる(其項下参照)。ヒノクマは檜隈の意で、此地の舊名であらう。

ヒノクマ(檜隈)の民使

原 ヒノサキ又はヒノマへと訓むは非。今ニチセンと稱へるが勿論古語ではない。  
雄略天皇の寵臣(紀)。身狹村主青と共に吳國に使したとある。檜隈は阿智使主が歸化したとき給はつた地で、民使は歸化人のカバネの一種であるから、博徳も東漢の一族と思はれる。姓氏録には檜前村

ヒノクマ(檜隈)の民使ハカトコ(博徳)

雄略天皇の寵臣(紀)。身狹村主青と共に吳國に使したとある。檜隈は阿智使主が歸化したとき給はつた地で、民使は歸化人のカバネの一種であるから、博徳も東漢の一族と思はれる。姓氏録には檜前村



主(漢高祖之後)及檜前忌寸(阿智王之後)の二姓をあげて居るのみであるが、正倉院文書に聖武朝山背國愛宕郡人檜前民使首志豆米賣といふ名が見えるから、民使又は民使首といふカバネを名乗るものがあつたことは疑がない。——タミのツカヒの項下参照。

ヒノクマ(檜隈)の舎人の造

天武十二年連に昇格(紀)。此の舎人部を設置せられたといふ記録はないが、檜隈(宣化)天皇の御名代として定められたのであらう。姓氏録によれば檜前舎人連は火明命十四世の孫波利那乃連公之後とある。ハリナノは尾張氏十四世針名根連のことであらうが、舊事紀同氏系譜には子孫をあげて居らぬ。

ヒノクマ(檜前)の舎人イハサキ(石前)

萬葉作家。武藏國那珂郡の上丁とある。

ヒノクマ(檜桐)のイホリヌ(廬入野)の宮

宣化天皇の宮號(紀)。イホリヌは廬野で地名であらう。

ヒノクマ(檜隈)のサカヒ(坂合)の陵

欽明天皇の御陵(紀)。坂合村大字平田にある。

ヒノクマ(檜隈)のタカタ(高田)の皇子

宣化天皇御即位前の御通稱(紀)。宮號を檜隈の廬入野の宮といひ、此地に居住せられたから名に負はれたので、高田も亦檜隈の一地點名であらう。

ヒノタタシ(日縦)、ヒノヨコシ(日横)

ヒノタテ、ヒノヨコとも訓み得るが、姑く舊訓に従ふ。原シはサ(方)の轉呼。

東西を日縦、南北を日横といふ(成務紀)。太陽の運行路を經とし之に直角をなす方向を緯と見たのであらう。

ヒのタテ(日經)、ヒのヨコ(日緯)

萬葉集一卷藤原宮御井の歌に香山即ち東方の山は日經の大御門に立ち、故火山即ち西方の山は日の緯の大御門に立つとある。上記成務紀の定義とは異り、經緯を東西に分けたのは不可解であるが、恐らくは言葉のあやで、一般に通用せられた呼稱ではあるまい。

ヒノハヤヒ(燖之速日)の命

天安河の誓の際スサノヲの命の左の足中から化生した神(紀一書、舊)。燖は借字で恐らくは上記燗ノ速日子命と同一神であらう(其項下参照)。後出のヒハヤヒ(燖速日)の神とは全然別神である。

此神名は記及紀の本文には見えず、スサノヲの命の誓によつて生まれた神が一柱多く(六男)なるわけであるが、必しも妄誕と見ることは出来ぬ。他の五神も本来異種族の祖神を一系に結びつけたのであるから(天津彦根命の項下参照)、更にヒ族即ちヒナ(夷)又はエミシ(蝦夷)を代表する神が加へられたことは不都合ではない。——ヒの項下を見よ——少くとも右の如き異傳が存したものと見るべきである。

ヒノヒメ(日之媛)

倭直吾子籠の妹(履中紀)。贖罪の爲め吾子籠が此女を采女として貰つたとある。雄略朝の宮嬪倭采女日媛とあると同人であらう。——ヒヒメの項を見よ。

ヒのマツリ(日祀)部

舊訓日祀はヒノマツリとある。

敏達天皇の御代に私部と共に設立せられた部名。——ヒマツリマの項下を見よ。

ヒノヤキハヤチ(火之夜藝速男)の神

ヤキは燖、ハヤは捷の意で、火の燖き捷ぶることを神格化したのであらう。

イザナミの神所生神の一(記)。火之炫毘古神とも火之迦具土神ともいふとある。母神は此子を産むときに陰部を燻かれて死なれたと傳へられて居る。

燖はヤキでヤギ(夜藝)と濁ることはないが、藝の字はアキ(安藝)の如く清音の假字にも用ひられるのである。

ヒノワカミヤ(日之少宮)

イザナギの命が永住にあてられた天上の宮宅(紀)。ワカ(少)は大に對する語で、日の宮は日の御門と同じく皇居を意味する。天照大御神の神殿を日の大宮とし、イザナギの命の宮を日の小宮とするといふ傳説があつたのであらう。

ヒバ(比波)の山

イザナミの神を葬つた地(記)。出雲と伯伎との國境とある。他書に見えぬ傳であり、且ヒバといふ地名も残つて居らぬので、種々の推定説があり、出雲國能美郡母里村附近、同國仁多郡比布山、備後國東蘇郡比和村(今比婆郡)と稱するのは近世此村名を取つて號けたのである)等が之に擬せられて居るが確證のないことである。要するに出雲と伯伎との境に葬つたといふ傳説があり、其陵墓のある山といふ意を以てヒワ(秀柳)と號したが、ヒバと轉音したのであらう。實在の地として之を物色することは無用の穿鑿といはねばならぬ。

ヒバス(比婆須、氷羽洲、日葉酢)比賣(媛)の命

垂仁天皇の皇后、丹波道主王の女(記、紀)。記によれば生母は丹波の河上の摩須の耶女といふとあるから、ヒバスはヒマスの音便で、ヒは秀の意の美稱であらう。——マスの耶女の項下参照。

ヒバスネ(日葉酢根)の命

上記ヒバス媛の命の一稱(紀)。ネは敬稱である。

ひはほそ [歌詞]

語原を詳にせぬが、ヒハはヒハヤカ(榮華物語)なども用ひられ、纖弱を意味する語で、口語のフハ(フハフハ、フハリなどいふ)も其轉呼であらう。ホソは細の義であるからヒハホソは纖細を意味する。

(倭建命の御歌) 久方の 天の香山 とかまに さわたるくび ヒハホソ たわや腕を まかむとは 吾はすれど(記)

ヒハヤヒ(燗速日、燖速日)の神



迦具土を斬つた刀の血から化生した神〔記、紀〕。火のやうに強烈であるといふ意で、劍の威力を神格化したのである。——スサノヲの命の誓によつて化生した上記ヒノハヤビ(煥速日)の命とは全然別義、別神である。

### ヒハラ(檜原)の山

經卷の檜原とも、檜原山とも稱へられる。卷向山の麓をいふ。

〔萬七〕なる神の音のみ聞きし卷向のヒハラの山を今日見つるかも

〔萬二〕まきむくの檜原に立てる春がすみおほにし思はどなづみけめやも

(同) 卷向の檜原もいまだ雲ぬれば小松がうれゆ沫雪ながら

### ヒバリ(雲雀、鶺鴒)〔鳥〕

和名抄に雲雀似雀而大、和名比波利、漢語抄云鶺鴒和名同とある。

箋註によれば雲雀(告天子)と鶺鴒とは全く異物であるといふことであるが、兩者ともにヒバリとよばれ、又ヒハ(金雀)といふ鳥名もある所

を見ると、ヒバリはヒハトリの約で、ヒハは上記ヒハホソの如く纖弱の意ではあるまいか。萬葉集の歌によれば春なく鳥で天にあがるものと

せられたらしいが、必しも告天子のことではないやうである。

〔女鳥玉の歌〕ヒバリは天にかける高行くや雉別雀取らされ〔記〕

〔萬九〕うらうらと照れる春日にヒバリあがり心かなしも獨しおも

へば

春日遅々鶺鴒止啼云々と註せられて居る。

〔萬三〕朝な朝ながるヒバリになりてしが都に行きて早やかへり

來む

(同) ヒバリあがる春邊とさやになりぬれば都も見えず霞たなびく

### ひはりとやあふりと〔歌詞〕

神樂早歌に「アフリトヤヒハリヒハリトヤアフリ」とある。ヒ

ハリは上記ヒハホソのヒハにリといふ活用語尾のついたもので、今の

語のフハリである。アフリは扇りの義。——アフリトヤヒハリの項下

参照。

### ヒヒコ(曾孫)

原ヒ(胤)コ(子)の疊頭語。——ヒ及ヒコの項下参照。

〔紀〕には曾孫をヒヒコと訓し、和名抄にも曾孫ハ孫之子、和名比比古と

ある。ヒコの原義は必しも二等親卑屬に限られず、廣く裔孫をいふに

も用ひられるから、ヒヒコも同じく本初は後胤の意であつたのであら

うが、和名抄のころには孫(ムマコ)又はヒヒコと訓してある)に對して曾

孫の呼稱に用ひられたのであらう。今では曾孫をヒヒコ(又はヒマゴ)と

稱へる。

〔ヒヒコは孫の子といふ意でヒヒヒコと重ねたのではなく、恐らくは

彦の意のヒヒコと區別する爲に疊頭したのであらう。

### ひひしなす〔歌詞〕

原ヒヒシはヒシ(菱)の疊頭語。——或はヒヒシが原語で、ヒシは其約

であるかも知れぬ。

〔古語〕では菱はヒヒシとも稱へられたのであらう。若し然りとせば後

記ヒヒラキと同一語原から出たものと思はれる。ヒヒシナスは「菱の

やうな」といふ意で、次句襟井の形容である。

〔應神天皇御製〕花實好し ヒヒシナス 襟井の わにさの士を〔記〕

### ヒヒメ(日媛)

雄略朝の宮嬪〔紀〕。倭采女とある。倭直吾子籠の妹日之媛と同人と思はれるから、ヒノヒメと稱へたのかも知れぬ。

### ヒヒラキ(比比羅木)

原ヒビ(劈)アル(有)キ(木)の約轉。

ヒビは皸狀に龜裂したことをいひ(皸、皸)、海苔を寄生せしめる爲め

海中に建てる小枝の多い柴をもヒビと稱へる。口ヒビク〔神武紀〕、ヒ

ビラクのヒビも同語で、ビリビリすることはいひ、ヒビキ(響)も其轉

義であらう。其故にヒヒラキの原義はギザギザのある木といふことで

あらねばならぬが、杠谷樹一名枸骨の葉は縁に針狀の鋸齒があるから、

ヒヒラギ(ヒイラギ)と呼ばれるやうになつたものと思はれる。

倭名抄及字鏡には黄芩及巴戟天をもヒヒラキとしてあるが、之は枸

骨とは全く別種のもので、白石は苦味を有するから口ヒビラク意によ

つて名付けたのであらうと説いて居る。

### ヒヒラキ(比々羅木)のソノハナマツミ(其花麻豆美)の神

大國主五世の孫多比理岐志麻流美神の配活玉前玉比賣神の父〔記〕。

ヒヒラキは花にかゝる枕詞。枸骨の花は芳香のあるものであるから、

觀賞せられたのであらう。ソノは出雲風土記に藺之長濱、藺松山など

ある神門郡の地名、ハナマは花間(地區)の意で、其地の名門なるが故

にソノハナマツ御身と呼ばれたのであらう。

### ヒヒラキ(比比羅木)のヤヒロホコ(八尋矛)

原ヤヒロはヤヒラ(八片)の轉呼。ヒヒラキの語原は前項に述べた通りである。

倭建命が東征の際給はつた矛〔記〕。此ヒヒラキは原義によりギザキ

ザのある木を意味するもので、其八片を穂にとりつけた矛をいふので

ある。今も南洋諸島では此種の矛を用ひて居る。

文武天皇大寶二年正月造宮職から杠谷樹長八尋なるを奉るとあり、

同年四月秦忌寸廣庭も亦杠谷樹八尋梓根を獻じたとある〔續紀〕。ヒヒ

ラキとしてはめづらしいものには相違はないが、其で矛を作り實用に

供したとは考へられぬことである。恐らくは其頃既に古傳説を正解し

得ず、八尋の杠谷樹は瑞祥と見られたのであらう。

### ヒヒル(蛾)

火鏡るといふ意。

和名抄に蛾ヒヒル蠶作二飛蟲也とある。燈火に集つて火を煽るから

名を負はせたのであらう。

〔萬三〕沖の藻を 枕となして 蛾葉の 衣谷着すに〔三三三〕

舊訓に蛾葉衣の三字カハノキヤとし、古義は衣の字を下の句につけ

てアキツハと改めたけれども、其は蛾を蜻の誤寫としての訓で、新訓

にヒムシハとあると可とする。仁徳紀の歌にも夏虫のヒムシの衣

とある。——蛾の羽の意であらう。さりながらヒムシハといふよりも

ヒヒルの方が口調がよいやうにおもふ。

### ヒフリ(日觸)、ヒフレ(比布禮)〔人〕



**原** フレはフリの轉呼。  
**釋** ヒは靈能を意味する原語で、之を賦與せられたものをヒフリといひ、轉じてハフリとも稱へた。——フリを降臨の意に用ひることはミタマフリなどいふ例にもある。——ヒ、ハフリ、ミタマフリの項下參照。  
**釋** 後記比布禮能意富美(日觸使主)の外に、仁賢紀にも和珥臣日觸といふ名が見える。各其項下に述べるやうに此人達は神職であつたやうであるから、神と接觸して神意をうける力、即ち凡人の有せぬ靈能を賦與せられて居るといふ意味でヒフリ(ヒフレ)と稱へたのであらう。

**ヒフレ(比布禮、日觸)の意富美(使主)**

**原** オホミはオホ(大)イミ(忌)の約。  
**釋** 應神天皇の妃宮主矢河枝比賣(又は宅媛)及チナベの郎女(媛)の父(記、紀)。記には丸邇のヒフレのオホミとあり、紀には和珥臣の祖とある。オホミは大忌即ち大司祭の義で(使主は借字)、大身の意の臣とは別語であるから、ワニベ(和爾部、丸部)の臣の外に別に丸邇(和珥)の大忌といふ神職の門閥があつたとせねばならぬ。——ワニのオミの項下參照——其女を宮主といふのも神宮に奉仕するからであらう。ヒフリ(ヒフレ)は此職の人には最も適はしい名である。

**ヒヘキ(日奉)の造**

**訓** 釋紀に日奉をヒヘキと訓してある。  
**原** ヒ(日又は火)ホギ(祝)の轉呼。  
**釋** 財日奉造(天武紀)、池田日奉部(續紀、萬葉)、佐伯日奉部(姓氏錄)の如き稱呼がある。ヒヘキとも稱へたのであらうが、ヒマツリ(日祀)と同義である事はいふまでもない。財、佐伯、池田等は區別稱呼である。

——タカラのヒヘキ及ヒマツリの項下參照。  
**釋** ヒヘキといふ訓によつて日置部と混同するものがあるが、部の成立を異にするのみならず、假に日置をヘキと稱へるのが正訓であるとしても、ヘキとヒヘキを同一語とすることは出来ぬ。

**ヒホコ(日矛)**

**原** ハ(双)ホコ(矛)の轉呼。  
**釋** 天香山の金で作つた矛(神代紀)。ハ(双)をヒとも稱へるのはタチヒ(立氷)、マサヒ(眞鍮)等例の多いことである。——各其項下參照。

**ヒホコ(日矛、日槍、槍槍)「入」**

**釋** 日秀子の意。  
**釋** 天のヒホコ(其項下を見よ)の外に、筑前風土記(釋紀所引)に怡土縣主五十迹手が仲哀天皇の御下間に對して高麗國意呂山自天降來日梓の裔と名乗つたとある。八千矛神のホコも之と同語で、上古ヒコ(彦)と同様に用ひられたものと思はれる。  
**釋** 契丹の神祖は遼東の醫無呂山に降つた天神であるといふ傳説がある(日韓正宗遼源)。こゝに意呂山に天降した日矛とあるのは恐らくは之をいふのであらう。

**ヒマサキリ(比滿佐伎理)**

**訓** 釋紀に滿の字を瀾とかいてある。ヒマサキリと訓むのであらう。  
**釋** 天武紀四年の詔に九月三十日以前に比滿沙伎理梁を置くなとある。ヒマ(ミ)サキリ梁といふヤナの一種か、又はヒマ(ミ)サキリとヤナとの意が判明せず、語義も亦詳にし得ぬが、漁具を意味することは疑が

ない。通證に遮<sup>ヒマ</sup>之義と説いたが、サヘキリ(遮)をサギリと約した例はない。ヒマサは和名抄に籠<sup>ヒマ</sup>語抄<sup>ヒマ</sup>比<sup>ヒマ</sup>之以<sup>ヒマ</sup>鐵<sup>ヒマ</sup>施<sup>ヒマ</sup>棹<sup>ヒマ</sup>頭<sup>ヒマ</sup>一因<sup>ヒマ</sup>以<sup>ヒマ</sup>取<sup>ヒマ</sup>魚也とあるロシと關係があるやうに思はれる。

**ヒマツリ(日祀、日奉)部**

**釋** 日(又は火)の祭をする部民といふ意であらう。  
**釋** 敏達天皇の六年に詔置三日祀部、私部とある。日は假字で火のことでもあり得るが、日、火同原の語から出たものであるから、信仰對象としても同一視せられたと見て差支はあるまい。ヒを祭ることは此時に始まつたのではあるまいが、宮中に於ても此祭を行はれるやうになつたので、其に奉仕する部民を定められたのであらう。——私部(即ち後宮奉仕部民)と同列に記されたことによつても其と推定せられる。  
**釋** 日祀はまた日奉とかき、ヒヘキとも稱へられたらしく、天武紀の財日奉造は釋紀にヒヘキと訓してある。續紀詔四八に肥後國葦北郡の人日奉部廣主賣といふ名が見え、其他萬葉集に海上の國造他田の日奉直(他田は池田の誤か)、續紀及三代實錄に同じく海上國造池田の日奉直とあり、姓氏錄には日奉連(左京神別)及佐伯日奉造(右京蕃別)をあげて居る。——ヒヘキ及タカラのヒヘキの項下參照。

**ヒミ(比美)の江**

**釋** 越中國水見郡水見町。古の布勢の海(今の十二所湯)の湖邊の地であるから、恐らくは其湖から海に通ずる江をいふのであらう。  
**出** (萬一七)つなしとる ヒミの江すきて【E011】

**ヒムカ(日向)**

**釋** 筑紫の一部分。舊事紀國土生成神話には筑紫四面中の一とし、一名を豐久志比泥別といふとある。——肥國の一名建日向日豐久志比泥別(記)の異傳であらう——九州東海岸を後世日向國と名つけたので、之と區別する爲に多くは筑紫之日向と記されて居る。橘の小門のアハキが原、高千穂のクシフル峯(記)、可愛の山陵(紀)等が其で、所在は明示せられて居らぬが、南部地方即ち今の大隅、薩摩方面をいふもの、やうである。ヒムカといふ語は日向の意にも火向の義にも解せられるが、筑紫のヒムカは恐らくは後者を意味し、霧島、櫻島等の火山に向つた地といふ意であつたのであらう。東岸の日向が日に向ふといふ意を以て命名せられたことはヒウガの項下に述べた通りである。此兩者を混同した爲にいろ／＼の疑惑を生じたのであるが、注意して古書をよむと極めて明白に區別せられて居るのである。

**ヒムカ(日向)の君**

**釋** 景行天皇の御子草木命の後(舊)。此皇子の名は他書には見えぬから恐らくは日向國造の祖豐國別(記、紀、國造本義)を誤り傳へたのであらう。此日向がヒッカの國の意なることはいふまでもない。

**ヒムカ(日向)の國造**

**釋** 景行天皇の皇子豐國別の後(記、紀)。國造本義には應神朝豐國別皇子三世の孫老男が任命せられたとある。

**ヒムカ(日向)のアナホ(穴穗)の別**

**釋** 景行天皇の皇子熊忍津彦の後(舊)。アナホは日向の地名であらうが所在を詳にせぬ。



ヒムカ(日向)のイツミ(泉)のナガ(長)比賣(媛)

釋 應神天皇の妃(紀、紀)。イツミは地名であらうが、所在を詳にせぬ。其所生の皇子は大ハエ、小ハエといふ所を見ると、或はハエヒト(隼人)の女で、後の薩摩國出水郡(和名抄)の出身であつたかも知れぬ。

ヒムカ(日向)のカミナガ(髮長)媛

釋 仁徳天皇の妃(紀、紀)。日向の諸縣君牛諸井(牛諸)の女とある。應神朝國色の聞え高きが故に後宮に召されたが、大ササギの命が父天皇に乞うて妃とせられた。カミナガは長髮の意とも解せられるが、景行天皇の妃にも髮長大田根といふものがある所を見ると、或は地名又は氏族名で別の意味であつたかも知れぬ。

ヒムカ(日向)のカミナガオホタネ(髮長大田根)

訓 集解には古本によつて「媛」の字を補うてある。  
釋 景行天皇の妃(紀、紀)。カミナガは上記の如く地名又は氏族名で、オホタネは和名抄日向國諸縣郡大田とある地、ネは敬稱であらう。

ヒムカ(日向)のカムトミ(賀牟度美)の良姫

原 良の字を上につけてカムトミヲ姫を訓したものがあつたが、義か通ぜぬから、良姫は郎姫の意としてイラツメと訓むべきであらう。  
釋 阿田都久志尼命の配(舊)。——アタツクシネの命は天日方奇日方命の一名とあるが、大和の貴族が此時代に日向の女を娶つたとは思はれぬから、大田田禰古命の父系と母系との六世の祖を混同して、同一人としたものと思はれる。——カムトミは地名、或はトミが地名で、カ

ムは神吾田津姫の如く美稱として用ひられたのかも知れぬ。

ヒムカ(日向)のソツヒコ(襲津彦)の皇子

釋 景行天皇の皇子、生母は日向の髮長大田禰(紀)。阿牟君の始祖とある。ソツヒコは襲の國の貴人といふ意か、若くは葛木のソツ彦の如くサツの轉で、善射の意を以て名を得られたのであらう。

ヒムカ(日向)のミハカシ(美波迦斯、御刀)毗賣(媛)

釋 景行天皇の妃(紀、紀)。豐國別皇子の生母とある。名の所由不明。

ヒムカ(日向)のムラガタ(諸縣)の君

釋 景行天皇の皇子豐國別命の後(舊)。上記國造と同家であらう。

ヒムガシ(東)——ヒガシの項下を見よ。

釋 ヒガシをヒムカシといふのは南をミムナミといふと同じく一種の音便である。

ヒムシ(蛾)

釋 火虫の意。ヒセルと同じく火光の下に集るが故に名を負はせたのであらう。——ヒセルの項下参照。

出 (磐之媛皇后の御歌) 夏虫のヒムシの衣二重きてかくみやりに豈よくもあらず(紀)

釋 此ヒムシの衣は蛾の鱗翅の二重なることに譬へたので、天皇が八田皇女を並べて見むと仰せられたに對する非難である。

出 記に少名毘古名が皮衣として着用して居たとある鵝を蛾の誤として

ヒムシと訓したのは従はれぬ。鵝はガと訓むべきことは其項下に述べた通りである。

ヒムラ(日村)のヲハリ(尾治)の連

釋 尾治連の一支(舊)。第十六世弟鹿連の裔とある。日村は地名であらうが、所在は判明せぬ。

ヒメ(比賣、姫、媛)——ヒコ、ヒメの項を見よ。

釋 日本紀には姫と媛とを區別して用ひた。即ち神及皇族には姫の字を用ひ、其外には媛の字をあてることを例とした。

ヒメ(女)島

訓 メシマとも訓み得るが、舊事紀に姫島と記されて居るから、日女の目を脱したか又は女一字をヒメと訓ませたのであらう。

釋 イザナギ、イザナミ二神所生諸島の二(記)。一名を天一根といふところ。小豆島(播磨)及大島(周防か)と知訶島(五島)の中間に序してあるから、西國の一島であらう。人の居住した相當に大きい島なるが故に六島中に收められたと思はれるから、若し現存地名を以て之にあてるとすれば、豊後水道の姫島が最も眞に近いやうである。

ヒメ(日女、彌賣)島

訓 彌賣島蓋姫島也と訓註してある。

釋 仁徳天皇が鷹の卵を御覽になつた地(記)。欽明朝達率日羅を暗殺した百濟官人を誅して其屍を棄てた(紀)とあるのも此地であらう。姫島の松原として知られた(次項参照)。攝津國西成郡神島村(今大阪市西

淀川區神島町)のことで、古は島であつたものと思はれる。

ヒメ(媛、比賣)島の松原

釋 上記のヒメ島の松原で安閑朝牛を放牧せられたとある。攝津風土記(萬葉鈔所引)によれば、應神朝新羅國から夫を棄てて遁げて來た女神があつて、暫く筑紫の伊波比乃比賣島といふ所に住んだが、尙遺跡をおそれて此地に來住し、先住地の名をとつて姫島と號けたとある。萬葉集二十卷に姫島の松原で女人の屍を見て之を悲しむ歌として次の一首がある。

妹が名は千代に流れむ姫島の小松がうれにこけむすまでに

釋 風土記の記事は日本紀のツマガアラシトの妻が難波に連れて來てヒメコソの社の神となつたといふ話と甚よく似て居る。恐らくは同一傳説が二様に傳へられたのであらう。

ヒメ(日女)の命

釋 尾張氏第九世弟彦命の妹(舊)。

出 八世倭得玉彦には女子があつたと記されて居らぬ。——淡海の谷上刀俣の所生一男を延佳本に一男一女と改めたのは早計である——單にヒメといふ名も有り得べからざることであるから、脱字があつたのではあるまいか。或は尾張の海人族の女で、弟彦の配となり第十世淡夜別を生んだのであるかも知れぬ。舊事紀尾張氏系譜中、第九世以下は大和から尾張に移住した一支流に關するものであるから、嫡統以外の人の世次については信を置きがたい點がある。恐らくは大和の尾張氏(葛木族)没落後、其族員中名の聞えたものを盡く第九、第十世に列れたのであらう。



### ヒメカアラ(比米加夫良)

原 ヒメはヒビの轉呼か。  
 響鑄の義であらう。  
 出 (萬一) 梓弓 八つ手挟み ヒメカアラ 八つたばさみ(三八五)  
 宣長は樋目カアラと解き、ヤツメカアラに對する語で、目が樋状をなすものというたが、ミツをヒといふのは後世のことで、ヒメ(樋目)といふ古語が有り得たとは思はれず、其やうな筋が存したといふ證據も耳にせぬ。

### ヒメコ(比咩古)の命

物部氏八世膳宿禰の妻の一人(舊)。市師宿禰の祖父太足尼の女とある。

### ヒメコソ(姫社)の郷

後記のヒメコソの社の項下を見よ。  
 肥前國基肄郡の地名(風)。——和名抄にも見える。今三養基郡基里村に姫方といふ地があるのは其訛であらう。——姫社の社があるので郷名となつたとある。

### ヒメゴソ(比賣語會、比賣基會、姫社)の社

原 コソはカ(神)ス(栖)の轉呼か。  
 コソは社の意の古語で、——コソにも社部といふ字をあてる(其項下参照)——姫社の社といふ意を以てヒメコソと稱へたのである。其故にヒメコソの社というては重複の嫌があるが、コソといふ語が夙に

廢用になり、ヒメコソが神名と目せられたので、コソと社とを重ねて用ゐることを恠しとしなかつたのであらう。

外來女神の名。ツメガアラシトの妻(紀)、又は天日矛の妻(紀)、又は織女神(肥前風土記)と稱せられ、難波(紀)、豐前(紀)、肥前國基肄郡及筑後國御原郡(風)に存した。右の中神名帳にあるものは攝津東生郡の比賣許會社の社のみで、延喜四時祭式及臨時祭式には下照比賣社或號比賣許會社、比賣許會神社亦號三下照比賣とある。記には祭神の名を阿加流比賣といふとあるが、神名帳によれば赤留比賣命神社は住吉郡にあつてヒメコソとは別社である。肥前風土記には筑前國宗像郡の人珂是古(桂子の意)の夢に臥機(綵架)となつてあらはれ、同人を壓へて驚かしたとあり、又珂是古は幡(布の意)を捧げて「神が誠に自分の祭祀を欲するならば此布が風のまにまに神の所在地に落ちよ」と祈つたとある。

攝津のヒメコソの遺跡は不明であるが、基肄郡の姫社は今三養基郡姫方村幡姫社といひ、御原郡のものは今三井郡小郡村大崎にある岩船神社が其であらうといはれる。豐前のヒメコソの社は今も姫島に現存するといふことである。

右の諸説を綜合すると、ヒメコソは韓地から來朝した織女を祭祀したもので、之をアカル姫又は下照姫といふのもアカルタへ(明布、テルタへ(照布)によそへたものらしく、韓地の人なるが故にツメガアラシト又は天日矛に附會したのであらう。

### ヒメタタライスケヨリヒメ(比賣多多良伊須氣余理比賣)の命

タタラはトタリ(富足)の轉呼、イスケはユ(齋)、スカ(清)の音便であられぬことである。案するにアソビは樂の意の古語で、ヒメアソビは神樂をいひ、天皇が祭祀に御留意の餘り、叛逆の企のあるのを御承知がないことを諷しまゐらせたのであらう。

### ヒメタ(比賣陀)の君

日子坐王(開化皇子)の子菟上王の裔(記)。ヒメタは地名であらうが所在を詳にせぬ。宣長は神名帳に近江國伊香郡賣比多神社(比賣多とした本もある)とある地と推定した(記傳)。語義は姫田即ち貴女の所有地とも解せらる。記に履中朝、比賣陀君に賜姓謂比賣陀之君とあるのは嫡庶が不明になつたので決定せられたことをいふのであらう。允恭天皇の御代にクガタチ(盟神探湯)をして氏姓を正されたのも此やうな事情が重なつた爲と思はれる。

### ヒメチ(日女道)の丘

ヒメ(姫)チ(主)の義で、女神又は女君を意味し、ヒコチに對する語である。——ヒコチの項下参照。  
 播磨國飾磨郡枚野里の地名(風)。こゝに日女道丘神といふ女神が居たとある(次項参照)。現在の姫路市は此丘の名を負つたのであらう。  
 播磨風土記(谷森本)飾磨郡伊和里の條下に大汝命難船のとき蠶子の落ちた地を日女道丘といふとあるは異記で、郷名の見出しに於て明なるが如く日子道丘であらねばならぬ。——ヒコチの丘の項下参照。

### ヒメチ(日女道)の丘の神

上記ヒメチの丘の神(播風)。大汝少子日根神と期會したとあるから女神であらうが、由緒を詳にせぬ。

神武天皇の皇后(記)。ホドタタラと稱へたのをホド(陰)といふ語を思んで後に改めたと註記せられて居るが、紀にも後記の如くヒメタタラ五十鈴姫の命とあるから、必しも改稱ではあるまい。ヒメタタラはタタラ姫と同義、富足の貴女といふことで、イスケは原文にイスキ(逡巡)の約轉であるかのやうに説明せられて居るのは附會の俗説で神の依姫であつたので、齋清(イスケ)依姫とよばれたものであらねばならぬ。——ホトタタライスケヨリヒメの項下参照。

### ヒメタタライスケヒメ(姫踏躡五十鈴姫)の命

神武天皇の皇后(記)。事代主神又は大三輪神の女とある。其母三島溝檜姫又は玉櫛媛が神胎を宿して生んだ子と傳へて居るのである。ヒメタタラは上記の如く富足姫の意で、イスケは神聖の貴女の義であるが、此皇后御一人の名ではなく、綏靖天皇の皇后も亦五十鈴依媛命といふとあるから、神に奉仕する女性の故を以て此名を負はれたのであらう。

### ひめなすびすも [歌詞]

ヒメ(神秘)ノ(助語)アソビ(樂)の約であらう。  
 カミアソビ(神樂)と同義、又は其一種をいふものと思はれる。  
 (和珮坂の少女の歌) 御間城 入彦はや 戸がなを 死せむと ぬすま くらに ヒメナスビスモ(崇神紀)  
 釋紀に私記曰、不知三弑逆之謀、爲見女之遊、今案比比奈遊也とあるが、兒女之遊の意ならばメノコアソビといふべきで、ヒメ(姫)といふ敬語を用ひる筈もなく、且崇神天皇の時代に難遊が行はれたとは考へ



ヒメヤ(氷目矢、茹矢)

茹としたのは茹の誤で、茹はハムといふ意味の字である。記傳にはヤをハメと訓してあるが、次句に打立其木とあると重複するから、茹矢は氷目矢と同語を二様にかけたものと見るべきである。

原 ハメ(ハメセの意の古語)エ(柄)の轉呼。

釋 ハメセ(令ノ喰)ル柄といふ意を以てハメヤ(ヒメヤ)と稱へたのであらう。ヤ(矢)の原義もまたエ(柄)で、彈弓に短い棒をかふことを今でもヤをハメセルとひ、楔もまたヤと稱へられるのである。

出(記)出雲神話)茹矢ヲ打立其木、令ノ入ニ其中、即打ニ離其氷目矢ニ而擣殺也

ヒモ(紐)(衿)

原 ヒメ(秘)ヲ(緒)の約。ヒメは靈能の意のヒの活用形である(其項下を見よ)。

釋 上代人は神秘の意義を有する緒を身に佩びて之をヒモと稱へたやうである。確證はないが、恐らくは護りの一種であらう。——今でもアイヌ婦人はボンクツと稱へて肌身につけて居る——此ヒメヲは配偶者の外には手を觸れしめなかつたやうで垂仁天皇と佐保姫との問答及萬葉集の古歌が之を證する。後世帯の細いものは皆ヒモと稱へるやうになつたけれども、古語では其場合單にヲ(緒)というてヒモとはいはなかつた。上衣の衽をあはせる衿帶(和名抄にヒキオヒと訓してある)も亦ヒモであつた。之をエリと訓むのは誤である(日本古俗誌)。

ヒモカカミ(紐鏡)

原 ヒメ(秘)、カカミ(鏡)の轉呼。

釋 秘鏡の意で靈能のある鏡といふことであらう。古鏡には背面に紐座があつて紐を通してあるので、ヒモ(紐)のついた鏡の意と解するのが通説であるが、ヒモといふ語が紐の意に用ひられるやうになつたのは寧ろ後世の事であるから、其意味ならばヲ(緒)カカミといふべきである。——ヲ鈴、玉のヲといふ語例はあるが、ヒモス、玉のヒモといふたことはない。

ヒモカカミ(紐鏡) [枕]

釋 ノトカの枕詞。例

(萬二) ヒモカカミ能登香の山の誰故に君來ませるに紐とかすれむ

(三四四)

ノトカの山はナトキ(英解)にいひかけたもので、紐をナトキと鏡をノスキ(靚)とに二重にいひかけたのであらう。

出 此歌の第二句は「ノトカ(英解)の山のやうに」といふ意であるから、ヤマノと訓まればならぬ。——ヤマハと訓するは非。——又「タガ故」は何故と同義である。

ヒモカタナ(紐小刀)

原 ヒメ(秘)、カタナ(小刀)の轉。

釋 秘刀即ち懐劍の意である。カタナの項ト参照。天のウズメの命、火遠理命及沙木昆賣等が携帶せられたとある(記)。紀には後の場合七首といふ字をあて、ヒモカタナと訓してある。いづれも懐劍とすればよく意が通ずる。

出 記の紐小刀といふ字に捉はれて紐をつけた小刀と解するのは従はれ

ぬ。其義ならばヒモ太刀、ヒモ劍といふ語があつて然るべきであるが、太刀の緒、記神代卷、播風」とはいふが、太刀(劍)のヒモとはいはぬ。

ヒモロキ(神籬)(胙)

原 ヒモロキはヒメ、アルの轉呼。

釋 ヒモロキといふ語は天津神籬の如く祭場を表示することの外に、天日槍が將來した熊のヒモロキといふものがある。稍後代の語かもしれぬが、神饌の餘肉即ち胙をもヒモロキと稱へる。ヒモロキは三者に共通で神秘の意であるが、キは城、木及食、キは其音便)の意がある。ヒモロ城は磐境と同じく神境、ヒモロ木は護符の木、ヒモロケは神饌をいふのであらう。

出(萬二) 神なびにヒモロギ立て、いはへども人のこゝろは守りあへぬもの

出 從來秀室木、柴室木とし、賢木を以て神境を繞らす意としたのは第二、第三には通用せぬ説明である。

ヒヤ(比也)山、ヒヤ(比也)野

釋 播磨國多賀郡の地名(風)。應神天皇御狩の時、一鹿が比々とないたので、此山、野をヒヤと名づけたと説明せられて居る。賀古郡日岡の條下にも之に類した傳説があるから、鹿がヒヒと鳴いたといふ民譚が此國には普及して居たものと思はれるが、眞實の所由とは考へられぬ。此地は今比延村と稱へる。

ひやうさいとさい [歌詞]

釋 催馬樂「大芹」に「むしかめのとう 犀角の采 ヒヤウサイトサイリ

やうめん かすめうけたる きりとほし かな目ばんき」とある。守部は平養、投養と釋した。次の句は「兩面掠め浮けたる切通し金目盤木」の意で、盤の兩面をかすかに浮かせ、筋目を切り通して金屬を嵌めた盤木といふことであらう。

ヒラ(平)

原 ヒはハ(葉)の轉呼、ラは接尾語。

釋 語義は平、扁で、ヒラキ(開)、ヒロ(廣)、ヒロシ(廣シ)、ヒレ(鱗)等の諸語を派成した。

ヒラ(平、枚)の浦

釋 齊明紀五年天皇近江の平浦に行幸せられたとある。滋賀郡比良里の浦で、今木戸、小松二村に分屬し、比良川の流れて居る地である。萬葉集十一卷に

中々に君にこひすばヒラの浦の海人ならまし玉藻かりつ、とあるのも此地であらう。

ヒラ(平)坂

釋 大彦命が北陸に發向の途次經由した山城の地點(紀別傳)。記には幣羅坂とあり、今の木津町市坂を上古ヘラサカと稱へたといふことである。ヒラ、ヘラいづれがもとであるか不明である。

ヒラ(平)山

釋 近江國比良山。

出(萬九) ささなみのヒラ山風の海吹けば釣する海人の袂かへる見ゆ



ヒライシ(平石)野

大和の地名。天武紀に龍田口に向うた坂本臣等の軍が此野に次り、近江軍が高安の城にあると聞いて登臨したとある。所在は不明であるが、高安と龍田との中間にあらねばならぬ。

ヒラカ(平盆、毘良迦)

原カはケ(笥)の轉呼。

義平笥、即ち皿の類をいふ。

記(國讓)天八十毘良迦

(神武紀)天平瓮八十枚

ヒラカス(開別)皇子

開別の二字をヒラカスと訓むべきことはアメのミコトヒラカス天皇の項下に述べた通りである。

天智開別(天智)天皇の略稱(紀)。舒明紀に東宮開別皇子御年十六で天皇の誅を述べられたとあるが、立太子の記事もなく、又太子をさし措いて母后が即位せられた理由も説明せられて居らぬ。恐らくは後の尊號を前にめぐらして記したのであらう。

ヒラカタ(枚方)〔地〕

ヒラは平靜を意味し、カタは原義により舟行路の意に用ひられたのであらう。

河内國茨田郡(今北河内郡)の地名、今も河流の要津である。(續體紀)ヒラカタウ 笛吹き渡る 近江のや けなのわく子い 笛

吹きわたる

ヒラカタ(枚方)の里

播磨國揖保郡の地名(風)。河内の枚方の漢人が移住したから此名を移したとある。

ヒラツ(平津)の驛家

常陸國那賀郡の驛家(風)。和名抄には擧げられて居らぬが、今下大野村大字平戸とある地が之にあたるやうである。

ヒラデ(比羅傳、葉盤)

葉盤此云毗羅耐と訓註してある。

テは事、物を意味するトと同語で、平なものと云ふ意を以てヒラテと稱へ、木皿の如きものをいふに用ひられた。

大和の弟磯城は神武天皇の御使なる頭八咫鳥に食物を葉盤八枚に盛つて饗したとあり(紀)、神功皇后の御渡海に箸とヒラテを多く作つて大海に散したまへと三筒男神が教へまらせたとある(記)。葉盤に對して葉碗をクボテといふ所を見ると(大嘗祭式)、上古葉を以て製した名殘とおもはれる。——カシハテの項下参照。

ヒラヌ(枚野)の里

平野の意であらう。

播磨國飾磨郡及美囊郡の地名(風)。和名抄にも平野郷としてあげてある。前者は今の城北村附近、後地は今の久留美村のことであらう。名の所由として美囊郡の枚野は因體爲名とあるが、飾磨郡の枚野に

ついで昔小野であつたから號けたとある。説明が不充分であるが、ナ野は荒野に對するよき野といふことであらう。

ヒラノ(平野)の神社

延喜式に葛野郡平野祭神四社とあり、現在官幣大社に列せられて居る。同式四時祭の項には、此社の下に今木神、久度神、古關神、相殿比賣神と分註せられ、平野祭の祝詞には今木、久度、古關三ヶ所より勸請した由が記されて居る。今木神は桓武天皇生母高野氏の氏神、古關(又は古關)は同外祖母大枝氏の氏神であるから、相殿比賣神は高野皇太后諡號天高知日之子姫尊であらう。久度神の所縁は不明であるが、天皇が特に崇信せられた神であつたらしい。——イマキ、ケド、フルサキの項下参照。

ヒラビ(褶)

原ヒラミの音便。

推古天皇十一年諸王諸臣に命じて俵著(褶)とあり、褶はヒラビと訓してある。令義解によれば褶は所ミ以加三袴上、故俗云三袴褶一也とあつてウハ裳のことである。されば和名抄にも褶を宇波美(下總本宇波毛)と訓し、伊呂波字類抄にもウハモとある。——ウハモ、ウハミは通音、之をヒラミといふことは播磨風土記(美里郡比治里比良美村の條下)に大神の褶落(於此村)故曰三褶村とあるによつても明である。ヒラはヒレ(領巾)と通ずる語で、布片を意味する。即ちウハ裳にはヒレ状の布片を用ひたので、之をヒラモ(ヒラミ)と稱したのである。之によつて褶をヒレとも稱へ、播磨風土記(賀古郡の條下)に褶墓を比禮墓とも記し、肥前風土記にもヒレフリ山を褶振峯とかいて居る。中世の語に褶

をシヒラと稱へたのも此ヒラから出たものと思はれる。天武天皇の十一年に褶をつけることを禁せられたのは上衣の制式が變つて來たからであらう。

ヒラフ(比羅夫)〔人〕

紀に大伴(毘羅夫)連、巨勢臣比良夫、額田部連比羅夫、阿曇(山背)連比羅夫、倭漢(荒田井)直比羅夫、阿倍引田臣比羅夫等數多く見える人名で、宣長は後記ヒラフ具を名に負うたのであらうといふが(記傳)、カタフといふ人名あり(其項下を見よ)。——北史には額田部の連ヒラフを大禮哥多毗と記してある——シヨブ、アラカビ、ハスビ等の如く、フ、ビといふ語尾を有する人名が少くない所を見ると、恐らくはム、ミの轉呼で、身の意、又は御身の約)から出たのであらう。其は恰もマレ(稀)の意のマロ(麻呂)が男子の通稱に用ひられるやうになつたのと軌を一にするものである。ヒラが平の意であることは勿論である。

ヒラフ(比良夫)貝

原ヒラ(平)ミ(肉)の音便。

ミは身の意であるが、特に魚介の肉をミと稱へるから、ヒラミ(ヒラフ)は肉の平な貝といふ意になる。

援田毘古神が伊勢の阿邪河で漁した時此貝に手を咬はれたとあるが(記)、其以外に用例がなく、和名抄にもあげられて居らぬ所を見ると種名として用ひられたのでなく、一般的の稱呼であらう。

ヒラミ(比良美)村

播磨國美粟郡の地名(風)。大神の褶が落ちたから(ヒラミ)といふたのを



後にヒラミと訛つたとある。——ヒラビの項下参照。

ヒリヒ(拾、掇)〔動〕

原 ヒリはホリ(欲)の轉呼か。ヒは活用語尾。——ホリの項下を見よ。  
義 欲しと思つてする行爲といふ意から、拾の義を生じたのであらう。  
——ヒロヒと轉呼して用ひられる。

釋 後世専らヒロヒといふが、古語はヒリヒであつたらしく、萬葉集にも「沖つ白波比利比てゆかな」「卷二五」沖つしら波比利敵れど」「同卷」家つどに貝ぞ比里弊流」卷三の如く假字書した例がある。

ヒル(蒜)

釋 和名抄に唐韻を引いて蒜董菜也、和名比流とあり、ヌビル(應神紀)、オホヒル、コヒル、メヒル、ヒトツヒル、ネヒル等の稱呼があるが、恐らくはヒユ(寬)と同語であらう。韓語では寬を引号といひ、其活用語はヒルと稱へたのであらう。蒜とかいてニラともヒルともいふのは此故である。

ヒルコ(蛭兒、水蛭子)〔人〕

釋 ヒルは大日靈貴のヒルと同じく日即ち太陽の意。——蛭又は水蛭は借字である。

釋 イザナギの命の兒(記、紀)。不祥の子として舟に載せて流し棄てられたとある。之を子の列に加へなかつたとあるのは故あつて其子孫が傳はらなかつたことを意味するのであらう。

釋 紀の傳説に雖三已三歳脚猶不立とあり、水蛭又は蛭の字が用ひられ

て居ることを根據として、不具の子なるが故に名を蛭兒と負うたとする舊説の妄なることは既に先學が論破した通りである。ヒルコ(日子)といふめでたい名を興へられたにも拘はらず、其終を完うしなかつたので、不祥の兒、又は不具の兒といふ傳説を生んだので、若し實在の人であつたとすればスサノハの命によつて滅されたものと了解すべきであらう。

ヒレ(領巾、肩巾)(鱧)

原 ヒラ(平)の轉呼。

釋 扁平なるもの即ちひらひらするものをヒレと稱へる。領又は肩にかける布片をヒレといひ、魚の鱧をヒレといふのも同意から出たものである。

釋 天武紀に肩巾此云比例とあり、和名抄に領巾婦人項上飾也、日本紀私書云比禮とある。縫殿式年中御服中宮料に領巾四條料紗三丈六尺とあり、大神宮儀式帳にも生絹の御比禮八端長各五尺弘二幅とあつて、薄絹のシヨールのやうなものを専ら指稱するやうになつたが、古語のヒレは決して之に限らず、上記の如く褶をもヒレと稱へた。有名な松浦佐用媛が振つたといふヒレもハンカチーフ様のものであつたかも知れぬ。

釋 (欽明紀)から國の城の上に立ちて大葉子がヒレ振らすも大和へむ

きて

ヒレ(比禮)

釋 上記ヒレ(布片)の轉義で護り札やうのものをいふ。

ヒレハカ(比禮墓、褶墓)

釋 播磨國賀古郡日岡の古墳(風)。景行天皇の皇后印南の別嬪の匣と褶とを葬つたが故にヒレ墓と名づけたとある。

釋 比禮墓と假字書してあるが、褶は或はヒラミの假字でヒラミハカ(平御墓)と稱する古墳があつたので、別嬪に附會した民譚が生まれたのであ

ヒレフリ(巾振)の野

釋 萬葉集七卷に見渡せば近き里みなたもとほり今ぞ我くれヒレフリの野にとある。ヒレフリ野は地名であらうが、所在を詳にせぬ。誰かが領巾を振つて別を惜しんだといふやうな口碑のある地であらう。

ヒロ(廣)(尋)

原 ヒラ(平)の轉音。

釋 ヒラ(平)の意から轉じて「廣」の義となり、ヒロガ、ヒロガリとも活用せられる。両手を擴げた長さをもヒロ(尋)と稱へて丈量單位に用ひられた。例

八尋殿、千尋撈繩  
支那の尺度の制が輸入せられるまでは我國では専らツカ(拳の長)、タ(手の長さ)、ヒロ(尋)を丈量に用ひたもの、やうである。

ヒロ(廣)媛

釋 繼體天皇の妃(紀)。同名の二妃がある。一は坂田の大跨王の女で、記に黒比賣とあるにあたり、一は根王の女で記には之をあげて居らぬ。

釋 大國主神が試練に遭つた時其妃スセリ姫が蛇のヒレ、蜈蚣のヒレ、蜂のヒレを與へて其難を救つたとあり(記)、饒速日命の瑞寶十種中にも蛇のヒレ、蜂のヒレ、品々のヒレをあげ(舊)、天日矛將來の神寶中には浪ふるヒレ、浪切るヒレがある。此等は皆護符をいふので、今の御札である。上代に於ては靈異の力を有すとせられたものを其形狀に従つてタマ(玉)、クシ(串)、ヒレ(布片)と區分したものと、やうである。

ヒレカクルトモノヲ(比禮懸伴緒)

釋 このヒレは褶をいふ。即ち裳の一種で文官の朝服である。

釋 (大殿祭) 皇御孫命ノ朝ノ御膳夕ノ御膳供奉ル比禮懸伴緒、襷懸伴緒(大祝祝詞) 天皇朝廷ニ仕奉ル比禮挂伴男、手纏挂伴男、鞆挂伴男、劔佩伴男

釋 推古天皇の十三年に諸王諸臣に褶をつけることを命ぜられた。天武紀十一年には之を廢止せられたが、尙ヒレカクル伴男といふ語のみは存したのである。之はタスキカクル伴男即ち膳夫又は祀官に對して廷臣又は文官をいふに用ひたので大祝祝詞には鞆、太刀佩部即ち武官に對立させてある。

釋 天武紀十一年に膳夫、采女等の手纏、肩巾の着用を止められた記事がある。此ヒレを肩巾又は領巾とし、之を挂るトモノヲは采女のことであると解釋する説は古意に通ぜざること甚しきものである。采女の伴といふもの、存した實證はなく、——大寶令に采女司を設けられたが伴ではない。——假に之があつたとしても女人を以て伴緒にあてたとは神武天皇以來聞も及ばぬことである。しかも大祝の祝詞の如きは八十伴男の大別をいうたもので、宮中の婢女を劈頭に掲ぐべき筈がない。



ヒロ(比呂、廣)比賣(姫)

敏達天皇の后(記、紀)。息長真手王の女で押坂彦人大兄皇子(舒明天皇の御父)の生母である。

ヒロカハ(廣河)の女王

萬葉作家。類聚抄には穗積皇子の孫女、上道王の女と註してある。寶字七年從五位下に叙せられた(續紀)。

ヒロキツ(尋津)の物部

饒速日命供奉二十五物部の一(舊)。大和のアトのヒロキツ(其項下參照)に定着した物部であらう。姓氏錄右京未定雜姓中にも伊香我色雄命(物部氏)の後と稱する尋來津首といふ氏があげてある。

ヒロクニオシタケカナヒ(廣國押建金日)の命(尊)

安閑天皇の尊號(記、紀)。繼體天皇の皇子、御母は目子の郎女(媛)。ヒロクニカンは廣國制取の意、タケ(武)は美稱で、カナヒは御名であらうが語義を詳にせぬ。御弟天皇を廣國押建尊と申上げる所を見ると或はカナハ(金刃)の轉であるかも知れぬ。

ヒロコ(廣子)

用明天皇の妃(紀)。父は葛城直磐村とある。記に當麻の倉首比呂の女飯之子とあるにあたる。法王帝説にも比里古の女伊比古耶女とあるから、ヒロコは或は父の名とまされたのであるかも知れぬ。

ヒロシリタテ(廣知立)

「宮柱太知立」といふ慣用句(萬葉、祝詞)の太を廣にかへたので、同じ意味に用ひられたのであるが、フトシリの項下參照——語義からいへば無理な語づかひである。古い用例はない。

春日祭祝詞 三笠山下津石根宮柱廣知立、高天原千木高知天、御陰日、御陰日定奉。

ヒロセ(廣瀬) [地]

和名抄大和國廣瀬(比呂世)郡。今北葛城郡に屬す。廣瀬の大忌神社のある地である。

ヒロセ(廣瀬)の王

天武朝史書編纂を命ぜられた人(紀)。系不明。萬葉集にも其名が見える。

ヒロセ(廣瀬)のオホイミ(大忌)の神

天武四年曾禰連韓犬を遣して大忌神を廣瀬の河曲に祭らしめたとある(紀)。爾來屢々祭祀の記事が見える。神名帳に廣瀬坐和加字賀乃賣神社とある神で、今官幣大社に列し、北葛城郡河合村大字川合に存する。式の大忌祭の祝詞によれば、此神を祭るのは五穀豐饒を祈る爲であるから、ウカノメは大食之女の意なることは明であるが、大イミ神、大イミ祭と稱へるのも大イヒ(飯)の轉呼であらう。——オホイミの神の項下を見よ。

ヒロセ(廣瀬)のカムラミ(神麻績)の連

饒速日命供奉三十二將の一乳速日命の裔(舊)。廣瀬に居住した神麻績部の長であらう。——カムラミの項下參照。

ヒロセ(廣瀬)のマガリハラ(勾原)

崇峻紀前紀に

大連之軍忽然自敗、合軍悉被皂衣馳獵廣瀬勾原而散とある。合軍以下と前句との續合が不明であるので、刊本には合軍をコゾリテ、馳獵をカリスルマネシと訓してあるが、理由のないことと、文字の通りによみ、諸皇子、馬子等の軍が合して戎衣の儘で——釋紀に戎衣を黒衣に着かへたとする説は従はれぬ。皂衣即ち戎衣であらうばならぬ——勝祝に廣瀬の勾原で獵を行つたこと、解すべきであらう(通釋)。さればヒロセは大和の廣瀬郡でマガリ原は其大原をいふものと思はれる。

ヒロタ(廣田)の國

神功朝天照大御神の荒御魂を祭つた地(紀)。廣田國は和名抄攝津國武庫郡廣田郷で、今も大社村に大字廣田といふ名を存し、官幣大社廣田神社がある。

ヒロハタヤハタ(廣幡八幡)の大神

ハタは布の意。ヒロハタは廣布、ヤハタは彌布即ちすぐれた布を意味する。ハチマンは其音讀である。

豊前國宇佐郡菱形山の神(諸神記、諸社根元記、二十二社注式、神名帳)

ヒロヤマ(廣山)の里

大國主神が來征の二神將に授けた矛(紀)。平國時所レ杖之廣矛とある。ホコは秀木の義で杖と同様に用ひられたのである。ヒロホコは恐らくはヒロホコの轉呼で、矛に護符のヒレ(其項下參照)を取りつけたものであらう。——ハタホコの項下參照。

ヒロをヒラ(平)の轉呼とし、頭部の平な矛とも解せられぬことはないが、尙矛の先に小い布片を取つたものとする方が事實に近いやうに思はれる。ヒロを「尋」の義として長さを意味するとする説はとるに足らぬ。

ヒロヒメ(廣比賣)の命

播磨國揖保郡速瀨社に坐す神(風)。サヨツヒメの命の弟とある。

ヒロホコ(廣矛)

頭註。郡東馬城峯(今御許山といふ)に鎮座したのを聖武天皇神龜四年に菱形山に神宮を作つて奉齋したとある。神名帳に八幡大菩薩宇佐宮とあり、今の官幣大社宇佐神宮の前身である。

案するに此神は織幡神、姫社神と同じく機織の神なるが故に、ヒロハタヤハタを以て號としたのであらう。託宣集に初日向の辛國城に現はれたとあるのも韓國より渡來した神なることを暗示するものである。祠官が佛法に迎合したが故に皇室の御崇信をうけた。本來姫神であつたと思はれるが、夙に其由緒が不明になつて別に比賣神の配祠を見るに至り、嵯峨朝に大帶姫廟を設けられたので、主祭神を應神天皇に代へたのである。



播磨國保保郡の地名「風」。舊名ツカ村とある。和名抄にも廣山郷とあり、今の譽田村である。

ひろりいます [歌詞]

廣り坐すの意。ヒロリはヒロガリの意の古語である。

石之比賣皇后の御歌)しが花の ヒロリイマスは 大君ろかも[記]

ヒエ(斐恵、被恵) [動]

ヒはヒキ(引)の語幹、エは坐の意であらう。

神武天皇の御製に「たちそぼの實のなげくをこきしとエネ」「いちさかき實の多けくをこきだヒエネ」「記、紀」と詠まれて居る。ネは希望の助語で、ヒエは廢語となつたが、引据といふ意に用ひられたのであらう。即ち「澤山引据ふよ」といふ意と解せられる。コキシ、コキダの項下参照

字鏡に挿、抜、垂をヒエと訓し、禮記に垂而切之爲の膽とある垂もヒエテと訓み慣はして居るので、ハゲ(割)の轉へくと同じく、「肉を薄く切る」意と解するものもあるが、タチソボもイチサカキも(各其項下参照)へきて用ひるものではない。或は果實を薄く切る意と強辯するものがあるかも知れぬが、御製には「實のないタチソバ」と斷つてあるのである。

ヒヲ(氷魚)

原義は氷魚であるが、轉じて淡水に住む一種の魚の名になつたのである。和名抄に鮎似鮎魚一長一、二寸者也、今按俗云氷魚是也とある。(萬云)我が夫子がたぶさきにするつづれ石の吉野の山にヒヲぞさ

笛吹(樂人)部の首長の意。

尾張氏六世建多乎利命の裔(舊)。姓氏録にも笛吹連の姓をあげ、火明命の後としてある。神名帳にある大和國添上郡笛吹神社は此氏族の祖神を祭つたのであらう。

フカエ(深江) [地]

神功皇后鎮懷石のある子貢(兒饗)の原の所在地。今も筑前國糸島郡深江町と稱へる。

フカカハ(深河)意禰の命

馬來田國造(舊)。茨城國造の祖建許呂命の兒とある。但し成務朝に任命せられたとあるのは誤とせればならぬ。フカカハは地名であらうが所在を詳にせぬ。意禰が臣と同語であることはいふまでもない。

フカカハ(深川)の別

應神皇子去來の眞稚ノ皇子(紀)。フカカハは地名。大和のイザを去ること遠からぬ所に之を求めるとすれば、山邊郡針ヶ別所村の中に今も上深川、下深川村がある。

舊事紀に塗江とあるは誤寫であらう。

フカツ(深津) [地]

和名抄に備後國深津(布加津)郡とある地(今深安郡といふ)。此郡の地先には大少数の島がある。

道の後フカツ島山しましくも君が目見れば苦しかりけり

契沖の説の如く此郡は養老五年備後國安那郡を割いて設置せられた

がれる



フ(生) [原語]

オフ(生)の原語であらう。

生産地の意で狹義に於ては田圃を意味する語になつた。例ニフ(丹生)——原義は土石産地であるが、赭土(又は丹砂)が最も多く需要せられるので、其産地の意に用ひられた。ハニフ(地生)、アサチフ(淺茅生)、ヨモギフ(蓬生)

櫃のフ(記、紀)

粟田、豆田(紀)

フクシ(圃串)——田畑を掘りかへす棒をいふ。

フサ(總)——ヌサ(野麻)に對し圃に栽培する麻をいふ。

フ(節)(經) [原語]

節の意の原語であらう。今もフシと稱へる。ヨ(節間)からヨリ(自)といふ語が出たと同様にも亦經過の意に轉用せられ、へ(經)ともハヒ(延)とも活用せられる。——各其項下参照——フリ、フル、フルシ(古、舊)等も之から派成せられたものであらねばならぬ。

フエフキ(笛)の連

ものであるから(續紀)、此歌のころはまた一郡をなすに至らなかつたのである。

フカフチ(深淵)のミツヤレハナ(水夜禮花)の神

スサノチの命の曾孫(記)。生母は日河比賣とあるから、フカフチはヒカハ道の訛で、ミヅ(水、瑞)にいひかけた準枕詞であらう。ミヅ(瑞)は美稱、ヤレハナの語義は明にし得ぬが、此神の名號と思はれる。

前後の例に照すにヤレハナといふ語中に敬稱が含まれて居らねばならぬ筈であるから、ナはネ(敬稱)の轉呼で、ヤレハは或る語を訛つたものであらう。若し地名であるとすれば原語はヤラ(ユラ)マであつたとも想像せられる。ヤラ、ユラは此方面に少くはない地名で、マ(間)は地區を意味する語である。さりながら右の如き解釋は他に傍證のない限り主張することは出来ぬ。

フカミ(深見)村

萬葉集十八卷大伴池主の書に到三來深見村とある。兵部式加賀驛馬中に深見五匹とある地、今の河北郡津幡町附近であらう(地名辭書)。

フカメ(深目) [人]

雄略天皇の宮嬪童女君の親(紀)。春日の和珥臣とある。童女君が記の袁杼比賣と同一人であるとするならば、深目は丸邇の佐都紀臣又は其配偶者にあたる。案するに目は女の意の借字で女性であらう。——ナドヒメの項下参照。

フキウツル(吹棄)——ウテの項下参照。



フキキ(吹黄)の刀自

訓 フキと訓したものがあるが、其ならば黄の字が無用になる。  
釋 萬葉作家。十市皇女の伊勢參向に供奉したとある。吹黄の語義は詳にし得ぬ。従つて出自も不明である。

フキツツ(布伎都都)

原 フキはフリ(振)と同語から分化したのであらう。  
義 「振りつゝ」といふ意。古はフリをフキともいうたものと思はれる。  
出 (記上) 爾拔所御佩二十拳劍而於後手布伎都都逃來  
註 リとキとは音便と見ることは出來ぬ。案するに兩語の原語はフで、フキは行爲をいひ、フリは行動を意味したのが、前者は廢語となり、後者が二つの意味を兼ねるやうになつたのであらう。

フキタ(揮田)の君

釋 日本武尊の子稚武彦王の後(舊)。揮田の訓はたしかでないのみならず、揮といふ字も何かの誤ではないかと疑はれるのであるが、假に宣長に従うてフキタと訓んで置く。地名であらうが所在を明にせぬ。

フクシ(圃串)

義 フ(圃)に用ひるクシ(串)、即ち鋸鎌の用に供せられる棒。  
釋 古書の用例は萬葉集一卷雄略天皇の御製のみであるが、古は一般に使用せられた道具で、土佐の國では近世まで用ひられたといひ、先島群島、南洋諸島では今も尙之を用ひて居る所がある。  
出 (萬一) 籠もよ み籠もち フクシもよ みフクシもち(一)

フクヤウ(福揚) [人]

釋 天武朝飛鳥寺の僧(紀)。獄に下されて自剄したとある。

フクリン(福林) [人]

釋 天武朝知事僧(紀)。

フクロ(袋、囊)

原 フクレ(膨)の轉呼。フクレはフカ(深)と同源から分化したのであらう。  
釋 大國主は袋を負うて八十神の伴をしたと傳へられ(記)、鹽土老翁が囊の中から支櫛を取出したとあり(紀)、倭建命が倭姫命から危急の場合あけて見よというて火打を入れた囊を給はつたとあるから(記)、フクロは上代から用ひられたものと思はれるが、其材料製式を詳にせぬ。身邊の具を收納するに必要のものであるから、外出の際には之を携へたのであらう。和名抄にも行旅具中に囊(和名布久路)をあげて居る。  
出 フクロ、弦袋、針袋のやうに用途によつて區別せられるやうになつたのは寧ろ後世のことであらう。

出 (萬一) 針袋とりあげ前に置きかへさへばおのともおのや裏もつきたり

フケヒ(吹飯)の濱

釋 和名抄泉南郡深日村の海岸で、續紀天平神護元年紀伊國から還幸の際、深日の行宮につかれたとある。

出 (萬三) 時つ風吹飯の濱に出て居つゝ、あがふ命は妹が爲こそ

フサ(房)(總)

釋 語原は詳にせぬが、花房又は花序を意味する語で、其形狀から流蘇の義に轉用し、フサフサといふ語をも派成した。

出 (萬七) 秋の田の穂むき見がてり我がせこがフサ手折りけるをみなへしかも

(萬八) いめたて、鳥見の岳邊のなでしこの花、フサ手折吾はもちい

なむ奈良人の爲

右のフサは花序に房々の意をかけたものと思はれる。

フサ(總)の國

釋 フサは圃麻の義で野生の麻即ち野麻に對し栽培した麻を意味する。

フの項下參照。

釋 カミツフサ(上總)、シモツフサ(下總)の國は往時フサ(總)の國と總稱せられた地方が二つに分れたものであらばならぬ。古語拾遺にも麻の好く生ひる所を總國といひ、穀木の生ずる所を結城といふとあり、古語麻謂之總也、今爲上總、下總二國是也と註してある。然るに史書には總國といた例のない所を見ると、假にフサの國といふ稱呼が用ひられたことがあつたとしても、或る一時代だけのことではなかつたらうか。結城國も亦後の下總國の一部であるから、フサも之と同じく一地方名から出たもので、或る時代に其地に國府が置かれたが爲に、全境域の稱呼として用ひられたものとも考へられるのである。フサといふ名は和名抄相馬郡布佐郷に残り、今も布佐町(千葉縣東葛飾郡)とよばれる。

釋 國造本紀、常陸風土記、萬葉集等によれば上代此地方は結城、援島、

葛飾、印幡、下海上(以上下總)、武社、伊甚、菊麻、上海上、馬來田及須惠(以上上總)に分れて居たもの、やうである。

フサヒ(適)、フサへ(布佐倍) [動]

原 フ(經)、ソヒ(副)の轉呼か。

釋 永く相添ふといふ意から、適合の義に轉じ、更に對偶の意にも轉用せられたもの、やうである。

釋 普通は形容語尾シを添へたフサハシ(相應)といふ形に於てのみ用ひられるが、尙フサヒ(フサへ)といふ動詞の存したことは次の例によつても明である。

(八千矛神の歌) はた、肝、これはフサハズ 邊つ波、そこに抜き棄て

(萬一八) 鳥がなくあつまをさしてフサへしに行かむと思へどよしも

されなく

右のフサへは「くらべ」といふやうな意に用ひられたのである。

フシ(柴)

原 ハシ(桿條)の轉呼。

釋 神代紀國護の段蒼柴籬の下に柴此云三府籬と訓し、古事記にも訓柴云三布斯と註せられて居る。其他フシ柴、フシ原などと用ひられた例もある。

フジ(不盡) [山]

釋 萬葉集にフジにあてた文字は不盡、布士、布仕、不自、布時、布自の如く、いづれもシが濁音なることを表示して居る。常陸風土記にも福慈



岳とあるが、フジはフチの音便であり得る。淺間神社の祠官が福地を姓とするのもフチとも稱へたことの一證である。フはヒ(火)の轉呼、ジはチ(靈)の音便であらう。  
甲斐駿河に跨る高山で、今は休火山であるが、中古まで四時火を吐いて居たのみならず、其山の姿が天下無比の氣高さを備へて居るので、昔の人も神山と仰ぎ、火靈と呼んだのであらう。富士郡富士川等みな此山の名を負うたので、山名富士取三郡名とした都良香の説は従はれぬ。此山については萬葉集三卷に山邊赤人の名歌をあげて居るが、よく人の知る所であるから引用せぬ。

フジ(不富)川

釋 フジ山麓を流る、川なるが故に富士川と稱へる。  
出 (萬三) フジ川と 人の渡るも 其山の 水のたぎちぞ(三九)

フジ(不自)の柴山

釋 富士の山腹灌木の叢生する部分を柴山と稱へたのであらう。  
出 (萬二) 天の原フジの之婆夜麻木のくれの時ゆつりなば逢はずかもあらむ

フシコエ(伏超)

義 匍匐して越ゆる峻坂の意。  
釋 萬葉集七卷に「伏超ゆ行かましものをまもらひに打瀧らさえぬ波よまずして」とある。土佐にもフシコエといふ地名があるさうであるが、この歌は單に親不知のやうに波打際に道はなく、海につき出した山道の峻しい光景を述べたものと解すればよい。

フシミ(俯見、伏見) [地]

釋 山城國の地名(紀)。雄略朝贊土師部設定の爲、土師部連吾筥から此村の私民部を獻じたとある。今の紀伊郡伏見町である。  
出 (萬九) 巨椋の入江どよむなり射目人のフシミが田井に鷹わたるらし  
大和にも菅原の伏見といふ地があり、和名抄には攝津、陸奥にも此郷名をあげて居る。名の義を明にせぬが、フスマ(衾)といふ地名とも、フセとも關係があるやうに思はれる。

フスマ(布須左)

原 フサ、フサの約か。  
義 フサ(房)の疊語で累々の意であらう。  
出 (萬二) 麻緒らを麻筥にフスマにうますとも明日きせさめやいざせ小床に

フスベ(疣、歷)

釋 靈異記に疣をフスベと訓してある。和名抄には莊子云附贅懸疣俗云フスベとあり、又懸疣の條下に釋名を引いて疣音尤、懸疣はサカリフスベとある。聊か紛らばしいが、疣はフスベ、懸疣(附贅)はサガリフスベの意と解すべきであらう。されば古はホクロ(ハハクツ)をも、イボ(イイボ)をもフスベと稱へたものと思はれるが、語義を詳にせぬ。

フスマ(衾)

原 フス(臥)モ(裳)の轉呼。  
釋 寢臥のとき上に裳をかけたので、衾の意に轉用せられるやうになつた。

たのである。

フスマチ(衾路) [地]

釋 繼體天皇の皇后手白香皇女の御陵は衾田墓といひ(諸陵式)、今大和山邊郡朝和村大字中山にある。此地を通ずる街道をフスマチと稱へたのであらう。藤原の京から春日に出る道であつたと思はれる。  
出 (萬二) フスマチをひきての山に妹を置きて山路を行けばいけりともなし

フセ(布勢)の朝臣

義 フセの語義についての考はフセイホの項下に述べる。  
釋 後記富制臣と同氏であらうが、朝臣に昇格したことは記録せられて居らぬ。姓氏録には布勢朝臣は阿部朝臣同祖、日本紀滿とある。布勢朝臣御主人が阿倍朝臣とも記され、續紀に阿倍布勢臣ともある所を見ると、阿倍氏族中フセといふ地に居住したものが、フセの臣とも名乗つたのであらう。——此は蘇我氏に於ても屢見る例である——但し此フセの所在は詳にし得ぬ。

フセ(布勢)の朝臣ヒトヌシ(人主)

釋 萬葉集二十卷に駿河國防人部領使とある。孝謙——稱徳朝の人、駿河守、式部大輔、上總守、出雲守等を歴任した(續紀)。

フセ(布勢)の朝臣ミアルジ(御主人)

釋 天武天皇の大喪に大政官の事を誅した人(紀)。統持紀には此人を阿倍朝臣と記し(其項下参照)、續紀大寶三年の條下にも右大臣阿倍朝臣

御主人薨去のことが記されて居る。公卿補任には布勢麻呂古臣の男、後阿倍朝臣と爲るとある。

フセ(富制)の臣 (逸名)

釋 孝徳朝東國の不正國司(紀)。上記朝臣家と同氏であらう。

フセ(布勢)の臣ミミマロ(耳麻呂)

釋 天智朝の人(紀)。

フセ(布勢)の君(公)

釋 意富富村王(應神天皇の御孫)の裔(記)。姓氏録には仲哀天皇の皇子忍稚命の後也とある。フセは諸國にある地名であるが、大ホド王の裔とすれば、和名抄越中國射水郡布西郷(今布勢村)とある地であらう。

フセ(布勢)の水海

釋 萬葉集十七卷布勢水海遊覽の賦の註に此海者有射水郡舊江村とある。フルエは和名抄射水郡古江とある地で、今は永見郡十二所村と稱し、海岸に直角に長さ約四十町の湖水があつて十二所湯と稱へられ、古の布勢の水海の名残といはれて居る。此湖水は古は遙に南方まで擴がつて居たものと見えて、其南隣の布勢(和名抄射水郡布西)といふ郷名を負うて居るのである。此邊地形がかはつたので、萬葉集に見えろ乎布崎、垂姫崎をはじめ、麻都太要の長濱、宇奈比川等の地も跡をとめて居らぬ。

フセ(經湍)の屯倉



安閑朝に紀伊國に新設せられた屯倉〔紀〕。今海草郡和佐村に布施屋といふ字がある。

フセイホ(伏慮)

臥慮の轉呼か。小屋をいふもの、やうである。——次項参照。

出(萬五)フセイホの マゲイホの内に 直土に わらとき敷き〔八五〇〕

歟 フシが音便によつてフセと稱へられることはあり得べきであるが、タアセの如くイホといふ語を略することもあり(其項下参照)、フセが諸國に多い地名である所を見ると、別にフセといふ語があつたのではあるまいか。語原は考へ得ぬが、萬葉集第三卷に慮屋と書いてフセヤと訓ませた例もあるから、或は居住に關係のある意味を有する夷語の名殘ではあるまいか。記して疑を存する。クセ(山城)、フシミ(山城、大和)、フスマ田(大和)、フシキ(越中)の如き地名も之と關係があるやうに思はれる。

フセヤ(伏屋)

臥家の轉呼か。小屋又は茅屋の意にも轉用せられた。——フセイホの項下参照。

出(萬三)倭文はたの 帶ときかへて 慮屋立〔四三〕

フタ(札)——フタタの項下を見よ。

フタカタ(二方)の國造

和名抄但馬國二方郡(今七美郡と合併して美方郡といふ)とある地。成務朝出雲國造と同祖遷邇一奴命の孫美尼布命が任命せられた。

遷邇一奴命は訓を詳にせぬ。或は誤寫があるのではあるまいか。

フタカミ(二上)〔山〕

大和國北葛城郡二上村の西に聳える双峯で、大坂山の南に接し今男岳、女岳と稱へる。中臣の壽詞に天二上とあるのも此地であらう。——其項下を見よ。

出(萬二〇)大坂を我が超えれば二上にもみち葉流る時雨ふりつ、(萬七)木路にこそいも山ありといへ玉くしげフタカミ山も妹こそありけれ

フタカミ(二上)山

越中國射水郡二上村にある山。海拔僅に三百米であるが、山容秀麗なるの故を以て萬葉集歌人の詠に上つた。其一、二例をあげる。

出(萬六) 澁谷の二上山に驚ぞ子産といふ、さし羽にも君が御爲に驚ぞ子むといふ

(萬七) 二上のなてもこのもに細さして吾が待つ鷹を夢につげつる

フタギ(布當)の宮(山)(原)(野)

久邇宮の別稱。木津川の一流に其名が残つて居る。此川は湯船山に源を發し、瓶原を過ぎて木津川に會流する。名の義は二瀧であらうといはれる。

出(萬五) 高知らす フタギの宮は〔四三〇・四三三〕

(萬六) フタギ山やまなみ見れば百世にもかはるべからず大宮處

(萬六) 三日の原フタギの野邊を清みこそ大宮處定めけらしも

(萬六) アナおもしろ フタギの原〔四三〇〕

フタコシマ(兩兒島)

イザナギ、イザナミの命所生諸島の一〔記〕。天兩屋ともいふとある(其項下参照)。二島並立するが故に名を負つたものと思はれるが、所在を明にし得ぬ。恐らくは九州沿岸の島嶼であらう。

フタサヤ(二鞘)

原(サ(接頭語)ヤ(屋))。

義 サヤのサはサホ(サ慮)のサと同じく接頭語で、語義は單に屋であるから、フタサヤは二屋の意にも、兩面葺の屋根の義、即ち切妻葺の家とも解せられる。——マヤといふのも兩屋の義である。

フタタ(二田)の造

フタツタ又はフタタと訓せられて居るが、或はニタとよむのかも知れぬ。

饒速日命供奉の五部造の一人〔舊〕。二田物部の首長であらう。——次項参照。

フタタ(二田)の物部

饒速日命に供奉して天降つた二十五部の天物部の一〔舊〕。姓氏錄左京未定雜姓中にもあげられて居る。二田は地名であらうが所在を詳にせぬ。和名抄には筑前及筑後に二田郷をあげて居るけれども、二十五部の物部中大和又は近畿以外のものは皆國名を冠する例であるから、此は別地と見ればならぬ。

フタチ(布多遲、兩道)の伊理毘賣の命(入姫皇女)

倭建命の妃〔記〕。垂仁天皇の皇女で、仲哀天皇の御母とある。記によれば本名は石衝毘賣命といふ。フタチは地名であらうが所在を詳にせぬ。此地に住む氏族の入姫となられたから、此名を負はれたのであらう。

フタチ(布多遲)比賣

倭建命の妃〔記〕。近淡海の安國造の祖意富多牟和氣の女とある。紀には此妃をあげず、其所生の稻依別王は兩道入姫の出としてある——前項参照。——フタチの入姫の外に全然無關係のフタチ媛があつたとは受取れぬことであるから、若し此女性が實在したものとすれば、フタチ入姫の側近者であつたが、皇子の寵をうけたので、フタチに在住したが故にフタチ媛とよばれたものと解すべきであらう。

フタツキ(兩槻)の宮

原 ナミツキと訓むのかもしれない。

齊明朝多武峯の兩槻樹の下に造立せらるる大觀〔紀〕。岡本宮の構内に設けられ、天つ宮といふとある。

フタナ(二名)の島(洲)

イヨのフタナ島の項下を見よ。

フタホカミ(布多富我美)

原 フトホガヒの詠。  
大祝の意で大祝をいふのであらう。——ホガヒの項下を見よ。



出(萬四) フタホガミ悪しげ人なりあぢゆまひ我がするときに防人に  
さす

歌の意は「防人を免かれないと思つて假病をつかうて居るのに、太祝  
は悪い人で、之を見破つて指命した」といふのである。神職が此やうな  
ことに干與した昔の社會状態がよく描出せられて居る。得がたい民族  
誌料である。

欧 從來フタホガヒの意をときかれて二面神(眞淵)、兩小腹(宣長)、大小  
腹(推道)、「二天上官(井上)など、説いて居るが、いづれも牽強附會を免  
れぬ。それはアタユマヒ(假病)といふ語を解しかれた爲である。——  
其項下参照。

フタマタヲフネ(二俣小舟)——マタフネの項下を見よ。

フタミ(二見)の道

萬葉集第三卷に「妹も吾も一つなれかも三河なる二見の道ゆわかれ  
かいつも」とある。東路、即ち東海道は今も三河國の御油で二つにわか  
れ、濱名湖の南北を經由し、濱松で會するのであるが、此歌によると  
其頃既にさうであつたと思はれる。フタミは二身の意であらう。

フタキ(二井)のウカ(宇迦)のモロオシ(諸忍)のカミサ  
(神狹)の命

先邪志國造兄多比(若しくは兄多毛比)命十世の祖(舊)。出雲臣の祖  
とあるが、他書に見えず、他の所由をも明にし得ぬ。兄多比命と同族  
で且同時代の人とおもはれる上海上國造化多比命は天徳日命八世の孫  
とあるから、徳日命より以前に出雲の宇賀に此名の豪族が居たのかも

知れぬ。尙攻究を要する。

フチ(淵)

原(水)チ(道)の轉呼。——ヒの項下を見よ。

水の道といふ意から淵の義となり、更に轉じて縁の意に用ひられる  
やうになつたのであらう。

フチ(藤)

和名抄に萬(藤)也、似(葛)大、和名布知とあり、今も此名を以てよけれ  
る觀賞植物であるが、名の義を明にせぬ。或はフチ(斑)と同語で、花  
色斑であるから名を得たのではあるまいか。——フチコマの項下参照  
——萬葉集にも此花を詠じた歌が兩三首ある。左に其一をあげる。  
(萬三) かすが野のフチは散りにき何なかも御狩の人の折りてかざ  
さむ

フチ(藤)丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝命の舟が難波して綱が落ちた  
所をいふとある。藤は綱の材料であるからであらう。

フチエ(藤江)が浦

和名抄に播磨國明石郡葛江(布知衣)とある。今の林崎村大字藤江で  
大久保町の地先である。藤井の浦とも稱へられた(其項下参照)所を見  
ると、藤樹があつたから名を負つたのであらう。  
(萬三) あらたへのフチエの浦にすゞき釣る海人とか見らむたび行く  
吾な

(萬六) 沖つ浪邊つ波安みいざりするフチエの浦に船ぞとよめる

フチカタ(藤形)村

伊勢國壹志郡藤方(今の藤水村)。雄略朝賢士師部設定の爲、土師部  
連菅筥が此村の私民部を献じたとある(紀)。

フチコマ(斑馬、斑駒)

原 フチ(斑)コ(小)マ(獸)。

斑毛の小獸の意。マは動物を意味する原語、フチはハタ(薙)と同語  
から分化したのであらう。——マ及ハタの項下参照。

スサノヲの命がフチコマを逆剝に剝いで天照大御神の忌服屋に落と  
し入れたといひ(記、紀)、或は大御神の御田に伏せたとある(紀)。和名  
抄に駁馬(俗云布知無方)と註してあるので、このフチコマも小馬の意  
とするものがあるが、高天原に馬匹が存したかは疑問で、屋根の棟を  
穿つて投入するには必しも馬なることを必要とせぬ。纂疏に鹿也と説  
いたのは根據のあることも知れぬが、若し斑毛の故を以て推定した  
ものであるとすれば早計といはればならぬ。

フチシロ(藤白)坂

有間皇子を絞殺した地(齊明紀)。今も紀伊國海草郡内海町の大字に  
其名をとめて居る。

フチツ(藤津、葛津)の郡

藤のある津といふ意。  
肥前國の郡名(風、和)。國造本紀には葛津國とある。名の義は風土

記に日本武尊此津に泊船、翌朝大藤に舟をつないで遊覧せられたから  
藤津と稱へたと説明せられて居る。古の郷名で筑紫の海に瀕した一港  
であつたのであらう。或は鹽田河口又は其南方の入江をいうたのかも  
知れぬ。

舊事紀刊本に葛津立國とある「立」は衍字であらう。

フチツ(葛津)の夕チ(立)の國造

上記藤津の國造をいふ。——立は衍字又は誤字であらう。——成務  
朝紀直大名弟彦命の兒若彦命が拜任したとある(舊)。

フチツラ(布遲葛)

古事記應神天皇の卷イヅツ少女の物語に春山の霞壯夫(フトコ)が母の作つて  
くれたフチ葛の衣、襪、沓、弓矢をつけた所が盡く藤の花になつたと  
ある。布遲葛は藤の蔓の意で、和名本草に黃環和名布知加都良とある  
ものをいふのではあるまい。

フチナミ(藤浪)

原 ナミは韓語(平水)の轉呼であらう。

藤の木を戯てフチナムというたのであらう。——浪の字に捉はれて  
並の意とするは非。

(萬三) 藤ナミの花はさかりに成りにけり奈良の都をおもほすや君  
(萬六) 藤ナミの咲きゆく見れば霍公鳴くべき時に近づきにけり  
(萬五) 藤ナミの花の盛にかくしこそ浦こきたみつ年にしぬばめ

フチハカマ(藤袴)



和名抄に蘭一名蕙フチハカマとあり、和名本草にも蘭草に此訓をあて、居る。今も此名を以て呼ばれる野草である。名の義について白石は花の色と形とによつて名づけたと説いたが尙攷究を要する。  
出(萬)はぎの花を花くす花なでしこの花、をみなへし又フチバカマ朝がほの花

フチハラ(藤原) (地)

持統文武兩朝の皇居(紀)。今の高市郡鴨公村高殿が其遺跡である。尤恭天皇の御代寵妃弟姫(衣通姫)の爲に宮殿を此地に設けられたとある(紀)。此皇女は地名によつて藤原琴節の郎女ともよばれた(記)。名の義は字の通りであらう。

フチハラ(藤原、菟原、葛原)の朝臣

天智天皇八年中臣鎌足に給はつた氏名(紀)。天武十三年朝臣のカバネを授けられた(姓)。本初は鎌足の兄弟及従兄弟皆藤原を名乗つたのであるが、文武朝鎌足の長子不比等の系統のみが之を承け、餘は皆原姓中臣に復歸せしめられた(續紀)。——ナカトミの連の項下參照。

菟原に菟原、葛原の字を用ひたのは不比等系以外の人を區別する爲であつたらしい。

フチハラ(藤原)の朝臣 (缺名)

萬葉集第一卷に内大臣藤原朝臣とあるは鎌足のことであるが、朝臣といふカバネは同人歿後天武朝に始めて制定せられたものであるから、遡つて此稱號を用ひたものと思はれる。同集第二十卷に見える藤原朝臣は仲麻呂のことである。

フチハラ(藤原、菟原、葛原)の朝臣オホシマ(大島)

持統朝の人(紀)。先帝の大葬に兵政官のことを誅し、七年贈物を給はつたとある。中臣連大島と同人(其項下を見よ)。中臣糠手子連の兒で、天智朝從兄鎌足と共に藤原といふ氏名を賜はり、天武朝朝臣に昇格したのである(紀)。

此人の子孫は文武朝中臣に復姓したので、藤原本家と區別する爲に紀の編者が菟原、葛原の如き字を用ひたものと思はれる。

フチハラ(葛原)の朝臣オミマロ(臣麻呂)

中臣朝臣臣麻呂と同人(其項下を見よ)。

フチハラ(藤原)の朝臣キヨカハ(清河)

萬葉作家。天平勝寶三年遣唐使として入唐。滯留十數年其地に於て病歿した。藤原房前の第四子である(續紀)。

フチハラ(藤原)の朝臣クスマロ(久須麻呂)

萬葉作家。惠美押勝(藤原仲麻呂)の子。寶字八年父と共に誅せられた(續紀)。

フチハラ(藤原)の朝臣スクナマロ(宿奈麻呂)

天平勝寶五年相模國防人部領使(萬三)。藤原良繼の前名。藤原宇合の第二子で桓武皇后乙牟漏の父である。天平十二年兄廣嗣の叛に坐して伊豆に流されたが、二ヶ年にして赦され、内大臣に累進した(續紀)。

フチハラ(藤原)の朝臣トヨナリ(豊成)

萬葉集第十七卷に大納言とある。武智麻呂の長子で勝寶元年右大臣に昇任。弟仲麻呂の讒によつて大宰員外宰に貶せられたが、仲麻呂伏誅後復任した(續紀)。

フチハラ(藤原)の朝臣トリユミ(執弓)

萬葉集二十卷に播磨介とある。孝謙、淳仁朝の人(續紀)。

フチハラ(藤原)の朝臣ナカマロ(仲麻呂)

萬葉作家。藤原武智麻呂の第二子で、孝謙天皇の寵を得、名を惠美の押勝と改め、正一位太師の任に昇つたが、謀叛の故を以て誅せられた(續紀)。

フチハラ(藤原)の朝臣フヒト(史、不比等)

内大臣鎌足の子、持統朝判事に任ぜられ(紀)、累進して右大臣に昇任、養老四年薨去した(續紀)。聖武天皇の御生母宮子及皇后光明子の父である。

フチハラ(藤原)の朝臣ヤツカ(八束)

萬葉作家。藤原眞楯の前名。房前の第二子で北家の祖である。天平神護二年大納言を以て薨去(公卿補任)。

フチハラ(藤原)の池

推古朝に作られた池(紀)。水田耕作の爲である。

フチハラ(藤原)の郎女

萬葉作家。大伴家持が其妻坂上大嬢に寄せた歌に對して返歌したとある。大嬢と親交のあつた人と思はれるが、其母坂上郎女の先夫藤原の麻呂の女とするのは餘りに穿ち過ぎのやうに思はれる。

フチハラ(藤原)の内大臣

内大臣中臣の鎌足のことである。天智天皇の八年薨去に臨んで藤原を賜つたから、藤原の内大臣といふ(紀)。

フチハラ(藤原)の夫人

萬葉集八卷に見えた藤原夫人は註に明日香清御原宮御宇天皇の夫人で、字を大原大刀自といひ、即ち新田部の皇子の母也とある。イホヘ(五百重)の娘のことであらう。又二十卷の藤原夫人は淨御原御宇天皇之夫人也、字曰永上大刀自とあるから、右の五百重娘の姉で、いづれも藤原鎌足の女である。

フチハラ(藤原)の后

萬葉作家。聖武天皇の皇后(續紀)。藤原不比等の女で御名は光明子といふ。

フチハラ(藤原)の二郎

萬葉集第十九卷に大伴家持が弔、智南右大臣家藤原二郎之喪(慈母)患、歌がある。南右大臣は武智麻呂の子豊成のことと、二郎は其二男をいふのであるが、名を詳にせぬ。



フチハラ(藤原)の卿

萬葉集五卷梧桐日本琴の歌の詞書に中衛大將藤原卿とあるのは房前のことである。不比等の第二子で天平九年民部卿を以て薨去した(續紀)。北家の祖である。

フチハラ(藤原)の宮

持統天皇の宮號(紀)。八年十二月遷宮とある。文武天皇も此皇居で天下を統治せられたから、同じく藤原宮御宇天皇と申し上げた。

フチハラ(藤原)のウマカヒ(宇合)の卿

萬葉作家。不比等の第三子。聖武朝天平九年參議兼式部卿を以て薨去(公卿補任)。平城、嵯峨天皇の外曾祖父で式家の祖である。

フチハラ(藤原)のキタ(北)の卿

藤原房前の後胤を北家といふ。萬葉集十九卷に贈左大臣藤原北卿とあるのは同人のことである。

フチハラ(藤原)のコトフシ(琴節)の郎女

若野毛二保王(應神皇子)の女(記)。允恭皇后忍坂之大中津比賣命の御妹である。紀には衣通郎姫とし、允恭天皇が寵幸せられて藤原宮を造つて之を置かれたとある。コトフシの語義は明にし得ぬが、藤原の一地區名であらう。

衣通はキトホシと訓み、コトフシと同語が二様に傳へられたのであらう。輕の大郎女も亦容色麗麗なるが故にソトホシ(衣通)の郎女と稱

へられたといふ傳説があるので(記)、まぎれたものと思はれる。其項下參照。

フチハラ(藤原)のツネミ(恒見)の君

原ツネミはツナ(葛)、アミ(網)の約轉か。物部氏九世竹古連の後(舊)。藤原に住したから此名を負うたので、ツネミも此小字であらう。

フチハラ(藤原)のナガテ(永手)の朝臣

萬葉作家。房前の二男、生母は正三位牟漏王。天平神護二年左大臣に任じ、寶龜二年薨(公卿補任)。

フチハラ(藤原)のマロ(麻呂)の大夫

萬葉作家。同集二卷に京職大夫藤原大夫とあり、類聚抄及古寫本には卿諱號「麻呂」也と註せられ、目錄には麿大夫とある。不比等の第四子で京家の祖。天平九年參議兼兵部卿を以て薨去(公卿補任)。

フチハラ(藤原部)

允恭朝衣通郎姫の爲に諸國に定められた民部(紀)。宮居所在地の藤原に因むものである。

フチハラ(藤原部、菟原部)の造

右の藤原部の部長。天武十二年連に昇格(紀)。孝謙朝藤原氏との混同をさけてクズハラ(菟原)と稱へるやうになつた(續紀)。姓氏錄によれば菟原部は豐城入彦命三世の孫大御諸別命の後とある。

フチハラ(藤原部)のトモマロ(等母麿)

萬葉作家。武藏國埼玉郡の上丁。

フチフ(藤生)野のカマチが原

催馬樂「藤生野」に

ふちふ野の かたち かたちが原に しめはやし ナヨヤ しめはやし ナヨヤ  
しめはやし いつきいはひしもしるく 時にあへるかも 時に逢へるかもや

とある。愚案抄に「藤生野は山城國也」とあり、名勝志にも「葛野郡松尾社の北法輪寺の南三町許に藤社とよばれる森があり、今に藤多し此邊藤生野なるべきか」と記されて居る。カマチが原は神達原の意で、其社のある所をいふのであらう。

フチキ(藤井)の浦

フチエ(藤江)の浦と同地で、萬葉集六卷赤人の歌(三六)に「稻見野の大海の原のあらたへの藤井の浦」とあり、反歌には「藤江の浦」と詠まれて居る。——フチエの浦の項下を見よ。

フチキ(葛井)の連

物部氏十三世健彦の後(舊)。大和國高市郡藤原の藤井に居住したが故に物部のフチキの連と稱へたのであらうが、其氏人については所見がない。恐らくは早く廢絶したのであらう。右の外に全然別系の葛井連がある。其は元正朝白猪史が改姓したも

ので、桓武朝宿禰に昇格した(續紀)。姓氏錄によれば菅野朝臣と同祖で、鹽君の男味散の後とあり、應神朝に歸化した百濟王族辰孫といふもの、裔である。

フチキ(葛井)の連オホナリ(大成)

萬葉作家、筑後守とある。神龜五年從五位下に叙せられた人(續紀)。恐らくは後記廣成の一族であらう。

フチキ(葛井)の連コオユ(子老)

萬葉作家。天平八年遣新羅使隨員。

フチキ(葛井)の連ヒロナリ(廣成)

萬葉作家。百濟王族の裔で白猪史と稱したが(其項下參照)、養老四年葛井連の姓を給はつた(續紀)。天平二十年天皇廣成邸に行幸せられ、同人及其妻大養宿禰八重に正五位を授けられたとある所を見ると、其妻が光明皇后の生母縣大養宿禰三千代の親近者たる縁によつて立身したもと思はれる。

フチキ(葛井)の連モロアヒ(諸會)

萬葉作家。聖武朝の人(續紀)。上記廣成の一族であらう。

フチキがハラ(藤井我原)

藤の生ひた井泉があるのでフチキといふ名を負ひ、其原をフチキが原とも藤原ともいふ。持統天皇の皇居の地である。原(萬)あらたへの 藤井が原に 大御門 始め給ひて(吾)



フツ(普都)の大神

訓 或はフトの大神と稱へたのかも知れぬ。

義 フツ、フトいづれにしても原義は秀出であらう。

釋 大古天から此國土に降り、山河の荒神を平定した後、常陸國信太郡高來里から上天した神(風)。同郡(今の稻敷郡)には今もフツト(古渡)とよばれる地があり、對岸行方郡にも布都奈といふ地があつたといふことであるから、——其項下參照——或は此等の地名も此神と關係があるかも知れぬ。

後記フツヌシの神と似通つた名ではあるが、必しも其訛傳ではあるまい。寧ろ鹿島の大神即ち武甕槌神を意味するもの、やうであるが、此二神については紀、記の傳承も一致して居らぬから、的確に判別することは出来ぬ。之を要するに天降神將の神靈を奉戴する一英雄が此地方にあはれて國土を開拓したことを語り傳へたものと解すればよいのである(常陸風土記物語)。

フツクル(布都久流)の連公——モノノベのフツクルの連の項下を見よ。

フツナ(布都奈)村

釋 常陸國行方郡の地名(風)。建借間命が賊衆を屠り、段斬れといふた所を今謂ふ布都奈村とある。郡郷考にはフツナは今延方村のフツタカ(古高とかく)村であらうとある。フツナは稻敷郡古渡を始め、上總の富津、同國及上野の古戸と同源から出た名稱であらう。——フトの大神の項下參照。

フツヌシ(經津主)の神

原 フト(大)ノ(助語)ウシ(大人)の轉呼。

義 太主即ち大威力のある神といふ意。

釋 出雲討伐の神將(紀)。磐裂根裂神の子なる磐筒男及磐筒女の所生とある。——一書にはカゲツチを斬つた刀の血から生じた天安河邊所<sub>レ</sub>在五百個磐石の裔とせられて居る。——副將としてタケミカツチの神をさしそへられた。

古事記には此神をあげて居らぬが、タケミカツチの神の一名を建布都又は豐布都神といふとあり、常陸風土記には尊都大神が葦原の中つ國を巡行して山河荒梗之類を和平したとある。フツヌシ、タケミカツチはいづれも刀劍の精を祖とする神で、人文神ではないから、同一神がいろ／＼の名に於て傳へられた事は極めてあり得べきである。従つて出雲征討が史實であるとすれば、實際此任にあつたものは此神の靈を奉戴した他の無名の英雄であつたとせればならぬ。紀の一書に齋之大人又は齋主神とあるのが其ではあるまいか。神武天皇御遭難の場合に於てもタケミカツチの神は實在人高倉下に託して神威を示したものである。——イハヒヌシ、タケミカツチ及フツの大神の項下參照。

フツヌシ(布都主)のカムタマ(神魂)の刀

釋 神武天皇が宇麻志麻治命に賞賜せられた神劍(舊)。亦の名佐士布都又は建布都又は豐布津神といふとある。建御雷神が神勅により高倉下の倉の頂から墜し入れた佐士布都神又の名布都御魂といふ大刀(記)のことであらう。此大刀は石上神宮に收められたとあり、石上神宮は物部氏によつて祭祀せられるから、其祖先が神武天皇より神劍を拜領し

たといふ傳説が生まれたものと思はれる。

フツル(布都留)の物部

釋 饒速日命供奉天物部二十五部の一(舊)。フツルは地名であらうが所在、語義を詳にせぬ。

フテミミ(布帝耳)の神

原 フト(大)ミミ(御身)の轉呼。

釋 スサノヲの命第四世の孫淤美豆奴神の配(記)。布怒豆怒神の女とある。フテミミは太御身の意で尊稱であるが、或は體軀偉大であつたが故に名を負うたのかも知れぬ。

フト(普都)の大神——フツの大神の項下參照。

フト(經迹)の物部

訓 延佳本に住迹とあらためてあるが、根據を明にせぬ。

釋 饒速日命供奉天物部廿五部の一(舊)。フトは地名であらうが所在を詳にせぬ。

フトコロ(懷)

原 ホ(秀)トコロ(處)の轉呼。

釋 ホト(秀所)が陰部の義に轉用せられたと同様に、大切な所をいふ意味を以て懷の義に轉じたものと思はれる。

釋 物部の布都久留大連を姓氏録に懷大連と書いたのは、音が近いから借りて用ひたので、太倉の義なることは其項下に述べる通りである。

フトシク(太敷)

されば懷をフツクロと訓むのはいはれないことである。

釋 太く敷くといふ意。タカシクと對立する語である(其項下參照)。敬語としてはフトシキマス又はフトシカスとも用ひる。此場合には天皇が國土を敷き坐す、即ち坐御せられる事をいふ。「宮柱の太シキマス」とつゞけて用ひたのは宮柱の太いことにいひかけたのである。

釋 (萬一) 秋津の野邊に 宮柱 フトシキませば(三六)

(萬二) 飛鳥の 淨の宮に 神ながら フトシキマシテ(三五)

(萬三) 神ながら 神さびせずと フトシカス 都をおきて(四五)

フトシリ(布刀斯里)、フトシリタテ(太知立)

釋 太く知るといふ意。「底津石根に宮柱太知立」(記)。「下津磐根に宮柱太知立」(祝詞)の如き慣用句に用ひられ、タカシリ(高知)に對する語である(其項下參照)。知るは本來柱の述語ではなく、宮柱の太きが如く國土を知るといふことであるから、フトシキともいふのである(前項參照)、萬葉、祝詞等には「立」の字をそへ、柱を立てる意味にのみ用ひたので其曖昧になつた。さりながら其は「宮柱太シク」といふ慣用句をかりて用ひただけで、シリには重きをおかず、「太ク立テ」と同義語と見なした後代の語法であるから準據とすべきではない。

釋 (記) 出雲傳説 於底津石根一宮柱布刀斯里、於高天原一氷椽多迦斯理而居是奴也

(祈年祭祝詞) 皇神ノ敷坐下津磐根ニ宮柱太知立、高天原ニ千木高知ヲ

皇御孫命ノ瑞ノ御舎ヲ仕奉テ

(萬三) 畝傍の宮に 宮柱フトシリ立てて 天の下 知らしめしけ



る〔四六五〕

フトタマ(太玉、布刀玉)の命

釋 天岩屋の祭事に與り、且天孫に供奉して天降した神〔記、紀〕。天太玉命といひ、忌部の祖神とせられた。秀出した神といふ意を以て名を負うたのであらう。

フトニ(賦斗邇、太瓊)の命(尊)

釋 孝靈天皇の御名〔記、紀〕。大ヤマト根子日子といふ冠稱を有せられる。フトニは大土の意で、瓊は借字である。——ニの項下参照。

フトノリト(大諄辭)、フトノリトコト(太祝詞事)

釋 フト、太は美稱、ノリト、ノリトコトは其項下に述べたやうに「宣ること」又は「宣ることの言葉」といふ意味である。

註 (神代紀) 乃使天兒屋命掌其解除之大諄辭而宣之焉 (大祝祝詞) 天津祝詞、太祝詞事ヲ宣

フトヒメ(太姫)の郎姫

釋 履中天皇の妃〔紀〕。鯉魚磯別王の女とある。

フトヒメ(布斗比賞、太姫)の命(皇女)

釋 敏達天皇の皇女〔記、紀〕。生母は伊勢の小熊子(又は菟名子)とある。

フトマニ(布斗麻邇、大占)

訓 紀一書八洲起原章下に大占此云「布刀麻爾」と訓註してある。釋紀に

師説として大占讀「太町」據「穴鉢」者也とあるのは俗説で論するに足らぬ。

釋 記に「フトマニにト相て」「イザナギの命及垂仁天皇の章下」とあり、紀にも天神以「大占」而ト占之とあるから、フトマニがト占の方法又は物件で、フトは太の意の美稱であることは疑はないが、マニといふ語は不明である。マネビ、マナビ(學)といふ語も之から出たものと思はれるが尙確言し得ぬ。

註 マニマニの義と解くものがあるが、マニは名詞に轉用せらるべき語ではなく、副詞として用ひられたとすればフトマニニとニを重ねる答がない。夙に廢語となつたのであるから、之を考證することは困難であるが、メラネシア語に神祕力を表示するマナといふ語があることを考へあはせる必要はあらうと思ふ。

フトマワカヒコ(太真稚彦)の命

釋 フト(太)は美稱、マはミ(御)に通ずる接頭語である。

釋 懿德天皇の後飯日媛の父〔紀一傳〕。記によればフトマワカは飯日比賣の一名とある(次項参照)。

フトマワカヒメ(賦登麻和訶比賣)の命

釋 懿德天皇の后〔記〕。亦の名を飯日比賣命といひ、師木の縣主の祖とある。

フトミミ(太耳)〔人〕

釋 天日槍の配麻能鳥、又は麻多鳥の父〔紀〕。前津耳とも前津見ともいふ。一傳には但馬出島の人とある。太御身の意で尊稱であらう。

フナ(鯉魚)

釋 和名抄に鮒ハ本草云鯉魚一名鮒魚、和名布奈とある。フは産地を意味する語で(其項下を見よ)、ナは魚の義であるから、養魚池の魚といふ意を以てフナと稱へたのであらう。

ふなあまりいかへりこむぞ〔歌詞〕

釋 フナは舟、樞に通ずる。舟即ち樞にあまつて歸り來むぞといふ意。イは接頭語である。

註 (輕太子の御歌) 大君を 島にはふらば フナアマリ イカヘリコム ヌ 我が覺ゆめ〔記〕

フナシワケ(鯉魚磯別)の王

釋 履中天皇の妃太姫郎姫及高鷯郎姫の父〔紀〕。其子鸞住王は讃岐國造及阿波の脚昨別の祖とある。出系は記されて居らぬが、讃岐の國造は景行天皇の御子神櫛皇子の後であるから〔紀〕、其子孫と思はれる。國造本紀には神櫛王三世の孫須賣保禮命が應神朝に讃岐の國造に任命せられたとあつて名が一致せぬが、一族にフナシ別と稱するものがあつたとともに解釋せられぬことはない。フナシは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

フナスエ(船居)——フナセの項を見よ。

訓 遣唐使時奉幣の祝詞に見え、從來フナスエと訓して居るが、フナスエといふ語は他に用例もなく且耳さはりである。恐らくは義によつてフナセと訓むのであらう。

フナセ(船瀬、船居)

訓 フナ(船)、セキ(塞)の約。——ウマセキをマセといふに同じい。

註 舟を圍ふ所である。——播磨國では今タンボと稱へる。

註 (萬六) 名寸隅の 船瀬ゆ見ゆる 淡路島〔九五〕

(同) 往かへり見れどあかめや名寸隅の船瀬の濱にしきる白波

釋 ナキスミは播磨國明石郡の地名で、——其項下を見よ——其地にある船塞といふ意である。此フナセは小原文書によれば天平年中行基菩薩の創設と稱せられ、類聚三代格貞觀九年の官符に、久しく損廢して居た魚住船瀬を修築せしめられたとある〔古義所引〕。式の遣唐使時奉幣の祝詞に

依ニ船居無テ播磨國ヨリ船乗テ使者遣サント所念行間ニ皇神ノ命以テ船居ハ吾作ト教悟給ヒキ教悟給ヒ那賀良、船居作給ヘレバ

とある船居もフナセとよみ、播磨とあるのは明石郡魚住の船瀬をいふのであらう。

フナセ(船瀬)の沙門ホフキヤウ(法鏡)

釋 持統朝の人〔紀〕。水田三町を給はつたとある。フナセ建立〔築港〕勸請によつて此名を得、且其功を以て賞賜せられたのであらう。

フナセ(船瀬)の足尼

釋 久自(常陸)國造〔舊〕。伊香色雄命三世の孫で成務朝に拜任したとある。久慈川のフナセ(前項参照)を名に負うたのであらう。

フナト(鯉魚戸)の直 (邊名)



孝徳朝の佛師(紀)。フナトは船處又は柩處(墓地)の意から出た地名であらう。山城の伏見にも船戸といふ舊地名があるといふ事である。姓氏録右京審別道祖史(百濟國王孫許里公の後)をフナトの史と訓むべきものとすれば、或は之と同氏であつたかも知れぬ。

**フナト(船戸)の神**

訓紀の一書の註に岐神此云三布那斗能加微とあり、他の一書には岐神の本號を來名戸之祖神といふとあるが、岐にフナト又はクナトの義のないことはチマタの神の項下に述べた通りである。

イザナギの神の禊の際杖から化生した神(記)。衝立船戸神といふとある。フナトは柩處即ち墓地の意で、衝立はツキタツと訓み築立の義である。之を杖の化生としたのはツキタツといふ語の縁によるものであらう。フナトは古昔聚落の入口に於て道路の分岐點に設けられたので、チマタ(岐)神と混同せられ、又チカヘシの大神一名サヤリマスヨミトの大神即ちサへの神ともまされ、外來の道祖神信仰を結びつけ、チカヘシの大神の神體なる石神をも取入れて一種奇怪な俗信を生んだのであるが、上代人の觀念には道祖神といふものはなく、チマタの神以下も亦各自性能を異にする別個の神であつたのである。——各其項下並にクナトのオホチの神の項下参照。

**フナノへ(船柩)**

神代紀國讓の章下に事代主神が踏三船柩一而避之とあり、船柩此云浮那能倍と註してある。船の縁の意で、へはへり(縁)の原語である。柩は和名抄にはフナタナと訓し、大船の旁板也とあつて、今の語でいへば側板である。之を歩行板とするは後代の舟の形から推しあてた

想像説に過ぎず、確實な根據のないことで、舷側にケツピングをつけたのは造船術がよほど進歩した後のこと、おもはれる。

**フナヒキ(船引)山**

播磨國揖保郡の地名(風)。天智朝國守道守臣が官船を此山で作つて引下したから船引と名づくところ。此記事に誤なくば、此時代の官船はまだ列舟を用ひ、山中で荒作りして目方を軽くした上、水邊に運搬したものである(日本古俗誌)。

**フナホ(船帆)の郷**

肥前國神崎郡の地名(風)。郡西三根川津に在りとあるが、今其地を明にせぬ。標註に糸山貞幹の説として三根郡船石村に同様の傳説のあることをあげて居る。風土記には景行天皇巡狩の時諸氏人等舉三落葉一船三帆三根川津に參集したから船帆の郷と名づけたと説明し、又御船の沈石四顆が残存し(高三尺乃至六尺徑四尺乃至五尺)、其二つは腹胎を祈り、他の二つは降雨に験があるといふ民譚をあげて居る。

舉落葉船帆の上の舉は誤字で、恐らくは落葉を縫うて船に帆をあげといふ意であらう。舊刊本舉落葉船帆と點し、栗田氏は葉は誤字で「村落を舉りて船に乗り」といふ意とした。

**フナホ(船穂)の足尼**

但馬(但馬)國造(舊)。彦坐王五世の孫で、成務朝に任命せられたとある。記によれば此王五世の孫多牟坂王は多遲麻國造の祖とあるが、多牟坂王と船穂足尼との關係は判明せぬ。或は異名同人であるかも知れぬ。

**フナメ(鯽魚女)〔人〕**

仁賢朝の民の婦(紀)。——ナニハのタマスリ部のフナメ及アクタメの項下参照。

**フナチカ(船丘)**

播磨國飾磨郡伊和里の地名(風)。大汝の神の難船傳説と關係があるのであらうが、脱文があつて之を明にし得ぬ。

**フヌツヌ(布怒豆怒)の神**

スサノハの命四世の孫淤美豆奴神の配布帝耳神の父(記)。ヌはネに通ずる敬稱で、フヌの語義は不明であるが、地名と思はれる。——備後國三次郡にも布努といふ郷名がある(和名抄)——フヌの君主といふ意味でフヌツヌと呼ばれたのであらう。

**フネ(舟)(槽)(楢)(柩)**

フはへ(容器)の轉呼。ネは接尾語で、ハ(羽)ネ、ヤ(尾)ネ、キ(杵)ネの如く一語音の語にそへて用ひられるものである。

容器の義であるが、特に木材を二つに割つて内部を刳りぬいた大型の容器を指稱するに用ひられ、舟、槽(水槽)の意に轉用した。柩をフネといふのも古昔舟形の柩を用ひたからであらう。隨書東夷傳に及葬置屍船上陸地牽之とあるのも之をいふものと思はれる。

**フネ(舟)氏マロ(麻呂)**

萬葉作家。大宰府の大判事とある。舟連の氏人であらう。

**フネ(船)の王**

萬葉作家。舍人親王の子で、淳仁天皇の御弟である。兄天皇廢立の際隱岐國に配竄せられた(續紀)。

**フネ(船)の史(連)**

欽明朝勅により船賦を數へ録し、船の長に任ぜられた王辰爾に給はつた姓(紀)。今の船連の祖也とある。連に昇格したのは天武十二年である(紀)。王辰爾は續紀四十卷木工頭百濟王仁貞等の上書によれば、百濟貴須王の孫辰孫王が應神天皇の御代召によつて入朝し、其子大阿郎王仁徳天皇に仕へ、其三世の孫を辰爾といふとある。姓氏録にも船連は大阿郎王三世の孫智仁君の後とあり、チニはシニ(辰爾)の音便で所説一致する。要するに百濟王の後なるが故に王を姓としたので、其名は辰爾又は智仁であつたのである。

**フネ(船)の史タツ(龍)**

推古朝の人(紀)。百濟僧道欣等應接の爲め、筑紫に派遣せられたとある。

**フネ(船)の史王辰爾**

欽明、敏達朝の人(紀)。船賦を授録する爲に船の長に任ぜられ、船史の姓を給はつた。後日高麗から烏の羽に墨を以てかいた國書を奉呈したとき、之を讀み得るものがなかつたが、辰爾は勅を奉じ、羽を蒸し帛に印して解讀したので名をあげたとある。應神朝に歸化した百濟王族王辰孫の曾孫である(姓氏録)。



フネ(船)の史王平

釋 推古朝の人(紀)。隋使接待に任じたとある。

フネ(船)の史エサカ(惠尺)

釋 皇極朝の人(紀)。蘇我の蝦夷が焼燬しようとした國書を取り出して奉獻したとある。

フハ(不破) [地]

釋 齊明朝百濟より貢進の捕虜唐人を收容した地(紀)。美濃國不破郡である。壬申亂に天武天皇は伊賀、伊勢を経て美濃に行幸せられ、此地を固めて近江軍を支へられた。

フハノモチクヌヌ(布波能母遲久奴須奴)の神

原 モチはムチ(貴)、ヌはマチ(真主)の轉呼、クヌヌはクニヌ(國栖)の音便であらう。

釋 大國主ノ神四代の祖(記)。八島七奴美神の子とある。フハは地名(所在不明)、ヌはネに通ずる敬稱であらう。即ちフハの貴國栖殿といふ意と思はれる。

フハヤ(布波夜)

原 ヒ(檜)ハ(葉)ヤ(屋)の轉呼か。

釋 檜葉で屋根(又は壁)を葺いた家といふ意であらう。

出 (須勢理毘賣の歌)あや垣のフハヤが下にむし袋にこやが下に(記)アヤ垣(其項下を見よ)を廻らした檜葉葺の屋根の下といふ意であらう。

う。アヤガキを綾絹の帷、フハヤをフハリとした絹夜具の意と解くものがあるが、上代生活を知らざる憶測といふべきである。

フヒト(史) — フミヒトの約。其項下参照。

フフミ(蒼)(銜)

原 フはホ(穗)の轉音。

釋 穗のやうに見えることをホホミといひ、蒼の義に轉用せられたのであらう。舍(銜)の意としたのは再轉と思はれる。其故にホホミ、フホコモリの如くも用ひられるのである。——各其項下参照。

出 (萬二巴あと思へかあじくま山のゆづる葉のフフマル時に風吹かずか) (萬二)うの花のさく月立ちぬほととぎす來鳴きとよめよフフミたりとも

フミ(蹶、踏)

原 フ(振の語幹)ミ(活用語尾)。

釋 振の原語はフで、理由はわからぬけれども古語では手を動かすことをフキ、——後手にフキツツ(神代記)——足を擧げることフミといふたものやうである。されば紀には蹶をもフムと訓し(垂仁紀、景行紀)、景行天皇が大空に蹶上げられた石を踏石といふとある。之をケ(ケエの約)と稱へるやうになつたのは後世のことであらう。ケエの原義は潰である。

フミ(書)の直(忌寸)

フミ(文)の忌寸ハカセ(博勢)

釋 持統九年多禰鳥視察に派遣せられた人(紀)。

フミ(史)氏オホハラ(大原)

原 史はフミヒト(フヒト)とも訓み得るが、これはフミ(文、書)の假字に用ひられたのであらう。

釋 萬葉作家。大宰大典とある。恐らくは文忌寸のカバネを畧したのであらう。史戸といふ部もある。其項下を見よ。

フミ(文、書)の首(忌寸)

釋 歸化人和爾吉師(王仁)の裔(記、紀)。天武十二年連に、同十四年忌寸に昇格(紀)。上記東文忌寸と區別する爲に西(河内)文忌寸と稱した(祝詞、令義解)。

フミ(書)の首ネマロ(根麻呂)

釋 天武天皇の舍人(紀)。

フミオヘル・アヤシキカメ(圖負神龜)

釋 萬葉集第一卷營三藤原宮之役民作歌に「フミオヘルあやしき龜も新代といつみの河に云々」とある(吾)。「吾」夏禹の故事龜負圖出洛水の直譯である。

出 神龜はカミナルカメといふ訓もあるが(元曆校本)、此ころはアヤ(原義イヤ)といふ語が既にアヤシの形に於て用ひられたと思はれるから、——アヤの項下参照——尙舊訓に従ふべきであらう。

釋 都賀直(阿知使主の子)の後(姓氏錄)。天武十年書直智徳が連のカバネを給はり、同十四年忌寸に昇格した(紀)。其結果次項和仁の子孫の

文忌寸と同稱呼となつたので、東文忌寸と稱へて區別した(祝詞、令義解)。文書を管掌したが故に此稱號を得たので、後記文首の外に姓氏錄に漢城人韓氏降徳之後と稱する文部といふ氏もある。

フミ(書)の直アガタ(縣)

釋 舒明朝の人(紀)。百濟宮及百濟寺造營の大匠を命ぜられたとある。

フミ(書)の直クスリ(藥)

釋 近江朝の人(天武紀)。東國の軍兵催促の爲め下向の途次不破に於て捕へられたとある。

フミ(書)の直チトコ(智徳)

釋 天武天皇の舍人(紀)。壬申亂の功により連に昇格した。

フミ(書)の直マロ(麻呂)

釋 孝徳朝遣唐使判官(紀)。古人皇子の謀叛に黨したとある。

フミ(文)の忌寸アカマロ(赤麻呂)

釋 持統九年賜贈贈位の記事が見えるが(紀)、其功績を詳にせぬ。

フミ(文)の忌寸ウマカヒ(馬養)

釋 萬葉作家。元正——孝謙朝の人で主税頭、鑓長官等を歴任したとある(續紀)。



フミシ(蹶石)野

訓 標註風土記にイシフミ、ケイシの二訓が與へてあるが、景行紀の訓の如くホミシ又は其原音フミシであらねばならぬ。地名辭書にはフミイシと訓して居るが、此場合のイは上のミに接せられるのが古語の正しい發音法である。

釋 豊後國直入郡の地名「風」。景行天皇柏峽の大野で野中の大石を蹶フミた。またたから蹶石野といふとある(ホミシの項下參照)。在三柏原郷中とあるが今所在を明にせぬ。

フミシマ(文島)の連

釋 物部氏第十一世眞標連の後(舊)。此氏は他書には見えぬ。

フミヒト(史)

原 フミ(文)の字音の轉、ヒト(人)。

釋 文書を掌る人といふ意から轉じてカバネとなつたものである。

フミヒトベ(史戸)

訓 戸を部と改めた本もある。

釋 雄略天皇の朝に定められた民戸(紀)。簿冊の管掌に任ずる職員を出す家といふ意であらう。姓氏錄には史戸は漢城人韓氏隆徳之後とあるが、其一家のみではなかつたのであらう。

歟 べは部の意なることはいふまでもないが、姓氏錄にも史戸とあるから必しも戸を誤字とすることは出来ぬ。歸化人が部の字を欲せずして、同訓なるが故に故意に戸の字を用ひたこともあり得る。

フム(書)の首—フミの首の項下を見よ。

歟 フミは文の字音フムの轉であるから、文は本初フムと發音したのであらうが、轉呼によりフミと稱へるのが普通であるから、フミのオヒトとして掲げた。

フムタ(札)

原 フム(文)、イタ(板)の約。

釋 字をかく板即ち簡札の意から轉じて廣く札状のものをいふに用ひられ、約してフダとも稱へられる。

フムヤ(文屋)のチヌマロ(智奴麻呂)の真人

釋 萬葉作家。智努王と同人で天武天皇の御孫である。孝謙朝文室真人の姓を給はつて臣籍に降つた(續紀)。後名を淨三と改め、文室朝臣とも稱へたやうである(公卿補任)。

フモダシ(絆)

原 ホダシの原語。シは活用語尾。

釋 萬葉集十六卷乞食者の歌(三六六)に  
馬こそは フモダシかくもの 牛こそは 鼻繩はぐれ

とある外には此語の用例はないが、ホダシをフモダシと訛つたものとは思はれぬのみならず、フムドシといふ形に於ては今も尙犢鼻褌をいふに用ひられて居るから、上古フムダといふ語幹が存したものとせられならぬ。

歟 和名抄に絆はホダシと訓し、釋名を引いて絆は半也、拘使三平行不

得二自一縱也とあるが、其は絆といふ字の説明で、ホダシの語義ではない。同書に鏡をカナホダシと訓し、字鏡にも鏡にホダシといふ訓を與へて居る所を見ると、ホダシの原義は拘束であつたとせればならぬ。アイヌ語のプムナダ(一緒又は同所の意)と源を同うするものであるかも知れぬ。

フユ(冬)

原 フル(古、舊)の轉。

義 古の原義即ち「經」といふ意で、年の暮れ行く季節をフユと稱へたのであらう。

フユキヌ(冬衣)の神

釋 フユは原義により舊を意味し、キは族名、ヌはネに通ずる敬稱であらう。

釋 大國主神の父(記)。スサノヲの命六世の孫で、天之冬衣神とある。天は美稱、舊系の紀族の貴人なることを意味するものと思はれる。

ふゆきのす 「歌詞」

釋 「冬木のやうな」といふ意。——ノスの項下を見よ。——カラ(枯)にかゝる枕詞である。

釋 (吉野の國主の歌) はかせる大刀 もとつるぎ 末ふゆ 冬木のす  
からかしたきの サヤサヤ(記)

フユコモリ(冬隠、冬木成) 「枕」

義 「冬籠」の意。

釋 春の枕詞。冬籠リハル(張)とかゝるのである。例

(萬二) 冬木成 春さりくれば(二六、一九)

歟 (萬七) 冬隠春の大野をやく人はやき足られかも吾が心やく  
成の字は盛の畧、若くは之に通はせて用ひたのであらう。

フラバへ(布良婆閉)、フラフ(觸經)

訓 觸經はフラバフと訓しても差支はない。

釋 フル(觸)の進行格がフラフで、フリ(觸)にハへ(延)を結合したものがフラバへである。——源氏物語にはフレバヒ、フレバハセの如く、四段に活用して居る。

釋 或る時間に互つて觸れて居ることをいふ。

釋 (三重采女の歌) 上つ枝の 枝のうら葉は 中つ枝に 落ちフラバ

へ 中つ枝の 枝のうら葉は 下つ枝に 落ちフラバへ(記)

ふりさけ見れば 「歌詞」

釋 フリはフリハヘテの如くも用ひ、「ウチ見る」などいふウチと同様に一種の接頭語である。サケミルは見サケともいひ、見放即ち「見やる」といふ意である。

釋 (萬二) 天の原フリサケミレバ大君の大御いのちは長く天足る

フリヒメ(振媛)

釋 繼體天皇の御生母(紀)。垂仁天皇七世の孫とある。釋紀に引用した上宮記によれば、垂仁皇子磐衝別命の後で、キハチ別(國造本紀に石城別とあるにあたる)、イハコリ別、マツカ別、アカハチ君を経て、チハチ



君に至り、余奴臣の祖阿那爾姫を娶つて布利姫を生み、此姫は三國の坂ノ井の縣に居住せられたとある。名の義は不明であるが、フリは美稱であらう。

フル(布留)の連

天武十三年宿禰に昇格「紀」。姓氏錄によれば天足彦國押人命七世の孫米餅搗大使生命の男木事命の子市川臣といふものが石上神宮の神主となり、物部首とも名乗つたが、天武朝布留宿禰と改めたとある。案ずるに石上振神社は物部氏の氏神であるから、市川臣は母系によつて物部氏を冒したので、其父コゴトもまた其名から推測すると祠官であつたものと思はれる。——コゴトの項下参照。

フル(振)山(河)

石上布留御魂社のある地の山河。萬葉集には「少女等が袖フル山」巻四、「石の上袖フル河」巻三などと用ひられて居る。ッテ(袖)はフルの縁によつて進枕詞に用ひられたものである。

フル(振)のタムケ(田向)の宿禰

萬葉作家。フルの宿禰家の人で、タムケ(手向)は名であらう。祠官なるが故に此やうな名をつけたものと思はれる。

フルアキ(古開)——フルサキの項下を見よ。

フルエ(舊江) [地]

和名抄越中國射水郡古江郷とある地。今其地は存して居らぬが、萬

葉集十七卷家持の布勢水海の歌に此海者在射水郡舊江村一也とあるから、同湖畔の地なることは明で、同人の逸塵の歌によれば、多古島と違からぬ地であつたやうである。——タコの島の項下参照。

フルクマ(振熊)——タケフルクマの項下を見よ。

フルコロモ(古衣) [枕]

ウツ(褌)及マツチ(亦打)の枕詞。例 (萬二) 古衣打棄てし人は秋風の立來る時に物思ふものぞ (萬三) 古衣 又打の山ゆ かへり來ぬかも (四) 第二の例は古い衣を解き洗うて之を搦つといふ意で、マツチ(マタ、ウチ)の約にいひかけたのであらう。次の歌が之を證する。 (萬三) 様の衣とき洗ひ又打山古人には尙しかずけり

フルサキ(古開、古關)

訓 從來古開の字についてフルアキと訓して居るが、同じ神を同じ書(延喜式)に古關としてある所を見ると、兩者ともにフルサキ(セキとサキとは音通)の假字とせればならぬ。 大和國葛野郡平野神社の祭神四座中の一柱(延喜式)。フルサキは古佐紀で、大和國添下郡佐紀郷(和名抄)の舊地といふ意であらう。此地にある佐紀神社(神名帳)を山城の新都へ勧進せられたことをいふものと思はれる。

此神を平野に勧進したのは桓武天皇の外祖母大枝氏の氏神なるによるとする説(伴信友)を可とする。大枝氏は土師宿禰の一族で、世々大和の菅原(今伏見村)に居住した。佐紀は菅原の隣村であるから、大枝

氏が此神を崇信したと推定することは決して不當ではない。——古開をフルアキと訓んで色々説をなすものがあるが、論ずるに足らぬ。

フルチ(古市)の郡

河内の地名(雄略紀)。和名抄に河内國古市(不留知)郡とある地。今南河内郡古市町附近である。

フルチ(舊市)邑

和名抄河内國古市(不留知)郡古市郷。日本武尊の靈が白鳥と化して大和の琴彈原から飛來したので此地に陵墓を築いたとある(紀)。——記には河内の志幾の事とせられて居る。——白鳥陵は今も古市町(南河内郡)に其遺跡を存して居る。

フルチ(古市)のクロマロ(黒麻呂)

高市皇子の從臣(天武紀)。出身地名を苗字としたのであらう。

フルチ(古市)のタカヤ(高屋)の丘

安閑天皇の御陵(紀)。上記河内國古市で、神名帳にも古市郡高屋神社とある地である。陵の遺跡は今も古市町にある。

フルネ(振根)

原フル(舊)ネ(系)。——ネの項下参照。

崇神紀に出雲の豪族出雲振根といふ人名がある外には用例は見えぬが、フルネはスクネ(宿禰)、オホネ(大禰)と同じく一種のカバネで、新系に對する舊系の義であらう。

出雲振根は朝命に抗したが故に誅戮せられ、大國主系統は滅びて、天穗日命の系統(多分新系とよばれたのであらう)のみが榮えた。大國主神の祭祀が一時中絶したのも「崇神紀」之が爲とせればならぬ。出雲國造神賀詞は其以後に作られたものである。

フルノミタマ(振魂)の尊

神代第七世偶生天神の一柱(舊)。前玉命及天忍立命の父とある。神名帳に石上布留御魂神社とある神のことであらうが、劍の靈フツのミタマと混同せられた形跡がある。

フルヒト(古人)の皇子

舒明天皇の皇子、生母は蘇我の法提郎女(紀)。大兄皇子とも、古人大兄皇子とも、或は古人大市皇子ともいひ、吉野に居られたから吉野太子ともいふとある。天智、天武兩天皇の異母兄であるが、皇位繼承の争の爲に謀叛の罪を負うて孝徳朝に殺害せられた。フルヒトと呼ばれたのは布留氏が奉仕したからであらう。

フルヒト(古人)のオホエ(大兄)の皇子

上記古人皇子のことである。舒明天皇の長子であつたから大兄と呼ばれたのであらう。

フルヒト(古人)のオホチ(大市)の皇子

上記古人大兄皇子のことである。オホチは大市の意で、大兄と同義語。——仲子をナカチといふことを考へあはすべきである——大市は借字であらう。



フルヤ(古屋) [地]

萬葉集十六卷に

虎にのりフルヤをこえて青淵に鯨龍取り來む劔刀もが  
とある。紀伊國日高郡切目河畔にある古屋といふ地——今切目川村大  
字古屋——のことであらう。又神樂採物の歌中「劔」を詠じたものに  
いそのかみフルヤをとこの太刀もがなくみの緒しててみや路かよ  
はむ

とあるのは布留社をいふものゝやうである。此社は刀劔を神寶とし、  
五十瓊入彦命が千口の太刀を献ぜられたといふ古事もあるのである。  
フルヤと稱へたのはフルミヤが促まつたであらう。フルミヤトコは  
太刀佩の伴の男子のことではあるまいか。同じ採物の歌のうちにも、  
「或説」として「くみの緒しててあそべたちはき」とある。——タチハキ  
への項下参照。

へ [原語]

容器を意味する語で、ケ(筥)に對立し、形状大小の如何に拘はらず、  
極めて廣く用ひられた。

古書には釜及瓮の字をあてて居るが、釜は盆、瓮は甕の意で、への一  
種類を表示するに過ぎぬ。右の外への結合語は其々別の漢字を以て表

示せられる。例

カナ(金)へ (釜、鼎)  
ニ(土)へ (塙、甌)  
ナ(食)へ (菴、菴)

イ(家)のへも亦此語から出たもので、器を作る土即ち粘土をハニ、  
水入をモヒといふやうに、ハ、ヒとも轉音し、又フネといふ語を派生し  
た。——各其項下参照。

へ(排) [原語]

原排(韓音ペ)、卑(韓音ビ)の字音と同一語原から出たのであらう。

原形に於てはへ(屁)の意に用ひ、又屎へ(大祝祝詞)の如く活用せら  
れたのみであるが、ハ、ヒと轉音し、接尾語をそへて色々の意味に用  
ひられる。

鼻ヒリ、屁(屎)ヒリ、鼻ヒシのヒが此語の轉呼であることはいふまで  
もなく、鼻を支那語でヒといふのも無關係ではあるまい。邦語ハナ  
(鼻)も或はヒネ(ネは接尾語)の轉呼であるかも知れぬ。ヒキ(卑、低)  
のヒも同語らしく、ハク(吐)、ハナチ(放)のハも之から出たものゝやう  
である。

へ(方)(邊)(縁) [原語]

オキに對立して左右、遠近の一方(右、近)を表現する原語であるが、  
方向及縁邊の意にも轉用せられる。

原意に於てはオキツ權、へツ權、オキツ鏡、へツ鏡、オキツ渚、へツ渚  
の如く用ひられ、又ハと轉音してはオク(奥)山に對しハ(端)山などい  
ふ。邊の意としてはヒとも轉呼せられ、ウネビ(畝火)、ハマビ(濱備)の

如き用例がある。へタ(畔)、へリ(縁)、ハシ(端)が此語の派成語なるこ  
とは勿論である。

へ(經)(綜) [動]

原フ(經)の轉呼。

經過の意を以て下二段に活用せられることの外、織布作業に於て經  
線の間に緯線を通すことをもへ(綜)といひ、轉じて其器具をもヒと稱  
へた。——ヒ(梭)の項下参照。

へ(重)(隔)

原フ(節)の轉音であらう。

節の形状から重及隔の義を生じたものと思はれる。へダチ(隔)、へ  
ナリ(距)といふ語も之から出たのであらう。

へ(部)

原メ(群)の轉音。——ムレ、ムラも亦メから分化したのである。

群の義であるが、特に部曲を意味する。——往々村と同義にベ(部)  
を用ひることがあるのは原義によるものである。

上代の社會集團中血族的結合にあらざるもの、就中職業的團體をベ  
(部)と稱へた。物部、忌部、刑部、玉作部、田部の如きが其である。

へ [原語]

ベシ(可)の語幹で、「當然」といふ意である。單獨に用ひられた例は  
ないが、次の如き語を派成した。  
ウベ又はムベ(宜)——ウ(ム)は「大」の義であるから「大に然るべし」

といふ意になる。

ナベ(助語)——ナは助語ノと同語である(ナベの項下参照)。  
ア(敢)——アは接頭語(アへの項下を見よ)。

ベシには可、宜、當、應等の漢字をあてるが、本來支那には之に相當す  
る語がないので、マサニ(應)、アタル(當)、ヨロシ(宜、可)の如き字を  
かりて表現したのである。——語法要録参照。

へイエイ(平榮) [人]

萬葉集十八卷家持の歌(四八五)の詞書に東大寺の使僧とある。

へキ(幣岐)の君

原ヒキ(日置)の轉呼。

大山守命(應神皇子)の裔(記)。姓氏錄右京皇別に日置朝臣は大山守  
王の後也とある。日置は氏族稱呼から轉じた地名で、諸國にあるが、  
同族に尾張の地名を稱號とする土形君、榛原君もあるから、へキも亦遠  
江の地名であらう。今も同國小笠郡比木村といふ名が残つて居る。

へキ(日置)部

原ヒキ(日置)部の轉呼である。——其項下参照。

へグヒ(戸喫)

原ヒ(火)クヒ(食)の轉呼。

火喰即ち火で烹炊したものを食することはいふ。

男神の迎を受けたイザナミの命は時すでに遅く、ヨモツヘクヒ(黄泉  
戸喫)したといはれたとある(記)。紀に食泉之竈とあるのは意譯で、



冥界の火で煮たものを食うたといふ意であらう。上代は食物を生のまま攝取することも稀ではなかつたので、生食に對し火食といふ語があつたのであるが、不淨の火を用ひることを忌んだものゝやうである。其故にヨミの火食をしたから、再びウツシ國にはかへれぬといはれたので、字についてへを籠の義とするのは誤である。——ヘツヒの項下参照。

ヘグリ(平群) [地]

群をクリとよむのはナ行とラ行とが相通するからで、ことにンガリになる例が多い。

原へ(邊)クニ(國)の轉呼。

和名抄大和國平群(倍久里)郡。今生駒郡の一村として其名を留めて居る。大和の西邊に位するからヘクニと稱へられ、ヘグリと訛つたのであらう。

思邦歌 命の またけむ人は たたみこも ヘグリの山の 白かしの枝を うすにさせ此の子(紀)

(萬三)八重疊 ヘグリの山に 四月と 五月のほどに(三六五)

ヘグリ(平群)の朝臣 (缺名)

萬葉集十六卷に穗積の朝臣と戯歌を贈答したとある人。聖武孝謙兩朝に仕へた平群朝臣廣成(續紀)のことであらう。——ヘグリの臣の項下参照。

ヘグリ(平群)の女郎

萬葉作家。平群朝臣家の人であらう。

ヘグリ(平群)の臣

建内宿禰の子平群の木菟宿禰の裔(記)。天武朝朝臣に昇格(紀)。

ヘグリ(平群)の臣 (缺名)

孝徳朝の不正官吏(紀)。

ヘグリ(平群)の臣ウシ(宇志)

推古朝の人(紀)。後の新羅征討軍の副將。

ヘグリ(平群)の臣カミテ(神手)

神は舊訓イとあるが、釋紀にはカミと訓せられて居る。崇峻朝の人(紀)。蘇我馬子の黨人。

ヘグリ(平群)の臣コビト(子首)

天武朝の人(紀)。史書編纂を命ぜられ執筆したとある。

ヘグリ(平群)のツク(都久、木菟)の宿禰

建内宿禰の子(記)。平群臣、佐和良臣、馬御織連等が祖とある。大和の平群に居住したから其地名を負つたので、ツクといふ名の由来については、仁徳天皇と同日に生まれ、瑞祥を取かへたといふ傳説がある(紀)。應神朝兄弟三人共に韓地に出征し、住吉仲皇子叛亂の際履中天皇を助けまゐらせたとある。

ヘグリ(平群)のフムヤ(文屋)の朝臣マスヒト(益人)

萬葉集第十二卷に見える人名。東大寺文書にも名が見え、聖武朝の人であるが傳を詳にせぬ。平群朝臣の一支であらう。

ヘグリ(平群)のマトリ(眞鳥)の臣

雄略朝の大臣(紀)。木菟宿禰の子とある。武烈朝朝諱を得て子館と共に誅せられた。マトリは名(其項下参照)。

ヘサカル(邊疎)神 —— オキサカル神の項下参照。

ヘソ(縷、綜麻)

和名抄卷子(問答所傳續麻圓卷名也、和名ヘソとあるが、語義からいへば、へ(經)ソ(麻縷)であるから經線であらねばならぬ。

歐塵袋卷八にあげた常陸國記の伊福部神話に、續麻を俗云係蘇とあり、假名でヘソチともかゝれて居るから、係蘇はヘソと訓むのであらうが、係は誤字ではあるまいか。

ヘソガタ(綜麻形)

萬葉集第一卷に「綜麻形の林のさきのさ野榛の衣につくなす眼にく我が夫」とある。ヘソガタは林の形容とも解釋し得られるが、或は地名であるかも知れぬ。「三輪山をしかもかくすか云々」とある歌の返歌としてあげてあるので、後記三輪山神話と結びつけて、其と同地とするものもあるが、此歌が返歌とは思はれぬことは左註にも明記した通りで、閉蘇紡麻が三勾残つたといふ傳説を其儘受け入れるとしても、其縁によつてヘソガタといふ名を生じたとも考へられぬことである。——近江の栗太郡にもヘソ(縷)といふ村があるが、此ヘソガタとは關

係はあるまい。形容語と見るを可とする。

ヘソノチ(閉蘇紡麻)

ヘソチとも訓み得るが、尙助語ノを挿入する方がよい。

ヘソ(經線)に用ひるチ(紡麻)といふ意。

三輪山神話(崇神記)に夜のみ通うて來る男の素性を知らむが爲に、女の父母がヘソノチを針に通して衣の裾にさし置けと教へたといふ話がある。ヘソは和名抄によつて卷子とも解せられぬことはないが、こゝで長い糸をいふ爲に特にヘソといふ語を用ひたのであるから、尙經線と見る方がよい。

ヘタ(邊多)

原々は接尾語。

單に「邊」といふ同じい。端をハタといふと軌を一にする。神代紀にも邊をヘタと訓し、中國地方では今もヘタの方などいふ。——への項下参照。

(萬三)近江の海ヘタは人知る沖つ波君をおきては知る人もなし

ヘダチ、ヘダシ(隔)、ヘナリ(距)

ヘダチはへ(隔)タ(方)チ(活用語尾)で、ヘナリはヘダリ(隔在)の轉呼であらう。——タ、ナは相通である。

ヘダチは距、隔の意の動詞であるが、後世はヘダテ(他動詞)、ヘダダリ(自動詞)の形に於て用ひることを例とする。又ヘダシ(隔爲)といふ語もあつたらしく、後記東歌に其用例がある。右の外古は行動を表現する爲にヘダリといふ語を用ひたものゝやうで、ヒダリ(左)といふ語



を派成し、又ヘナリと轉呼して用ひられた。

〔萬四〕水門のや蘆が中なる玉小菅刈り來我がせ、床のヘダシに  
〔萬四〕一重山隔成れるものを月夜よみ門に出立ち妹が待つらむ  
〔萬七〕路は遠けど 關さへに ヘナリてあれこそ〔元七〕

ヘツカヒベラ(邊津甲斐辨羅)の神——カヒベラの神の項下を見よ。

ヘツカフ〔動〕

〔萬葉集四卷に〕絶といへばわびしめせめど焼太刀の隔付經ヘツカフことは幸サキ也音君ヤナギ〔六〕とあり、又七卷に「ことさかば沖ゆさかなむ湊より邊著ヘツカ經時にさくべきものか」とある。ヘツカフはヘツククの進行格で、俗語にヘバリツクといふが如く、直とつくことをいふ。七卷の歌は之に岸邊につく意をかけたものである。

ヘツナギサビコ(邊津那藝佐毘古)の神——オキツナギサビ

コの神の項下を見よ。

ヘツなみ〔枕〕

〔釋〕邊ツ波の意。ソ(磯)の枕詞。ソ(其)にいひかけて用ひられた。  
〔八千矛神歌〕沖つ鳥 むな見るとき はたた肝 これはふさはす  
ヘツナミ そにぬぎ棄て〔記〕

〔歌〕此枕詞を用ひたのは上に沖つ鳥といふ語があるから、之をとりあはせたのである。枕詞といふものはすべて此類の修辭で決して無意義の措辭ではないのである。

ヘツヒ(竈)

〔釋〕へは容器の總稱。——其項下參照。——竈もまた一種のへであるから、其火をヘツヒといひ、轉じて竈其もの、義となつたのである。

〔神樂小前張〕豊ヘツヒ み遊びすらし 久方の 天の河原に  
琴の聲する ひざの聲する

〔釋〕ヘツヒの遊は竈神の祭事の意で、續紀天平三年正月の項下に神祇官奏庭火御竈四時祭祀永爲三常例とあるのが始であらう。——ヒザの聲するは膝を打つて拍子をとることをいふ〔宜長〕。

ヘヒト(食封)

〔原〕へ(部)ヒト(人)。

〔釋〕孝徳紀に部曲之民及處々田庄を廢し、改めて食封を給ふとあつて、食封にヘヒトと訓してある。此訓を正しいものとすれば部人の意と解せばならぬ。食封はあて字であらう。

ヘヒト(戸口)

〔釋〕孝徳紀、持統紀に戸口はヘヒトと訓せられて居る。

〔釋〕孝徳朝里長及坊令を置いて戸口按檢を掌らしめられた〔紀〕。——戸令にも同様に規定せられて居る。——上記食封の意のヘヒトとは同音別義で、一戸の人口といふ意なることは勿論である。

ヘフタ又はヘフムタ(戸籍)

〔原〕へ(家)、フム(文)、イタ(板)の約。フムタの項下を見よ。

〔釋〕家は單獨ではイへといはればならぬが、原語はへ(容器)——イは接

頭語——であるから、他語と結合して用ひる場合には戸の義と了解せられるのである。フダ(フムタ)は簡札の義である。

ヘミノヒレ(蛇比禮)

〔釋〕蛇を讓ふ護符。——ヒレの項下を見よ。

ヘラサカ(幣羅坂)

〔釋〕崇神朝大彦命が越の國へ發向の途中稚少女の歌を聞いた山城の一地點〔記〕。木津の市坂の舊名である。ヘラはヒラ平の轉呼らしく、紀の一傳には平坂と記されて居る。

ヘロベ(弊路辨)の鳥

〔釋〕齊明朝阿倍臣肅慎征伐のとき、夷人弊路辨の鳥に據つたとある。所在不明。紀の分註に弊路辨、度鳥之別也とある。

ベンキ(辨基)〔人〕

〔釋〕萬葉作家。左註に春日藏首之法師名也とある。

ベントウ(辨通)〔人〕

〔釋〕持統朝遣新羅使に擬定せられた學問僧〔紀〕。後小僧都に任せられた〔釋紀〕。

ベンシヤウ(辨正)〔人〕

〔釋〕孝徳朝白雉四年の遣唐僧〔紀〕。養老元年小僧都に任せられたとある〔續紀〕。

ほ

ホ(穂)(秀)

〔釋〕穂、秀いづれを原語とするか不明であるが、いづれにしても卓出を意味する。

〔釋〕獨立して用ひられる。との外に秀の意に於てはほとも轉呼せられ、イデ(出)と結合してヒデ(秀)、ホテ、ホツ(秀出)となり、ホテは音便によつてハツ(初)、フト(太)と轉じ、又結合により多くの語を派成した。ホコ(矛、秀子)、マホ又はマホラ、ホト等が其例である(各其項下參照)。

〔歌〕ハ行の音がヒ(芽、胤)、ホ(穂)、ハ(葉)等の義に用ひられることは注意すべきである。

ホ(穂)の國造

〔釋〕穂は借字、秀の國の意であらう。

〔釋〕ホの國は和名抄に參河國寶飯(穂)郡とある地。後世誤つて寶飯とかき、ホイと稱へるやうになつた。國造本紀によれば生江臣祖葛城襲津彦四世の孫菟上足尼といふものが雄略朝に拜任したとある。

物部氏八世騰宿禰の妻の父で三河穂國造美已止直とあるのは次項穂別のことである。

ホ(穂)の別



丹波の道主王(開化天皇の御孫)の子朝廷別王の後(記)。上記の物部の膳昨の妻の父を三河穂國造美已止直とあるのは、ミカト別の轉訛と思はれるから、此別は國造とも名乗つたのであらう。

ホアカリ(火明)の命

ニニギの尊の御子(紀)。記の火照命にあたるもの、やうであるが、火照命は隼人の祖とあり、紀には隼人の祖は火闌降命とある。紀の一書に火盛時生誕せられたとも、火初明時生まれたともあるから、名の義は字の通りであらう。後記大汝命の兒といふ火明命(播風)、ニニギの命の兄皇子の天火、明命(記、紀一書)とは別神である。—アメのホノアカリの命の項下参照

ホアカリ(火明)の命

大汝命の兒(播風)。父に棄てられたことを憤つて風波を起し、父の船を顛覆せしめたとある。上記ニニギの命の御子の火明命とは別神であるが、名の所由は判明せぬ。—オホナムチの命も出雲の大己貴命とは別神である(其項下参照)。

ホカ(外)

ホ(秀)カ(所)、即ち顯出した所の義から轉じて専ら内に對する外の意に用ひられるやうになつた。

ホガヒ(壽)、ホガヒヒト(乞丐)

ホガヒはホギ(祝)、ハヒ(活用語尾)の約。—次項参照。  
酒樂(紀)、大殿祭(祝詞)の如く祝壽の意であるが、之を職とするもの、稱呼にも轉用せられ、又ホガヒによつて食を乞ふものをもホガヒヒトといふやうになつた。靈異記には乞丐に此訓を與へ、和名抄に揚氏漢語抄を引いて、乞索兒は保加比比止とあり、萬葉集十六卷の乞食者もホガヒヒトと訓せられて居る。

ホギ(祝)

ホ(秀)ギ(活用語尾)。  
ホメ(秀見)が賞美の意となるやうにホギは賞美することをいひ、轉じて祝福の義ともなり、神に稱辭を奏するもの、即ち司祭をもホギ(祝)といふやうになつた。

次の例の如くホギの形に於て用ひられることの外にホガヒ(ホギ、ハヒ)とも活用せられ、またコトホギ(壽)——コトアキは其訛——などいふ語をも派成したのである。  
(神功皇后の御歌) 神ホギ ホギくるほし 豊ホギ ホギモトホシ  
〔記、紀〕

ホキ(法吉) [地]

出雲國島根郡の郷名(風)。—今八束郡法吉村である。—神魂命の子宇武賀比比賣が法吉島に化して飛び渡つたから此名を負うたとある。法吉は擬聲語で鶯であるといふ説があり、今もウグヒス谷と稱する地點が存するといふことであるが、此名の地は諸國にあるから、此説明は通りぬやうである。恐らくはホギ(祝)が居住したから名を負うたのであらう。—前項参照。

ホギウタ(本岐歌)

仁徳朝鷹が卵を産したこについて建内宿禰が琴にあはせて奏した「汝が御子やつひに知らむと鷹は子産らし」とある歌を本岐歌之片歌也とある。ホギウタは祝歌の意で樂曲の名、片歌は一半の歌の意。—其項下参照。

ホクラ(神庫)

此云三保玖羅と註してある。  
原 此云三保玖羅と註してある。  
原 秀出た倉といふ意味を以て神寶を藏する神庫をホクラと稱へたのである。ホクラと轉音して今では祠といふ字をあてて、ホクラに神殿の意味のないことは其語原により自ら明である。  
原 (垂仁紀) 神之神庫 隨樹梯之

ホコ(矛、梓、稍、槍)

ホ(秀)コ(木)の意で、長い木桿の義から轉じて矛尖を備へた兵器をいふにも用ひられたのである。  
原 上代人がホコを挑へたのは兵器としてのみではなく、杖と同様に靈異の力があると信ぜられたもの、やうである。天のヌホコ(記、紀)、茅纏之稍(紀)、ヒヒラギのヤヒロ矛(記)、ヒロ矛(紀)等の如きは其例である。—各項下を見よ—又原義により木桿の意に用ひた例は次の通りである。  
(垂仁紀) 緩八綬、矛八矛  
(萬云) いげかみの力士(餅)かしらさぎのホコくひ待ちて飛びわた

らむ

ホコ(矛、槍)

矛、槍は借字で、ホ(秀)コ(子)の意。彦と同じく敬稱として人名にそへて用ひられる。例  
八千矛の神  
天日矛(天日槍、海槍槍)  
伊弉縣主五子迹手の祖日矛

ホコヤホコ(矛八矛)

垂仁朝タヂマモリは當世國から緩八綬、矛八矛の香果を持ち歸つたとある(記)。—紀には八竿八綬と記されて居る。—此ホコは上記の如く木の桿の意で、運搬に用ひたもの、やうである。即ち綬(ツル)で縛り、ホコ(矛)で擔うたのであらう。—内膳式に梓桶十枝などあるのは枝付の桶をいふものであらうが、其は後日の轉用で此場合にはあたらぬ。紀に八竿とあるのを見ても、八枝の意と解することは困難である。

ホコユケ(矛由氣、弄槍)

記の神武天皇の章下に道臣命と大久米命とが握三横刀之手上ニ矛由氣矢刺て兄宇迦斯をおひ立てたとある。崇神紀の五十瓊敷入彦命の夢物語にも八廻弄槍とあるのを、ヤタビホコユケと訓してあるから、矛を振り廻すことをユケというたものと思はれるが、他に用例はない。或はイ(射)の派成語で突き出すことを上古イケといひ、音便によつてユケとも稱へたかも知れぬ。



ホコリ(誇、矜)

原 ホキ(壽)、チリ(居)の約。  
釋 「祝福して居る」といふ意から轉じて自信、自負の意味に用ひられるやうになつたのであらう。ホコラヒ(ホコロヒ)とも活用せられる。  
出 (萬葉)しかとあらぬ 鬚かきなで、 吾をおきて 人はあらじと  
ホコロベト(八雲)

ホサキ(祝)

原 ホ(秀)サ(幸)キ(活用語尾)。  
釋 祝き幸はへるといふ意。紀には祝の字に此訓を用ひて居る。  
出 (神代紀) 天兒屋根命則以 神祝祝之

ホシ(星)

原 ホ(火)シ(石)。  
釋 天上無數の光點を石と見、あかく耀くこと火の如くなるが故に、火石即ちホシと稱へたのであらう。

ホシ(欲) [形] ホリ(欲) [動]

原 ホ(秀)シ(形容語尾)。リも亦活用語尾である。  
釋 ナ(愛)の意からナシ(惜)といふ語が出たやうに、ホ(秀)シ(爲)が欲求の意を表示するやうになつたのであらう。ホリは其動詞形である。

ホシカハ(星川) [地]

釋 和名抄に大和國山邊郡星川(保之加波)といふ郷名があるが、其遺跡

を詳にせぬ。名の義は秀石即ち佳石を産する川といふことで、谿流の名から轉じて地名となつたのであらう。

ホシカワ(星川)の臣

釋 上記星川里の豪族。波多八代宿禰(建内宿禰の子)の裔とある(記)。天武十三年朝臣に昇格(紀)。姓氏録によれば敏達朝居住地によつて星川の姓を給はつたとある。

ホシカハ(星川)の臣マロ(麻呂)

釋 天武九年卒去(紀)。壬申の年の功によつて大紫位を贈られた。

ホシカハ(星川)の皇子(王)

釋 星川の稚宮皇子のことである。——次項参照。

ホシカハ(星川)のワカミヤ(稚宮)の皇子

釋 雄略天皇の皇子、生母は吉備の稚媛(紀)。清寧朝亂を起して誅せられた。上記山邊郡星川に所縁があつて名に負はれたのであらう。

ホシクラ(星肆)の里

釋 播磨國神前郡の地名(風)。星の出るまで狩くらしからホシクラといふとあるが、甚苦しい説明である。乾倉の意ではあるまいか。

ホスセリ(火須勢理、火闌降、火酢芹)の命

釋 紀には火闌降此云三衰能須素里と註し、姓氏録には富乃須佐利命と假字書してあるが、スセリ、スソリ、スサリは通音で、助語ノの有無は

意義に關係はなく、いひ慣はしによるものである。

釋 ニニギの尊の御子(記、紀)。御母木花開耶姫の御分媿並に所生皇子の御名に因む有名な産屋傳説があるが、記、紀の諸傳少しづつ相違がある。此御子についても記には産屋に火がついてから第二番に生誕せられたとあり、紀の本文には始起煙ノ末から生れ出たたとある外に、烟初起時、又は火炎盛時の生誕とし(紀一書)、或は全然此名をあげぬ傳もある(紀一書、舊)。恐らくはスセリの語義が不可解になつた爲に異説を生じたのであらう。火進命又曰火酢芹命と記したのもものである。あるが(紀一書)、ススミとスセリとが同義でないことは勿論である。案ずる木花開耶姫は汚名をきせられたことを憤慨して産屋に火をつけられたが、天神の御胤であることがまぎれもないので、火もよく之を燒き得ず、消滅したといふのが原傳説の筋で、記に火照、火スセリ、火折と順序が立てあるやうに、紀に闌降と譯してあるやうに、火がスサル(退)ことを意味したのであらう。スサル(スセル、スソル)の語原はスズで、遡巡の意である。——其項下参照。

ホセキ(防、距) [動]

原 ホ(掘)セキ(塞)か。  
釋 塞グと同原の語であるが、一步進んだ行爲をいふものゝやうである。據を掘つて來襲者を塞ぐといふ意から生まれた語であらう。音便によりフセギ(防)、フサギ(塞)とも轉用せられる。

ホセリ(臨睨) [動]

釋 紀一書に忍穗耳尊が立千天浮橋而臨睨之とあつて、臨睨にホセリと訓してある。他にも睨、瞻望をホセリ(神武紀)、廻望をホセ(同)、

望拜をオホセ(景行紀)と訓した例があるから、オホセ若くは其類似音で睨を意味する語があつたのであらうが、夙に廢語となつて今之を明にし得ぬ。或はホソ(細)から出た語で、スキ見をすることを意味したのではあるまいか。オセリ(チセリ)は其音便とも解せられる。

釋 篤胤は俗語のホセリも此語の名殘であるといふた。或は然らん。

ホリ(臍)

原 ホト(秀所)の轉か。  
釋 和名抄に臍、臍和名ホソ、俗へッ腹孔也とある。恐らくはホトの轉呼であらう。——其項下参照。

ホリカハ(細川)山

釋 ミナブチ(其項下参照)の里の一部分で、皆淵の細川山ともいうた。今も高市村に細川といふ大字が残つて居る。

釋 (萬七) 南湖のホソカハ山にたつ眞弓ゆづかまくまで人に知らえじ(萬九) うち手折多武の山霧しげみかもホソ河の瀨に波のさわける

ホソキ(曼椒)

釋 皇極紀に曼椒をホソキと訓註し、和名抄にも曼椒イマチハシカミ一云ホソキと訓してある。ホソキは恐らくは細木のハジカミの意で、曼(蔓に通ず)といふ字をあてたのも之によるものであらう。

ホソミのナガエ(臍見長柄) [地]

釋 猪ノ祝といふ土蜘蛛の居住地(神武紀)。ナガエは今の山邊郡朝和村大字長柄が其跡であるといはれる。ホソミといふ名は見えぬが、ホソ



ミ(穂積)と稱へられた地と同所で、朝和村附近一帯の稱呼であつたものと思はれる。

ホタリ(本陀理)

〔原〕ホ(秀)タリ(垂)の意で、ハツタリ(初垂)と同義であらう。轉じて之を容れる器をいふに用ひられたものと思はれる。

〔出〕(雄略天皇御製) 水そゞぐ 臣の少女 ホタリ執らずも ホタリ執り かく執らせ 下かたく やかたく執らせ ホタリ取らず子

〔記〕

〔原〕萬葉集十六卷に「難波の小江の初垂をからく垂り來て」(三六六)とあるのは鹵汁のことであるが、鹽には限らず醸酒の酔をもハツタリ即ちホタリといひ得たことは勿論で、之を其容器の名稱に轉用したこともあり得べきである。宣長は秀縛の意と解したが、縛は和名抄にも和名無とあり、其時代に用ひられて居なかつたらしく、萬葉集にも用例がない。日常用ひられる器の名称が奈良朝平安朝に一時姿をかくし、後世再現したとは常識では考へられぬことである。

ホタル(螢)

〔原〕ホ(火)テル(照)の轉呼。

〔釋〕和名抄に螢一名熠耀和名保太流とあり、和名本草には螢火とかき、夜光、放光外十二の異名をあげ、同訓を與へて居る。火照の義によつて名づけたものであらう。

〔出〕(萬三) 玉梓の 使のいへば ホタルなす ほのかに開きて(三四)

ホタルナスカガヤクカミ(螢火光神)

〔原〕舊訓ホタルビのカガヤクカミとあるが、螢火は借字であるから、記傳の説の如くホタルナスと訓する方がよい。

〔釋〕火の照る如く耀く神の意。

〔出〕(神代紀一書) 多有螢火光神及蠅聲邪神

〔原〕ホタルを字に捉はれて虫の名とするのは誤である。螢光のやうな幽な光をカガヤクといふ筈もなし、他の一書に烽火(出雲國造神賀詞には火釜)のもころとあるのを見ても大なる火光であらねばならぬ。

ホツエ(上枝)

〔原〕ホ(秀)ツ(出)エ(枝)、即ち梢の意。

ホツテ(保都手)のウラヘ(宇良岐)

〔原〕ホツは秀出の意、テはトに通じ、事(物)の義であるから、ホツテは最上品といふことである。ウラヘが占葉の訛であることは其項下に述べた通りである。

〔出〕(萬三) 壹岐の海人の ホツテのウラヘを 非(カ)キテ(三四)

〔原〕壹岐は延喜式によれば朝廷に奉仕する卜部の選出地で、當時宮中に於て行はれた卜占は龜卜なるが故に、此句をも其に引つけて解釋し、或はカタヤキを肩灼と釋して、鹿の肩骨を灼くこと、説くものがあるが、ウラヘを卜占の義としてはカタヤキといふ語とつゞかぬ。——其爲に字をかへて訓したものがあつたが、其は改作(又は添削)であつて、作家の意ではない。

ホツマクニ(秀眞國)

〔原〕此云三袍圖莽勾備と註してある。

〔原〕ホツ(秀出)マ(接頭語)クニ(國)。

〔釋〕マクニはミクニと通ずるから、ホツマクニは秀出したミクニといふことである。大和國を稱へて此名を與へたのであらう。

〔出〕(神武紀) 昔伊弉諾尊目此國曰日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國

ホツミ(穂積) (地)

〔原〕有名な地であつたらしいが確實に所在を指示することが出来ぬ。萬葉集十三卷の歌に「常川(ミナト)ならより出で、水蓼の穂積に至り鳥網はる坂手(今の磯城郡川東村の字)を過ぎ(三三三)とあるから、奈良と坂手との間であらねばならぬ。神武紀に臍見の長柄岡とあるホツミと同地であるかも知れぬ。若し然りとすれば今の山邊郡朝和村の中であらう。

ホツミ(穂積)の朝臣 (逸名)

〔原〕萬葉作家。十六卷に平群朝臣と戯歌を贈答したとある。——ホツミの臣の項を見よ。

ホツミ(穂積)の朝臣オユ(老)

〔原〕萬葉作家。養老六年乘輿を指斥した罪に坐して佐渡國に配流せられた(續紀)。

ホツミ(穂積)の朝臣ムシマロ(虫麻呂)

〔原〕天武朝新羅使節接待役(紀)。

ホツミ(穂積)の朝臣ヤマモリ(山守)

〔原〕持統朝の人(紀)。判事に任ぜられたとある。

ホツミ(穂積)の臣(朝臣)

〔原〕此氏の祖先は宇摩志麻遲命(記)、尊色雄命(記)、大水口宿禰(舊)、伊香色雄命(姓)、伊香色雄男大水口宿禰(同上)等色々に傳へられて居るが、要するにウマシマチの命の後なることは諸説一致して居る。物部連の姓を名乗る以前には同氏は采女臣又は穂積臣と稱へたものゝやうである。天武十三年朝臣に昇格した(紀)。孝徳朝稻部を献上したから此姓を給はつたといふのは(氏族志所引鈴木系譜)は俗説で、上記ホツミの里に占據したが故に名を負うたか、或はウネメ(采女)——大根身の意——と同様に、榮稱としてホツミ(秀ツ身)といふ語を用ひたのであるかも知れぬ。其居住地にホツミといふ名が移つた事もあり得る。——ウネメの臣の項下参照。

ホツミ(穂積)の臣 (逸名)

〔原〕推古朝の人(紀)。新羅征討副將軍とある。

ホツミ(穂積)の臣イホエ(五百枝)

〔原〕刊本百枝とあるが、後の記事によれば五百枝であらねばならぬ。

〔原〕近江朝廷の人(天武紀)。壬申亂兄百足と共に大和に遣はされたが、同地で捕へられた。

ホツミ(穂積)の臣オシヤマ(押山)

〔原〕繼體朝の人(紀)。押山臣とも稱へられ、百濟に使し、任那の哆利國の太守となつたとある。弟橋媛(日本武尊の妃)の父も穂積氏忍山宿禰



とある〔紀〕所を見ると、此名を世襲したものとされる。——オシヤマの宿禰の項下を見よ。

ホツミ(穂積)の臣クヒ(咋)

孝徳朝の人〔紀〕。東國の不正國司とある。

ホツミ(穂積)の臣モモタリ(百足)

近江朝の人〔天武紀〕。壬申亂に大和の京に遣はされたが、同地で殺された。

ホツミ(穂積)の里

播磨國賀毛郡の地名〔風〕。舊稱は鹽野とよび、穂積臣族が在住したから此名を負うたとある。和名抄にも見え、今加東郡加茂村の大字に残つて居る。

ホツミ(穂積)の皇子

天武天皇の御子、生母は蘇我の大蕤姫〔紀〕。穂積氏の人が奉仕したから、此名を負はれたのであらう。

ホツミ(穂積)のイハユミ(磐弓)の臣

欽明朝の人〔紀〕。白猪屯倉を置く爲め吉備五郡に遣はされたとある。イハユミは名である。

ホツミ(穂積)のオシヤマ(押山)の臣

——ホツミの臣オシヤマの項下を見よ。

ホツム(帆船)

神功紀に帆船にホツムと訓してあるが、他に用例もなく、國語では解し得られぬ。恐らくは帆船の字音の訛であらう。

ほつもり

〔歌詞〕

應神天皇の御製に「中つ枝のホツモリ赤ら少女をいざさばよろしな」とある〔記〕。紀には此句をフホコモリとしてあるので、之に附會するものがあるが、語原は全く別で、ホツモリはホ(穂)ツミ(尖)チリ(居)の約と思はれる。フホコモリと同じく蕾の意になるのである。

ホデミ(穂出見、火出見)の命(尊)

ホテ(秀出)ミ(身)の意。

ヒコホ(日子穂、彦火)といふ稱號を冠して用ひられた。神武天皇の御祖父及天皇御自身の御名號である。

ヒコホのホを下につけて、ホホデミの命と訓したのもあるやうであるが、ヒコホが一つの稱號であることはニギの命を日子番能邇々襲命〔記〕といふによつても明である。

ホテリ(火照)の命

ニギの命の御長子〔記〕。隼人阿多君の祖とある。紀に火明命とあるにあたり、語義も亦畧々同様である。御母木花サカヤ比賣が産屋を焼かれた火の盛るときに生れましたから、此名を負はれたとある。ホアカリの命と稱へたのを天火ノ明命と紛れ易いので、特に字をかへて照としたのかも知れぬ。紀には火明の字を用ひた爲めに、尾張連の

祖と混同せられた。

ホト(蕃登、陰)

ホ(秀)ト(處)の意。轉じては陰部の義に用ひられる。

畝火山之美蕃登〔記〕などいふのは國のホ(秀)と同じく秀所の義で、大ホド王(應神天皇の御孫)、小ホド王(繼體天皇)のホドも同義であらう。陰の意に轉じたのは大切な所といふ意によるもので、ホトコロ(秀所)がフトコロと訛り、懷の義に用ひられると同じ着想から出たものと思はれる。——其項下参照。——例

(記、神代卷)美蕃登見災而病臥在  
(同)裳緒忍<sup>オシタレキ</sup>垂於蕃登<sup>ホト</sup>也

ホト(穗門)の郷

豊後國海部郡の郷名〔風〕。——和名抄にも見え、今保戸島に其名が残つて居る。津久見灣及佐伯灣沿岸の地であらう。——景行天皇御着船の時長い海藻を御覽になつて最勝海藻をとれと仰せられたから、ホツメのトと名づけたのが訛つてホトとなつたと説明せられて居る。

ホトケ(佛)

梵語 Buddha(ブッドハ)の音譯。悉曇の<sup>フ</sup>は支那には訶と譯せられたが、我國では<sup>フ</sup>音を發音し得るので皆カとし(朝鮮では<sup>フ</sup>と<sup>フ</sup>とした)、ブドカを訛つてホトケといふやうになつたのである。

ホトケ(佛)の濱

常陸國多珂郡飽田里の地名〔風〕。川原宿禰黒麻呂が國司であつたと

き大海の邊の石壁に觀世音菩薩像を彫りつけたから此名を負うたとある。所在不明。地名辭書に今の田尻村としたのは肯定しがたい。

ホトタタライススキヒメ(富登多多良伊須須岐比賣)の命

タタラはトタル(富足)の轉呼であらう。

ホトタタラは秀所富足の義で、讚美の稱號。イヌスは神聖の意、神胤なるが故にイヌス子といふのであらう。

神武天皇の皇后〔記〕。母三島の勢夜陀多良比賣が大物主神の胤を宿して生んだ子とある。一名を比賣タタライスケ依比賣と申上げる。——其項下参照。

記にホト及イヌスキといふ語に附會した丹塗矢傳説をあげ、亦の名を比賣多多良伊須氣余理比賣といふのは富登といふ語を思んで後に改めたのであるとしたのは傳承者のさかしらで、名の義の誤解から案出せられた俗説とせねばならぬ。記、紀の名義説明傳説には信用の出來ぬものが多いが、ことに此説の如きは妄誕、冒瀆の甚しいものである。先學が之を説破し得なかつたのは遺憾とせねばならぬ。

ホトタチ(陰絶)田

播磨國揖保郡の地名〔風〕。神功皇后の<sup>ホトメ</sup>陪從が春米女の陰を婚断したから其名を與へたとある。

ホトトギス(霍公鳥)

和名抄に鷓鴣、今之郭公也、和名ホトトギスとあり、字鏡には鷓の字にも此訓をあて、居る。擬聲語であらうが、尙スはモズ、ツグヒス、カ



ケス、カラス、キギスの如く群鳥の共有の呼稱であることを思はねばならぬ。古歌には屢々詠まれて居るから、よく人の知る鳥である。

ホトホトニ(殆)

原 ホトはハ(端)ト(處)の轉呼であらう。

義 ホトホトと重れることによつて接近の意を生じ、漢字瀕、殆等を以て表現せられる意味になつたのである。ニをそへて始めて副詞になるのであるが、後世之を畧し、音便によつてホトンドともいふ。

ホドロ(穂籽呂)

原 ハタラの轉呼。——其項下を見よ。

義 斑の意。轉じて拂曉を夜のホドロともいうた。

出 (萬二) 沫雪のホドロホドロにふりしければ奈良の京し思ほゆるかも

(萬二) 夜を寒み朝戸を開き出で見れば庭もホドロに雪ぞふりたる

原歌は「ハタラにみ雪ふりたり」とある。

(萬四) 夜のホドロ我が出て來れば吾妹子がおもへりしくしおも影に見ゆ

(萬〇) 秋の田の穂田をかりがねくらけくに夜のホドロにも鳴き渡るかも

ホナシアガリ(无火殞斂)

釋 仲哀天皇の喪を秘して海路穴門の豐浦宮に移しまゐらせ、无火殞斂したとある〔紀〕。斂葬は夜中篝火を焚いて執行ふ例であるのを、人に知らせぬやうに火を焚かずに奉仕したといふ意であらう。アガリは騰の意で、崩をカムアガリといふと同じく、高天原に騰ることを意味する

るのである。

ホナミ(穂波)の屯倉

釋 安閑朝筑紫に置かれた屯倉〔紀〕。和名抄筑前國穂波郡穂波(布奈美)郷とある地で、今の嘉穂郡穂波村であらう。

ホノイカツチ(火雷)

釋 イザナミの命の遺體に宿つた八色雷公中胸に居たもの〔紀一書〕。名の義は字の通りで、火には大なる意味はなく、區別稱呼に用ひられたのである。——次項の火雷神は全然別神で、其外大和(宇智、葛城、廣瀬)、和泉、上野等に鎮座する火雷神は雷公即ち霹靂の意ではなく、イカツチ(嚴靈)の原義によつて威力のある火の神をいひ、就中火山の神を意味することもあるやうである。

ホノイカツチ(火雷)の神

釋 火雷は借字でホは秀の義、イカツチは威靈(又は英主)といふほどの意である。——イカツチの項下参照。

釋 山城國乙訓郡に鎮座する神〔風、神名帳〕。出自は不明であるが、此地の住民の祖神にホノイカツチと稱するものがあつたのであらう。——前項のホノイカツチとは全く別神である。

釋 特選神名帳に大山咋神と定めたのは鳴鏑と丹塗矢と同一視し、葛野と乙訓とを混同したもので甚しい憶斷である。——オホヤマクヒの神の項下参照。

ホノサワケ(穂之狭別)——アハチのホノサワケの項下を見よ。

ホノスソリ(火闌降)の命

原 此云三襲能須素里と訓してある。

釋 ニニギの尊の御子〔紀〕。——ホスセリの命の項下参照。

ホノトハタ(火之戸幡)姫

原 トはトヨ(豊)の原語。

釋 高皇產靈尊の兒〔紀一書〕。其子の千々姫が天忍穗根尊の配となつたとある。他書に見えぬ一異傳である。名の義は秀れた豊幡姫といふ意であらう。

出 火之戸幡姫兒千々姫命とあるによつて姫兒をつゞけてヒメコと訓み一種の稱號と見て一人の名なりとする説もあるが、親の名は必ず父又は兄を擧げざるべからずとする謬見から出た憶説であるから、問題にならぬ。

ホノホ(火穂、火焰)の皇子(王)

釋 宣化天皇の皇子、生母は稚子媛〔紀、記〕。

ホフシ(法師)〔人〕

釋 蘇我倉山田の石川麻呂の子〔紀〕。

ホフシ(法師)君

釋 百濟の質子斯我君の子〔武烈紀〕。倭君之祖也とある。姓氏録に和朝臣は百濟武寧王より出づとある。斯我君は其子であらう。ホフシといふ名の所由を詳にせぬ。

ホベ(燦火、火瓮)

原 ホ(穂)ビ(火)の轉呼であらう。

釋 神代紀一書に葦原中國者磐根木株草葉猶能言語、夜者若燦火二而喧響之とあり、燦火此云三襲倍と註してある。燦火はトアヒ(烽火)に通ずるが、喧響の形容には適せぬのみならず、ホベと訓むべき理由もない。恐らくは出雲國造神賀詞に「夜如三火瓮二光神在リ」とあるを正傳とすべきであらう。火瓮は借字で、ホノホ(火之穂)と同じく、火焰を意味するものと思はれる。

ホベ(穂允)の君

原 允の字此云倍と註せられ、類聚國史には翁と改めてある。

釋 仁賢朝の人〔紀〕。的臣蚊鳥と共に獄死したとある。出系不明。罪状も亦明示せられて居らぬ。ホベといふ姓は他に見えぬから、燦火の管掌者の義での臣蚊鳥のことであつたかも知れぬ。

ホホ(保寶)柏

釋 朴の字音ホクの音便か。

釋 和名抄に本草云厚朴一名厚皮、楊氏漢語抄云厚朴ホホカシハの木。其他厚朴の皮をホホノカハといふともある。木蘭科植物で、其葉がカシハ(炊葉)に供せられるから此名を得たのであるが、ホホが本名なるべきことは其皮をホホの皮といふによつても明である。

釋 (萬一〇) 我せこが捧げてもたるホホカシハ恰も似るか青き蓋 (同) すめるぎの遠御代御代はいしき折り酒飲むといふぞこのホホカシハ



ホホ(富々)又はホホロ(富々侶)〔人〕

饒速日命供奉五部人の一〔舊〕、十市部首の祖とある。富々(一本富々侶)の名の義を詳にせぬ。

ホホテ(法提)の郎媛

舒明天皇の妃〔紀〕。島大臣(蘇我馬子)の女とある。ホホテはサテに對する語で、「若めるもの」といふやうな意であらう。——サテの項下を見よ。

ホホマ(曠間)の丘

原(ホ(秀)マ(間)の疊頭語。

ワキノカミ(掖上)の丘名〔紀〕。神武天皇御登臨地とある。今掖上村大字本間(ホホマの轉)の南方にある國見山といふ丘が其であらうといはれる。曠は借字、名の義は秀でた間(地區)といふことである。

ホミシ(蹶石)

フミ(舉足)、イシ(石)の約轉。

豊後國柏峽の大石〔紀〕。景行天皇土蜘蛛討伐の際祈をして大空に蹶上げられたもので、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸とある。——イシウラの項下を見よ。

ホムスビ(火産靈)

火のムスビ(靈魂)の意。——ムスビの項下を見よ。

イザナミの命の所生神の一〔紀一書〕。迦具土に相當する神で、其同

義語である。

ホムタ(譽田、品陀)〔地〕

原(ホ(秀)ミ(御)タ(田)の轉呼。

河内國古市町の北に譽田(今コムタと稱へる)といふ字があり、應神天皇の陵もこゝにある。天皇の御名をホムタ別と申上げるのも此地を湯沐邑とせられたからであらう。名の義は秀れた御田(御料地)といふことである。

ホムタ(譽田、品太)の天皇

應神天皇の御名の畧稱〔紀、播風〕。正しくはホムタワケの尊と申上げればならぬ——其項下參照。

ホムタ(譽田)の陵

譽田天皇則ち應神天皇の陵の意。記及諸陵式には惠我藻伏岡陵と記され、古市町大字譽田の北にある。此邊をイチビコの丘というたらし、雄略紀に蓬蘽丘の譽田陵とある。

ホムタ(品陀)のマワカ(眞若)の王

應神天皇の妃高木之入日賣命等の父〔記〕。五百木の八日子命(景行皇子)の兒とある。御父以來尾張國に在住せられたもの、やうであるから、其國の御領地の若君といふ意を以て秀御田の眞若の王と呼ばれたのであらう。

ホムタチ(踐立)〔人〕

仲哀、神功朝の人〔紀〕。穴門直とある。踐立は借字で、秀御田主(又は秀水田主)の意であることは、太田といふ水田を買つたとあるによつても明である。——アナトの直の項下參照。

ホムタワケ(品陀和氣、譽田別)の命(尊)(皇子)

應神天皇の御名〔記、紀〕。仲哀天皇の御子で、御母は神功皇后。大輶和氣命とも申上げる〔記〕。上記河内國古市郡譽田に御由縁があつて名を負はれたのであらう。御陵も同地にあるのである。

應神紀に御腕の上に輶の形の穴があつたから譽田天皇とよびまゐらせたとして、上古時俗號輶謂褒武多とあるのは記傳にも詳論したやうに頗る疑はしい事で、後人の附會と見るべきである。又同書に「云として角賀の筒飯大神と名を取易へられたによつて、大神を去來紗別、天皇を譽田別と申上げたともあるが、註記にも見える通り、此天皇が以前イササ別と名乗られたといふことは見えぬから、之も亦信ずることが出来ぬ。——ナカへの項下參照。

ホムチ(品遲)部、ホムツ(譽津)部

原(ホ(秀)ミ(御)チ(道)又はッ(津)の轉呼。

垂仁皇子本牟智和氣命に因んで定められた部民〔記〕。——紀には譽津部とある。——此皇子が曙立、莖上二王に伴はれて出雲大神參拜の爲に下向の道すがら、毎三到坐所定められたとある。恐らくは此御代に皇子巡啓を機として、諸國の道路、港津を築設せしめられ、其公役に従事する民をホムチ(ホムツ)部と號けられたのであらう。地名としては大和、伊勢、播磨、備後、因幡、安藝等に残り、伊勢品遲部君、吉備品遲部君といふ氏名もある。

ホムチベ(品遲部)村

播磨國賀毛郡の地名〔風〕。當麻品遲部前玉に給はつた地とある。

ホムチワケ(本牟智和氣)又はホムツワケ(品牟都和氣、譽津別)の命(皇子)

垂仁天皇の御子、御母は佐波遲比賣命〔記〕又は狹穗姫皇后〔紀〕。記に名の所由を當り火燒稻城二之時、而火中所生故と説明してあるので、ホムチは火貴の義と釋するものもあるが、ホムツワケとも呼びまゐらせた所を見ると、ホムはホムタ、ホムヤと同じく秀御の義で、チ又はッは道、津の二義に分化した原語(チの項下參照)と思はれる。恐らくは秀れた道(又は御津)を以て稱號とせられたのであらう。ワケは敬稱である。

ホムツ(譽津)部——ホムチへの項下を見よ。

ホムヤワケ(譽屋別、品夜和氣)の皇子(命)

仲哀天皇の皇子、御母は來熊田の弟媛〔紀〕又は神功皇后〔記〕。名の義はホ(秀)ミヤ(宮)であらう。ワケは敬稱である。

ホヤ(穗屋)姫の命

天香語山命の配〔舊〕。異母妹とあるから、饒速日(天火明)命の女であらうが、母の名が擧げられて居らぬ。ホヤは秀屋の意であらう。

ホヨ(保與)



和名抄に寄生一名寓生和名ヤドリキ、一云保夜とあり、字鏡に蕨ハ寄生保與とある。語原不明。

出(萬二八)あしびきの山の木ぬれのホヨとりてかざしつらくは千年ほぐとぞ

ホヨリ(火夜織)の命

天杵瀬尊(ニニギの尊の別稱)の兒(紀一書)。産屋焚燒傳説はあげてないが、火明命の次に序してあるから、ホスセリの命に相當し、火が寄るといふ意を以てホヨリと呼ばれたのであらう。——ホスセリの命の項下参照。

ホラ(洞)、ホラホラ(富良富良)

ホリ(堀、彫)と同語から分化したのであらう。

ホリ(掘)の原語ホから轉じて空洞をホラと稱へた。大國主神が野火の厄に逢うたとき鼠が「内はホラホラ」というて穴のあることを教へたとある(記)のも空洞を意味するのである。——ホガラカ(廓)の約とする記傳の説は非。ハラの笛の項下参照。

ホリエ(掘江)——ナニハのホリエの項下を見よ。

ホレ(慌)(惚)

靈異記「捉雷縁」のうちに慌の字にワ(昔のホの假字)レテと訓してある。顯宗紀に老聾をオイホレと訓したのも此ホルで、恍惚たることをいふらしく、惚の韓音(ホレ)から轉訛した語と思はれる。——後世戀着をホレルといふのは其轉義である

ホロニフミアタシ(富呂爾布美安多之)〔歌詞〕

ホロは今幌といふ字をあてる。本来ヒレから轉じたもので、フロともいひ、フロシキ(風呂敷)のフロ——領巾又はショールやうのものないう。アタシはアテ、ナシに同じい。

めやも

天雲を幌に踏みつけて居る雷神の威も天皇今日の御威容にまさらむやはといふ意である。——ホロにをハララ、アタシを散らすと説いた宣長説は牽強である。

ホロビ(滅、上)〔動〕

ハラ(散)ビ(活用語尾)の轉。

散逸するといふ意から滅亡の義に轉じたのであらう。

(神代紀一書)以三此鈎與三汝兄一時則稱三貧鈎滅鈎落薄鈎、言訖以三後手一投棄與之

(佛足石歌)大みあとを見に来る人の去にし方千代の罪さへ保呂夫とぞ聞く

ホラリ(火遠理、火折)の命

ニニギの尊の御子(記、紀一書)。彦火火出見尊の別名である。——紀一書の(五)には全然別神とし、ニニギの尊の御子を四柱として居る——御母豐玉姫が最後に生まれた御子で、産屋を焼かれた火が鎮まつたが、故にホラリと呼ばれたのであらう。

上記の火夜織命と同じ御子として火弱の意と解した記傳の説は誤

とせればならぬ。

ホラリヒコホホデミ(火折彦火火出見)の尊

彦火火出見尊の別名(紀一書)。上記火折命と彦火火出見尊の御名を一つに合はせたのである。

ま

マ

支那語のマ(魔)、ミ(魅)、ラテン語のマツィなどと同源から出たのであらう。

神でも人でもない有情の生物を意味する原語で、(一)魔の意にも、(二)動物の總稱にも用ひられた。

上代人の觀念では神わざでも人間わざでもない現象は之をマといふ一種の有情生物のわざとし、其作用をマツといひ、マジを行ふことをマジナヒと稱へたのである。其は多くは凶災を齎すものであるので、マガといへば災殃を意味し、魔性のものをマモノと稱へ、或はモと轉呼しては畏、凶の義に用ひられた。

神人以外の有情生物、即ち動物の意としては四足獸、昆虫等の名稱に多く其痕跡を存する。左に其若干例をあげる。

ウマ(馬)——ウ(大)マ

ネコマ(猫)——ネ(寝)コ(小)マ——略してネコといふ。

マ(間)

空間又は時間を意味する原語。轉じて一定地域の意に用ひられる。

マの形に於ては山のマ(山際)、ウラマ(浦廻)、イソマ(磯廻)の如く用ひられる。——ミとも轉音することがある(ウラミの項下を見よ)——ヤマ(山)、シヤマ(鳥)、ヤタマ(八田間)、ママ(眞間)等のマも之から出たのであらう。

マニ、マニマニ、マママニ(隨)は空間の意から轉義したので、マママニ(儘)は其疊語である。

まづよこし〔歌詞〕

催馬樂「葦垣」に

あしがき ま垣かき分けて 踏み越す おひこすと ハレ ふみ越すと 誰か誰か 此ことを 親にマウヨコシ申し

とある。マウはマウテ(罷)、マウ來(罷來)などのマウと同語で、マキの音便(其項下参照)、ヨコシは讒の義である。——ヨコシの項下参照。

マガ(禍、殃)

マ(魔)の派成語。ガはケガ、トガ、サガとも用ひ、顯著を意味する接尾語である。

マ(魔)の現象といふ意である。轉じて不祥、不正、曲枉の意となり、マガリ(曲)とも活用せられる。



マカコユミ(麻迦古弓)

原 マ(接尾語)カコ(鹿兒)ユミ(弓)。

義 鹿を射る弓の意。

【釋】カゴが必しも兒鹿を意味せぬことは成人の男子をもナノコといふと同様である。ユミは廣く射出兵器の意に用ひられたが(其項を見よ)、鹿の如き足の疾い動物は遠矢にかける必要があるから、此は普通の弓即ち眞弓であらう。

まかづけばこそ [歌詞]

【釋】マカズは「不枕」に「不睡」をいひかけたのである。ズケバは後世のナクバに該當する。記傳にマカズケラバコソとしたのは意は大畧あつて居るが、時格に相違がある。——ズケリの項下参照。

【出】(仁徳天皇御製)うちし大根 根白のしら腕 マカズケバコソ 知らずともいばぬ(記、紀)

マカタチ(侍者、従女、従婢)

原 マは接頭語、カタチはカチ(歩)タチ(立)の約か。

【釋】カムタチベ(上達部)のカムタチと同語で、侍立者といふ意である。カシツクのカシも亦カチの轉呼であらう。

【出】此語は紀、記の古訓に見えるだけで假字書したものはなく、カムタチベと同様に、中古に出来た語と思はれるから、古傳説の侍者、従婢、従女等は寧ろヤツコ、メヤツコと訓む方がよいやうである。

マカツ(目勝) [動]

原 マケ(設)、ナヒ(活用語尾)の轉呼。義 設をするといふ意。

マカナヒ(賄)

原 マケ(設)、ナヒ(活用語尾)の轉呼。義 設をするといふ意。

【釋】紀の一書猿田彦大神出現の章下に、時有三十萬神皆不得目勝相聞故、特勅天鈿女曰汝是目勝於人者とある。記に面勝とあると同義で、直面他を厭することをいふのであらう。

マガツビ(禍津日、枉津日)の神

原 ツビはツミ(罪)の音便、若くはツミナヒの古語であらう。

【釋】祓罪の神の意。マガは上記の如く不祥を意味し、ツミは上古ケレン(穢)と同義に用ひられた。——ツミの項下を見よ。

【釋】イザナギの命の禊のとき冥界の汚垢から化生した神(記)。八十禍津日と大禍津日との二柱に分たれる。紀の一書には八十枉津日一柱とあり、他の一書には大綾津日神とせられて居る。大、八十は區別稱呼であるが、尙重大、多大を意味することは勿論である。

【出】ツを助語、ヒを奇靈の義と解するものがあるが、マガは形容詞であるから、助語ツの介在を必要とせぬのみならず、ヒには奇靈といふ意義はない。邪神なるが故に敬稱の必要なしとして祓罪の神と稱へたのであらう。

【釋】神武紀に彎弓をユミをヒキマカナヒと訓し、字鏡に擬設也度也、マカナフと訓してあるのは轉用であらう。原義を以て用ひたものには次の例がある。

マガナモチ(眞鉈持) [枕]

原 マは接頭語。カナはカナ(金)ナ(刀)の約。

【釋】ナはカタナ(刀)、ナタ(鉈)のナと同じく、ナギ(雉)の語幹で、切刻の義である。金屬性のナをカナナといひ、約してカナと稱へたものと思はれる。——カンナ(鉈)も同語である。——萬葉集に鉈の字をあてたのは正當である。マカナといふのは他の類似の器具をもカナと稱へたからであらう。

【釋】ユゲの枕詞。例

(萬七) マカナもち弓削のかはらのうもれ木の現はるまじき事とあらなくに

マガネ(眞金、鐵)

【釋】マは接頭語で、カネの原義がカニ(赫土)即ち原礦を意味するにより、之を區別して金屬を指稱する爲に特にマカナといふたのであらう。クガネ(黄金)、シロカネ(白銀)、アカカネ(銅)、クロカネ(鐵)、アラカネ(銚)等も之に含まれる。

【釋】古事記天石屋戸の章下に取三金山之鐵而求三鍛人天津麻羅而科三

伊斯許理廣賣命(今作鏡とある。「鐵」はマカナの假字に用ひられたのであらう。紀に天香山之金とあるによつて鐵をカナと訓するものもあるが、こゝには既に金山とあるから、カネといふ語をかされぬやうにマカナと傳誦したので、之を表現せんが爲に、特に鐵の字を用ひたものと思はれる。鐵もまたマガネと稱へたのである。

まがねふく [枕]

原 マガネ即ち金屬を吹く(冶金)といふ意。

【釋】ニフ(丹生)の枕に用ひられる。丹生は礦山の義であるからである。——ニフの項下参照。

【出】(萬二四) マガネフク丹生のまそほの色に出ていばなくのみぞ吾がこふらくは

【釋】古今集に「マガネフク吉備の中山帯にせる細谷川の音のさやけさ」とあるマカナフクは枕詞ではなく、其國から鐵を産出したから、修飾語的に用ひられたのであらう。

マガヒ(躓)(紛、亂)

原 マガ(曲)ヒ(活用語尾)。

【釋】原義は曲であるが、マガリが其意の行動を表示するに對し、此マガヒは行爲をいひ、今の語のマチガヒと畧々同意で、轉義によつて紛亂の意となつた。

【出】(大殿祭祀詞)手躓足躓不令爲テ

(萬五) 梅の花ちりマガヒたる岡びには驚なくも春かたまけて(萬二五) あしびきの山下光るもみち葉の散りのマガヒは今日にもあ



(尤恭紀) 蕨子淡路島一時麿鹿猿猪莫々紛々盈于山野

マカミ(狼)

原 マ(獸)カミ(神)。

釋 狼はオカミ(大神)とも稱へて畏敬せられた。マカミといふのも同じ思想から出た語であらう。秩父三峯神社では今でも狼を御犬様と稱へて神獸として居る。

マカミ(眞神)が原

釋 雄略朝百濟の人手を置かれた地(紀)。崇峻天皇の御代に法興寺を此地に建立せられた。天武天皇の御陵も此地にある。飛鳥の眞神原と稱へられ、今の飛鳥村の一地區である。崇峻紀には佛寺を建立したが故に眞神原と名づくところがある(此當時は佛もまたカミとよばれた)。「枕詞燭明抄」に引いた大和風土記逸文によれば、昔此地に老狼が住み、多くの人を喰うたから、土民が恐れて大口神と稱へ、其地を大口の眞神原と號けたとある。——前項参照。

マカミフル(眞髮觸) [枕]

釋 紀の一書に奇稻田姫を眞髮觸奇稻田姫とある。マカミフルの語義は字の通りで、櫛の枕詞に用ひられたのであらう。

マガリ(大)

釋 欽明紀七年の分註に見える高麗國正夫人はマカリのオリク、世子はマカリのヨモ(トモ)と訓してある。語原は不明であるが、大の意をマカリと稱へたものと思はれる。勾子(青海夫人)、勾殿(欽明紀)のマカ

リも同語ではあるまいか。印度語のマカ(摩訶)と關係があるやうに思はれる。

マカリ(罷、退)

原 マキ(罷)、アリ(在)の約。——マキの項下参照。

釋 マキと同じく對向、即ち向進の意で、マカリ到リ、マカリ出ヅ、マカリ越すのやうにも用ひられるが、轉義により退却の義にも使用せられた。例

(萬三) 憶長らは今はマカラム子なくらむ其の子の母も吾を待つらむぞ(三七)

ミマカリ(歿)もミ(身)マカリ(退)の意で、紀には死、卒、薨等に此訓を與へて居る。

マガリ(勾) [地]

釋 安閑天皇の皇居の地(紀)。今の和國高市郡金橋村曲川に其名を留めて居る。

歐 和名抄は此郷名をあげて居らぬ。安閑紀にも遷都于大倭國勾金橋とあるから、或は金橋が地名で、マガリは大の義を以て金橋の修飾語に用ひられたのであるかもしれぬ。

マガリ(望理)の里

釋 播磨國賀古郡の地名(風)。川が曲つて居るからマガリの里というたと極めて平凡に説明せられて居るが、之もマガリ(大)の里であつたかも知れぬ。和名抄にも見えた郷名で、中世母理郷といひ、今の國包村、八幡村、神野村にあたる(地名辭書)。

マガリ(勾)のオホエ(大兄)の皇子

釋 廣國押武金日尊(安閑天皇)の御通稱(紀)。高市の勾の金橋に宮居せられたが故に地名を負はれたのであらう。——或はマガリは大を意味し、最年長皇子といふことであつたかも知れぬ。中大兄といふ名もあるから、大兄とつづけることは必しも不可能ではない。

マガリ(勾)のカナハシ(金橋、金箸)の宮

釋 安閑天皇の宮號(紀、記)。カナハシは美稱で、ハシは橋であらう。壯麗な橋があつたので地名となり、宮號にも轉用せられたものと思はれる。

マガリ(勾)のトネリ(舍人)部

釋 安閑天皇の御代に設置せられた舍人部(紀)。マガリは天皇の御稱號に因んだのである。——トネリ部の項下を見よ。

マガリ(勾)のハコツクリ(莒作)の造

釋 天武十二年連に昇格(紀)。出系を詳にせぬが、或は上記マガリの舍人部から分岐したものであるかもしれぬ。ハコツクリといふ部名は他書には見えぬが、勿論あり得た筈である。

歐 釋紀に莒作とあるは誤である。莒は筥ならざるべからずとする説は一を知つて二を知らざるもので、ハコの語義は葉筥なるが故に特に艸冠を用ひたのである。

マガリ(勾)のユゲ(鞞)部

釋 安閑朝に設置せられた民部(紀)。マガリは天皇の御名を負つたもので、鞞はユゲの借字、ユゲヒ(鞞負)部と同じく兵種名である。——其項下参照。

マガリヲ(曲峽)の宮

釋 懿德天皇の宮號(紀)。記には境岡の宮とある。いづれも地形を以て宮號としたのであらう。大和國高市郡輕村の一地區名である。

マガレ(麻賀禮)

原 マガ(禰)、アレ(在)の約。——マガの項下参照。

釋 天若日子が天に射通した矢を見て高木の神が同人に邪心あらば於此矢一麻賀禮とて投げかへされたとある(記)。「災殃あれ」といふ意である。

マキ(眞木、楨、椀)

義 眞の木の意で、ソマキ(杣)其他の雜木に對する呼稱である。

釋 建築用材たるに適する樹木の總稱である。楨は眞木の合字で、椀即ち學名 Podocarpus chinensis の義に專用せられるやうになつたのは寧ろ後世のことである。

マキ(罷)

原 ムキ(尙)と同語であらう。マ、ムはいづれもモの轉音である。

義 原義はモ(相副ふ意)來であるが、ムキの形に於ては専ら「向」の意に用ひられ、マキは向ひ進む意を有する。其故にマイイリ、マイイテ(マウデ)の如く用ひられ、アリと結合したマカリからはマカリ到る、マカ



り出づ、マカリ越すの如き語が出来た。原形マキを用ひることは稀であるが、尙次の如き例がある。

(萬三〇) まくら太刀腰に取りはきまかなしきせろがマキ來むつくの知らなく

マキ(卷)(枕) [動]

原 マはタマ(玉)、マル(丸)、マトカ(圓)等の語幹、キは活用語尾である——韓語でも捲を叶<sup>マダ</sup>といふ。

經卷の意であるが、腕を以て首を巻いて寝るといふ意から枕にするといふ義に轉用せられ、マクラ(枕)といふ語をも派成した。

出 (八千矛神の歌) 眞たま手 玉手さしマキ も、長に いはなさむを(記)

(勾大兄皇子の御歌) 妹が手を 我にマカシメ 我手をば 妹にマカシメ(紀)

この用例は他にも多くある。

マキ(撒)(蒔、播) [動]

原 マはモリ、マリ(漏)の語幹マ(モ)の轉呼か。

撒キは行爲を意味する活用語尾であるから、モリ(漏)に對し撒布をマキといひ、種實を撒布するといふ意で播種をマク(蒔)と稱へるやうになつたのであらう。

出 (八千矛神の歌) 山がたに マキシあたれつき 染木が汁に(記)

(仁徳天皇御製) 山がたにマケル 青菜も吉備人と共にしつめばたぬしくもあるか(記)

歌 種子を下して收穫を求めるといふ意を以て次項のマキ(求)から轉義

したものと解せられぬこともない。

マキ(覓、求) [動]

マ(目)、ギ(活用語尾)。

目目で合圖するといふ意を以てマギといひ、轉じて覓の意となつたのであらう。

出 (八千矛神の歌) 妻マギかねて 遠々し 高志の國に(記)

(萬三〇) 國マギしつゝ、ちはやふる 神をことむけ(四六五)

マキ(眞木)姫

物部氏六世伊香色雄命の配(舊)。父は山代縣主の祖長溝とある。

マキ(眞木)のハヒ(灰)

神功皇后征韓の際三筒男神が眞木の灰を瓠にいれ又箸と比羅傳とを多く作つて大海に散し浮けて渡り給へと誨へまゐらせたとある(記)。灰は和名抄にも波比と訓し火燼滅也とある。眞木の灰がいかなる作用をするのか説明せられて居らぬが、厭勝の一法であつた事に疑なく、或は波を鎮める爲に用ひられたのであるかも知れぬ。

まささく [枕]

マキ(眞木)サ(榮)ク(處)の意。

出 ヒ(檜)の枕詞。檜も亦眞木の一つなるが故に、眞木榮處の檜といひかけたのであらう。

出 (三重采女の歌) マキサク 日の御門(記)

(勾大兄皇子の御歌) マキサク 檜の板戸を(繼體紀)

(萬一) マキサク 檜の嬌手<sup>フマデ</sup>を(五〇)

マキタツ(眞木立) 又は マキノタツ(眞木之立) [枕]

荒山の枕詞。眞木は喬木で、其矗立する新山<sup>アラ</sup>といふ意を以ていひかけたのであらう。マキタテルと訓むは非。——例

(萬一) 隠口の 初瀬の山は マキタツ 荒山路を(四五)

(萬三) おほきみは神にしませばマキノタツ 荒山中に海をなすかも

同集二卷高市皇子の挽歌に「眞木立不破山越えて」とあるのは檜葉にひかけたので、ヒハをフハとしたのは記の八千矛の神の歌に「フハヤが下」と用ひた例がある。

マキムク(麻岐牟久) [枕]

原 ムクはモ(茂)ク(處)の音便。——ムク、モシの項下を見よ。

眞木の茂生する所といふ意。ヒ(檜)の枕詞に用ひられる。檜も亦眞木の一つなるが故である。例

(三重采女の歌) マキムクの ひしろの宮は 朝日の 日照る宮 夕日の 日かげる宮(記)

景行天皇の宮號を纏向之日代宮といふので、此歌をも其朝の故事を詠じたのであると説くものがあるが、當朝の事とせれば歌の意が通ぜぬ。ヒシロは日知即ち聖の意で、萬葉集一卷にも樞原のヒシリの御代と詠まれ、景行天皇に限つた稱號ではない。マキムクはヒ(檜)の枕詞に用ひられたので、上記マキサク(眞木榮處)ヒ(檜)とかゝるのと同じ趣である。モは茂の意の古言で、字音を模したのではない。

マキムク(纏向、卷向) 又は マキモク(卷目) [地]

したものと解せられぬこともない。

マキ(覓、求) [動]

マ(目)、ギ(活用語尾)。

目目で合圖するといふ意を以てマギといひ、轉じて覓の意となつたのであらう。

出 (八千矛神の歌) 妻マギかねて 遠々し 高志の國に(記)

(萬三〇) 國マギしつゝ、ちはやふる 神をことむけ(四六五)

マキ(眞木)姫

物部氏六世伊香色雄命の配(舊)。父は山代縣主の祖長溝とある。

マキ(眞木)のハヒ(灰)

神功皇后征韓の際三筒男神が眞木の灰を瓠にいれ又箸と比羅傳とを多く作つて大海に散し浮けて渡り給へと誨へまゐらせたとある(記)。灰は和名抄にも波比と訓し火燼滅也とある。眞木の灰がいかなる作用をするのか説明せられて居らぬが、厭勝の一法であつた事に疑なく、或は波を鎮める爲に用ひられたのであるかも知れぬ。

まささく [枕]

マキ(眞木)サ(榮)ク(處)の意。

出 ヒ(檜)の枕詞。檜も亦眞木の一つなるが故に、眞木榮處の檜といひかけたのであらう。

出 (三重采女の歌) マキサク 日の御門(記)

(勾大兄皇子の御歌) マキサク 檜の板戸を(繼體紀)

訓 卷目をマキモクと訓むべからずといふのは語原を知らざるものである。——ムク、モシの項下参照。

垂仁景行二朝の皇居の地(紀)。今の磯城郡纏向村である。檜原のある所なるが故に、マキモク又はマキムク(眞木茂處)の名を負うたのであらう。其故にマキムクの檜原ともいふ稱呼もあるのである。——其項下を見よ。

出 (萬七) 痛足川河浪立ちぬマキモクのゆづきが嶽に雲を立つらし

(萬三) マキムクのあなしの山に雲をつゝ、雨は降れども濡れつゝぞ來し

(萬七) マキムクの痛足の川ゆ行く水の絶ゆることなく又かへり見む

マキムク(卷向)川

ト記大和の纏向を流れる川。アナシ(痛足又は病足)川とあると同一流であらう。

出 (萬七) ねばたまの夜さり來ればマキムクの川音高しも嵐かも疾き

マキムク(卷向)山

卷向の東方の山嶺で、三輪の三諸山の北に並ぶ。

出 (萬三) 三諸の其山なみに子等が手をマキムク山はつきのよろしも

(同) 兒らが手をマキムク山は常にあれど過ぎにし人は往き巻かめやも

右の外、妹が袖マキムク山と詠じた例もある(萬三〇)。

マキムク(纏向)のタマキ(玉城)の宮

垂仁天皇の宮號(仁徳紀)。——垂仁紀には單に玉城宮とも纏向宮と



もあり、記には師木の玉垣宮とある。——今の纏向村字穴師に其遺跡と稱せられる地がある。タマは美稱、キ(城)は土工を施した所をいふので、玉垣宮と略々同義である。

マキムク(纏向)のヒシロ(日代)の宮

釋 景行天皇の宮號(記)。——紀には纏向宮とも、日代宮ともある。——ヒシロを地名又は檜原の城即ち檜城と解するものもあるが、日知即ち聖の意で、應神天皇の宮號を輕島の明宮というたやうに、尊敬の意を以てヒシロの宮と申上げたのであらう。

マキムク(卷向)のヒハラ(檜原) [地]

釋 上記卷向といふ地名の起原たる檜原をいふのであらう。

出 (萬) 鳴神の音のみ聞きしマキムクのヒハラの山を今日見つるかも (萬二〇) マキムクのヒハラに立てる春かすみおほにし思へばなづみ けめやも

(同) マキムクのヒハラも未だ雲居れば小松が未ゆ沫雪ながる

マクズハフ(眞葛延) [枕]

釋 「春日の山」及「小野」の枕詞。葛の延うて居る實景を其ま、枕としたのであらう。例

(萬六) マクズハフ 春日の山は(萬六)

(萬二〇) マクズハフ小野の淺茅をこゝろゆも人引かめやも吾なけ なく(二三五)

マクズハラ(眞葛原)

原 クズ(葛)の項下を見よ。

釋 京都の東山及近江の坂本村にマクズが原といふ地名がある。眞葛が多く生ひたから名を負うたのであらう。天智朝の童謡に「赤駒のい行き憚る眞葛原」とある(紀)のは、單に譬にいうたのみで、何處とも地を限る必要はあるまい。

マクナギ(蟻)

釋 允恭紀に蟻此云三摩愚那岐と註してある。和名抄に爾雅集註を引いて蟻小虫亂飛也と説いて居る。箋註によれば蟻は葛に通じ、微細の虫をいふとのことである。蚋の類の小虫であらう。マクナギの原義はマクナギ、小虫が眼の廻りを飛ぶのをウルサがつて目叩するから、此名を負はせたといふ説があるが、尙一考を要する。

マクマヌ(眞熊野)の舟(小舟)

原 マは接頭語。ミとも轉ずる。

釋 熊野舟といふに同じい。熊野は地名であるが、神代紀に熊野のマタ(諸手)舟とあり、或る種の舟の名に用ひられたものとおもはれる。萬葉集六卷赤人の辛荷島(播磨)で詠じた歌に、「大和へ上る眞熊野の舟」とあるのも舟の出發地をいふではあるまい。同卷に大伴の家持が伊勢の川口で詠じた「御饌つ國志摩の海人ならし眞熊野の小船にのり居て沖へこぐ見ゆ」といふ歌がある。此も熊野舟に乗つて居るから、志摩のアマであらうといふので、クマヌ舟が舟型の名なることを示して居る。恐らくはクマヌ族の用ひる舟といふ意を以てクマノフネと稱へたのが、地名と紛れて熊野舟(眞熊野の舟)と呼ばれるやうになつたのであらう。

マクラガ(麻久良我) [地]

釋 マは接頭語、クラカは倉處の意であらう。

釋 萬葉集東歌に此地を詠じた次の三首がある。

(卷二四) 白たへの衣の袖をマクラガよ海人こぎ來見ゆ波たつなゆめ (同) マクラガのこがの渡のから梶の音高しもよ寝なへ子故に

(同) 逢はずして行かば惜しけむマクラガのこが漕ぐ舟に君もあは ぬかも

マクラガは和名抄に久良(久良岐)郡とある地であらう。クラ即ち屯倉の所在地なるが故に名を負うたので、隣國相模にも鎌倉、高座といふ郡名がある。前の歌の上二句はマクラガにかゝる序であるが、尙漕ぎ來る海人の子の衣の袖を枕にしようと思ふから波が之をぬらすことがないやうにと祈る意を含んで居る。次の二首のユカも地名であらうが所在を詳にせぬ。

出 ユカとあるによつてマクラガを下總の古河の附近であらうといふものがあるが、古河は和名抄にも見えぬ名で、且附近にマクラガに似通ふ地名もない。假に之を物色し得るとしても、カラカヤを用ひて漕ぎ渡るといふのは決して河川の渡舟の趣ではない。

マクラキ [動]

原 マク(卷)ラ(接尾語)キ(活用語尾)。

釋 マキに接尾語ラをつけてマクラ(枕)といふ名詞を生じたことはマキの項下に述べた通りであるが、更に之に活用語尾キを添へたマクラキといふ語が或る時代に用ひられたらしく、垂仁紀、仁徳紀は枕をマクラキと訓し、萬葉集にも同じ用例がある。

出 (萬五) いかにあらむ日の時にかも聲知らむ人のひざの上我が麻久良 加武

釋 假字書してはないが、同集第三卷、十九卷にもマクラカムと用ひた例がある。さりながら此の如き用法は「髪にせむ」をカツラカムといふと同じく、國語動詞構成の通則に反するものであるから、準據とすることは出來ぬ。

マクラタチ(麻久良多知)

原 目切斷の意。アイヌ語マキリと同語。

釋 マキリは本来目刻りの意で、彫刻に用ひられたものであらうが、男子の必携品として、護身具に兼用したものと思はれる。

出 (萬二〇) マクラタチ腰にとりはきまかなしきせろがまき來むつくの 知らなく

釋 此マクラタチを眞黒太刀の訛として衣服令に見えた烏装横刀の義なりとする説(眞淵)の非なることはいふまでもないが、枕太刀の義とするのも無稽の論である。枕許におけばこそ枕太刀ともいへ、之を腰に佩びたら唯の太刀である。マクラカタナを懷中にした場合にはフトコロカタナといふが、枕カタナとはいひ得ぬ。

マクラツク(枕付) [枕]

釋 「枕就く」の意で、ツマ屋の枕詞である。例

(萬) マクラツク 嬌屋の内に 晝はも、うちさびくらし(三〇) 右の外五卷、十九卷にも同一用例がある。

マケ(設) [動]



原 マギ(求)の派成語。

義 「求」の意から轉じて期待の義となり、更に「設」の義を生じたのであらう。——口語マツケは其音便である。

釋 接頭語カタを冠してカタマケといふこともあるが、意義に於ては變りはない。例

出 (萬三) 毛衣を春冬片設<sup>マケテ</sup>而出でまし、宇陀の大野はおもほえむかも

〔一五〕

歌 第二句は從來ハルフユカタマケテと字餘りに讀んだが、片設は右の如くマケと義に於て變りはないから、其假字に用ひられたので、恐らくはハルフユマケテと誦したのであらう。

マケ(任)〔動〕

原 マギ(求)の使動詞形。

義 「求めしめる」といふ意から「任」の意に轉じたのであらう。口語でマカセと稱へるのも原義は令レ求であらねばならぬ。委託の意に用ひるのは其轉義である。——令レ罷の義とする説は従はれぬ。

出 (萬二) ちはやふる 人を和せと まつるはぬ 國を治めと 皇子ながら 任せ給へば〔一九〕

(萬七) 大君の マケのまにまに しなさかる 越を治めに〔二六〕

マケツ(眞毛津)〔人〕

釋 應神朝百濟から貢進した縫衣工女〔紀〕。來目の衣縫の祖とある。マケツの語義不明。恐らくは韓語であらう。

マコ(麻古)

義 目子の意。マナゴ(目の子)と同じ意味を以て愛子をいふに用ひられたもの、やうである。——マナゴの項下參照。

出 (萬三) 大君の命かしこみうつくしきマコが手はなれ鳥傳ひ行く

まこそに〔歌詞〕

釋 「真にこそ」といふに同じい。古は助語ニとコソとはいづれが上にあつても差支なしとせられたのである。——輕太子の御歌にも「在りといはばコソニ」とした例がある。

出 (建内宿禰歌) 高光る 日の御子 うべしこそ 問ひたまへ マコンニ 問ひたまへ〔記〕

マコトトハズ(眞事登波受)

義 マは接頭語。トヒの原義は音ヒ(ヒは活用語尾)即ち發音であるからコトトヒは發音を意味する。

出 (垂仁記) 是御子八拳鬘至三千心前眞事登波受。——紀には及壯而不言とある。

マコヒ(目鯉)部の君

訓 メコヒと訓むのかも知れぬ。一本には白鮭とある。

釋 景行天皇の御子天帶根命の後〔舊〕。目鯉は地名であらうが所在を詳にせぬ。此部の由來も亦不明である。

マコモ(眞菰)

原 ミコモの轉呼。——コモ及ミコモカルの項下を見よ。

義 水邊に生ふるコモ草といふ意を以てミコモと稱へ、更にマコモと轉

じたのであらう。釋紀には萬葉集二卷の「水薦苜信濃の眞弓」といふ歌を「眞蒲かる」と直して引いて居る。

マサ(麻佐)の首

釋 倭武命の子建貝兒王の裔〔記〕。マサは地名であらうが、所在を詳にせぬ。

マサカ(正香)

義 カは接尾語であるから、マサカはマサといふと同じく、實正、現實の意である。

出 (萬三) 梓弓末はし知らず然れどもマサカは君によりにしもの

(萬四) 吾戀はマサカも悲し草枕田子の入江の奥もかなしも

(同) 伊香保るのそひの松ばられもころに奥をなかねそマサカしよ

かば

マサカアカツ(正勝吾勝、正哉吾勝)カチハヤビ・アメノ

オシホミミ(勝速日天之忍穗耳)の命(尊)

原 マサカは上記の如く實正の意、ハヤビは捷健の行爲をいふ。

釋 天照大御神の御子〔記〕。正哉吾勝勝速日天忍骨(天忍穗根)尊とも申上げる〔紀一書〕。天のオシホミミ(又はオシホネ)が御名で、——其項下を見よ——マサカアカツカチハヤビは「正に吾勝てり」というて「勝勇まれた」ことを意味する冠稱である。

歌 此稱號を得られたことについては別に説明が與へられて居らぬが、天安河の祈誓にササノチの命が勝スサビせられたことによると解する

のは誤りである。ウケビ傳説は族祖神を一系に結びつける爲に作爲せられた物語らしく、此神の眞實の出自を述べたものではない。——アマツヒコネの項下參照——假に化生神であつたとしても、ササノチの命の勝スサビを此神の御名に負はせ奉るべき理由がない。恐らくは其所由傳説が散逸したのであらう。

マサカキ(眞賢木、眞坂樹)

義 マは接頭語。サカキ(榮木)の意。——其項下參照。

出 (記上) 天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而〔紀同斷〕

歌 天鈿女命が鬘にしたといふ天香山之眞坂樹〔紀〕は次項のマサキのことである。

マサカヤマツミ(正鹿山津見、正勝山祇)の神

義 マは接頭語で境山の精といふ意。

釋 斬殺された迦具土神の頭(又は腰)から化生した神〔記〕。ヤマツミはヤマツチの轉訛であらねばならぬ。——ヤマツミの項下參照。

マサキ(眞拆)

原 マ(接頭語)サ(榮)キ(木)。

釋 天岩屋戸の祭に天のウズメの命が天之眞拆を鬘としたとある〔記〕。紀には天香山の眞坂樹としてある。サキはめでたい木といふことで、サカキと同語であるから、眞坂樹とも記されたのである。

歌 古語拾遺には眞辟葛とあるが(次項參照)、カツラには櫻、枝垂柳などを用ひたことが萬葉集にも見えるから、此マサキ(又はマサカキ)も必しも蔓草なることを要せぬ。



マサキ(眼割)

原 メサキの音便。  
釋 入墨をいふ。——メサキの項下を見よ。

マサキ(眞注)の國

原 マ(接頭語)、サキ(岬)。  
釋 神武天皇が掖上の味間丘から國の形を廻望せられてウツユフの眞注の國なれども猶蜻蛉のトナメに似たりと仰せられたとある〔紀〕。——ウツユフ、トナメの項下参照——マサキはミサキ(岬)に同じく、山の前の國をいふのであるが、蜻蛉が譬を喩めあうたやうにまとまつて居るとの御意である。狭き國又は眞幸の國と解することは語法上困難である。次に見える眞鋒田、目前田及眞跡里のマサキも同義であらう。

マサキ(麻跡)の里 [地]

釋 播磨國飾磨郡の地名〔風〕。應神天皇が似入眼割下と勅せられたから號けたとあるが、上記の如く山の前、即ちミサキ(岬)の里といふ意であらう。今所在を詳にせぬ。

マサキタ(目前田) [地]

釋 播磨國多可郡麻里の地名〔風〕。應神天皇の狩犬が猪に眼を打割られたから名づくところがあるが、前條に述べたやうに岬田の義であらう。

マサキタ(眞鋒田)のタカマ(高天)

原 マサキはミサキ(岬)の轉呼。

釋 雄略朝皇太后から贈進せられた厨人〔紀〕。マサキタの所在は判明せぬが、山の前(岬)田の意。タカマも亦竹間を意味し、地物から貢うた名と思はれる。

マサキツラ(眞辟葛)

釋 古語拾遺には天鈿女命が眞辟葛を以て鬘としたとある。——マサキの項下参照——繼體紀の勾大兄皇子(後の安閑天皇)の御歌にも「マサキツラたなきあざはり」とある。今も正木葛又はツルマサキと稱する蔓性植物で、喬木に絡まつて延びるものであるで「糾はり」の形容に用ひられたのである。

マサゴ(砂)

原 マ(眞)シ(石)コ(粉)の轉呼。  
釋 石粉の意を以てサゴといひ之にマを冠したのである。イサゴともアサゴともいふ。

まさつこわぎも [歌詞]

原 マサツコはマサチ(眞幸)コ(子)の轉呼であらう。

釋 仁徳天皇が吉備の黒比賣の歸國を惜しまれて「マサツコ我妹國へ下らす」と詠まれたとある〔記〕。マサツコは眞幸子の意で、黒比賣の愛稱であらう。

マサテ(麻左氏)

原 テは接尾語タの轉。  
義 「正にたマ」の意。「正しく」といふと略々同義である。

註 (萬二四)からすといふ大をそ鳥がマサテにも來まさぬ君をころくとぞ鳴く  
(同) 武藏野にうらへかた燒きマサテにも告らぬ君が名占に出でにけり

マサベ(勝部)、マサベ(勝部)の岡——カチベ、カチベの岡の項下を見よ。

マシ(坐) [動]

原 ミ(御)シ(爲)の轉呼。  
釋 原義は御爲であるが、轉じて存在を意味する敬語となり、坐の字をあてた。——第二人称のマシも此語の轉義と思はれることは次に説く通りである。

釋 マシが在と同義(敬語)に用ひられたことは古事記神代卷に天若日子の死を聞いて父と妻とが訪ひに來たとき、ナヂスキ高彦根を見ちがへて、我子不<sub>レ</sub>死有<sub>レ</sub>邪理、我君者不<sub>レ</sub>死坐<sub>レ</sub>邪理といふたとあることによつて證明せらる。

マシ [代]

釋 上記の如く原義は「御爲」であるが、坐の意となり、更に第二人称敬語に轉用せられたのである。——イマシ、ミマシの項下参照。

註 (萬二四)の川に朝菜あらふ子マシもあれもよちをぞもてりいで子たばげに  
(神樂「小前張」)ゆふつくる しなのの原にや あさ尋ね マシも神ぞや あそべあそべ

(催馬樂「高砂」)たかさこの……それがと サン ましものがと ましものがと

マシキ(益城)の郡

釋 和名抄に肥後國益城(萬志岐)郡とあり、今上下二郡に分れて居る。萬葉集に「大伴君熊凝(益城郡人也)」とあり、肥前風土記に益城郡朝來名峯に打猴、頭猴といふ土蜘蛛が居たとある。

マシキ(眞敷)刀俤

釋 尾張氏十一世乎止與命の配(舊)。尾張大印岐の女とある。トビはトメの訛で、婦人の敬稱、マシキは後記の如く中島郡の一地名である。

マシキ(間敷)の屯倉

釋 安閑朝尾張に新設せられた屯倉〔紀〕。和名抄に中島郡三宅郷とある地で、今も三宅村といふ。村内に祭られた生桑神社は的臣に縁故のあるものらしく、キ(紀)氏の祖神を祭つたものと思はれるから、マシキといふ地名も之から出たのであらう。

マジコリ(麻自許利) [動]

原 マ(目)、シキ(及)、アリ(在)の約であらう。  
釋 延喜式御門祭の祝詞に

麻我都比<sub>ト</sub>云神言<sub>ム</sub>惡事<sub>ニ</sub>相麻自許利<sub>。</sub>相口會賜事無<sub>ク</sub>

とある。マジコリはクチアヒ(口會)の對句であるから、目及の意であらねばならぬ。——強て之をマジリ(交)、マジナヒ(禁厭)に附會しようとするのは無理である。——次の道饗祭の祝詞に相率、相口會とある率



なも之によつてマジコリと訓するのは無理で、字の如くヒキキ又はアトモヒと訓まればならぬ。

マシタ(真舌)媛

孝靈天皇の后(紀一傳)。十市縣主等の祖の女とある。紀の本文には皇后の名は細媛命で、磯城縣主大目の女とあるが(孝元紀)、記によれば細比賣命は十市縣主の祖大目の女とあるから、同一女性を色々にいひ傳へたのであらう。マシタの語義不明。

ましとと (歌詞)

古事記に伊須氣余理比賣が大久米の命の嫁る利目を見て  
あめつつ 千鳥マシトト などさける利目  
と詠まれたとある。トメは利目に鳥目をいひかけたものであるから、マシトトも鳥名と解するが妥當で、記傳にシトト(巫鳥)の意とした説に従ふべきである。マは接頭語である。—アメツツ及シトトの項下参照。

マジナヒ(禁厭)

原 マ(魔)シ(爲)ナヒ(接尾語)。—マ、マジモノの項下参照。  
釋 マジ即ち魔の作用を實現することをマジナヒといふ。マジは神わざ以外の靈異力を意味するから、マジナヒの結果には善惡兩方面があり、よい方は禁厭で、悪い方は人に害を與へることである。マジモノを靈物と譯するのは此惡作用に與へたのである。—カシリの項下参照。

マシラ(猿)

である。鏡面蒼白なる銅鏡といふ意でかりて用ひたので假字である。

マスラカミ(麻須羅神)

原 マス(益)ラ(接尾語)。  
釋 優れた人をマスヒト、マスラナといふやうに(各其項下を見よ)、優れた神の意を以てマスラカミとも稱したもののやうである。出雲風土記鳥根郡加賀神崎の項下に枳佐加比比賣命の祈誓の辭として「吾御子マスラ神にまさば矢せたる弓箭出で來」というたとある。

マスラヲ(丈夫)、マスラヲノコ(益荒丁子)

釋 優る男(男の子)の意。祝詞に益人と用ひたのも同義である。—ア  
メのマスヒトの項下参照。—正荒雄又は益荒雄の意とするのは字に  
捉はれた俗説で、マスラ神もいふのである(前項参照)。

マスラヲ(大夫) (枕)

釋 萬葉集三卷(雲)に「大夫の手結が浦に海人少女鹽やく煙」とあつて、  
タユヒの枕詞に用ひられて居る。男子の武装には脚結と同様に手結を  
も施したのであらう。和名抄射藝具中に韃和名多末岐一云小手也とあ  
るタマキをいふもの、やうに思はれる。

マソカガミ(真十鏡) (枕)

原 マソはマ(接頭語)ス(清)の轉呼。  
釋 「真すみの鏡」と同義。—其項下を見よ。  
釋 ミ(見)、テル(照)、キヨ(清)、ト(磨)、カケ(懸)、フタ(蓋)、オモカゲ  
(面影)等の枕詞、いづれも鏡の縁語である。例

原 マ(獸)、サル(戯)の轉呼。  
釋 媛のことである。—其項下参照 —和名抄にも見えず、古典にマシラと假名書した例はないが、萬葉集にマシの假字に猿の字をあてたのを見ると、奈良朝には既に用ひられて居たものとおはれる。

マス(摩須)の郎女 —カハカミのマスの郎女の項下を見よ。

ますがよし (枕)

原 スガを見よ。  
釋 マは接頭語、ヨシは感動詞。ソガの枕詞である。ソガも亦本來スカの轉訛であるから、マ스가、ソガと語を疊んで枕詞としたのであらう。—マソカヨとも用ひられる(其項下参照)。—例  
(萬三) マスガヨシ宗我の河原に鳴く千鳥まなし吾が夫子吾が戀ふらしくは

マスタ(益田)のコムシユ(金鐘)

釋 天武朝の人(紀)。百濟僧法藏と共に白朮を求めると爲に美濃國に派遣せられたとある。釋紀には益田直とあるが、金鐘といふ名から判断すると、新羅人で益田といふ地に居住したものであらう。

マスミのカガミ(白銅鏡)

釋 マは接頭語、スミ(清澄)の鏡といふ意。マソミのカガミとも、マソカガミとも轉呼せられる。  
釋 神代紀一書にイザナギの尊が左右の手に白銅鏡を執られた時大日靈尊と月弓尊とが化出せられたとあり、白銅鏡にマスミのカガミと訓し

(萬二) マソ鏡見ともいへめや玉かざる石垣淵のこもりてある妹  
(萬三) マソ鏡南淵山は今日もかも白露置きてもみち散ららし  
この例は極めて多いが省略する。ミルといふ語のみならず、ミヌにもかけた例もある。

- (萬六) マソ鏡敏馬の浦は百舟の過ぎて行くべき濱ならなくに
- (萬七) マソ鏡てるべき月を白たへの雲か隠せる天津霧かも
- (萬八) マソ鏡清き月夜のゆつりなば念はやまじ戀こそまさされ
- (萬九) マソ鏡ときし心をゆるして後にいふとも驗あらめやも
- (萬一〇) 祝等がいつく三諸のマソ鏡かけてしねびつ逢ふ人毎に
- (萬一一) 手にとりもたる マソ鏡 蓋上山の(四九二)
- (萬一二) 里遠みこひわびにけりマソ鏡面影さらす夢に見えこそ

まそがよ (枕)

釋 蘇我の枕詞。—マスガヨシともいふ(其項下参照)。—例  
(推古天皇御製) 摩蘇鏡豫 そがの子らは(紀)

マソテ(真袖)

釋 眞は借字、マはマタ(又)、モロ(諸)等の語幹で、兩の意にもなるから、  
—兩手をマテといふ—マソテは兩袖と解釋せればならぬ。例  
(萬七) 太刀の後さやの入野に葛ひく我妹、マ袖もちつけてむとかも  
夏草かるも  
此モチはツケとつゞけて「モチツケてむ」即ち「取りつけむ」といふ意と  
解すべきである。

マソムラ(麻素武良)



原 マ(接頭語)サ(麻)ムラ(叢)の轉呼。  
釋 萬葉集十四卷に「上野野安蘇のマソムラかきむたき」とある。アソもまたアサ(麻)の轉で、麻の産地なるが故に名を得たのであらう。アソムラ(麻叢)は麻を梳くといふ縁によつてカキ抱きの序に用ひられたものと思はれる。

マソユフ(眞蘇木綿)

原 マソはマ(眞)サ(麻)チ(緒)の約。麻の織緯といふ意。——ユフの項下を見よ。

釋 萬葉集二卷に「神山の山邊マソユフ短ユフ」とある。麻のユフは穀の木を皮を剥いて作つたユフに比すれば短いので短木綿とつけたのであらう。

マタ(又、亦)、マダ(尙)

原 モ(助語)タ(接尾語)の轉呼。

釋 助語モから出た接尾語で、モに對偶と對抗との兩義があるので——語法要録參照——此語にも「亦、又」と尙との兩面の意味が含まれる。之を區別する爲に後者はマダと濁つて發音するやうになり、打消語と連れて用ひられる場合には「未」の字をあてるのである。

またいけむ [歌詞]

原 マタギ(跨)ケム(音便)。

釋 催馬樂「高砂」に

たかさこの 尾上になてる 白玉椿 玉椿 其もがと ましもが  
と れりをさみみの 御衣かけにせむ 玉柳

なにしかも 心もマダイケム 百合花の さ百合花の 今朝咲いたる  
初花に逢はましものを  
とある。百合花の朝咲いた初花に逢はうものを、玉つはきも玉柳もと心踏ぎけむといふ意である。——愚考抄に「待しけむ」の意とし守部が「速きけむ」と解したのは共に誤りである。

またいたんこ [歌詞]——マタハタロンコの項下を見よ。

原 イタキはイト、アキの約。

釋 催馬樂「淺緑」に

あさみどりや 濃いはなだ 染めかけたりと 見るまでに 玉光  
る 下ひかる しんきやう すさかのしだり柳 マタイタキトナ  
ル せんざい 秋はぎ なでしこ からほひ しだり柳

とある。愚案抄に「いたるとなるは家の事が板を敷てゐる故也」と説明し、守部は「まだき田井となる」の意と解した。案するに新井朱雀のしだり柳までが一聯で、淺緑、濃緑に對し、又イト(最)アキ(藍)なる前裁の秋萩、撫子、から葵に交るしたり柳の色を詠じたのであらう。

マタシ(全)

原 マはタマ(玉)、マル(丸)の原語で、之に接尾語タを添へたマタはマトとも轉音し、マトカ(圓)、マトメ(纏)の如く用ひられる。シは形容動詞語尾である。

釋 まとまつて居るといふ意から完全の義を生じたのである。  
註 (倭建命の御歌) 命の マタケム人は た、みこも 平群の山の 熊

かしの葉を うすにさも其子[記]

同記歌を紀には景行天皇の御作として摩曾祓務としてある。誤寫にあらすとすれば音便によつてマソシ(タ行、サ行相通)ともいうたのであらう。

マタシ(奉、遣)

原 モタシ(持爲)の轉呼。

釋 紀の舊訓に以、遣をマタシとし、或は奉遣をタテマタシと旁訓した例がある。モチ(持)の使動詞で、今の語でいへばモタスであるが、モタせて遣るといふ意にも用ひられる。

出 (萬叶) わが衣かたみに奉しきたへの枕をさらすまきてされませ  
(萬叶) 己妻かれて 乞はなくに 鑑さへ奉[二三三]

第二卷に「縁兒のこひなく毎に取委物しなれば」とある[二三三]委もマタスと訓むのであらう。

第九卷の歌は舊訓マタシとあるが、マタスと句を切る方がよい。奉の字についてマツル又はササグと訓するものがあるが、さる最高敬語を用ひべき場合ではない。

マタネのウマシ(眞種之可美)

釋 崇神紀に丹波水香戸邊の兒が人も教へぬのに大國主神の祭祀を行ふべきことを韻語で述べ、「出雲人祭、眞種之甘美云々」というたとある。マタネは俣根即ち傍系の義で、ウマシはウマシ韓日狭の略稱であらう。出雲振根(舊系即ち本系の義)が誅戮せられて祭祀が絶えたから、マタネ(傍系)をして繼がしめよといふ意を諷したものと思はれる。——マタマモシツシの項下を見よ。

マタノ(全能)媛

釋 物部氏十七世妻入宿禰の妻(舊)。同世代庶流自古連の女とある。名の所由不明。

マタノヲ(麻拖能鳥) [人]

釋 天日槍の配(垂仁紀)。但馬の前津耳の女とある。一書には出島の人太耳の女麻多鳥と傳へられ、記には娶多遲摩之俣尾之女名前津見と記されて居る。マタはミタ(御田)と同語で、ヲは長の意、即ち御田の主長といふことで、兩性に通用するから、男女いづれの名とするも妨はないのである。

またはたるんこ [歌詞]

釋 催馬樂「青馬」に

しのいざやの さなこがひこの さいろんこ マタハタイロンコ  
の たいきの童の さなこがひこなる さいろん子

とある。文治本には此句をマタイタンコとしてあるので、眞淵は眞大膽子の意と解したが、語構成の原則から見ても如此き語はあり得ぬ。秘抄の傳によれば、又は大郎子」の訛と思はれる。マタハとあるのは上の「さいろん子(郎子)に對していうたであらう。上記の如く「マタイタキトナル」と用ひた例もある。マタイタンコの傳によれば或は「又いとこ」といふことであるかも知れぬ。——イトコの項下參照。

マタマ(眞玉) [人]

釋 孝徳朝の遣唐學生水連老人の父[紀分註]。



マタマツク(眞玉付) [枕]

マは接頭語、玉をつけるといふことで、マ(緒)にかゝる枕詞である。

例

(萬四) マタマツクをちこちかかれていひはいへど逢ひて後こそ悔はありといへ

(萬七) マタマツクをちの菅原我からず人のからまく惜しき菅原

マタマツク・タマノムラヒメ(眞玉著玉之邑日女)の命

マタマツクは眞玉作で、玉之邑の枕詞である。

出雲國神門郡朝山郷に鎮座する神(風)。神魂命の子で大穴持命が朝毎に通はれたとある。出雲には玉造が居住したから、此地も亦玉之邑と呼ばれ、其女酋なるが故にタマノムラヒメと稱へられたのであらう。神名帳にも朝山神社を擧げて居る。

マタマテ(眞玉手)

原 マは接頭語。

玉手といふに同じく、玉は美しいことの形容である。「マタマテの玉手さしかへ」(記、紀、萬三)といふ慣用語がある。

マダラフスマ(萬太良衾)

マダで作つた衾といふ意。——フスマの項下を見よ。

マダラのラは接尾語、マダは東北では今も此名を以て呼ばれ、學名Tilia Cordataと稱する植物で、其皮の纖維を以て衾を製作する。萬葉ころには遠江地方では尙上流者の用ひるものとせられたもの、やう

である。

(萬四) キへ人のマダラ衾に綿さはだ入りなましもの妹が小床に

マタヲ(俣尾、麻多鳥) [人]

天日矛の配前津見の父(記)。紀の一書には娶但馬出島人太耳女麻多鳥とあり、同書本文には前津耳(又は前津見、又は太耳)の女麻拖能鳥とある。——マタノヲの項下を見よ。

マチ(町、坊)(待)

原 マ(接頭語)チ(道)。

ミチ(道)と同原同義であるが、巷、街の意に用ひられた。轉じてイチ(市)と同じく人の集會する所をもいふ。「待」といふ意も之から出たのであらう。されば次のマチバツカヒルの例に於て見るが如く、古は一段活を用ひたのである。

關東方言に祭をマチといふのもマツリの原語(其項下を見よ)又は畧語ではなく、此マチの義で、民衆が集會するからであらう。

マチサケ(待酒)

マチは祭の原語で眞靈の意であるから、マチ酒は神酒をいふのであらう。

記に幼少の應神天皇が建内宿禰に伴はれて若狭の國から歸られたとき、神功皇后が待酒を醸みて献ぜられたとある。字によつて待受の酒と解するものがあるが、御馳走の爲ではなく、信仰の意味を含んだものであることは皇后の御歌によるも明で、神酒と解釋せねばならぬ。萬葉集四卷に

君がため醸みしマチサケ安の野に獨やぬらむ友なしにして  
とあるのは神酒に「待」をいひかけたのである。

マチチ(貧鈎)

マチはサチ(幸)に對する語で、マは凶を意味する語である(其項下参照)。マツシとも活用し、不味の意にも用ひられる。チが鈎の義に用ひられる理由は其項下に述べた。

山幸、海幸傳説に海神が教へまゐらせた呪文として此語がある(記、紀)。原義により不幸を齎らす鈎と解釋すべきである。——貧は借字。

マチチ・ササマチチ(貧鈎、狭々貧鈎)

紀の一書山幸、海幸傳説に汝生子八十連屬貧鈎、狭々貧鈎といふ呪語がある。上記マチチを重ねたのでササは囉詞である。——ササを「少き事」と解しては意をなさぬ。

マチバワカヒルニ(麻知波弱菲仁)

マチバは「待てば」に同じく、此動詞がまだ四段に活用しなかつた時代の語法である(マチの項下参照)。ワカヒルは若晝即ち朝の意。

(中臣壽詞) 如此告バ麻知バ弱菲ニ由都五百算生出ム

朝日のてるまで祝詞をあげて居ると、早朝に清淨な多くの算が生ひるであらうといふことである。

マツカヒ(間使)

原 マは接頭語。

單に「使」といふと同義である。今の小間使といふ語は此から出たの

であらう。  
(萬九) あぶり干す人もあれやも家人の春雨すらをマツカヒにして  
(萬二〇) 梅のはな其ともしらす降る雪のいちごろげむなマツカヒや  
第一の歌の春雨スラチは春雨其チの意と解すべきである。——語法要條参照。

マツカヘリ(松反) [枕]

「松が縁」の意であらう。「松側の椎」といふやうな諺又は傳説があつたので、シヒ(強)、(誣)の枕詞に用ひられるやうになつたものと思はれる。例

(萬九) マツカヘリしひにてあれやも三栗の中絶えて來すまでといふ  
や子(七六三)

(萬七) マツカヘリしひにてあれやもさ山田のをちが其日に求めあはずけむ

マツサハ(松澤) [地]

常陸國久慈郡の地名(風)。立速日命が天から降つて此地の松樹の股に居たとある。賀毗禮峯から程遠からぬ平野であらうと思はれるが所在を詳にせぬ。——カビレの項下参照。

マツタエ(麻都太要)の長濱

萬葉集十七卷布勢水海遊覽の歌に見えるが、所在を詳にせぬ。——フセの海水の項下参照。——和名抄射水郡宇納(宇奈美)郷の地名で、マツタエは松田江の義が。



マツチ(眞土、赤打、又打、信土)山

義 粘土、色土等に對し普通の土壤(黒土)をマツチといふ。

釋 紀伊國伊弉郡隅田村大字眞土の山で、紀伊川の北岸にあつて大和の宇智郡に跨る。上代大和から紀伊に出る街道であつた。

出 (萬一) あさ裳よし紀人ともしもマツチ山行き來と見らむ紀ひとともし。

右の外第三、第四、第六、第七、第九、第十二卷等にも此地を詠じた歌がある。

マツツ(松津)の國造

釋 仁徳朝物部連伊香色雄命の孫金が拜任したとある(國造本紀)。松津國は火國と末羅國との中間に序してあるから、九州の一國であらうが他書に見えぬ。或は津は浦の誤記で、マツツといふ地名を松浦とも末羅ともかくので、誤まつて二別國と傳へられたのであらう。——國造本紀には他にも同様の例がある(ムサシ、シノブ、カガの項下参照)。——金は舊物部系譜の金弓連にあたるが、同人は成務朝の人とあつて年代が一致せぬ。仁徳朝とあるのが誤か、或は金が誤記であらう。

マツノヲ(松峽)の宮

釋 神功皇后熊襲討伐中の行在地(紀)。所在不明。夜須郡(今の朝倉郡)栗田村の松尾といふ地が其跡であらうといはれる(肥前續風土記)。

まつぶさ [歌詞]

原 マは接頭語。——ツアサの項下参照。

義 ツアサ委曲といふ意。

出 (八千矛神歌) マツアサに 取りよそひ 沖つ鳥 むな見るとき(記)

マツホ(松帆)の浦

釋 淡路國三原郡松帆村の海面をいふ。

出 (萬一) なきすみの 船瀬ゆ見ゆる 淡路島 マツホの浦に(五五)

マツヤタネ(松屋種)——ウチサル・クニサル・タカマツのヤタネの項下を見よ。

マツラ(松浦、末羅)の縣(國)

釋 和名抄肥前國松浦(萬豆良)郡。今の東、西、北松浦郡の總稱である。神功紀によれば皇后が此縣の玉島の小川で細鱗の魚を釣り上げ給ひ、メヅラシキものと仰せられたから、地名をメヅラと負うたのが、轉じてマツラとなつたとあり、肥前風土記にも同様の説がある。魏志倭人傳には末盧國と記され、神功皇后以前からの名であるから、上記傳説は信するに足らぬが、語義は尙明にし得ぬ。

マツラ(末羅)の國造

釋 成務朝穗積臣の祖大木口宿禰の孫矢田稻吉が拜任したとある(舊)。物部氏系譜には此人の名が見えず、又大木口宿禰の孫ならば崇神天皇と同世代の人であらねばならぬ。誤傳があるものと思はれる。

釋 國造本紀に松津とある國が松浦の誤と思はれることは其項下に述べた通りで、誤つて末羅と別國としたが爲、同一國造家を二様にかきわけたものと思はれる。案するに原傳説は伊香色雄命の孫某が成務朝に

同國の國造に任命せられたとあつたのであらう。所在地に因んで矢田(大和の地名)の稱置と名乗つたこともあり得べきである。

マツラ(松浦)舟

釋 萬葉集七卷に「小夜更けて堀江、くなる松浦舟楫の音高し水尾はやみかも」とあり、第十二卷にも「松浦舟みたる堀江の水尾早みかちとる間なくおもほゆるかも」とある。マツラ舟はクマヌ舟、イツタ舟の如く船型の名であらうが、如何なる種類のものか判明せぬ。肥前の松浦に通ふ船とするのは理由のないことで、筑紫舟といふ語はあるが、イト舟ともナツ舟とも用ひた例はないから、獨り松浦に通ふ舟のみが地名によつて呼稱せられ、しかも奈良朝の初に於て屢々難波堀江にあらはれたとは解せられぬことである。

マツリ(祭)、マツリコト(政)

原 マチはミチ(御靈)の音便、リは活用語尾。

釋 マチは神名にも、——御主の意に轉じては人名にも——屢々用ひられる語で、「神」と同義であるから、神の行事といふ意を以てリをそへて之を活用し、祭祀の義を生じたのであらう。マツリコト(政)が祭事の意で、祭政一致時代の古語なるべきことはいふまでもない。祭が奉又は奉仕の義に轉じたことは次項に述べる。

マツル(奉)、マツロフ(奉仕)

釋 上記祭の轉義で、奉獻又は奉仕を意味し、更に敬語助動詞に轉用せられたのである。

釋 奉獻の意はタテ(立)マツル、奉仕の意はツカヘ(仕)マツルといふ複

合語を以て最多く表示せられるが、立、着(ツキ)の原語が主語ではなく、マツルに其義があるのである。故にマツリの變形マツラフ——音便によりマツロフといふ——には奉仕といふ字が充てられるのである。例

(崇神記) 和平其麻都漏波奴人等

(雄略天皇御製) はふ蟲も 大君に摩都羅行(紀)

(萬一) ちはやぶる 人を和はせと 不奉仕 國を治めと(九九)

マツラ(松尾)の阜

釋 播磨國揖保郡の地名(風)。應神天皇が此阜の松を取つて燎(ハヒ)とせられたから號けたとあるが、説明が十分でない。恐らくは他國のマツラ(松尾)と同じく、松岡の意であらう。

マデ、マテニ(至、及)

原 マテはマタ(俣)の音便、マデはマテニの約濁であらう。

釋 道路、河流、枝條等何にもあれ分岐したものは其岐點を以て行止りとするから、俣に(達する)といふ意を以てマテニに「迄」の義を生じ、約濁によつてマデといふやうになつたのであらう。

釋 萬葉集の用例によれば後世ならば單にマデといふべき場合にもマテニとした例が極めて多い。其はマテニが原語で、畧せられてマデとなつたことを證するものである。例

(萬一〇) 梓弓引津の邊なるなのりその花さくマテニ逢はぬ君かも

(萬一四) 庭中のアスハの神に小柴さし我はいは、むかへり來マテニ

マトカタ(圓方、的形) [地]



釋 神名帳伊勢國多氣郡服部麻刀方神社とある地。——今の東黒部浦。——伊勢風土記「仙覺萬葉鈔所引」に浦の形的に似て居るから形的形と號けたとあるが、カタは舟行水面又は斥鹵でマトは圓の意であらう。

註 (萬) ますらをのさつ矢たばさみ向ひ立ちいるマトカタは見るにさやけし——風土記には天皇御製として下の句を「いるやマトカタ濱のさやけさ」とある。

マトカタ(圓方)の女王

釋 萬葉作家。左大臣長屋王の女、寶龜五年薨(續紀)。

マトコオフ(眞床追) [枕]

釋 フスマの枕詞「紀」。マは(御)の音便、オフはオホフ(覆)と通ずる。寢床を覆ふ衾といひかけたのである。

註 (神代紀) 于時高皇產靈尊以眞床追衾覆於皇孫天津彦々火瓊杵尊一

マトヌ(眞砥野)比賣の命(媛)

釋 美知能志玉(開化天皇の御孫)の女(記、紀)。垂仁天皇の妃となられた「紀」。マトヌは圓野の義であらうが所在を詳にせぬ。

マドヒ(惑) [動]

原 マ(目)トホ(遠)の活用であらう。——ヒは活用語尾。

釋 原義は目遠であらうが、轉じて想見し得ぬことの意となり、漢字惑の譯字にあてられるやうになつたものと思はれる。例 (萬) つれもなくあるらむ人をかた思ひに我しおもへばマトヒもあ

るか

右の歌のマトヒの如きは「目遠にもあるか」としてもよく意が通ずるのである。

マトリ(鷺鳥)

原 マ(魔)トリ(鳥)。——マの項下を見よ。

釋 普通のマとは異り、マトリの場合のマは魔の原義により、マの鳥の意味を以て鷺鷹の類を總稱したものやうである。平群のツク(兎鷯)の子をマトリ(眞鳥)といひ、萬葉集にもマトリ住むウナデの森などと用ひてある。矢にはく鷺の羽をも眞鳥羽といふ。——通證に之を蝦夷の方言としたのは誤である。

マトリ(眞鳥) [人]——ヘケリのマトリの臣の項下を見よ。

マトリ(眞鳥)姫

釋 物部氏三世出雲醜大臣の配(舊)。倭の志紀彦の妹とある。同氏六世伊香色雄命の妻の一人にも倭ノ志紀彦の女眞鳥姫といふものがあるが、いづれか一方は誤傳であらう。

マナオトコ(麻奈弟子)

釋 眞の乙子即ち末子の意。

註 (鎮火祭祀詞) 麻奈弟子ニ火結ノ神生給氏

釋 最終の子にホムスビの神を生み給ふとの意。——氏は止の誤か、若くはトに通ずるのであらう。 歌 マナを愛の意と説くものもあるが、マナコ(愛子)はマコともいひ、

目の子、目子の意、——目妻と用ひた例もある(萬)——メツ(目出)と同様に愛の意に轉用せられたもので、オトコとつゞけ得られぬことはないにしても、少くともカケツチは愛子ではなかつた筈である。

マナカ(眞名鹿)

原 マ(眞)ノ(助語)カ(鹿)の轉呼。

釋 尋常の鹿といふ意。 註 (神代紀) 全三剝眞名鹿之皮以作三羽翹

マナガ(眞長)の浦

釋 萬葉集九卷に

思ひつゝ來れど來かれて三尾が崎眞長の浦をまたかへり見むとある。ミナは近江國高島郡の地名であるから、マナガの浦も其附近であらうが所在は判明せぬ。

マナカヒ(麻奈加比)

釋 目の交の意、眼の間といふことである。

註 (萬) 瓜はめば 子どもおほほゆ 粟はめば ましてしぬばゆい づくより 來たりしものぞ マナカヒに もとなかゝりて 安い しなさを

まながり [歌詞]

原 マタガリ(マタギ、アリ)の音便。——タ、ナは相通する。

釋 「相副ひ在り」といふ意。

註 マタの原義は交叉よりも寧ろ並列にあるのであるから、古は相並ぶ

こともマタギというたのであらう。——足を以て跨ぐ意のみに用ひられるやうになつたのは寧ろ後世のことである。次の例に見えるマタガリは原義によつて添寝をすることをいふのである。 (八千矛神贈答の歌) そたゝき たゝきマナガリ 眞玉手 たまでさ(しまき) [記]

マナコ(愛兒、眞名子)

原 マ(目)ノ(助語)コ(子)の轉呼。

釋 マは目ではある。稱美のメツ(目出)といふと同一の着想からいとし子を目ノ子と稱へたのであらう。今でも「目の中へ入れてもいたくない」などといふのである。例 (出風) 伊奈奈枳乃麻奈子ニ坐熊野加武呂乃命(意宇郡の章下)

(萬) 父公に 吾は眞名子ぞ 妣乃自に 吾は愛子ぞ(三三三) 右の外例が多い。萬葉集十四卷に「あしびきの山さば人の人さばにマナといふコがあやにかなしさ」とあるのはマナコ(愛子)といふ語を二つに分け、マナ(眞魚)にいひかけたのである。

マナコ(織沙、黄土粉)

原 マ(眞)ニ(土)コ(粉)の轉呼。

釋 石の粉即ちイシコの轉呼イサコ(砂)に對し、土の細粉をいふ。

註 懿德天皇の御陵眞名子谷を紀には織沙谿と譯してある。和名抄に日本紀私記を引いて織砂をマナコと訓したのは沙と砂との別を明にし得なかつた爲であらう。左記の如く黄土粉(ハニの粉の意)といふ字をあてた例もある。 (萬) 白浪の千重に來よする住の江の岸の黄土粉にはひて行かな



此は織沙に愛子をいひかけたのである。

右の歌の黄土粉は舊訓ハニフニとある。——黄土をハニ、粉をフニの假字と見たのであらう。——其は同集第一卷に

草枕旅行く君と知らませば岸之埴布爾にははざらましを(六九)

とあるによるものであらうが、六卷の歌は之とは異り、愛子にいひかけたもので、九卷に「磯の浦まの眞名(子の字脱か)にも匂ひて行かな」とあると同用例であるから、マナコと訓まればならぬ。

マナコタニ(織沙谿、眞名子谷)の坂上陵

懿徳天皇の御陵(紀、諸陵式)。畝傍山南と冠稱せられて居る。——記には「陵は畝火山の眞名子の上にある」とある。——粘土を産する谷地なるによつて此名を負うたので、今も白樺村大字畝傍に眞名子谷といふ名が残つて居る。

マナシカタマ(無目堅間、无間勝間、無目籠)

勝間はカツマとも訓み得るが、カツマはカタマの音便である。籠もまたカタマ(カタミ)といふので假字に用ひられたのである。

マナシは「すき間なし」といふ意。カタマは竹筏で(カタマの項下参照)、竹を密に組みあはせた筏といふことである。

火折命(彦火火出見尊)が海宮渡航に用ひられた船(記、紀)。紀の一書には大目鹿の籠ともある。竹筏とすれば目が鹿とも浮力には差支はないのであるが、筏上の人が濡れぬやうにマナシ筏を用ひたとせられたのであらう。カツマ(カタマ)を記傳にカタツマ(堅津間)の約としたのはマナシといふ語から思ひついたのであらうが、「堅い間」をカタツマといふことは古語法ではない。

マナビコ(麻奈毗古)

マナビシラをマナビシル(學知)の轉音とし、紀の一書に諸册二神が鶴鶴から交合の道を學んだとあるから、此鳥即ちニハクナブリ(鶴鶴)のことであらねばならぬとするは俗説である。紀の傳説はニハクナブリといふ名から案出せられたもので信するに足らぬのみならず、和名抄にもトツギナシヘトリといふ異名を與へて居るが、マナビシラとは訓せられて居らぬのである。

マナブネ

マナキ(眞名井、眞井)

マ水の堰といふ意。マナはマナ鹿、マナ鶴の如く用ひられ、マノと同じ語で、單にマといふと同じい。キは水を堰きとめることをいひ、今日の井即ち堀井戸の意ではない。

天安河の誓に劍及玉にマナキの水をふりそそがれたとあり(記、紀)

紀の一書にはマナキ(石の井の意)とある——丹後の比治の眞井は天女が水浴したとあるから(風)、清水を堰きとめた所を一般にマナキと稱へたものと思はれる。

マヌ(眞野) [地]

和名抄近江國滋賀郡眞野(末乃)。今も眞野村と稱へ、和珥村、小野村に隣する。春日臣の一族の占據地である。古はマヌと稱へられたことは勿論である。

マヌ(眞野)の浦

攝津國八田郡の地名。——今神戸市に編入せられた。——萬葉集にマヌの浦(二卷)、眞野の池(同)及白菅の眞野の榛原(三卷、七卷)とあるのは皆此地をいふもの、やうである。第四卷に「眞野の浦の淀の繼橋心ゆも思へや妹の夢にし見ゆる」とある所を見ると、橋がかけられてあつたのであらう。

マヌ(眞野)の首デシ(弟子)

推古朝吳の伎樂傳習を受けた人(紀)。出系不明。春日小野臣の一族に眞野臣と稱するものがあり、右京蕃別に眞野造があるが同氏ではあるまい。或は攝津の眞野に居住した歸化人の首長であつたかも知れぬ。弟子は字の通りの意味で、別に名があつたのを逸したのであらう。

マヌ(麻奴)の王

欽明天皇の皇女、御母は蘇我のキタシ比賣(記)。紀には肩野皇女とあるから、此ヌ(野)は片野ともいうのであらう。マは此場合はミ(御)

まなばしら [枕]

マナビシラは鳥名で、字鏡に鴨及鳩の訓にあてて居る。鴨はミサゴ(鴨科)、鳩はソヒ(翡翠科)で、和名抄にはいづれも食魚鳥なりとあるから、マナ(眞鳥)ハシル(走)の轉呼であらう。左記の例に見えるが如く(尾)の枕詞として用ひられた。

(雄略天皇の御製 大宮人は うづらとり 領巾とりかけて マナビシラ 丘行きあへ(記))

から轉じた接頭語と見るべきである。

マヌラル [動]

マは接頭語、ヌラルはノラルの轉呼。萬葉集十六卷に

はしたての 熊木酒屋に マヌラル奴わし さすひたち 奉て來なましを マヌラル奴わし

とある。「罵られる奴」といふ意であらう。

マネク(普)(遍)

マ(間)ナク(無)の轉呼。

間無の意から轉じて普遍の義となつたので、サマネク(サは接頭語)とも轉用せられ、後世専らア(接頭語)マネク(シ)といふ。

(萬二) 止ます行かば 人目を多み マネク行かば 人知りぬへみ

此例はなほ多い。

(萬一) うらさぶる心サマネシ久方のそらの時雨のながらふ見れば

マヒ(舞)(幣)

マはタマ(玉)、マル(丸)、マツル(廻)等の語幹、ヒは活用語尾。

原義は回轉であるが轉じて舞の意となり、舞を奏して神の意を和ぐるが故に幣の義にも轉用せられた。マヒナヒ(略)は其派成語である。

(仲哀記) 歌ひつつ かみけれかも マヒつつ かみけれかも

(雄略記) あぐらゐの神の御手もちひく琴にマヒするをみな當世にもがも



マヒト(真人)

原 ムマヒトの約。——其項下参照。

釋 天武十三年に定められた八色姓中第一階。從來公と稱へられた王孫——他氏族に入籍せられざるもの——に與へられたカバネである。

まひらくつのくれつれ [歌詞]

釋 齊明紀童謡に

マヒラクツの クレツレ 於社幣陀乎 邏賦俱能理歌理鶴

とある。隱語であるから不可解の點があるが、第四句は舊釋の如くカリ(雁)カリ(雁)ガクラフの倒置で、第三句はオソヘタヲと訓み、オシヘ(磯邊)田の訛と思はれるから、マヒラクツはヒラク津即ち發航津の意とも了解せられる。クレツレは地形をいふもの、やうであるが、或はクツレ(崩壊)を口調により一個のレを加へてクレツレレというたのかも知れぬ。

マフツ(真經津、麻布都)の鏡

原 マは接頭語、フツはフト(大)と同語。

釋 天宮の祭典に用ひた八咫鏡を一傳には真經津鏡といふとあり〔紀〕、播磨風土記にも景行天皇の御装を叙して御佩の下結に麻布都鏡をかけ給ふとある。大きな鏡又は秀れた鏡といふ意であらう。

マフリ(磨布理)村——トフリ村の項下を見よ。

マヘツキミ(卿、大夫)

釋 前ツ君即ち御前に奉仕する大官の意。音便によりマウチギミとも稱へられる。

釋 舊事紀に神武朝宇摩志麻治命及天日方奇日方命を申三食國政一大夫に任ぜられたとあり、紀には卿、大夫、臣、相、群僚等に此訓を與へてある。此稱呼が官名として用ひられるやうになつたのは實際いつの世からか詳でないが、語其ものは上代から存したものであること疑なく、ナカツオミ(中臣)即ち宮内官に對して、表役人といふ意を以てマヘツキミと呼ばれたものと思はれる。

マヘツミ(前津見)、マヘツミミ(前津耳)——サキツミ、サキツミミの項下を見よ。

マヘモ(禪)

釋 天武十一年親王以下百官諸人の禪を着用することを禁ぜられた。禪は禪に通じ膝掛即ち今の前垂のやうなものであるから、之をマヘモと訓したのは道理至極である。——ヒラミ又はヒレとも稱へる(各其項下を見よ)。

まほろば [歌詞]

原 マ(接頭語)ホ(秀)ロ(接尾語)マ(間)の轉呼。

釋 景行天皇の思邦歌〔紀〕又は倭建命の御歌〔記〕にヤマトは國のマホロバたゝなつく青かき山こもれるヤマトしうるはしとある。マホロバは「最も秀れた地域」といふ意、大和は日本全國中の秀地の義にも、或はヤマト郷は大和國中の秀地の意とも解せられる。

恐らくは原歌は後の意であらう。上古ヤマトと稱したのは大和國の或一部分で和名抄にも城下郡に大和(於保夜麻止)郷をあげて居る。

ママ(真間)

原 ミマの轉呼。

釋 マは地域の意であるが(其項下参照)、ミマには左の二義がある。

(一) 御間——御料地の意。ミマツヒコ、ミマキ入彦などいふ用例がある。

(二) 水間——ミヌマ(水之間)ともいひ、水涯の地のことである。諸國にあるママといふ地名は多くは之に屬する。萬葉集にも葛飾のママ、足がりのママなどいふ地名が見える。相模方言では谷會をママといふ。——斷崖の意なりとするは非。

ママセ(庶兄)

訓 紀の舊訓にイロネとあるは誤で、ママアニと訓するものも古語ではない。弟に對する兄はエであるが、セともいうたことはあり得る。

原 マはモロ(諸)の原語モの轉呼、ママは其疊語である。

釋 ママは衆多の意であるが、正に對する副の義をも含むので、ママセは義兄を意味する。

釋 字鏡には庶兄を萬萬兄、嫡母を万万波々、町を万万妹と訓してある。いづれも真正の血統にあらざることを意味する。上代に於ては同一女性性の所生の外は血族と見られなかつたから、異母兄弟姉妹も義母も皆ママを冠して呼稱し、義子はモコ(モはマの原音)と稱へた。ムコといふ語は之から出たのである。

出 (神武紀) 其庶兄手研耳命

(神武記) 其庶兄當藝志美命

ママハラカラ(庶兄弟)

訓 記傳に庶の字讀むべからずとして兄弟をアニオトドモと訓したのは二重の誤である。庶は上例の如くママと訓むべきこと勿論で、兄弟はハラカラの假字である。

釋 大國主の兄弟八十神のことをササノヲ命が汝庶兄弟者追三伏坂之御尾二又追三撥河之瀬といはれたとある〔記〕。ハラカラは同一女性を祖とする同世代の男子をいふ語で(ハラカラの項下参照)、同一母から出た真正の兄弟にあらざるが故にママと冠稱したのである。

マミ(目見)

釋 今もいふ「目もと」と同義で容貌を意味する。

出 (萬七) 大船を荒海にこぎ出八船たけ吾見し子等が目見はしるしも

マム(馬武) [人]

釋 齊明朝に入洛した津輕の大領〔紀〕。夷人であるから名の義を明にし得ぬ。

マムセイ(滿誓) [人]

釋 萬葉作家。沙彌とある。俗名は笠朝臣麻呂といひ、華濃守、尾張、三河、美濃三國の按察使、右大辨等を歴任し、從四位上に叙せられたが、



入道後勅を奉じて筑紫に觀世音寺を建立した〔續紀〕。

マムダ(茨田)〔地〕

原 マン(芒)タ(田)。

曼は芒の字音であるが、必しも支那語を輸入したのではなく、上古我國でも芒をマムと稱へたのであらう。國語と支那語とが同源から出た例は少くはない。芒はハリ(刺)のことで、イバラ、ウハラ(茨)もまたハリから出た語であるから(其項下参照)、マムが茨の意に用ひられたのは當然で、茨のある田といふ意を以てマムタと稱へたのであらう。

和名抄河内國茨田(萬牟多)郡とある地。今の北河内郡中淀川沿岸地域である。上總の望陀(又は馬來田)、武藏國荏原郡滿田(和名抄)も之と同語である。——ウマガタの項下参照。

マムダ(茨田)の王

萬葉作家。中務大輔とある。續紀によれば天平十八年宮内大輔となり、翌年越中守に任ぜられた。系不明。

マムダ(茨田)の堤

仁徳朝に秦人を役して造られた堤〔記、紀〕。淀川の水の汎濫を防ぐ爲のものである。此堤に雁が卵を産んだといふ傳説がある〔紀〕。——記には之を日女島のこと、記されて居る。

マムダ(茨田)の皇女

繼體天皇の皇女、御母は坂田の廣媛〔紀〕。記に田耶女とあるを正し

とすべきで(其項下を見よ)、茨田の關媛の出なる茨田大娘皇女とまぎれたものと思はれる。

マムダ(茨田)の皇子

用明天皇の皇子〔紀〕。御母は間人皇后とある。茨田連が奉仕したから名を貰はれたのであらう。記には此皇子の名が見えぬが、殖粟王の次に四柱とある數から推察すると之を逸したものと思はれる。

マムダ(茨田)の三宅

仁徳朝秦人を役して作つた屯倉〔紀〕。上記茨田の堤を造られた結果であらう。

マムダ(茨田)の連

彦八井耳命(神武皇子)の裔〔記〕。天武十三年宿禰に昇格〔紀〕。姓氏録には彦八井耳命を神八井耳命の子としてある。

マムダ(茨田)の連サミマロ(沙美麿)

萬葉集二十卷に上總國防人部領使少目とある。

マムダ(茨田)の連ヲモチ(小望)

ヲモチは舊訓であるが、望が果してモチの假字に用ひられたかは疑とせればならぬ。

繼體天皇の妃關媛の父又は兄〔紀〕。名の義不明。

マムダ(茨田)のオホイラツメ(大娘)皇女

ツマヤは四阿の意ではなく、嬌屋を意味し、嬌屋の兩屋と韻を疊んだので、同一語を重ねたのではない。——アツマヤの項下参照。

マユ、マヨ(繭、蠶)

マは接頭語。ユ又はヨはイの轉呼であらう。イは蜘蛛の體內から出る纖維をいふにも用ひられ、イト(糸)の原語である。

神代紀一書に月讀尊に殺された保食神の遺體中眉から蠶を生じたとあり、又口裏に之を含むで糸を抽いたともある。恐らくは上代實際に行はれた方法であらう。其他蠶については他の一書に稚産靈の頂上に生じたとあり、記に大ゲツ比賣神の頭から發生したとせられ、魏志倭人傳にも蠶桑を産すとあるが、養蠶が大和に知られたのは仁徳天皇の御代のこと、傳へられて居る〔記〕。——マリノミの項下参照——其以前にも繭が利用せられたとすれば、恐らくは天蠶(柞蠶)のものであつたのであらう。

(萬二) たらちれの母がかふ蠶のマユこもり籠れる妹を見むよしもがも  
(萬二) つくば嶺のひ桑マヨの衣はあれど君が御けしあやに着欲しも

まゆかせらふも〔歌詞〕

ユカセラフはユカシの一活用形であらう。

ユカシは令(行)の意で心をやるといふことを心ユカシともいふのであるが、東國でマ(目)ユカセルと用ひ、ユカシガルことを表示したもののやうである。

(萬二) あすへから胸の行、このすあやはとも人つま子をマユカセ

繼體天皇の皇女、生母は茨田の關媛〔紀〕。母氏の姓を名乗られたのであらう。記には此皇女をあげて居らぬ。

マムダ(茨田)のシモ(下)の連

景行天皇の皇子櫛角別王の裔〔記〕。マムダのシモと稱へるのは上記茨田連と區別する爲であらう。姓氏録には同じ天皇の皇子息前彦大兄磯城命の後として茨田勝をあげて居るが、勝は皇別が名乗るべきカバネではないから、蕃別の茨田勝(吳主孫皓の後と稱する)の一支が祖先を皇室に假託したものとおもはれる。——オキクマの彦人大兄ミヅキの命の項下を見よ。

マメ(大豆)

原 マはマル(丸)、タマ(玉)の原語、メはミ(實)の轉呼。

和名抄に大豆をマメと訓してあるが、大豆には限らず、豆類は皆マメと呼ばれたものと思はれる。丸い實といふ意であらう。

マヤ(兩下)

マは兩、ヤは屋の意。兩屋翼よりなる家即ち切妻屋根の家をいふ。和名抄に兩下唐令云庶人門舍不得通二門兩下、辨色立成云兩下麻夜とある。我上代に於ては之に反し、宮殿も皆兩下(切妻)であつたことは今も神宮に於て之を見る通りである。之に對して四注をアツマヤとよび、多くは小屋を葺くに用ひられた。

和名抄箋註に狩谷掖齊が眞屋の義で美稱であると説いたのは誤である。又催馬樂に「アツマヤのマヤのあまりの雨そ、ぎ我立ちぬれぬ」とあるマヤをアツマヤの省約と解するものがあるが「眞淵、宣長等」、此ア



マユトジメ(眉止之女)

催馬樂に「眉止之女」といふ曲があり、「大みきわかせやマユトジメ」と詠まれて居る。嘉禎本にはオホミキワカセの下に藤家説オホミキマキレとあり、抄にはミクサトリカへとある。守部は中古女人が眉をぬく風習があつた故に、マユのあるものをマユトジメというたと説いたが納得が行きかぬ。恐らくはマヤ刀自女の意で、神に奉仕する清浄な女性即ち忌子のことであらう。トジの項下参照。

マユミ(真弓)

普通の弓をいふ。上代にはアツサ弓、ハジ弓、ツク弓等色々な種類があつたから(各其項下参照)、之と區別する爲に真弓というたので、マナ(魚)、マナ鶴、マナ井など、同例である。後世マユミの木で作つたからマユミといふと解くのは本末轉倒で、マユミといふ樹名は後記の如く弓材から出たものやうである。

マユミ(檀) [植]

衛矛科に屬する亞喬木で、真弓の材料となるが故に此名を負つたものやうである。古來檀の字をあて、和名抄にも之にマユミの訓を與へて居るが、檀は強韌なる木材で、弓になるべきものではない。禮記に檀弓といふ編名があるので弓材と誤解せられたのかも知れぬが、其は魯人の名である。

出(萬七)みなふちのほそかは山に立つマユミ弓つかまくまで人に知らえじ

マユミ(檀弓、檀、真弓)の崗(丘)

皇極天皇の御母吉備姫王を葬つた地(紀)。高市郡坂合村大字真弓といふ地にある。草壁皇子の御陵も亦此地に存し、真弓丘陵と稱へられるといふ(諸陵式)。此皇子の哀悼歌中にも次の如く詠まれて居る。

(萬) いかさまに 思ほしめせか 由縁もなき マユミの岡に 宮柱 太しきまし(空)

(同) 外に見しマユミの岡も君ませば常つ御門ととのゐるかも  
(同) 鳥くら立てかひし雁の子すだちなばマユミの岡に飛びかへり來む

播磨國飾磨郡小川里にも應神天皇の御狩のとき弓の折れた地と稱するマユミの岡(檀坂ともある)がある(風)。いづれもマユミの木が生ひたから名を負つたのであらう。

マヨガキ、マヨビキ(咏)

原 マヨはマ(目)ヤ(屋)の轉呼。

目の屋の意を以て眉をマヤ(マヨ、マユ)といひ、顔料を以て之を濃くかきそへたものをマヨガキとも、マヨビキともいふのである。

出(應神天皇御製) 三粟の 其中つ土を かぶつく 眞火にはあてず  
マヨガキ 濃にかきたれ(記)

(仲哀紀) 譬如美美女味二有<sub>二</sub>向津國<sub>一</sub> 咏此云<sub>二</sub>麻用弭根<sub>一</sub>

マヨヒ(亂) [動]

間寄るといふ意。ヨヒはヨリ(寄)と同義で行爲を意味する動詞である。和名抄にも紙は繕欲<sub>レ</sub>壞也、マヨフ一云、ヨルとある。

出(萬七)今年ゆく新きき守が麻ころも肩のマヨヒは誰か取見む

マヨワ(目弱)の王 又は マユワ(眉輪)の王

眉輪はマヨワの假字であるかも知れぬ。

大草香皇子(仁德天皇の御子)の遺兒(紀、記)。父の讎として安康天皇を弑害したが故に誅せられた。名の義については石炭螺の和名をマヨワといふから(和名抄)、之に因んだのであらうといふ説もあるが、此特種の貝の名が其當時一般に知られて居たとは思はれず、之を取つて名とするが如きは有り得ぬことやうに思はれる。或は眉輪が正字で、眉の形によつて名を負はせたのかも知れぬ。

更に案するに目弱はマワカ(眞若)の假字で、マワカの王は幼王の意であつたのをマヨワと誤讀し、更に眉輪と轉寫したのであるかも知れぬ。筆誅の意を以て不祥の假字を用ひた例は記紀其他の古典には極めて多いから、此王子の大逆を惡んで眞若を目弱と書いたこともあり得べきである。

マヲ(閑、玉莖)

靈異記(中卷第十一條)に閑は萬良と訓してある。和名抄には玉莖楊氏漢語抄云、閑破前一云麻良とし、靈異記の閑は閑字也と註してある。案するに男子の呼稱マロ(麻呂)といふ語から轉じたのであらう。

マリ(毬)

原 マル(丸)の轉。

打毬のことは皇極紀にはじめて見える。其ころ輸入せられた遊戯であらう。

マリ [動]

原 モリ(漏)と同語。但しいづれを原語とも定められる。

漏の義であるが、古は他動即ちモラシの意にも用ひられ、排泄、放出をもマリというたやうである。例

(記上) クソマリ(屎麻理)

(同) ユマリ(尿)——ユマリ、イマリとも轉呼せられる。

和名抄に嘔吐をタマヒと訓したのもタマリ之音便であらう。タグリ(吐)ともいひ、タはツ(唾)の轉呼である。

マリコ(椀子)の皇子

原 マロコと同義。——其項下を見よ

語義上同名の皇子のあることは敢て異とするに足らぬ。紀には次の三柱をあげて居る。

(一) 繼體天皇の皇子、御母は三尾の倭媛(紀)。三國公の先とある。——記には丸高王とせられて居る(マルコの項下参照)。

(二) 宣化天皇の御子殖葉皇子の一名(紀)。

(三) 欽明天皇の皇子、御母は蘇我のキタシ媛(紀)。——記には麻呂古王とある。

マリコ(椀子)の連 (逸名)

孝徳朝の循吏(紀)。マリコ(丸子)は陸奥安積郡、宮城郡の郷名にも見え(和名抄)、續紀には陸奥の人で丸子連と稱するもの數名をあげ、後記の如く相模及常陸人にも此名があるから、東國に在住した一部族名と思はれる。延暦年間大伴安積連、大伴山田連などいふ姓を給はつ







う。聞コシメス(目爲)と聞コシナスとが同義に用ひられるもの之によるものと思はれる。自分のことにミをつけるのは後世の觀念から不都合のやうであるが、タマフが自他兩様であるやうに、古の敬語は叮嚀にいふことであるから、往々自他いづれの場合にも用ひられた。その例は今口語にも少くはない。例へば「御飯」お送り申上げる」の如き類である。

マラシカ(眞男鹿)

マは接頭語で單にチシカといふと同義である。或はサチシカといふこともある。

(記、上) 内二抜天香山之眞男鹿之肩一抜而

み

ミ(水)

水の原語。單語音は發音に不便であるから、ナ(接尾語ネの轉呼、ツ(道、津と同語)を添へてミナ、ミツとして用ひられるが、結合語に於ては尙ミの形を見ることが少くはない。例

- ウミ(大水)——海
- タルミ(垂水)——瀧
- ナミ(延水)——波
- ミグマリ(水配)——分水

ミ(身)(實)(肉)

原義は「身」又は「實」で、轉義により「肉」の意にも用ひられる。カラ(幹、莖、空)に對立する語で、身の意に於てはムとも轉呼せられる。獸肉はシ又はシシともいふので、單にミといへば果實又は魚介の肉と了解せられる。シジミ(蜆)、シタタミ(細螺)、ムキミ(剥身)等は皆此意によつて號けられたものやうである。

ミ(箕)

原(モ(裳)から分化したのであらう。ヒ(篋)は其轉音とおもはれる(ヒ、ミ相通)

和名抄に説文を引いて箕和名美、除(糞)米器也とあるが、物を量る器にも用ひられたと見えて、神代紀に銀三作新鈎三盛三一箕而與之とあり、今も箕ではかるほどといふ語を物の多い譬に用ひる。又神武紀に弟猶が箕を被つて老嫗に扮したとある所を見ると、女の被りもの、用にも供せられたとおもはれる。之によつて昔の箕がどのやうなものであつたかが略々想像せられる。即ち蓆やうのものを二つに折り一邊を綴ちあはせたものと考へれば大差はあるまい。獵師の用ひる山頭巾は其で、米を簸るにも物を計るにも供用したのであらう。其長いもの(伸びたもの)をミノ(蓑)と稱へたのは至極當を得て居る。

ミ(箕)谷

播磨國賀茂郡鴨里の地名「風」。大汝命が箕を置いた所とあるが、三谷又は御谷の意か、或はミは單なる接頭語であつたかも知れぬ。

ミ(箕)の丘

播磨國飾磨郡伊和里の地名「風」。名の所由として大汝命の舟が難破したとき箕が落ちた所を箕形丘といふとあるから、ミカタの丘とも稱へられたのであらう。

ミアラカ(御舎)

原 アラカはアリカ(在所)の轉呼。

御在所の義。神の在所及貴人の邸宅を意味し、ミヤ(御家)と同義語として用ひられる。

ミウマカヒ(御馬甘、飼部)

訓 ミマカヒと發音したかも知れぬ。

神功皇后が新羅を征討せられた時、其國王が畏れ慄みて天皇の命のまゝに御馬甘となるべしと申上げたので、此國を御馬甘と定められた。「記」。紀には伏爲飼部とある——ウマカヒは馬飼の義であるが、こゝでは奴隸の意に用ひられたので、實際に馬を飼ふことをいうたのではない。之を賤職としたことは此時代以前には見えぬが、續紀十五卷に免天下馬飼雜戶人等、因勅曰、汝等今貧賤人之所耻也云々とある。新羅にも之を賤しむ風習があつたので國王が此語を用ひたのであらう。若しさうでないとするれば後世の思想を上代に及ぼして述べたものとせねばならぬ。何となれば我國の御馬飼部は神功皇后の御代にはまだ設定せられて居なかつたと信すべき理由があるからである。

ミウラ(御浦)の郡

持統天皇六年相模國司が此郡で獲た赤鳥を獻じたとある「紀」。和名抄に相模國御浦郡とあり、今の三浦郡である。

ミウラ(御宇良)崎

相模國三浦三崎をいふのであらう。ミウラ、ミサキのミはいづれも接頭語である。

(萬二) 芝付の御宇良崎なるれと、草逢見すあらばあれこひめやも(三三六)

芝付を地名とすれば相模國御浦郡には之を求め得ぬが(類聚集には「國不知」とある)、シマツキ(鳥次)の意であらうとおもはれることは其項下に述べた通りで、ミウラ崎と此島がつづいて居ることをいふのであらう。

ミオキ(見置)山

播磨國讃容郡の地名「風」。ウナ姫及クハ姫を送り還した處を見置山と名づけたとあるが、説明が足らぬやうである。

みおびのしづはたむすびたれ

「御帯の倭文布結び垂れ」の意。倭文布は綵布である(其項下参照)。此は第四句のタレ(誰)をいひ起す序であるが、此頃の貴人は綵布の帯を結び垂れて居たものと思はれる。

(武烈紀影姫の歌) 大君のミオビのシヅハタ結びたれ誰やし人もあひ思はなくに

ミオモ(御母)